

秘密保護法を強行採決

政府、地公給与引き下げを強要



国家の機密情報を漏らした者に罰則を科す特定秘密保護法が成立した。国会周辺では、法案に反対する市民団体がデモや抗議行動、道内でも反対運動が広がった。(写真、連合北海道、北海道平和運動フォーラム)

ム共催でデモ行進、2013年11月18日)

7月の参院選は民主党が大敗したものの、組織内比例代表相原久美子と道選挙区小川勝也はそれぞれ再選を果たした。

自民党は、前年の衆院選で「公務員総人件費の年間2兆円削減」を公約、安倍内閣は地方交付税の減額で地公給与の引き下げを強要した。人事院も2005年に続き、再び公務員給与制度の見直し検討に着手した。

道本部は、都市交と組織統合を実現。また、自治労共済と全労済は2007年の統合協議から7年が経過、完全組織統合を果たした。

2013[平成25]年

国内外の動き

- | | |
|---|--|
| 1. 22 黒田東彦氏、日銀総裁に就任、無期限金融緩和を導入、金融緩和、財政出動、成長戦略「3本の矢」アベノミクス始動 | 選挙法が成立 |
| 1. 30 安倍首相、国会で憲法改正に初言及、96条の改正めざす | 5. 13 橋下徹大阪市長「慰安婦制度は必要だった」「米軍、風俗業活用を」と発言 |
| 3. 14 習近平、中国国家主席に就任 | 5. 24 社会保障と納税をひとつの番号で管理するマイナンバー法成立 |
| 3. 15 安倍首相、TPP交渉参加正式表明 | 6. 19 障害者差別禁止法成立 |
| 4. 1 老齢厚生年金の報酬比例部分、支給開始年齢を段階的に65歳に引き上げ開始 | 7. 21 参院選投開票、自・公安定多数、衆参のねじれ解消、民主、結党以来最低の17議席 |
| 4. 16 水俣病、最高裁が患者認定 | 8. 7 福島第1原発、汚染水深刻に |
| 4. 19 インターネット選挙解禁、改正公職 | 9. 7 IOC総会で安倍首相が原発を「アンダーコントロール」と説明 2020 |

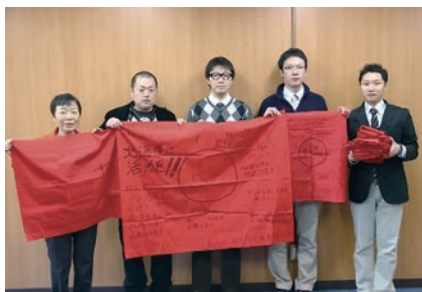
- 10. 1 年五輪パラリンピック東京開催決定
消費増税、14年4月実施、5%から
8%に
- 11. 23 中国が尖閣上空に防空識別圏、日本
政府「わが国固有の領土を含み、全
く受け入れられない」と抗議

- 12. 6 特定秘密保護法成立、安全保障の機
密漏洩の公務員に厳罰強化
- 12. 19 徳洲会5000万円事件で猪瀬都知事辞
任
- 12. 27 仲井真沖繩知事、辺野古埋め立て承
認

2013[平成25]年

道本部の動き

- 1. 11-12 道本部春闘討論集会、川村雅則
北海学園大准教授、官製ワーキング
プア、労働運動、公契約で講演
- 1. 22 峰崎直樹元参議・前内閣官房参与の
20年、歴代委員長が芳う会
- 2. 5 道本部結成50周年記念レセプショ
ン、ポールスター札幌で開催、歴代
委員長、組織内議員、退職者、組合
員など400人
- 2. 6 道本部臨時大会、都市交との組織統
合確認、参院選で相原・小川の再選
に総力
- 2. 17 自治労社会福祉協議会ネットワーク
北海道設立総会
- 3. 5 道本部自治体財政セミナー、逢坂前
衆議が「民主党の地域主権改革」で
講演
- 3. 11 さようなら原発北海道集会在札幌、
フォトジャーナリスト豊田直巳さん
が「フクシマ原発罹災〜ファイナ
ダーの向こうとこちら」講演
- 4. 12 公務労協、春闘中央集会、日比谷野
音に全国から5000人、瀧口道本部青
年部長ら相原参議に撒布届ける（写
真）



- 5. 7 五十嵐元衆議が逝去、87歳
- 5. 28 相原参議が議員立法をめざす臨時・

- 非常勤等職員に手当支給を可能にす
る地方自治法の一部改正法案、6野
党共同で提出
- 5. 31 道本部中央委員会、都市交との組織
統合の協定書、自治労共済は全労済
と完全統合を確認 **6. 1** 自治労
共済道支部と全労済が完全統合
- 6. 22 泊原発の再稼働断念、大間原発建設
中止求め「さようなら原発」北海道
集会
- 7. 21 参院選投開票、相原再選、小川4選
- 8. 8 人事院、給与改定なし「給与制度の
総合的見直し」を報告
- 8. 26-28 自治労大阪大会、書記長に中川
町職労出身の川本淳を選出
- 8. 26 「劇場型政治」に終止符、自治の未
来取り戻す大阪集会、自治労大会参
加者2000人が結集
- 8. 30 道本部ホームページ「単組・組合員
専用ページ」リニューアル
- 9. 26-27 道本部大会「脱原発、自治体財
政確立を求める決議」採択
- 10. 5 さようなら原発北海道集会在いわな
いに1500人、倉本聡さん発案の泊原
発風船プロジェクト
- 10. 10 道本部賃金担当者会議、国公給与削
減の地公への影響遮断を確認
- 10. 19 やめるべ大間原発！さようなら原発
青森・北海道合同集会、大間町で開
催、北海道から200人、総勢600人が
結集
- 11. 18 特定秘密保護法の廃案を求める緊急
集会に250人、大通西4丁目
- 12. 4 連合北海道と民主党道連共催「解雇
の自由化反対！生涯『派遣』に異議
あり！特定秘密保護法案の即時廃案
集会に800人

1 一國公並み給与削減反対のたたかい

自民、政権復帰公約に公務員給与削減

安倍内閣は2013年1月24日、12年の人勸で勧告されていた高齢層職員の昇給抑制^①について、14年1月1日から実施するとともに、



2013春季生活闘争第2次中央行動 集会には5000人が参加、東京駅までデモ行進=2013年4月12日、東京・日比谷野外音楽堂

地方公務員も国に準じた措置を講じ、加えて国公の臨時特例減額措置^②と同様の措置を要請することを閣議決定した。

自民党は政権に復帰した前年の衆院選で、「公務員総人件費を国、地方合わせて年間2兆円削減」することを掲げていた。まさに公務員労働者敵視の公約であった。

この2兆円の主要なターゲットは、地方交付税などの減額を通じた国公の臨時特例減額措置の反映による地公の給与削減だった。13年予算編成で国公給与削減措置に加え、地方にも同様の措置を要請、地方交付税を減額（6千億円）する方針を示したのである。

地公給与引き下げ強制に反対

このような安倍内閣の地公給与引下げ攻撃に対し、公務員連絡会・自治労は反対する姿勢を明らかにし、地方で自主的に決定すべくたたかいを強化していく方針を確立した。一方、全国知事会などの地方6団体も地方

① 2012年「2-55歳以上の昇給停止、退職手当削減」参照。

② 東日本大震災の復興財源にあてるため2012年から2年間、平均で7.8%引き下げる内容。



高橋知事は国に準じた給与削減を地公三者に提示、不当性を訴え撤回を求めた＝2013年6月10日、道庁東側前庭

への強制に反対し、政府、政党要請、国と地方の協議の場の開催、マスコミへの積極的発信をおこなった。

自治労本部は、春闘および春闘以降の具体的な山場として、4月、5月に2波にわたる闘争ゾーンを配置し、全国的なたたかいを展開

することとした。

これを受けて道本部は次のとおり基本方針を確認し、閣議決定を強行した政府に対する抗議行動を皮切りに、これ以上の給与削減を行わせないたたかいを展開した。

- ① 公務員労働者の賃金労働条件決定システムが政治に翻弄される中、政権にしっかり対峙して労働組合としての役割を果たす。
- ② 連合北海道などとともに、地方自治の確立と地方財政の確保にむけた運動展開を進める。
- ③ 自治労・公務員連絡会への結集を強め、春闘期および春闘期以降のあらゆる抵抗闘争を職場から徹底する。
- ④ 新たな給与削減は許さず、全国的な規模の取り組みに拡大させながら参議院選挙勝利の展望を切り開いていく。

「国どおり削減しない」道内半数超える

具体的には大型はがきなどの取り組みをはじめ、4月26日に全国統一行動、6月議会前の5月31日までを第2次闘争ゾーンに設定して、削減反対のたたかいを各自治体段階から粘り強く取り組んだ。

本部指令に基づく地方公務員給与の一方的削減反対大型ハガキの取

り組みは、公務労協
91万1163筆、うち自
治労60万3917筆、う
ち自治労道本部11万
7289筆（196単組）
を集約した。組合員
1人5筆の目標から



国に準じた給与削減反対！スト当日の早朝までもつれ込み
提案を一部圧縮・修正させた地公三者共闘最終副知事交渉
＝2013年6月11日午前8時、道庁内

するとまだまだ不十分な結果であったが、全国的な取り組みが低調に推移したことを踏まえると一定の成果を上げたものと評価できる。

道内の6月末時点での妥結状況は、国からの要請に基づく削減を行わない単組が半数を上回る104となった。一方、削減提案を受けて妥結した61単組（自治体）でも、その多くは当初提案を大幅に圧縮させ、国の要請どおりの自治体はなかった。

厳しい情勢下でありながらも、理不尽な政府・自民党の攻撃に対して一矢報いるべく、単組段階から粘り強くたたかい抜いてきた成果であった。以降、削減反対のたたかいは年末の賃金確定闘争や翌年（2014年）の春闘期などのたたかいへと継続し、長期的なたたかいとなっていくた。

2－安倍政権下の春闘・賃金確定闘争

13春闘 定昇をめぐる攻防

2013国民春闘は、政府が民間企業に対し労働者の賃金引き上げを要請^①したことの影響もあり、多くの企業がベースアップまでは行わないものの定期昇給を確保し、一時金に関しては大手組合が満額回答を出すなどの結果

① 安倍首相が2013年1月発表の緊急経済対策のなかで経営側に賃上げを求めている。本格的にはこの年の9月の第1回労使会議で2014春闘に向け経済界に賃上げ要請したのがはじまり。「官製春闘」ともいわれた。2016春闘まで続いた。

となった。

連合の集計では、例月給与が平均賃金方式で引き上げ率1.74%、前年対比6円減、0.00%となり、同一組合との比較においては74円、0.02%の微増という結果となった（ほぼ前年と同傾向）。

一方、一時金について、連合集計で夏2.09月（前年比0.01月減）、夏・冬では4.57月（前年比0.21月増）となり、民間大手組合の満額回答の影響が明確に出る結果となった。

13年人勧 月例給、一時金改定なし

民間調査を終えた人事院は8月8日、官民較差が76円（0.02%）と小さいことから月例給与を改定せず、一時金も民間の支給割合3.95%と均衡しているため改定しないと報告した。あわせて、給与制度の総合的見直し^①の検討を表明したほか、配偶者の海外転勤等に伴う休業制度を措置する意見の申し出を行った。

しかし、臨時特例減額措置前の水準と比較した場合、減額後は月例給与と29,282円7.78%の較差。一時金は3.56月と0.39月下回っていた。第三者機関である人事院が政府側の一員であるがごとき姿勢で勧告を見送ったことは厳しく糾弾されなければならない。

また、給与制度の総合的見直しも、公務員の給与構造の改革が完了し



道人勧の勧告目前、厳しく追及する地公三者共闘の道人事委員会交渉＝2013年9月19日、道庁別館

① 2005年の「地域給与・給与構造の改革」に続き「地域間」「世代間」の給与配分のあり方について「さらなる見直し」を示唆したもの。

てわずか2年しか経過していない中で、制度的な検証も十分に行われずに新たな見直しを行うのは拙速と言わざるを得ないものであった。特に、地域間の配分の新たな較差は政権与党の要請に応えるための恣意的なもので、労働基本権制約代償機関としての役割を放棄するものであった。

9月に入り札幌市人事委員会、10月には北海道人事委員会が、一部に独自性を盛り込んだ内容でそれぞれ勧告（報告）した。

札幌市人事委員会は、月例給の公民較差の解消に自宅住居手当の削減と給料表の減額をあてた。一時金は改定を見送り、高年齢層職員の給与制度の見直しは検討との表現にとどめた。給与制度の総合的見直しについては報告で触れなかった。

北海道人事委員会は、①月例給、一時金ともに改定なし、②再任用職員に単身赴任手当および住居手当を支給、③獣医師の人材確保のため、初任給調整手当の支給限度額を引き上げるなどの勧告を行った。

賃金確定期のたたかい

勧告を受けて地公三者共闘は、独自削減の停止を勧告しなかったことや給与削減前で839円(0.21%)の較差があるにもかかわらず改定がないことなどから抗議の声明を発表し、1月20日に1時間ストライキを配置、2013賃金確定闘争に全力をあげることを確認した。



多くの組合員が結集した地公三者共闘昼休み総決起集会＝2013年11月19日、道庁東側前庭

その後、人事院の報告を受けた政府は、9月27日に給与関係閣僚会議を開き国家公務員給与、一時金の改定は行わないことを確認し、11月15日に同様の閣議決定を行った。同時に、14年3月での臨時特例減額措置の終了を確認する一方「給与制度の総合的見直し」への着手に言及した。

こうして賃金確定闘争は、国公の臨時特例減額措置の地公への波及の遮断をはじめ、現給保障措置^①の継続や55歳以上職員の昇給停止、高年齢層職員の昇格制度の改悪など11～12年人事院勧告の継続課題、雇用と年金の接続にむけた対応、臨時・非常勤等職員の処遇改善等の課題解決を最重点に位置づけて、たたかいを進めていくこととなった。

確定闘争の成果と課題

地公三者共闘は、11月20日未明まで交渉を続けた。その中で国からの要請に基づく削減が7月から上乘せされたため、地方交付税が確定した時点で38億円増額されていたことを追及し、最終的に4月から6月分の削減を一定程度圧縮させることができた。

さらに、55歳以上の昇給停止は1年遅れの2015年1月からの実施、現給保障措置は職員の実態を踏まえ引き続き協議するなどの回答を引き出し、賃金確定期のたたかいは収束した。

さらなる独自削減の圧縮や査定昇給等の課題などについては、引き続き14年度当初予算編成期のたたかいへ移行した。

道本部は、国公給与削減の地公への波及問題と同時に地方自治体の財政確立にむけて、首長や議会議長への要請行動を取り組んできた。13年12月18日現在、首長・議会議長に対しては122自治体、給与制度の総合的見直しに対する首長への要請行動も124自治体において取り組むことができた。一部地域では、他の地公産別や連合などとの連携が難しかったところもあったが、多くの自治体で実施できたことは今後の取り組みにつながる一定の成果であった。

^① 2005年の「地域給与・給与構造の改革」に伴う新旧俸給表の差額の保障措置。道人事委員会が廃止勧告したが、独自削減により高齢層で大幅な賃金引き下げとなっていた。

一方、国からの要請に基づく地公給与削減については削減を許していない単組において6月議会前のヤマ場以降、9月議会、12月議会の節々で粘り強い交渉を進めてきた。登別市や浦幌町など数自治体において提案の動きがあったものの、98自治体がこの時点で国からの要請に基づく給与削減を行わない姿勢を堅持することができた。

3－参院選 相原再選、小川4選

復活した自公政権とのたたかい

参院選は、復活した自公政権の反動的な政治姿勢や政策を厳しく問う選挙であった。また、自治労組合員にとっては、地方自治の根幹を揺るがす偏狭で中央集権的かつ新自由主義的な安倍政権の暴走に歯止めをかけるたたかいであった。そのために、民主党の参議院における第1党の確保と自治労組織内で道本部出身の比例代表相原久美子の再選と、道選挙区小川勝也の勝利をめざす極めて重要なたたかいであった。



道本部臨時大会での推薦決定後、決意表明する小川参議＝2013年2月6日、自治労会館

政権の座に復帰した安倍首相は就任後、経済政策アベノミクスを掲げた。新自由主義的経済政策を最優先課題とした「大胆な金融政策」「機動的な財政政策（公共事業）」「成長戦略（規制緩和）」の3本の矢によってデフレ経済からの脱却をめざすとした。

また、その一方で、自助・自立を口実とした社会保障費の削減、民主党が行った地方分権推進を目的とした一括交付金制度の廃止を打ち出した。さらに地方公務員給与削減を前提とした地方交付税の減額^①を強行した。

① 通常は、「各都道府県人事委員会の給与水準引き下げ勧告」があれば、給与関係経費の圧縮に伴い地方交付税も圧縮されるが、2013年は国公特例削減に伴い、人事委員会勧告（道人勧は給与改定無し）によらず、国公給与をもとに地方交付税を算出。給与関係経費として約8504億円削減（圧縮）された。

改憲、原発推進を許さず

さらに、「国益を守る」という漠然としたスローガンのもと、憲法改正の発議要件を緩和するために憲法96条改正^①をめざし、憲法9条改悪、国防軍創設、集団的自衛権の行使を目論んできた。まさに、安倍政権下で平和主義が脅かされるばかりか基本的人権や国民主権などの基本原則を脅かす可能性がより一層明確になったのである。

特に、喫緊の課題である福島第1原発事故処理では、対応に遅れが生じ、未だ収束していないにもかかわらず原発再稼働に意欲を示した。あろうことか成長戦略の一環として原発輸出を積極的に推進するなど、非常識かつ無責任、道義的にも許されない政権が誕生したのである。

道本部のたたかい

具体的な取り組みとしては、広報宣伝対策として機関紙「自治労北海道」を活用しての「あいはら特集号」や「家庭版」の発行をはじめ、解禁となったインターネットによる選挙運動を道本部ホームページで展開する中で、組合員と家族を中心に「あいはら」の知名度の浸透、公約（制度政策）の周知をはかった。



道本部中央委員会が推薦状を受けとる相原参議
=2012年2月、自治労会館

また、すべての地本において政治学習会を開催し、政治活動の意義と重要性、法令順守、自公政権の問題点などについて確認し、参院選の理解を深め合うべく取り組みを進めた。

さらに、町村連では独自に機関紙を発行し、女性部でもハガ

^① 憲法改正の手続きについて定める条項。憲法改正は「各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない」とし、承認は「特別の国民投票又(または)国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする」と定めている。自民党や日本維新の会などは、発議要件を過半数に緩和することを主張している。

キサイズの「あいくみカード」を作成、相原参議が掲げる制度政策の周知と取り組みを強化した。

民主党、最悪の結果

開票結果は、残念ながら前年12月の衆院選に引き続き自民党の圧勝を許すこととなった。自民党は、公明党と合わせて、参議院の定数242議席の過半数を上回る135議席を確保した。

また、大きな焦点となった「ねじれ国会」の継続はならず、2007年の参院選以来6年振りに解消される結果となった。

民主党は、前勢力の86議席から59議席にとどまり、前年12月の衆院選に続いて1998年の結党以来最悪の結果となった。投票率は、全国が52.61%で前回比(57.92%)で5.31ポイント下回り、過去3番目の低さとなった。道内は、54.41%で前回比(61.89%)で7.5ポイント下回り、過去4番目の低投票率となった。

道選挙区、前回票大きく下回る

道選挙区は2人区に6人が立候補したが、民主党は候補者を現職の小川勝也1人に絞ってたたかった。

結果は、次のとおりであった。

伊達忠一(74歳)	自 民	90万3693票
小川勝也(50歳)	民 主	58万3995票
浅野貴博(35歳)	新党大地	35万2434票
森 英士(35歳)	共 産	27万2102票 (得票順、主な候補者)

小川勝也は当選したものの、前回の参院選で獲得した約102万票から大幅に減らした。トップ当選した自民党・伊達忠一には約32万票の大差をつけられたことから、全国の状況と同様に民主党に対する有権者の失望と嫌悪感が依然として根強かったことが明らかとなった。

相原久美子は再選果たす

比例代表は、北海道では自民党が73万3066票(得票率30.18%)でトップ。次いで民主党40万8021票(同16.8%)、公明党が34万5704票(同14.23%)、

新党大地が28万4878票（同11.73%）、共産党が26万1323票（同10.76%）、みんなの党が15万3752票（同6.33%）、維新の会が14万6050票（同6.01%）、社民党が3万9405票（同1.62%）であった。なお、道内における民主党の得票率（16.8%）は3年前の得票率（39.49%）の半分以下となり、前年（2012年12月）の総選挙における比例得票率（17.76%）をも下回った。



2期目当選を果たした相原参議＝2013年7月23日午前2時、東京・自治労会館

組織内候補の相原久美子は、全国で23万5636票（前回50万7787票）を獲得し民主党の中では3位の得票で再選を果たしたが、得票を前回の半分以下に大きく減らした。北海道での得票も、3万3611票で6年前の7万4147票から約4万票減らす厳しい結果となった。

2期目となる相原久美子のたたかいは、予想を超える民主党批判の影響を受け、組合員相当数を上回った道内自治体単組は残念ながら48単組にとどまった。一方、支援産別として、これまでの全開発、森林労連、全水道、全労金に加え、新たに運輸労連と私鉄総連の一部、全建総連、全自交労連など多数の産別からの支援を受けることができたが、得票結果からみてこれらの産別からの支援がなければ、再選も危機的な状況であったといえる。

インターネット選挙が解禁

公職選挙法改正により、この選挙戦からインターネットを利用した選挙運動が解



インターネット選挙解禁後の全国情報宣伝セミナー（北海道から9人参加、基礎的な機関紙づくりの分科会でも取り上げた。講師は谷川教宣部長）＝2013年4月、東京都内

禁となった。各政党や候補者の積極的な活用によって投票率の向上が期待されたが、思ったほどの成果が出ずその効果を疑問視する声が出た^①。

しかし、今後インターネット普及率がさらに上昇していくことを考えると、今後の選挙運動における情報発信の重要な手段となることは明らかであり、その積極的な活用が不可欠となった。

4 ー都市交との組織統合が実現

都市交との組織統合が長期の統合協議を経て、1月31日～2月1日の自治労本部第85回臨時大会で正式に決定された。

都市交との統合は、地域公共サービス労働者の総結集による地域セーフティネットの再構築や、自治体労働組合の組織強化・拡大の観点から議論が進められ、紆余曲折を経ながらも組織統合を果たすに至った。

道本部は、2月6日に開いた第54回臨時大会で組織統合方針を確認し、5月31日開催の第117回中央委員会において協定書の締結を交わしたが、それまでの間、本部段階の統合協議に呼応して、都市交単組（札幌市交通労働組合・函館市交通労働組合）との統合協議と個別対応を行

^① 東京選挙区から無所属で出馬し初当選した山本太郎氏は街頭演説に動画配信サービスを活用。1000本超の動画ライブに累計視聴者は100万人超、コメントは9万件に上ったとされる。また、みどりの党の比例代表候補もTwitterを活用し17万票の個人票を獲得して話題となった。



道本部中央委員会で都市交の仲間に組合旗を贈呈（写真左から田村雅志札幌交労委員長、高橋望道本部特別執行委員、山上委員長、角田晃教函交労委員長）=2013年5月31日、自治労会館

い、道本部の機関運営から組合費に至るまでの考え方を確認してきた。

都市交単組は、協定書締結の翌日6月1日から道本部組合員の権利を有することとなった。また、組織体制としては道本部現業公企評議会に都市公共交通部会を設置してスタートし、その後、2015年に名称を現業公企評議会から現業公企都市交評議会に改称した。

5 ー 自治労共済と全労済が完全統合

統合実現までの経過

6月1日、自治労共済道支部が全労済と完全統合した^①。この完全統合で全労済の規定・ルールに則って組織運営が行われ、全労済自治労共済本部が支部、県支部は「支所」となった。

① 自治労共済は加入者の減少、県支部間の格差拡大などの課題を抱え現状の延長線では中長期にわたり事業を継続することは困難と考えられていた。2007年、全労済から「共済生協の大同団結」を目的とした統合の申し入れを受け、議論を重ねてきた。統合に至る詳しい経過は「部門別小史」。

自治労・自治労共済は、2007年7月30日に全労済からの共済協同組合の大同団結を目的に「統合参加にむけた協議の申し入れ」を受けていた。完全統合まで6年の歳月を費やして統合した。



多くの担当者が出席した全労済への自治労共済マイカー共済移行説明会＝2013年2月8日、ホテルポールスター札幌

自治労および自治労共済は、全労済との統合協議にあたって「組合員の利益の確保」「単組・県支部への手数料・交付金の確保」「経営の健全性の確保」の3つの基本理念を示し

統合についての組織的な議論をスタートさせた。

その後、機関会議等で統合賛成・反対の議論が繰り返されたが、徐々に疑問点・不明点等の解消・解明が進み、統合の意義や必要性の認識が高まっていった。

そして、第81回自治労定期大会（2009年8月25～28日、熊本）において、自治労本部は全労済・自治労共済統合スキーム案とその評価を付したうえで、統合の判断基準として全労済財務基盤強化基本計画（2008年4月11日理事会決定）の着実な実行が見込めるとして、全労済との統合を提案、決定された。

この組織決定に基づき、全労済・自治労共済統合準備委員会が設置され統合の具体化が図られた。そして、第142回自治労中央委員会（2011年5月26～27日、奈良）および第108回自治労共済臨時総代会（2011年5月27日、奈良）において統合の最終確認が行われた。

2011年5月31日、全労済と自治労共済は「全国統合参加に関する協定書」およびその付随文書を締結し、6月1日をもって本部段階での統合が実現した。同日、全労済の支部である全労済自治労共済本部の設立代

表者会議が開催され、全労済自治労共済本部の設立、経営委員の選任が行われた。

また、2011年7月26日に、自治労共済第110回臨時総代会および全労済自治労共済本部第2回代表者会議が開催され、2011年度Ⅱ期事業計画および役員選出が行われた。

その後、2年間の過渡的形態で運営されてきた自治労共済県支部の全労済との完全統合が2013年6月1日付けをもって全国一斉に実施され、全労済自治労共済としての新たなスタートを切った。

全労済自治労共済事業を担う

統合に伴い、ごく一部の業務を除き自治労共済生協（単協）の県支部業務は全労済自治労共済本部の県支部に業務委託されることとなった。6月1日付けで道本部書記等11人（写真）が全労済に転籍し、三浦正一道本部副執行委員長は事務局長として出向した。

また、道本部書記局と全労済自治労共済道支部（総務係、事業推進係）は6月12日から別室となった。なお、損害調査職員は自治労会館3階（現第1会議室）と全労済北海道会館のサービスセンターに異動した。



6 一脱原発、秘密保護法反対のたたかい



岩内集会で「泊原発風船プロジェクト」実施、対岸には泊原発＝2013年10月5日、岩内町

原発推進にひた走る安倍政権とのたたかい

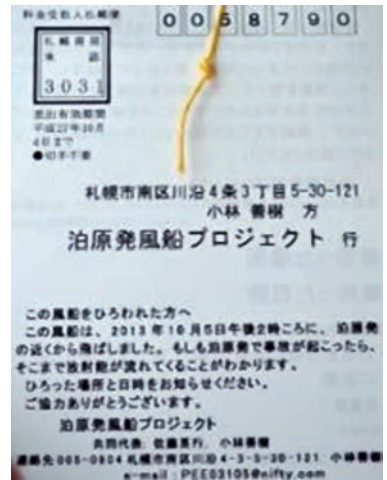
安倍首相はトルコ政府
と原子力協定締結に合意

するなど、原発輸出を加速させた。

2011年3月の福島原発事故発生以降、脱原発をめざす市民が国会周辺や主要都市、道庁前に毎週金曜日に自発的に集まり、自らの意思を示す行動が続いていた。安倍政権はそうした多くの民意や原発の危険性を無視し続けた。福島第1原発の事故処理が収束していないにもかかわらず、原発再稼働に意欲を示し原発輸出を積極的に推進しようとした。

こうした安倍政権の政治姿勢に対して、さよなら原発北海道集会（6月2日、札幌市1200人参加）同青森・北海道合同集会（10月19日、青森県大間町600人内北海道から200人参加）、幌延デー北海道集会（11月23日、幌延町800人参加）など多くの道民が反対の意思を表明した。

特に、「さよなら原発IN岩内」（10月5日、岩内町1500人参加）では呼びかけ人の脚本家倉本聰さん発案の「泊原発風船プロジェクト」でエコ風船を約1000個飛ばした。泊原発で事故が起こった場合、放射能が風に乗ってどこまで飛ぶかを検証した。風船には返信用はがきをつけ、拾った日時、場所の連絡を求めた（写真）。翌10月6日に旭川市、赤平市、当別町、同8日には東川町、同10日には札幌市内に到達したことが判明した。



安倍内閣、秘密保護法強行採決

道本部は2013年も北海道連合、道平和運動フォーラム等と連携し、憲法擁護、反戦、脱原発、平和運動へ積極的に参加した。

秘密保護法 成立



また、憲法9条をはじめとする平和憲法の理念を具現化するために、政府などに対して軍事力によらない安全保障政策への転換を強く求めてきた。

しかし、政権復帰を果たした自公政権により民主党政権時代の「高校授業料無償制度」が改悪され、「所得制限導入の検討」「朝鮮学校生排除」など国際人権規約にも反する

政策が推し進められた。

安倍内閣は、安全保障にかかわる秘密の漏えいに重罰を科す特定秘密保護法案を、10月25日に閣議決定、臨時国会に提出した。

外交・安全保障政策の司令塔となる日本版国家安全保障会議（NSC）設置に合わせて情報管理を徹底し、米国との情報共有を進めて安保体制を強化する狙いがあった。公明党との調整で、国民の知る権利や報道の自由への配慮が盛り込まれたが、秘密情報の範囲が不明確で拡大解釈が

可能であり、根本的欠陥は変わっていなかった。

法案は①防衛、②外交、③特定有害活動の防止、④テロの防止に関する機密のうち、特に秘匿の必要性がある情報を行政機関の長が「特定秘密」に指定し、漏えいした公務員らに最高で懲役10年を科すというもの。最大の問題は、対象となる情報の規定が曖昧なため、閣僚などが秘密指定の範囲を拡大し、都合の悪い情報をいくらかでも隠蔽（いんぺい）できる点にあった。

安倍首相は秘密保護法を自身が掲げる積極的平和主義に基づく安全保障政策の柱の一つに位置づけていた。積極的平和主義は、中国などに対抗するため、集団的自衛権行使を容認して日米同盟を強化し、日本が米国の軍事力を補完する役割を担おうとするものだった。その司令塔となるのが日本版NSCであり、米国NSCと情報共有を進めるため重罰規定を持つ秘密保護法の制定が米側からも要請されていたのである。

国の情報は国民の共有財産であり、それを基に主権者である国民は政策の是非を判断する。それが時の政権によって恣意（しい）的に隠されてしまえば民主主義は機能しなくなる。知る権利は、憲法が保障する基本的人権の一つである表現の自由に基づくものであり、治安維持法などで言論が弾圧され、日本が悲惨な戦争に突き進んだ歴史への深い反省から導かれたものであった。秘密保護法は、それをないがしろにし、国民主権や基本的人権の尊重という憲法の基本原則を脅かす悪法であった。多くの市民・労働者による反対運動が全国的に展開されたが、安倍内閣は強行採決、12月6日に成立した。

7 「ふつうに」男女がともに担う自治労運動

自治労が「男女がともに担う自治労運動」を産別統一闘争として進めてから2013年で12年が経過していた^❶。全国的には徐々に運動が進み女性

❶ 自治労本部は1994年度に女性の積極的参加を推進する「女性参加推進計画」、1995年度は「男



座談会後の記念写真＝左から大出書記長、結城委員長、松尾委員長、原委員長、2013年5月11日、自治労会館

役員が増えている。一方で、議論が不十分なことや女性の活動家育成も進んでいない現状が指摘されていた。

道本部は5月11日、自治労男女平等産別統一闘争を前に、道内の町村単組で女性が執行委員長を担っていた4単組のうち3人＝結城

みどり（斜里町労連）、松尾まゆみ（美幌町職）、原美夏（洞爺湖町労連）氏らを招いて、「男女がともに担う自治労運動」の座談会を開催した。

初めての試みであったが、大出彰良道本部書記長が聞き手となり、それぞれの委員長就任に至るまでの経過や不安に感じていること、実践したいこと、家庭の問題、さらに全道の女性組合員にむけての「ひとこと」



初の「男女がともに担う自治労北海道拡大推進委員会」＝2013年9月6日、自治労会館

女がともに担う自治労計画」を策定、道本部は1998年度第39回大会で「男女がともに担う自治労北海道計画」を決定している。2001年度には道本部に4人の執行委員、2002年度には初めて女性副執行委員長（相原久美子、札幌市職連）が登用されている。詳しくは「部門別小史」。

を語ってもらった。今後の自治労運動を「男女がともに」また、それが特別なことではなく、「ふつう」に担っていくための有意義な座談会となった。

また、道本部として、この年を「男女がともに担う自治労北海道運動」の新たなスタートと位置づけて、9月6日各地方本部の女性推進委員の参加を得て初の「男女がともに担う自治労北海道拡大推進委員会」を開催した。全道から30人（内女性18人）が参加した。

委員会は、自治労本部の青木真理子総合企画総務局長、東京都本部の樺山弘美政治政策局長の講演、網走と空知の推進委員会の報告を受けた。最後に藤盛推進委員長（道本部副執行委員長）が「男女がともに担う自治労運動」の一層の前進にむけて「この問題を否定する人はいない。動き出すことが大事だ」と集約し終了してきた。

8 一道本部が結成50周年記念レセプション

道本部は、1962年11月1日に全道庁、全市連、町村連が合流しスタートした。2012年11月でちょうど50周年を迎えた。翌年の13年2月5日に開催した臨時大会の前日、ホテルポールスター札幌で記念レセプションを開催した。

道本部の山上潔執行委員長は、「諸先輩の寝食を忘れた努力によって、多くの苦難を乗り越え、今日の道本部の組織・財政・運動が確立した」と振り返り、「次代を担う若い組合員のために、道本部運動の一層の前進をめざさなければならない」と決意を述べた。（写真）

来賓には、自治労本部の徳永秀昭委員長、高原陽二道副知事、小川勝



也参議、連合北海道の工藤和男会長、逢坂誠二前衆議、相原久美子参議らがかけつけた。

最後は中澤健次元衆議の団結ガンバローで締めくくった。歴代委員長、組織内議員、退職者、OB Lなど400人を超える参加者で会場は熱気に包まれた。

また、機関紙「自治労北海道」に13年1月11日号から9回にわたり歴代委員長リレーエッセイを連載。北村英人(第4代)、後藤森重(第5代)、森朗(第6代)、三輪修彪(第8代)、富山隆(第9代)、大場博之(第10代)、高柳薫(第11代)、三浦正道(第12代)、山上潔(第13代)の各氏がそれぞれ時代を回想した。

9 本部書記長に川本書記次長が就任



大阪大会1日目終了後に開催された「自治の未来を劇場型政治から取り戻す大阪集会」＝2013年8月26日、大阪市

維新の労組攻撃の中 自治労大阪大会

2013年8月26日～28日、橋下・維新の会による労組攻撃

と民営化、委託化攻撃^①が吹き荒れる大阪市において自治労第86回定期大会（大阪城ホール）が開かれ、全国から4400人（北海道140人）が集結した。

大会では、地公給与削減問題など職場で進行する厳しい実態をふまえ、道本部を含む58人からの発言があり、活発な議論が展開された。

最終的には、持続可能な社会にむけた政治勢力の再構築、労使交渉の強化、臨時・非常勤等職員の組織化や統一闘争への結集、組合運動の再構築などを柱とする2年間の本部運動方針が圧倒的賛成で決定された。

また、13年度に24県本部、45単組、2554人の仲間が自治労加盟したことが報告された。



川本書記次長＝2013年8月25日、道本部の代議員団会議で決意を述べる、大阪市内

道本部学校学監に峰崎元参議が就任

した第9回執行委員会で、峰崎直樹元参議院議員を第2代の自治労北海道学校の学監に決定した。峰崎元参議は1985年に道本部調査室長に就任、91年まで務めた。その後、3期12年間務め、12年12月の政権再交代を契機に内閣官房参与の任務を終えていた。

峰崎元参議は就任にあたり「自治労運動の発展や北海道の労働運動前進のために頑張っていきたい」と決

大阪大会では2年に一度の役員改選が行われ、徳永秀昭委員長（大阪府本部）が退任し、氏家常雄新中央執行委員長（東京都本部）が誕生した。新書記長に道本部出身の川本淳書記次長が（中川町職労）就任した。

道本部は1月22日に開催



自身の労う会であいさつする峰崎新学監＝2013年1月22日、ホテルポールスター札幌

① 2011年の大阪ダブル選挙で当時の橋下知事が辞職、大阪市長選挙で現職の平松邦夫氏らを破り当選して以降、大阪市交通局（市営バス、市営地下鉄）の民営化提案などが交通局労組攻撃と一体的に進行した。

意を述べた。

学監は、山崎昇元参議が07年に死去後、空席となっていた。

五十嵐元官房長官が逝去

参院選を目前にした5月7日、道本部長
治フォーラム顧問だった五十嵐広三元官房

長官が亡くなった。87歳であった



道本部第16回定期大会で2回目の知事選挑戦の
決意を表明する五十嵐さん =1977年9月9日

1963年、旭川市長に当時全
国最年少の37歳で当選し3期務
め、帯広の吉村博市長、釧路の
山口哲夫市長とで「革新三兄弟」
と呼ばれた。

旭川駅から伸びる平和通り
に、日本初の恒久的な歩行者天
国「平和通買物公園」を開設（72
年）し、全国的に話題となった。

また、旭山動物園の開業（67年）なども実現した。そして、道民参加
の革新道政奪還をめざし、現職だった堂垣内尚弘知事を相手に、75年、
79年と知事選に挑戦（2度とも惜敗）した。知事選立候補表明後の74年
12月8日に開催された五十嵐広三を励ます全道2万人集会（札幌、月寒
共進会場）で、「知事だって平凡な人間。能力に限界がある。しかし民
衆の力は無限だ。あらゆるところに道民とのチャンネルをつくり、アイ
デアや情熱を結集するしくみを道政は持たなければならない」と熱く決
意を語った。この決意は、過疎や人口減に悩む今日の北海道、道政にも
強く求められているものである。

80年、旧北海道2区から衆院選に出馬し連続5期当選を果たした。

93年発足の細川内閣で建設相を務め、村山自社さ連立政権では官房長
官として阪神・淡路大震災や地下鉄サリン事件などの対応に当たった。
また、戦後50年の村山談話や被爆者援護法の制定などに尽力した。

人事院 給与制度の総合的見直し勧告

解釈改憲で集団的自衛権行使を容認



晴天の下、全道各地から5500人が結集、デモ行進＝2014年6月28日、札幌市・大通西8丁目

安倍政権は、集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を閣議決定。自衛隊の海外での武力行使につながり、「専守防衛」を基本方針としてきた戦後日本の安全保障政策は大きく転換した。これに反対する「戦争させない」国民運動が全国的にひろがった。

12月、突然の衆院解散、またしても自公勢力が圧勝した。民主党は、全国的には惨敗となったが、道内では選挙区、比例代表で5議席獲得、健闘した。

一方、人事院は給与制度の総合的見直し勧告を強行、俸給表水準を平均2%、高齢層職員はさらに最大4%引き下げた。2005年の地域給与・給与構造の改革同様、国は配分問題、地方は削減という矛盾が再び露呈。

12月、突然の衆院解散

2014[平成26]年

国内外の動き

1. 29 理化学研究所の小保方晴子氏ら「万能細胞（STAP細胞）」を発表、のちに捏造や改ざんがあると不正を認定
2. 9 舛添要一氏が東京都知事に当選
2. 28 安倍内閣、慰安婦問題をめぐる「河野談話」の再検証を開始
3. 16 ウクライナ危機、親ロシア派のヤヌコビッチ政権崩壊、南部クリミア半島にロシア軍介入、編入問う住民投票、独立を宣言、欧米、日本が対ロシア制裁発動
4. 1 消費増税、5%から8%、内地方消

- 費税は1%から1.7%に引き上げ
4. 1 政府、従来の武器輸出3原則に替わる防衛装備移転3原則を閣議決定
4. 11 政府、エネルギー基本計画に原子力発電を「重要なベースロード電源」と明記
5. 3 国家公務員制度改革基本法に基づき内閣官房に内閣人事局を設置
7. 1 安倍内閣、集団的自衛権行使容認の憲法解釈変更を閣議決定
8. 5 朝日新聞、日本軍「慰安婦」問題「証言に虚偽」あったとして記事取り消し、社長が引責辞任

- 8.20 広島で土砂災害、住宅流され74人死亡
- 9.3 第2次安倍改造内閣発足
- 9.27 御嶽山が噴火、57人死亡6人不明
- 11.9 西川将人旭川市長が3選
- 11.16 普天間基地の辺野古移設反対の翁長雄志氏、沖縄県知事に当選
- 11.18 消費税率10%引き上げを延期（17年4月）
- 12.14 解散総選挙、自公が大勝、改憲議席3分の2維持、民主党惨敗、海江田代表が落選、辞任
- 12.17 米オバマ大統領、キューバとの国交正常化交渉開始を発表

2014[平成26]年

道本部の動き

- 1.10-11 道本部春闘討論集会、「給与制度の総合的見直し」反対のたたかいを重点課題として取り組むことを確認
- 1.27 地公三者昼休み総決起集会、独自削減の停止圧縮を要求
- 2.3 市民が主役の政治の実現！北海道フォーラム「リベラル再生の道筋」で寺島実郎氏と山口二郎北大教授が対談
- 2.6 道本部中央委員会、給与制度の総合的見直し絶対阻止を決議
- 2.21 春闘要求書、道町村会に重点課題18項目、**2.24** 道市町村課、道市長会に要求書
- 3.5 公務員連絡会、給与制度の総合的見直し反対北海道・東北ブロック上京行動、北海道から10人、人事院に反対署名182万筆分提出、**3.6** 瀧口道本部青年部長が人事院に怒布を提出
- 3.8 福島第1原発事故から3年「フクシマを忘れない」さようなら原発北海道集会
- 3.20 公務労協地公部会、春闘中央集会給与制度の総合的見直し反対
- 4.5 函館市が大間原発建設差し止め訴訟
- 4.12 倉本聰氏ら呼びかけ「戦争させない北海道委員会」発足、**6.27** 柳沢元内閣官房長補ら招き、解釈改憲、集团的自衛権行使問題でシンポ
- 5.16 市民が主役の政治をつくろう！北海道フォーラム、山口北大教授ら集团的自衛権行使容認問題でシンポジウム
- 6.6 道本部中央委員会、給与制度の総合的見直し、集团的自衛権行使容認反

対を決議

- 6.12 戦争をさせない1000人委員会、署名175万筆を安倍首相、衆参両院議長に提出
- 6.16 藤盛道本部副委員長、給与制度の総合的見直し、新たな人事評制度導入



で道市町村課長に要請書 **6.30**
道町村会(写真) **7.1** 道市長会

- 8.7 人事院、給与制度の総合的見直し報告を強行、月例給・一時金は7年ぶりのプラス勧告
- 8.28-29 自治労大分大会、別府市で開催
- 9.5-7 全国野球大会、札幌と江別で開催
- 9.25-26 道本部大会、給与制度の総合的見直し導入阻止、安倍政権打倒、統一自治体選に全力をあげる決議
- 10.4 「原発は政府のインチキ」STOP再稼働！さようなら原発北海道集会
- 10.29 連合北海道大会、工藤会長「民主党主軸に働くものの政治勢力再結集が必要」
- 11.15 やめるべ大間原発、さようなら原発青森・北海道合同集会、大間町からエコ風船放射能拡散を検証
- 11.21 衆院解散、道本部「総選挙勝利、安倍政権暴走阻止」の声明

1 官製春闘の実態 実質賃金は減少

アベノミクスは「労働者から企業へ」が実態

2012年の12月からは
じまった安倍政権の経

済政策「アベノミクス」は、企業の収益があがれば、その分配によって労働者の生活も豊かになるという「トリクルダウン理論^①」によるものだった。

しかし、その実態は、労働者の生活は豊かにならず、企業が潤うだけだった。厚生労働省の毎月勤労統計調査によれば、12年10月から13年9月までの現金給与総額は微増（+140円、0.1%）で、所定内賃金はむしろ減っていた。

一方で、非正規労働者は、総務省の労働力調査では、12年7—9月から13年の同時期までに47万人増えた。内訳は正規雇用労働者が32万人減少、非正規雇用が79万人増であった。雇用の質はますます劣悪化していた。

経団連は1月15日に経営労働政策委員会報告（経営側の春闘方針）を発表「6年ぶりにベア容認」と報道されたが、その内容は「業績好調な企業は収益を賃金の引き上げにふりむける」前提条件付きの可能性に言及したにすぎなかった。それどころか業績が回復している大企業でも「政府の要請を無視もできない^②」「せいぜい一時金」というのが実態だった。何より非正規や中小への波及がなく底上げどころか格差拡大をもたらすことが明々白々だった。

① 「富める者が富めば、貧しい者にも自然に富が浸透(トリクルダウン)する」という考え。18世紀の英国の思想家で精神科医のマンデビルの著した『蜂の寓話』（1714年刊）で「蜂は巣の中で醜い私欲にまみれて葛藤するに過ぎないが、巣全体はその結果として豊かで富んだ社会となる」との考察が最初とされる。こうした概念がケインズらの近代経済学にも示唆を与えた。米共和党レーガン政権が採用したが奏功しなかった。

② 2013年9月20日、首相官邸の主権により、政府・経済界・労働界の合意形成を図る第1回「経済の好循環実現にむけた政労使会議(政労使会議)」が開催され、総理をはじめ政府が経済界に賃上げを要請した。本来労使間の労働運動である春闘に政府が介入したことから、この14年の春闘から「官製春闘」と呼ばれるようになった。

連合 3～4%の賃上げ要求、格差の是正

こうした情勢下で、連合は、2014春闘を「デフレからの脱却」「底上げ・底支え」「格差是正」のたたかいと位置づけ、

全ての働く者の処遇改善をめざした。そのために、賃金の引き上げは、定昇、賃金カーブ維持相当分（約2%）に加え1%以上の賃上げ、さらに、格差是正・配分のゆがみの是正（1%を目安）を要求し、最低賃金の引き上げ、非正規労働者の均等均衡処遇の実現、ワークライフバランスの実現など、波及力のある運動を展開するとした。

一方、自治労本部は、こうした連合の方針に加え、国公の給与減額措置の地公への波及阻止の総括を踏まえ、8月人事院勧告で想定される給与制度の総合的見直しを闘争課題として確認した。

道本部の春闘方針

道本部は春闘方針を討議する恒例の国民春闘討論集会を1月10日～11日、自治労会館5階大ホールと京王プラザホテル札幌で開催した。



道本部春闘討論集会で方針を補強した（発信する鈴木泉後志地本副委員長）＝1月11日、京王プラザホテル札幌

基本賃金の引き上げを基本に、人事院の給与制度の総合的見直し反対も重点課題と位置づけることを提起した。さらに、道本部は、有額要求にこだわり、2月6日の道本部中央委員会で、春闘アンケートに基づく要求額を平均11,000円、2.78%以上

とすることを確認、連合および自治労本部に結集し、地域春闘への参加と他産別、地場中小組合との交流・連帯活動を強めていくことを決定した。

なお、道本部統一の闘争としての職場抵抗戦術、とりわけ腕章、ワッペンやリストバンドは着用率低迷が続いてきたため、ヤマ場段階の最低限の戦術は提起するものの、各地方本部・単組段階での創意工夫ある戦術を統一的に行使するよう提起した。



1500人が参加した連合北海道の春闘総決起集会＝2014年3月5日、札幌市民ホール

物価上昇に追いつかない賃上げ

2014春闘は、4月1日から消費税が5%から8%に引き上げられ、徐々にベースアップを獲得する労組が多数を占めた。大手組合に止まらず、額は少額ながら中小組合にも波及する結果となった。また、ベースアップが獲得できなかったところでも、一時金の増額を引き出すことができた組合が多かった。



連合北海道の集会終了後、雪降る中、札幌市内をデモ行進した道本部の隊列＝2014年3月5日、札幌市内

連合集計では、6,103円、2.11%、前年対比1,103円増、0.37ポイント増となった。また、300人未満の中小組合でも、月例賃金の引き上げ回答を獲得した。一方、一時金についても、連合集計で夏2.41月（前年同時期回答と比較して0.32月増）、夏・冬では5.05月（前年比0.48月増）となり、月例給与よりも顕著に増額の傾向が出た。13年冬も民間企業においては増加傾向にあることが明らかとなった。

14春闘は、官製春闘と呼ばれ、ベースアップがなければ労働組合の責任とされ、その存在意義が大きく問われる特殊な環境でのたたかいとなった。連合および加盟産別が必死になって月例給与にこだわった背景のひとつではあった。しかし、たとえ政府の要請や復興特別法人税の前倒し廃止が呼び水になったとしても、それは、あくまで労使交渉による結果であった。

2%を超える賃上げを獲得したものの、物価変動を考慮した実質賃金は、消費増税もあって前年比2.8%減、16カ月連続マイナスとなった。賃金上昇は、物価上昇に追いついていなかった。これが官製春闘の実態であった。官製春闘を乗り越える、労働組合のたたかいにしていかなければ、実質的な生活改善にはつながらないということであった。

道本部の成果と課題

2014ストライキ批准投票は、道本部全体で73.97%（前年72.80%）の批准率となり、前年



春闘勝利！給与制度の総合的見直し反対！公務労協総決起集会＝2014年2月28日、自治労会館

よりも1.17ポイント上昇した。また、全国の批准率も73.72%と13年に比較し0.34%上昇（前年73.38%）した。

全国の批准率を上回り、ここ数年で最も高い批准率となった。地方本部との合同による全単組オルグの実施や、多くの単組の地道な努力の積み重ねの結果であった。

自宅住居手当の存続課題は、13年から総務省がラス指数の公表と同時に自宅住居手当を支給している自治体名を公表し、13年4月1日現在、全国で442自治体、道内126自治体で制度が存続していることが明らかにされた。



給与制度見直し勧告の実施阻止を確認した自治労大分大会＝2014年8月28-29日、大分県別府市

道内自治体が際立った数字として公表されたことから、次年度以降制度をどのように守っていくか課題として残った。

雇用と年金の接続（再任用制度の運用開始）にむけた取り組みは、賃金確定期までに多くの単組で協議が進んだ。14予算編成期から春闘期にかけてさらに進み、3自治体を除くすべての自治体で条例化された。

国からの要請に基づく給与の独自削減は、13賃金確定期以降、総務省からの助言は引き続きあったものの、それに応える自治体はなかった。これは、地方交付税の削減をちらつかせ、地方自治体に給与減額を強制

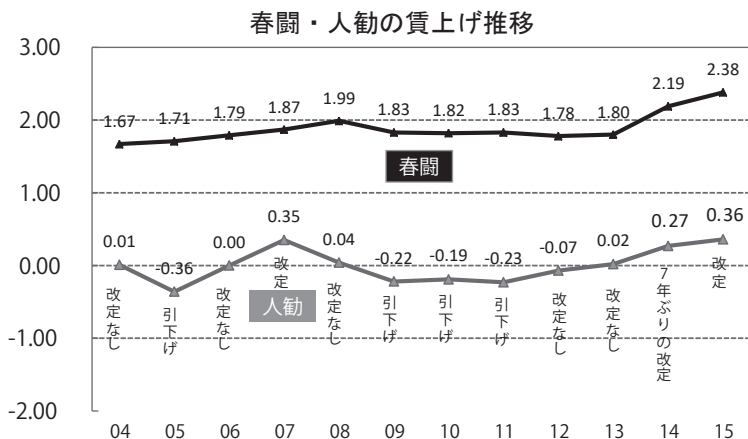
しようという国の理不尽な策動への反発と削減を許さないという取り組みが一体化された結果といえた。

また、削減を許した単組にあっても、1自治体において削減期間を6月までとした単組を除き、すべての単組において14年3月で終了することを春闘期の交渉で確約することができた。

臨時・非常勤等職員の処遇改善の取り組みは、13賃金確定闘争期に続いて14春闘期においても重点課題として位置づけて進めてきた結果、72単組で実施し、賃金関係の改善が17自治体、通勤手当の支給新設や改善が4単組、年休の日数拡大など休暇制度の改善が8単組と、大きな成果を上げることができた。

7年ぶりに給与改定、差額支給

8月7日、人事院は給与制度の総合的見直しを含む、官民較差0.27%、若年層の俸給表の水準引き上げ、一時金0.15月増を勧告した。俸給表、一時金の増額改定は実に7年ぶりとなった。久しぶりの給与改定に係る



春闘はほぼ横ばい状態で推移、人勸の俸給表改定は、2007年に改定以降、改定なし、引き下げが連続、14年、7年ぶりに改定された。春闘は定昇込みの賃上げ率である。毎年勧告資料で作成。

財源が国公・地公をあわせて3000億円を超えることから、日本維新の党などが公務員給与の引き上げに反対姿勢を強め、給与法改正案の成立が見通せない状況となるなど、確定闘争を取り巻く情勢は厳しいものと

なっていた。

これに対し、道本部は、勧告のうち給与改定は早期の差額支給を強く求め、不利益変更となる「給与制度の総合的見直し」は、継続協議をめざしつつ、最終的には導入阻止を目標に全力をあげてたたかう方針を確立した。

札幌市人事委員会も給与改定は人事院勧告に準じ増額改定となり、給料表等に係る増額分の差額について12月22日に支給され、自宅住居手当廃止については5年間の経過措置が確保された。

北海道人事委員会も、人事院勧告と同様となり、給料表、一時金、交通用具使用者の通勤手当が勧告どおり実施された。

2 給与制度の総合的見直し反対のたたかい

2006年の地域給与方式を踏襲

2013年8月、人事院はその「報告^①」のなかで給与構造の改革から8年が経



給与制度の見直し反対を決めた道本部第118回中央委員会＝
2014年2月6日、自治労会館

過し、その後も取り組むべき課題が生じているとして給与制度の総合的見直しを表明した。

一方、安倍内閣は、この「報告」後の11月15日、「国家公務

員の臨時特例減額が14年3月31日で終了する」とし、給与制度の総合的見直しを閣議決定^②した。

① 「報告」は「地域間の給与配分のあり方」「世代間の給与配分の在り方」「勤務実績に応じた給与」などを課題として表明した。

② 「給与体系の抜本改革」として、「地場の賃金をより公務員給与に反映させるための見直し」「50歳台後半層の官民の給与差を念頭に置いた高齢層職員の給与構造の見直し」「職員的能力・実績のよりの確な処遇への反映」を掲げ、2014年度中から実施にむけて早急に具体的な措置を取りまとめるよう人事院に対し要請。

これは、国家公務員の給与減額措置と地方公務員への給与削減強要に替わる新たな公務員人件費抑制政策を、その存在が揺らいでいた人事院と手を組み、勧告制度を利用して正当化、合法化しようとしたものであった^①。

この要請を受け人事院は、12月9日、公務員連絡会に対して給与制度の総合的見直しの素案を示し、具体的に動きだした。

この素案で地域間の給与配分の見直しの手法は、06年の給与構造の改革を踏襲することが明らかになった。つまり、俸給表水準の引き下げで生じる給与原資を民賃の高い地域の地域手当へ配分するという地域給与方式であった。

賃金水準引き下げ反対を確認

公務員連絡会は、こうした給与制度の総合的見直しに対して、①公務員連絡会と十分な交渉・協議・合意に基づいて作業する、②賃金水準の引下げ、地域間較差の拡大には反対、③公務に必要な人材の確保、職員の士気や組織活力の維持・向上等の課題は幅広い議論が必要との基本スタンスを確認し、人事院との協議に入った。

明けて14年の1月22日と3月12日、「そもそも見直しが必要なのか」といった入口議論から、協議交渉がはじまった。

しかし、人事院は見直しありきの姿勢に終始、「なぜ、今、見直しを行うのか」という疑問にすら何ら答えないまま交渉・協議は平行線をたどった。

春闘期の道本部のたたかい

道本部は、道段階の取り組みとして、春闘時の学習会、機関紙特集号の発行、人事院総裁宛の要請文書行動（1月期）、組合員1人5筆を目標とした組織内署名行動、道や市長会・町村会、道・札幌市人事委員会への要請行動を進めた。

^① 自民党の参院選政策集「J-ファイル2013」では「地域の公務員給与は地域の民間企業の実態に合わせます」と記載されていた。

人事院総裁への要請文書の取り組みは、短期間であったが198単組、412通、同じく総裁あて「給与制度の総合的見直し」要請署名は公務員連絡会全体で245万7082筆、自治労全体で151万5651筆、道本部で207単組、20万5982筆（組合員×5筆の目標達成率71.9%）を集約した。

また、北海道公務・公共サービ



1人5筆目標、人事院総裁あて「給与制度の総合的見直し」要請署名



道公務労協による人事院道事務局長交渉、大出事務局長が厳しく追及＝2014年6月26日、札幌市・第3合同庁舎会議室

ス労働組合協議会（北海道公務労協）は、人事院北海道事務局と交渉し、地域間格差の拡大につながる給与制度見直し反対を強く申し入れ、本院への上申を迫った。道事務局は「本

院に伝える」旨回答した。

人事院「措置事項案」を提示

5月22日、人事院は公務員連絡会に対し、給与制度の総合的見直しの措置事項案を提示、「今後、この案に基づいて職員団体・関係者と意見交換し詰めていきたい」と提案した。

その内容は、①民間賃金の低い地域（都道府県別の平均賃金が低い方から12県^①）における官民の給与較差を踏まえて、俸給水準を引き下げる。②世代間の給与配分の適正化をはかるため、1、2級の初任給に係る号俸は引き下げない、③また、50歳台後半層職員が多く在職する高位号俸の引下げ率は、50歳台後半層の官民給与較差を考慮する、となっていた。

① 青森、岩手、秋田、山形、鳥取、島根、高知、佐賀、長崎、宮崎、鹿児島、沖縄の各県。

これに対して、公務員連絡会は給与制度の総合的見直しそのものの必要性について説明を求めたが、納得できる説明がなかった。地域間格差を拡大し、高齢層や技能・労務職員の給与水準を引き下げるといった見直しは反対であることを重ねて申し入れた。

その後も、数回にわたる中央行動を背景に、公務員連絡会と人事院との交渉・協議が行われたが、給与制度の総合的見直しの勧告を強行する姿勢は変わらなかった。

給与制度の総合的見直しを勧告

こうして人事院は、当事者である公務員連絡会の要求をないがしろに

し、政府自民党の「要請」に沿う形で2014年8月7日、給与制度の総合的見直し勧告を強行するに至った。

その概要は、次のとおり。

- ① 地方に勤務する国家公務員や地方公務員の給与水準を地域民間企業の水準に準拠し、民間賃金水準の低い12県を1つのグループとした場合の官民較差と全国の較差との率の差（厚労省賃金構造統計基本調査、2014～2016年平均で2.18ポイント）を踏まえ、行政職俸給表（他の俸給表も同程度）水準を平均2%引き下げ、各級で0～4%程度（1.2級の初任給に係る号俸は0%、50歳台後半層は最大4%）引き下げる。
- ② 引き下げた給与原資を使って広域異動手当（国家公務員のみ適用）や単身赴任手当、地域手当に再配分する。



勧告を前に行われた地公三者共闘北海道人事委員会交渉＝2014年9月16日、道庁別館

この勧告の最大の問題点は、公務員連絡会、自治労が一貫して指摘してきたように、公務員の中に新たな分断を生み出し、06年の給与構造の改革で生じた賃金格差がさらに拡大することであった。広域異動手当(国家公務員のみ適用)が引き上げられ、3年に1度、60kmを超える住居の移転をとまなう人事異動さえすればこの手当によって給与水準が維持され、さらに、300km以上であれば2%分の引き上げとなり、俸給表の平均2%の引き下げ分が、ゼロかプラスに転じるようになった。

同じ仕事をしていながら、勤務地や人事異動距離によって新たな格差が生じることとなった。それは、人事異動のない国家公務員と全国の地方公務員にとっては、給与水準の単なる引き下げでしかなかった。

公務員連絡会、自治労が指摘してきた「国は配分問題だが、地方は単なる削減」という矛盾が再び露呈した勧告となった。

導入阻止へ 確定段階のたたかい

この給与制度の総合的見直しは札幌市人事委員会、北海道人事委員会も人事院に準じた勧告を行った。道本部は、不利益変更となる給与制度の総合的見直しについて、2014賃金確定期においては継続協議をめざし、予算編成期や春闘期まで交渉を強め、最終的には導入阻止を目標に全力をあげてたたかう方針を確認した。

このため、賃金担当者会議を道内4ブロックに分けて開催するなど、給与制度の総合的見直しに係る問題点の全体化と、各単組における交渉促進にむけて取り組みを展開した。なお、地公三者は、この勧告に対し、全国一長期間実施されてきている独自削減期間中は導入を阻止する取り組みを進めた。

一方、安倍内閣は、給与制度の総合的見直し勧告の完全実施を決定し、「地域民間給与のよりの確



苦しい生活実態を訴える交渉参加者、北海道人事委員会交渉＝2014年9月16日、道庁別館

な反映など適切な見直しを要請する」総務副大臣通知をすべての自治体に発した。

また、地方6団体は、10月21日に開催された「国と地方の協議の場」において、「公務員給与について、人事院勧告は地方間に格差を広げることとなる。地方にとって大きな問題だ」と発言し、「地域間格差が拡大することへの危惧と地域手当の問題点」を指摘した。

たたかひの成果と教訓

給与制度の総合的見直しに関する確定闘争段階での決着は、給与改定とセットで提案をする自治体当局が多くあったため、切り離しができずに賃金確定期に整理せざるを得なかった単組が続出、98単組で2014年中の決着は見送られたものの、68単組において妥結せざるを得なかった。妥結した68単組の内容を見ると、制度改正前の昇給号俸の抑制を行わせなかったのが49単組あったものの、19単組が人事院勧告どおりとなった。



副知事交渉で給与制度見直し反対、独自削減停止などを要求した地公三者交渉＝2014年11月12日、道庁内

札幌市は、国に準じて平均2%引き下げとなったものの、再任用職員の給与水準の改善や現給保障の確保など、一定の前進回答を得る中で収束した。地公三者は、長期間にわたる独自削減の実態をもとに導入反対を強く主張した結果、年明けの当初予算編成期まで継

続協議となった。

また、いくつかの自治体では労使間の合意がなく一方的に議会に提案されたが、福島町職では、労使合意をもとに議会提案をすべきと議会対策をすすめた結果、議会議論において条例案が一部修正され、町当局側に労使間の合意を義務づける等の意見が示されて成立した。

訓子府町職は、これまで要求書が提出できていない単組だったが、勧告と給与の適正化も提案され、12月議会において整理をはかるという当局側の強固な姿勢が示されてきた。これに対し、地方本部専従者と単組執行部が何度も繰り返し学習会を行い、勧告や提案内容、当局との交渉の流れを徹底的に議論しながら交渉に臨んだ結果、適正化に係る提案を一部変更させ、給与制度の総合的見直しについても継続協議とさせることができた。

今後の賃金闘争にむけて、大いに教訓化すべき取り組みであった。



人事院へ188枚の怒布を手渡す瀧口青年部長＝2014年3月6日、東京・人事院内

また、道本部青年部は、生涯賃金ベースで青年層組合員に多大な影響が生じることなどから、実損額計算を個々の組合員が取り組んだ。青年部が先頭になって地方本部や単組の学習会を計画し、問題点の全体化をはかる取り組みが行われた。

さらに、基本組織の交渉力が弱い単組において、青年層の組合員が積極的に意見反映し、基本組織と青年部組織が連携して交渉などの取り組みを展開することで、厳しい当局の姿勢を変更させることができた単組もあった。次代を担う青年層の努力と活躍は、これからの自治労運動に明るい展望を切り開いていくものであった。

3－さようなら原発 再稼働反対のたたかい

安倍内閣、原発は重要電源

2011年3月11日の福島原発事故から3年が経過した。脱原発を求める国民的な運動は衰えることなく続いていた。しかし、安倍内閣は、4月11日、新

しいエネルギー基本計画を閣議決定し、原発を「重要なベースロード電源」と位置づけ、規制基準に適合した原発の再稼働を進めた。

泊原発の再稼働をめぐるっては北電の申請に対して原子力規制委員会から再三見直しを求められる状況が続いていた。しかし、安倍内閣は「審査をクリアした原発は再稼働を進める」と表明し、原発再稼働の姿勢を鮮明にした。

大間原発建設反対 函館市は訴訟へ

2014年4月5日、函館市は大間原発の建設差し止めを求めて

国と事業者である電源開発を相手取り、全国初となる自治体による訴訟を東京地裁に起こした。

原発の建設や再稼働の是非は、立地自治体に意思表示の権限があるが、その周辺自治体には与えられない。この訴訟は、その周辺自治体が原告となる初めての原発建設差し止め訴訟となった。住民の命と暮らしを守るために自らが訴訟に踏み切ったところに大きな意義があった。



全道各地から800人が結集した「やめるべ、大間原発！北海道集会」=2014年7月12日、函館市内

7月12日、函館市・大森公園に、全道各地から約800人が参加し、やめるべ、大間原発！7.12さようなら原発北海道集会が開催された。

北海道平和運動フォーラムの中村誠吾代表は「7月12日は北海道南西沖地震から21年目、226人もの方が亡くなった。しかし、あの震災の震

源地が泊沖だったら私たちは存在していなかったかもしれない。みんな
で手をつないで、子どもの未来を守るために一緒に歩もう」と力を込めた。

また、ルポライターの鎌田慧さんは「大間はプルトニウムを大量に使う世界的に初めての施設。生き残りのために何としても大間原発を建設しようとしている」「私たちの運動がこれまで再稼働をさせていない」「子や孫に平和を残すためにたたかおう」と訴えた。

集会終了後、参加者は「フルMOXの大間原発建設反対」「再稼働は許さない」とアピール、函館市内をデモ行進した。

大きく盛りあがった脱原発運動

この年、脱原発の取り組みはさらに盛り上がりを見せ、10月4日に札幌市大通西8丁目で開催されたSTOP再稼働！さよなら原発北海道集会には、降雨の中、約3500人が参加し、大間原発の建設中止や泊原発の再稼働反対、幌延への核のごみ持ち込み反対などを強く訴えた。

また、11月15日、青森県大間町でやめるべ、大間原発！さようなら原発青森・北海道合同集会が開催された。北海道から200人超が参加、青森県側と合わせて約500人が集まった。

さらに、11月23日には、29年目を迎える北海道への核持ち込みは許さない！11.23幌延デー北海道集会が幌延町で開催され、全道から約900人が参加した。

加藤登紀子さんは、歌を交えながら、「原発で生み出されるプルトニウムがこの世に誕生してから、ただか10数年しか経っていない。私たちの世代で、核の時代を終わらせなければならぬ」と呼びかけた＝2014年10月4日、札幌市・大通西8丁目

が参加した。

道本部は、こうした「さよなら原発1000万人アクション北海道」などの取り組みに積極的に



降雨のなか多くの市民、労働者が参加したさよなら原発北海道集会＝2014年10月4日、札幌市・大通西8丁目



道本部の独自街頭署名行動、山上委員長(中央右)も街頭で訴えた=2014年6月23日、札幌市内

結集し、原発のない北海道の実現を求める全道100万人署名の取り組みで9万筆を超える署名を集めた。道本部が先頭に立って多くの地方本部や単組・組合員が街頭に立ち、地域・住民に訴え取り組みを進めた結果だった。

署名は、3月14日に北海道知事に対して提出された。全道65万7356筆、うち道本部は9万3678筆だった。

4 一集团的自衛権 行使容認反対のたたかい

定着した憲法解釈「専守防衛の3原則」

特定秘密保護法の強行採決以降、安倍内閣は集团的

自衛権の行使を禁じる憲法9条の解釈を変更しようとしていた。

憲法9条^①の第1項は戦争と武力の行使を放棄し、第2項ではそのためには戦力を持たず交戦権も否定した。戦後の国会議論で「こんなことでは外国からの違法な侵害に対して国を守れないではないか」ということになり、第1項は自衛権まで否定していないのだという考え方が歴代

- ① 1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- 2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。



戦争をさせない北海道委員会設立集会のパネルディスカッション（左から山口二郎法政大学教授、青木美帆学習院大学教授、前泊博盛沖縄国際大学教授、岩本一郎北星学園教授＝2014年4月12日、札幌市・ニューオータニイン札幌

自民党政権下で確定した。

ではその自衛権はどこまでか、歯止めがなければならぬということになり、自衛隊が出動できるのは、①相手から武力攻撃を受けた時、②その行使は必要最小限、③保持する防衛力も最小限ということに落ち着いた。

これは、イラク派遣など

すれすれの議論があったが、政府の公式見解専守防衛の3原則であった。

憲法9条が禁じる集団的自衛権の行使

この専守防衛の考え方は、

どこの国にでもある権利として

国連憲章上に規定され、国際的には個別的自衛権とされた。

これに対して、集団的自衛権は自国が攻撃されていなくても他国が攻撃された場合は共同で防衛できる権利であった。これも国連憲章が認めているが、日本が攻撃されていないにもかかわらず自衛隊が他国のために出動することを意味していた。明らかに、戦後歴代内閣が積み重ねてきた9条解釈の許容する範囲＝専守防衛の原則を逸脱するものであった。

戦争させない国民運動の拡がり

このような実質的な改憲の動きは、

日本を「戦争をできる国にするのか、

それともこれまでどおり平和な国でいくのか」ということでもあった。

全国各地で戦争をさせない国民運動が広がった。

2014年3月20日、東京の日比谷野外音楽堂で、憲法を破壊する集団的自衛権行使反対！戦争をさせない1000人委員会^①出発集会が開催され、

① 1000人委員会の主な呼びかけ人＝大江健三郎（作家）、山内敏弘（憲法研究者・一橋大学名誉教授）、池田頼将（元イラク派遣航空自衛隊員）、小山内美江子（脚本家）、落合恵子（作家）、佐高信（評論家）の各氏。

降りしきる雨のなか、約4000人（北海道50人）が参加した。

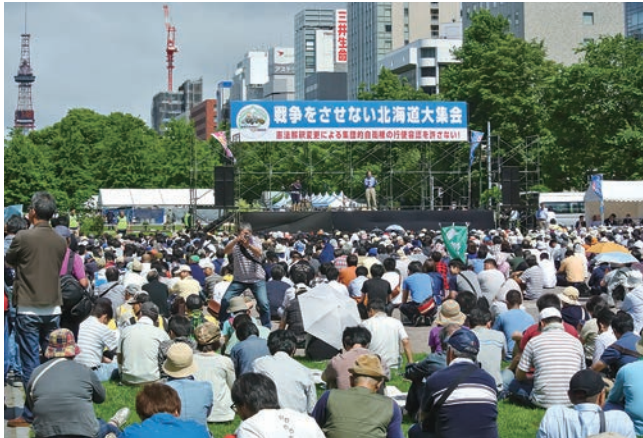
ルポライターで呼び掛け人の鎌田慧さんは、「集団的自衛権行使容認へ突き進む安倍政権と対決し、戦争させない運動のネットワークを全国に広げよう」と訴えた。

こうした全国の動きに

呼応して、道内でも脚本家の倉本聰さんらが呼びかけ人となった戦争をさ



戦争をさせない北海道委員会立ち上げ集会＝2014年4月12日、札幌市・ニューオータニイン札幌



晴天の下、全道各地から5500人の市民・労働者が参加した
＝2014年6月28日、札幌市・大通西8丁目

せない北海道委員会^①が立ち上がった。4月12日、札幌市のニューオータニイン札幌で開催した集会には約750人が参加、小樽商科大学の結城洋一郎名誉教授らが、集団的自衛権の行使容認にむけた憲法解釈の変更反対を訴えた。

取り組みが進められていた戦争をさせない全国署名は、第1次の集約として道本部で約8万筆、全国で約175万筆を集約し、6月12日に政府および衆参両院に提出した。

また、安倍内閣がその後、集団的自衛権行使容認の閣議決定を行う動

① 北海道委員会の主な呼びかけ人＝青井未帆（学習院大学教授）、岩本一郎（北星学園大学教授）、鎌田慧（ルポライター）、結城洋一郎（小樽商科大学名誉教授）、雨宮処凛（作家・活動家）、金子勝（慶應義塾大学教授）、倉本聰（脚本家・劇作家・演出家）、高橋哲哉（東京大学教授）、山口二郎（法政大学教授）の各氏。

きを見せたことから、6月28日、全道各地から約5500人（自治労からは13地方本部から761人）が結集して戦争をさせない北海道大集会在札幌市大通西8丁目で開催された。

冒頭、呼びかけ人の小樽商大の結城洋一郎名誉教授は「解釈改憲という手法が許されるのなら、どのような法律を作っても意味がない。いかなる根拠に基づいて

政府は私たちに命令を下すのか。また、私たち国民に対しどのような責任の負い方をしようとするのか。日本をこのような無責任な人たちのいいなりで戦前のような戦争国家にしてはならない」と訴えた。

集会終了後、参加者は「解釈改憲反対!」「9条守れ!」などと訴えながら、大通西8丁目から中島公園までデモパレードを行った。



憲法9条を歌う上田札幌市長＝2014年6月28日、札幌市・大通西8丁目

集团的自衛権行使容認の閣議決定に抗議

7月1日、安倍内閣は、こうした国民世論に背をむ

け、憲法の解釈変更を行い、集团的自衛権行使容認を閣議決定した。

戦後70年、2度と戦争はしないと誓い平和国家の道を歩み、国際社会から得た信頼が揺らぎはじめるものであった。

また、政府が憲法を恣意的な判断で変更することは憲法は国民の権利を守るものであり、国家権力を縛るものであるという立憲主義の原則に反し、断じて許されるものではなかった。集团的自衛権を行使した場合、他国との戦争に巻き込まれて交戦国となるばかりか、武力攻撃やテロ攻撃の標的となり私たちの平和的な日常が脅かされることは必至だった。

閣議決定を強行した7月1日に、道平和運動フォーラムは札幌市大通西3丁目で緊急抗議行動を行った。

中村誠吾代表は「安倍政権は歴史的な暴挙、断固糾弾しなければならない。閣議決定には法的根拠はない。あきらめずにたたかおう」と呼び



政府の閣議決定に抗議、デモ行進 = 2014年7月1日、札幌市内

かけた。

また、北星学園大学の岩本一郎教授は「閣議決定は単なる内閣の意思表示だ。今まで憲法を守ってきた誇りを胸に、平和主義を守ろう」と訴えた。

その後、参加者は「閣議決定今すぐ撤回!」「集団的自衛権行使容認絶対反対!」などとシュプレヒコールをあげ市内をデモ行進した。

5 - 消費税 8%へ 増税17年ぶり

17年ぶりの消費増税

野田内閣時代の2012年8月、民主、自民、公明の3党合意で成立した社会保障と税の一体改革関連法は、消費税率を14年4月に8%、15年10月に10%へ引き上げる^①としていた。

安倍内閣は、景気が回復してきているとして、13年10月1日の閣議で14年4月から消費税率を8%に引き上げることを決定し、4月1日から実施した。

^① 2015年10月に予定されていた10%への引き上げについては、「経済状況を勘案して決断する」としていったん留保されていたが、12月の税制改正大綱で「景気判断条項」を付さずに確実に実施することで、引き上げ時期を2017年4月からとした。

消費増税は、1997年4月に3%から5%へ引き上げて以来、実に17年ぶりであった。

自治労、地方への配分求める

連合、自治労は、基本的に8%の消費増税に反対ではなかったが、自治労本部は、増税分を含む14年度政府予算案（13年12月24日閣議決定）に対して、1月6日に自治労見解を表明し、地方への税財源の配分などを強く求めた。

道本部は、2月15日に開催した自治体財政セミナーで政府予算案や地方財政計画の課題などについて議論を深めた。



全道から140人が参加して開催された道本部の自治体財政セミナー
＝2014年2月15日、札幌市・ホテルライフォート札幌

実に関する自治体要求書を取り組んだ。

政府予算案では14年度で約5兆円（次年度からは8兆1千億円程度）の増税を見込み、うち9割の4兆5千億円^②が赤字（国債）の補填など社会保障制度の維持（借金で賄っている社会保障費の財源不足を補うた



消費増税8%を報じる北海道新聞＝2014年4月1日

また、自治体議会での2014年度地方財政の確立を求める意見書^①採択と自治体当局への地域経済の再生と公共サービスの充

① 地方自治法第99条による意見書。99条には「普通地方公共団体の議会は、当該地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会または関係行政庁に提出することができる。」と規定されている。

② 主な内訳、2兆9500億円が基礎年金の国庫負担分の穴埋めへ、1兆3千億円が高齢化に伴う社会保障費の自然増へ、2300億円が物価上昇に伴う診療報酬の増額。

めと説明)に充当された。残りの1割(約5千億円)が社会保障制度の充実に振り向けられた。特に、消費税の使い道はこれまで年金・医療・介護だけであったが、新たに子育て分野にも可能となった^①。

6 解散総選挙 自公が改憲議席を維持

増税を先送り、抜き打ち解散

野田内閣時に成立した社会保障と税の一体改革関連法では、消費税を10%に引き上げる時期を15年10月としていた。しかし、安倍首相は、8%への増税時に駆け込み需要の反動で消費が落ち込んだことを踏まえ、引き上げの時期を17年4月へ延期することを決めた^②。この判断の是非を問うためとして、突如、解散総選挙にでた。

安倍政権の暴走を止め、政治の流れを変える極めて重要なたたかいであったが、抜き打ちの解散となり、野党側の選挙準備や調整が不十分なまま選挙戦に突入した。民主党は過半数にも満たない178人しか公認候補を擁立できなかった。

道選挙区、組織内衆議の不在を解消

2014年12月14日投開票の結果、自民党が5議席減の290議席、



振り返きを果たした逢坂誠二衆議=2014年12月14日、函館市内

公明党は4議席増の35議席となり、12年の前回選挙に続いて自公が改憲に必要な3分の2以上の議席を維持、極めて厳しい結果となった。

民主党は、3年3カ月の政権運営に対する不信が根強く、全国的に伸び悩んだ。10議席増ながらも73議席にとどまり、国民からの信頼回復は道半ばという結果であった。

他の政党は、維新の会が1議席減の41議席、共

① 主な内訳、子育て支援に3059億円、医療・介護分野に1900億円弱を配分(医療・介護提供体制見直しに940億円、国民健康保険料の軽減拡充などに612億円、高額療養費制度の拡充に42億円)。

② 安倍首相は16年6月、10%への引き上げを19年10月に再延期した。

産党が13議席増の21議席となり、共産党の躍進が顕著であった。

道内では、民主党が小選挙区で3議席、比例で2議席獲得と善戦し、民主王国復活にむけた兆しが見えてきた。道本部は、組織内の逢坂誠二（8区）、自治労政策協力候補の佐々木隆博（6区）の2人が返り咲きを果たし、組織内衆議院議員不在の状態を解消した。しかし、組織内の三津丈夫（11区）は、善戦したものの惜敗した。



返り咲きを果たし佐々木隆博衆議=2014年12月14日、旭川市内

野党結集で信頼と期待

投票率は、過去最低だった12年の前回選挙の59.32%を大幅に下回る52.66%（道内は56.35%）だった。多くの国民が政治に不信感を抱いている証左であった。

なお、この選挙で自民党は約3分の2近い議席を占めたが、得票数は全体の約48%、全有権者の24%程度であり、小選挙区制度の持つ欠点が自民党に有利に働いた。一方で、約50%弱の有権者が投票所に行かなかった。道本部は、「民主党が、決してあきらめることなく、野党結集をはかり、有権者の信頼と期待を取り戻すことができれば、再び政権交代への道が開ける」と総括した。

民主党は自民1強体制に対抗するため、この選挙戦の1年3カ月後の16年3月、維新の会と合流し、民進党を結党した。民主党は1996年の結党以来、約20年で幕を閉じた。しかし、野党結集は迷走が続く。この民進党が、のちに分裂、立憲民主党の結党へといたるのである。

なお、総選挙としてはこの選挙からインターネットによる選挙運動が解禁となった。総務省のガイドラインではウェブサイト、ブログ・掲示板、Twitter、Facebookなどが選挙運動に利用できることになった。

7 ー自治労全国野球大会 札幌と江別で開催



ベスト4と活躍した白糠町職（守備側）
=2014年9月5～7日、札幌市内

白糠町職が強豪を抑えベスト4、北広島市職労が前回優勝の福山市職連（広島県本部）、知内町職が前回準優勝の高松市職連（香川県本部）にそれぞれ勝利、札幌市職連は強豪の高崎市職労（群馬県本部）を初戦で苦しめるなど奮闘したが、一歩及ばなかった。優勝チームは高崎市職労、準優勝チームは久留米市労連（福岡県本部）だった。

大会は、現地石狩地方本部、札幌市職連の全面的協力を受け、成功裏に終了した。

9月5～7日に札幌市と江別市で、全国の地連予選を勝ち抜いた22チームにより第28回全国優勝大会が開催された。

北海道は、2014年度全道野球大会で優勝した北広島市職労、準優勝の白糠町職、前年度優勝の知内町職、開催地の札幌市職連の4チームが出場した。結果は、白糠



前回優勝チームに勝利した北広島市職労
=2014年9月5～7日、札幌市

憲法違反の安保関連法が成立

地公三者 独自削減にピリオド



参院特別委で委員長席を取り囲み強行採決する与党議員に激しく抗議する民主党など野党議員（江崎、徳永参議も）＝2015年9月17日、参議院安保特別委員会室、プレス民主、9月17日号外

集团的自衛権の行使を可能にし、米軍への後方支援を大幅に拡大する憲法違反の安全保障関連法案（戦争法案）を自公政権が強行採決した。

毎月19日に抗議の戦争させない総がかり行動が続けられた。

知事選は、連合・自治労推薦の佐藤

のりゆきが惜敗、札幌市長選で上田前市長後継の秋元克広が初当選した。

また、人事院は、24年ぶりとなる2年連続プラス改定を勧告、再任用職員まで幅広く配分された。一方、地公三者は確定闘争で17年におよぶ独自削減の終了を確認、高橋知事が道議会で年度内の終了を表明した。

2015[平成27]年

国内外の動き

- 1. 24 イスラム過激派IS、邦人人質、湯川遥菜氏の殺害写真公表 2. 1 後藤健二氏の殺害動画公表、安倍首相「テロを断じて許さない」と声明
- 1. 25 ギリシャ総選挙で反緊縮の急進左派連合が圧勝、世界金融市場に激震
- 2. 26 ことばのセクハラ行為の懲戒処分は有効の最高裁判決
- 5. 17 大阪都構想の賛否問う住民投票で反対多数、橋下大阪市長が政界引退を表明
- 6. 4 衆院憲法審査会、自民推薦の参考人長谷部早大教授が安保法案は違憲と

表明

- 6. 17 改正公職選挙法成立、選挙年齢を18歳以上に引き下げ
- 6. 26 米連邦最高裁が同性婚容認の判決
- 7. 1 米とキューバが54年ぶりに国交回復
- 7. 21 東芝、利益を意図的にかさ上げする不正会計発覚、歴代社長が辞任
- 7. 23 九州電力川内原発1号機が再稼働、新規制基準で初 9. 10 営業運転に移行
- 9. 19 安保関連法案（戦争法案）強行採決、集团的自衛権の行使を容認、自衛隊の武力行使、米軍の後方支援が拡大

- 10. 5 T P P (環太平洋パートナーシップ) 交渉5年半の協議の末、大筋合意
- 10.13 翁長雄志沖縄知事、辺野古埋め立て承認取消、**10.29** 政府、本体工事着工を強行
- 11. 5 渋谷区と世田谷区が全国で初めて同性間パートナーシップ制度を開始
- 11.13 パリで同時多発テロ、6カ所で120人超死者、過激派組織ISが犯行声明
- 11.30 COP21(国連気候変動枠組条約第21

- 回締約国会議)、パリ協定採択、各国に温室ガス削減目標の提出を義務付け
- 12.16 最高裁、夫婦同姓は「合憲」、女性の再婚禁止期間は「違憲」と初判決
- 12.16 F R B (米連邦準備制度理事会)、ゼロ金利解除し、06年以来の9年半ぶりに利上げ
- 12.28 日韓外相会談、慰安婦問題で決着、韓国設立の財団に日本側が10億円拠出で合意

2015[平成27]年

道本部の動き

- 1. 9-10 道本部春開討論集会、政治学習会を開催、横路弁護士「公務員は政治活動禁止ではない」
- 2. 6 道本部中央委員会、給与制度の総合的見直し導入阻止、道政奪還の決議採択
- 2.24 連合北海道、佐藤のりゆき知事候補予定者を推薦、道本部、拡大闘争委員会で確認、山上委員長と対談
- 3. 8 原発さえなければ！原発事故から4年、フクシマを忘れない！さようなら原発北海道集会
- 4.12 佐藤知事候補惜敗、秋元札幌市長候補当選、組織内道議11人、札幌市議4人当選
- 4.15 山田剛元副委員長が逝去、62歳
- 5.14 戦争法案の閣議決定に抗議する緊急行動 **5.23** 戦争法案撤回、戦争をさせない北海道講演会、柳澤協二氏が講演 **6.19** 安保法制で日本は戦争をするのか戦争をさせない北海道委員会シンポジウム **7.11** 北海道弁護士会、わたしたちは戦わない！NO WAR！大集会&パレードin北海道、中島公園に6000人超 **7.29** 戦争をさせない北海道総がかり行動3500人、9月25日まで12回 **8.30** 戦争させない1000人委員会が東京で総がかり行動、約12万人が国会を包囲
- 6. 5 道本部中央委員会、労働者派遣法、労基法改悪に反対、戦争関連法案成立阻止に全力をあげる決議を採択

- 6.26 北海学園大の川村准教授と連携し、山上委員長が「地方自治体の仕事と労働組合」で社会科学特別講義
- 7.18 やめるべ大間原発！さようなら原発北海道集会、強行採決を許さない戦争法案の廃案を求める緊急函館集会
- 8. 6 人勸、月例給・一時金、24年ぶり2年連続プラス改定
- 9.28-29 道本部大会、地方公務員の実質賃上げ、労働法制改悪反対、戦争法案成立抗議、参院選に勝利する決議
- 10.10 S T O P再稼働！NO戦争法制！さようなら原発、さようなら戦争北海道集会、大通西8丁目に3500人
- 10.29 連合北海道大会、出村新会長、藤盛政治センター新幹事長を選出、
- 11.17 地公三者の昼休み総決起集会
- 11.23 30年目の幌延デー、全国から参加、デモ
- 12.19 道本部、組合員や家族を対象に無料法律相談実施、自治労顧問弁護士が対応



(写真、情勢報告する千葉全道庁労働連委員長)、同日午後9時からの副知事交渉で、17年におよぶ独自削減終了で合意

1 — 2015春闘 2年連続のベア獲得

実質賃金低下をくいとめる

2015春闘は、14年12月の解散総選挙で自公政権が圧勝したことで逆風下でのた



春闘・統一地方選勝利！石狩・後志地本合同春闘討論集会であいさつする藤盛副委員長＝2015年1月16日、赤井川村

たかいいとなった。同時に7年ぶりにベアを獲得した14春闘に続き、長期にわたる実質賃金低下の流れをどう喰いとめるかが問われた。特に、3月時点での実質賃金は、前年比で2.7%減、23カ月連続マイナスだった。前

年に引き続き15春闘も政府が大手企業に対して賃上げを要請する「官製春闘」と揶揄されるなかでのたかいいとなった。

連合は定期昇給相当分と賃上げ額を加えた要求は4%以上を掲げた。

道本部は春闘アンケート結果を踏まえて、昨年より500円引き上げて平均11,500円、2.93%以上とすることを決定し、連合および自治労に結集して15春闘をたたかった。

2015春闘の成果と課題

連合集計による妥結状況は、平均賃金方式で6,354円(2.20%)、うち組合員数300人未満の中小組合の回答は4,547円(1.88%)となり、2年連続2%を超える賃上げとなった。また、一時金も年間4.84月(前年比0.06月増)、季別では2.37月(前年比0.12月増)となり、いずれも増額となった。

道本部の自治体闘争の諸戦術の取り組みは、組合旗掲揚が103単組、腕章着用33単組、超勤拒否14単組、出張拒否15単組、その他の取り組み



給与制度見直し、ラスパイレス比較などについて道市町村課長と交渉、右から大出書記長、榎部賃金労働部長＝2015年3月12日、道庁内

(リストバンド、ワッペン、春闘プレートなど) という状況だった。残念ながら、取り組む単組が前年よりも減少傾向となっており、春闘に結集する意義を全体で確認し、引き続きしっかりと取り組んでいくことが求められた。

給与制度の総合的見直しに対する取り組み

2014確定闘争終了の時点で、15年4月からの給

与制度の総合的見直し導入を先送りさせた単組は自治体13、公共民間1で、16年4月からの導入は4単組であった。その後、春闘期などにおける労使の継続協議の結果、15年4月から導入となった単組は、賃金確定期の68単組に加え、1月に決着した全道庁労連をはじめ88単組が加わることになり、全単組の約9割156単組で導入した。

また、人事院勧告どおりとしなかった自治体数(経過措置、5年3単組、4年4単組、現給保障対象者解消までが1単組を含めて)は43単組となり、単組段階の交渉の成果だった。根拠がまったくない制度改正前の昇給号俸の抑制措置(14人事院勧告で、改正原資分として15年1月1日の昇給を1号俸抑制する)については、最終的に25単組で抑制されたものの、154単組で導入を阻止することができた。特徴的な取り組みとして、青年部学習会で実損額計算



職場学習会で人勤(1号俸昇給抑制など)の実損額計算を行った十勝地本広尾町職＝2014年10月3日、広尾町内

が行われ、たたかひの根拠となった。

一方、寒冷地手当の見直しは、メッシュ2010による級地区分の見直しと市町村合併に伴う本庁所在地での級地変更が対象となった。結果としては、寒冷地手当法とは別な取り扱いとなった自治体が5、寒冷地手当法どおりとした自治体が18となり、継続協議となったところは5自治体となった。特別交付税への影響もあり厳しい交渉となったが、最終的には改悪対象自治体数の半分程度に止め、道段階の級地区分の変更も一部にとどめるなど一定の成果を獲得した。

**国は配分問題、地方は切り下げ、
拡大する公務員給与格差**

給与制度の総合的見直しは、2006年4月導入の地域給与・給与構造の改革同様、国家公務員においては給

与原資の再配分となる反面、地方公務員にとっては賃金水準を全体的に押し下げるものとなった。国公準拠方式は崩壊し、地方公務員給与を引き下げるためだけのツールとなってしまった。

このため、全国知事会など地方6団体は総務省が毎年公表する、国家公務員を100とするラスパイレス指数比較について「諸手当を含めて比較すべき」と主張した。しかし、総務省は06年の地域給与・給与構造の



15春闘勝利、道政奪還をめざす道本部中央委員会＝2015年2月6日、自治労会館

改革や今回の給与制度の総合的見直しも諸手当への配分問題を考慮しなかった。

すでに、地域手当だけでも20%以上の給与格差が中央と地方で生じ、公務員給与制度の本



地公三者共闘、給与制度見直し反対と独自削減即時停止を強く求めた副知事交渉＝2015年1月15日、道庁内

質的な問題点をより広範に全体化していく必要があったにもかかわらず、給与制度の総合的な見直しでは、地方公務員給与のあり方にまったく触れることなく、一気に見直しが強行された。

総務省は、安倍政権が衆参で圧倒的多数の政治勢力となったことにより、公務員連絡会や自治労の反論や申し入れにまったく聞く耳をもたない姿勢に終始し、結果的にあまりにも理不尽な見直しとなった。

しかし、道内における単組段階の粘り強いたたかひのなかで1割弱の単組で労使交渉の末、導入を1年遅れとするなどの成果も得ることができた。また、給与制度の総合見直しを導入せざるを得なかった単組でも、生涯賃金ベースでの水準維持を目標に昇格基準や到達級などの改善措置を当局側に要求し、給与の独自減額措置の廃止や一時金役職段階別加算措置の復活をはじめとして、12人勤による高年齢層の昇給停止や昇格制度見直しの見送り、4級の号俸増設の確保、給与構造改革に係る現給保障の継続などを多くの前進回答を獲得することに成功した。ここ7～8年なかった大きな成果といえた。道本部として、あらためて単組への指導、連携を通じて、組合員の賃金・労働条件の改善につなげていく取り組みが求められた。

2 一人勸 24年ぶりの連続プラス改定

春闘相場を人事院勧告へ

公務員連絡会・自治労は、2015人勸期闘争で、4月からの給与制度の総合的見直し強行導入を踏まえ、15春闘における民間企業の賃上げ相場をしっかりと勧告に反映させるたたかいを進めた。安倍内閣は、20年にプライマリーバランスを黒字化させるために、16.4兆円にもおよぶ歳入と歳出の見直しを行うことを閣議決定し、そのターゲットを社会保障と地方財政に絞り、特に地方公務員人件費について一層の抑制を意図した方針を堅持していた。



人事院北海道事務局に対する道公務労協の要求書提出交渉
(写真左、大出事務局長)＝2015年7月1日、札幌市・第3合同庁舎

人事院北海道事務局に対する要求書を提出し、人員削減に起因する慢性的な超過勤務の実態等を指摘、交渉した。

月例給、一時金のプラス改定を勧告

8月6日、人事院は月例給、一時金ともに24年ぶりとなる2年連続のプラス改定を勧告した。月例給の官民較差については、1,469円、0.36%、一時金は民間の支給月数は4.21月と集計された。同時に、給与制度の総合的見直しに関連して地域手当や単身赴任手当等の改善、またフレックスタイム制の拡充なども勧告した。月例給与への配分は、若年層に厚く配分し、中堅層から再任用職員まで幅広くプラス改定する

このため、公務員連絡会、自治労は、数回にわたる人事院との交渉や全国統一行動などを配置し、人勸期闘争に取り組んだ。北海道公務労協は、7月1日に人

内容であった。また、2006年の給与構造の改革以降、再任用職員や高年齢層職員に対する俸給額が一切引き上げられなかったが、ほぼ10年ぶりの改善となり、重要な転機となった。



全国から3000人（道本部から32人）が結集した公務員連絡会中央総決起集会 =2015年7月28日、東京・日比谷野外音楽堂

しかし、給与制度の総合的見直しが経過期間中であるため、具体的に改善されなかった層の給与原資を活用して、地域手当の段階的引き上げ予定を前倒したため、結果として、改定原資の多くが地域手当に使われてしまった。このことで、経過措置期間の短縮や現に支給される退職手

当の増額につながるものの、国公のように改善となる地域手当が措置されていない道内各自治体では、拡大した給与原資をどのように配分して



地公三者共闘の道人事委員会交渉=2015年9月9日、道庁別館

いくつか、15賃金確定期における大きな課題となった。一時金は0.1月の引き上げとなったものの、昨年と同様に勤勉手当にすべて配分された。

札幌市人事委員会は9月18日、北海道人事委員会は10月2日にそれぞれ報告、勧告した。月例給、一時金ともに、人事院勧告同様、月例給、一時金ともにプラス勧告となった。

越年した賃金確定闘争

人事院勧告に対して、総務省は「勧告を尊重する」としたものの、財務省は国公、地公をあわせて2000億円を超える給与改定財源が必要として「人件費増加の要因であり、慎重に検討する必要がある」と勧告に否定的な姿勢を示していた。

また、安倍内閣は安保関連法案の強行採決やTPP交渉の大筋合意など、極めて強引な国会運営など



秋期闘争の前進にむけて道市町村課交渉を実施、課長に厳しく迫る三浦書記長（中央）＝2015年11月9日、道庁内

に多くの批判が噴出した。国会が紛糾する事態をかわすため、安倍首相の外交日程などを理由に年内の臨時国会開催を見送った。

こうして、給与法の改定は年内見送りという異常事態になった。

さらに、総務省が地方に対し「国に先行して給与の決定を行うべきではない」と圧力ともとれる通知・助言が大きく影響し、大半の自治体で賃金改定が越年するという事態となった。

このため、道本部は、当初予定の11月18日の山場を第1次としながら、明けて16年2月10日に第2次の山場を設定して交渉を継続していくこととした。その後、給与法改正案は、12月4日、閣議決定、年明けに開会した第190回通常国会に提案された。法案は、1月20日に成立した。第1次の山場までの交渉では、年内改定・差額支給が10自治体、閣議決定後が15自治体、給与法改定後が76自治体、改定時期協議中が36自治



道当局との最終交渉を目前にした地公三者共闘昼休み総決起集会。広田道議（写真右）が連帯のあいさつ＝2015年11月17日、道庁東側前庭

体と改定未定が29自治体となった。越年となった単組自治体では、1月20日の給与法改正後の2、3月議会での条例改正、差額支給を余儀なくされ、年度末の3月ギリギリの差額支給が63単組にもおよぶ極めて異例の賃金確定闘争となった。また、地域手当に配分された較差の取り扱いについては、名寄市職労では国公俸給表の改定率を現行の給料表に準用することで較差を活用・解消したが、人事院勧告に準じた改定のみ単組が多数を占め、ほとんどの単組では格差解消にむけた議論が前進しなかった。こうした、地公給与水準の低下を招く人勧準拠は、国公との一層の格差拡大をもたらし、解決が大きな問題であった。長期のたたかいとなった給与制度の総合的見直しは、15賃金確定闘争でも引き続き交渉課題となった。導入済み単組においても、昇格年数の短縮や高齢層の昇給見直しなど実損額の圧縮にむけた交渉が展開された。

北海道労連 17年連続の独自削減にピリオド

地公三者共闘は、10月2日に出された勧告の完全実施と独自削減の即刻終了等を重点要求として、11月18日を山場に交渉を展開した。当局側の最終回答は、給与改定については人事委員

会勧告どおり実施することを確認したものの、条例改定時期については「国の動向を踏まえたうえで、道議会に提案する」という回答にとどまった。また、独自削減の終了については、決算特別委員会での「一般職に係る給与の縮減措置を今年度で終了する」という知事総括答弁を交渉のなかでも確認した。

一般職 独自削減終了へ

決算特別委員会 知事総括質疑で言及

道当局は、11月12日地公三者共同（全道庁労連、北海道、自治労連本部）に対し、同日開催の道議会決算特別委員会において知事が一般職員に係る給与の縮減措置については、今年度で終了したいと考えるに至った」と答弁したことについて、説明を行った。詳細は、現時点で未定となっている。

また、一般職員については今年度をもって終了したいとしたが、その他の管理職員層などについては不透明であり、引き続き削減を継続するならば、これまで確認してきた、人件費の削減による道財政運営を行わないとする姿勢から後退したと言わざるを得ない。17年間にも及ぶ独自削減は、私たち、家族の生活への影響はかりか、議会での指摘のとおり、道庁組織における人材の消耗を省き、行政サービスの低下をもたらしめてきた。

地公三者共同は、今後の賃金決定闘争において、詳細を確認し、人件費削減によらない道の行財政運営を強く求めていく。

これに対し、地公三者は、これまで労使間の協議において、早期終了を強く求めてきたにもかかわらず、議会議論を先行させ、歴史的な考え方を明らかにしたことは、労使関係を軽視している」と厳重に抗議した。

闘争日報

共同編集
北海道労働組合連合会
労働組合教育センター
〒060-0801 札幌市中央区北3条西6丁目2-1
TEL 011-231-4143
FAX 011-231-6112

号外
2015年11月12日

2015
賃金決定闘争に
結果を!

17年におよぶ道の独自削減の終了を伝える全道庁労連の闘争日報＝2015年11月12日

給与改定時期を国の動向とし、人件費の削減によらない財政運営を明言しなかったなど不満は残ったが、17年におよぶ一般職の独自削減にピリオドを打ったことなど、ギリギリの譲歩を引き出したものと判断し、闘争を収束した。

全道庁労連の千葉利裕中央執行委員長は、職員に終了を直接回答すべき重要な問題を、先に道議会の場で明らかにした高橋知事の不誠実な対応を厳しく批判するとともに、「組合員の皆さんとともに、17年間あきらめることなくたたかい続けてきた成果である。2度とこのようなことを繰り返させない」と述べた。

3 — 知事選、惜敗 札幌市長選は秋元克広が初当選

知事選 独自候補の擁立を断念



握手を交わす、山上委員長と佐藤のりゆき
＝2015年2月24日、道本部委員長室

道本部は、2015年の統一自治体選を、高橋はるみ知事の4選阻止・道政奪還を頂点に、上田札幌市政の継承組織内、連合推薦候補全員の当選に全力をあげた。

11年の前回知事選では、候補擁立の遅れで「現職優位の壁」を崩すことができなかった。道本部はその教訓を踏まえ、候補者の早期決定を連合北海道、北海道政権戦略会議に対して強く要請してきた。

北海道政権戦略会議は、過去の反省を生かすべく複数の関係者に打診、説得活動を続けたものの、15年1月に至っても独自に候補者を擁立することができなかった。結果的に、2月15日、独自候補の擁立は断念^①し、北海道の自立をめざし、出馬を表明していた元HBCアナウンサーの佐藤のりゆきの支持を決定した。民主党北海道、連合北海道も機関会議で相次ぎ支持、推薦を決めた。

道本部は、連合北海道の決定に基づいて、佐藤のりゆきと政策協定を交わし、2月23日の執行委員会、翌24日の拡大闘争委員会で推薦決定した。

現職高橋知事に4連敗

2015年3月に入り、新党大地、社民党、共產党、維新の党、市民ネットも佐藤のりゆきの支持・支援を決定したことで、高橋知事の4選阻止にむけた野党統一候補の構図がつけられた。しかし、4月12日の投開票日まで1カ月、知

① 横路孝弘民主党道連代表が候補選考の責任を取って辞任した。

名度のある候補といえども広大な北海道での選挙戦をたたかうための出遅れ感は否めない状況だった。短期決戦を余儀なくされ、全体的に盛り上がり欠けたたたかいを克服できなかった。

知事選の得票結果は次のとおり。

高橋はるみ (61歳) 自、公推薦 149万6915票

佐藤のりゆき (65歳) 民主、新党大地、社民、共産、維新、市民ネット推薦
114万6573票



札幌大通での街頭大集会で支持を訴える佐藤のりゆき、右隣は応援に駆けつけた嘉田前滋賀県知事=2015年4月5日、札幌市内

投票率は、知事選が60%を下回って前回とほぼ同じ59.62%となり、道議選も58.61%と過去最低となった。

過去4回の高橋知事との対決で、民主党北海道、連合北海道推薦候補としては佐藤のりゆきが初めて100万票を超え、善戦・健闘したが、残念ながら

一步およばず惜敗、03年から4期連続の敗北となった。最大の要因は、候補擁立作業の混迷と遅れにあったといわざるを得ない。そして、結果として独自候補の擁立断念の判断が遅れ、選挙戦に影響した。

知事候補の選考と連動して、道議候補の擁立作業も遅れ、同様に空白区の解消(11選挙区)に向けた対応も容易に進まず、知事・道議一体となった選挙戦が最後まで十分展開できなかった。この点も、投票率の低下や得票数の伸び悩みにつながった。

上田札幌市政を継承 自民候補に大差

一方、札幌市長選は、3期12年務めた上田札幌市長の引退表明を受けて、秋元克広副市長が市民党の立場から2014年9月に立候

補を表明した。

しかし、経済界の一部が支援したこともあり、民主党など政党が前面に出ない対応を余儀なくされ、市議候補との連携も不十分となった。その後、報道機関の世論調査等で自民党推薦の本間奈々と僅差であり、知名度も極めて不足していることが明らかになった。こうした状況を打開するため、民主党は、15年1月、秋元克広の推薦を決定し、札幌圏合選も発足させ、市議候補との一体的な選挙戦に着手した。同時に、上田市政の継承、発展を前面に打ち出し、多くの無党派層への浸透に全力をあげた。

市長選は自民党候補との一騎討ちになる可能性が高くなっていましたが、2月下旬に、共産党などに加え無所属系の新人候補が相次いで出馬を表明した。すべてが新人で争った2003年札幌市長再選挙以来の構図となった。民主党・札幌圏合選は、選挙戦の最大の争点を、上田市政の継承か否かという構図へと押し上げることに成功し、選挙戦を有利に展開した。

結果は、多くの市民が上田市政の3期12年を評価し上田市政の継承・発展に全力を挙げると訴えた秋元克広を選択、自民党の本間奈々に14万票もの大差で初当選を果たした。

秋元克広（59歳）民主・維新推薦 45万3493票

本間奈々（45歳）自民推薦 31万6829票

（主な候補者）



道本部中央委員会で決意表明する秋元札幌市長候補予定者＝2015年2月6日、自労労会館



北広島市道議選で初当選した小岩均＝2015年4月12日、選挙事務所

道議・市町村議選の結果

道議選は、組織内13人中11人が当選、藤川雅司（札幌市中央区）、小岩均（北広島市）が初当選を果たした。残念ながら、木村峰行（旭川市）、日下太朗（オホーツク西

地域)が次点で落選した。

札幌市議選は、民主党が23人を擁立、21議席を獲得したものの、改選前議席の23議席を守ることができなかった。組織内は、4人立候補し、新人の岩崎道郎(南区)を含む全員が当選した。

後半戦の組織内首長・市町村議選は、首長2人、市議24人、町議11人全員が当選した。

道本部の選挙闘争総括

道本部は、2014年9月の道本部大会で闘争本部を設置し、地方本部・単組段階でも同様



政治学習会を開催した下川町職労青年婦人会=2015年3月23日、下川町

の闘争体制を確立することを確認して、統一自治体選を取り組んだ。

しかし、候補などの選考作業の遅れから、非常に短期間での取り組みとなり、地域によっては知事

選と各級議員選挙との連動も含め不十分な結果となった。道本部機関紙「自治労北海道」の作成・配布は、選挙闘争の意義や課題を組合員へ周知する重要なツールであるが、一部の単組においては、外部の圧力などから連合北海道の「マンスリーれんごう」を含め、組合員への配布を躊躇しているところも出ていた。機関紙配布は、告示日以降にも取り組める組合活動であり、改めてその法的根拠を再確認し、取り組みを進めることを総括した。

また、組合員の政治・政党離れや公務員の政治活動に対する外圧などで、執行部が政治活動の自粛や停止に追い込まれるという事態もかなりの単組で生じた。

選挙闘争は、日頃の組合運動の延長線上にあり、単組組織の現状(力



道本部政治集會に全道から多くの組合役員・活動家が参加し、熱心に学習・討論を行った＝2015年1月10日、自治労会館

量)が反映される
といっても過言
ではない。あらた
めて、日常的な組
合運動の強化をは
かり、政治闘争の
意義を再確認し合
う
政治学習などを繰

り返し進めていくことが課題といえた。

同時に、組合員と組織内議員との関わりも大きな課題となっていた。組織内議員の存在が、自治労運動の推進にとって大変重要なことであるという認識を強く持たなければならない。議会任務等で単組訪問などが困難になることも事実であり、議員にだけ責任を求めても解決する問題ではない。単組執行部は日常的に連携を強め、意義や役割、活動報告を組合員にこまめに周知するなど、選挙時期だけではなく日常的に関わりを持っていくことが求められていたのである。

4 一脱原発 戦争法案反対のたたかい

「フクシマを忘れない」さようなら原発

2015年3月8日、さようなら原発100万人アクション北海道実行委員会主催の原発事故から4年フクシマを忘れない、さようなら原発北海道集會が自治労会館で開かれ、約400人の市民が参加した。

集會では、福島第一原発事故の影響で過酷な生活を強いられている飯館村の人々の生活を克明に記録した3時間45分に及ぶドキュメンタリー映画「遺言－原発さえなければ」の上映が行われた。

上映終了後、現在の飯館村の近況について映画監督の豊田直巳さんが、



フクシマを忘れない、さようなら原発集会=2015年3月8日、自治労会館

「飯館村の除染作業は村の人口6000人を上回る7000人の作業員を投入して行われている。ひとりでも多くの人がこの映画を観て、福島の実状を理解してほしい」と強く訴えて集会を終えた。

7月18日にはやめるべ、大間原発！北海道集会が函館市大森公園に約500人の市民が参加して開催された。

さらに、10月10日には、さようなら原発1000万人アクション北海道実



3500人が結集したさようなら原発集会=2015年10月10日、札幌市・大通西8丁目

行委員会の主催によるSTOP再稼働！NO戦争法制！さようなら原発・さようなら戦争北海道集会在札幌市大通西8丁目広場で開催され、全道から約3500人の市民が結集した。終了後は札幌市内をデモ行進し、戦争反対・脱原発を市民にアピールした。また、11月23日には、1985年に幌延町の核廃棄物研究施設の調査が強行されてから30回目となる幌延デー北海道集会在開催され、現地幌延町には1200人もの市民らが結集した。中央フォーラムをはじめ全国各地から参加者が結集し、連帯と今後の取り組みへの決意が表明された。集会後、参加者は幌延町内をデモ行進し「幌延に核のごみは持ち込ませない」と力強く訴えた。

安倍政権、戦争法案を閣議決定

安倍政権は、憲法解釈変更に基づく安保関連法案^①を5月14日に閣議

決定し、翌15日国会へ提出した。

この法案は、憲法が禁じる集団的自衛権行使を容認し、日本を戦争ができる国にしようとするものであった。院内外で「安倍政治を許さない」戦争法案反対の幅広い国民運動が広がった。

道平和運動フォーラムと戦争をさせない北海道委員会は、5月14日、



5500人が結集した戦争をさせない北海道集会＝2015年6月20日、札幌市・大通西8丁目

① 武力攻撃事態法や周辺事態法など既存の法律10本を一括して改正する「平和安全法制整備法案」と、他国軍への後方支援を随時可能とする新たな恒久法としての「国際平和支援法案」。

直ちに札幌市大通西3丁目で緊急街頭行動を展開し、市民ら350人が参加した。また、5月23日には戦争をさせない北海道委員会主催の講演会がニューオータニイン札幌で開催され、約700人の市民が参加した。講師の柳沢協二元内閣官房副長官補は、安倍首相が「アメリカの戦争に巻き込まれることはないとしているが自衛隊の米艦船の後方支援は現場の判断に委ねられる。過去の戦争はこの現場判断ではじまった」と述べ、「安倍首相の発言は戦争を知らない人の発言だ」と批判した。

安倍政権、審議入り強行 反対闘争盛り上がる

多くの国民の反対
の声が高まっている



国会周辺で座り込みを行う道本部の参加者
=2015年7月2日、東京都内

中、安倍政権は5月26日、安保関連法案の衆議院本会議での審議入りを強行した。戦争をさせない北海道委員会は、法案の成立阻止にむけ、6月4日以降、午後6時から7時の時間帯、大通西3丁目西側で総がかり街頭宣伝行動を連続して展開した。

また、6月19日には、戦争をさせない北海道委員会が、札幌市・共済ホールでシンポジウムを開催し、約650人が参加した。「安保法制で日本は戦争をするのか」と題して、法政大学の山口二郎教授をコーディネーターに、作家兼活動家の雨宮処凛、東京新聞の半田滋編集委員、室蘭工業大学大学院の清末愛砂准教授が出席した。

翌6月20日には、札幌市・大通西8丁目で戦争をさせない北海道大集会を開いた。市民ら約5500人が参加した。北星学園大学の岩本一郎教授、北海道生活協同組合連合会の麻田信二会長理事、法政大学の山口二郎教授らが次々と戦争法案反対の声を上げた。

7月に入り、戦争法案反対のたたかいは一層勢いを増した。1～3日には、道平和運動フォーラムが、東京での中央集会に合わせて「戦争法案の廃止を求める中央行動」を実施、北海道から25人が上京した。

前段の結団式には、自治労組織内の逢坂誠二衆議や相原久美子、江崎孝両参議をはじめ、横路孝弘衆議、荒井聡衆議、小川勝也参議、徳永エリ参議らも出席した。

国会議事堂前の戦争法案反対国会前集会にも参加し、集まった1800人の全国の仲間と「憲法改悪反対」「9条壊すな」とシュプレヒコールをあげた。最終日には、安保関連特別委員会を傍聴した。

衆議院での法案審議の山場が迫った7月11日、北海道弁護士会(旭川、釧路、札幌、函館の各弁護士会)が中島公園でわたしたちは戦わない! NO WAR 大集会&パレード in北海道!を開催した。

連合北海道や民主党も参加し、6000人以上の市民が結集、大集会となった。北海道弁護士会の田村智幸会長は

「憲法に違反する集団的自衛権や安全保障法案は違憲」「安倍政権は、憲法を骨抜きにする法案を成立させようとしている」と批判し「法律家の団体として、憲法違反の法律を黙ってみていることはできない。今こそ存在価値を示す」と力強く述べた。



連合北海道をはじめ全道各地から6000人の市民が結集したわたしたちは戦わない! NO WAR大集会=2015年7月11日、札幌市・中島公園自由広場

アベ政治を許さない 強行採決反対

7月15日の衆議院特別委員会、野党議員らは「アベ政治を

許さない」「強行採決反対」のプラカードを掲げ、委員長席に詰め寄った。怒号と罵声が飛び交う中、大荒れの採決となった。翌16日の衆議院本会議で可決、法案は参議院に送付された。安倍首相は「政治の責任」を繰り返し、採決に突き進んだ。

しかし、衆議院における与党の暴挙に対し、反対運動は意気消沈するどころか、さらに勢いを増していった。

戦争をさせない北海道委員会主催による総がかり行動が7月以降断続的に開催された。

安保法案きょう衆院通過

与党、特別委で強行可決

野党本会議採決欠席へ

国民理解二の次 突き進む

安保関連法案の反対の理由

- 安保法案の採決は、国民の理解を得た上で進められなければならない。
- 安保法案は、日本の主権を侵害し、領土問題を悪化させる。
- 安保法案は、日本の平和憲法を破壊し、戦争を許す。
- 安保法案は、日本の民主主義を破壊し、人権を侵害する。
- 安保法案は、日本の安全保障を脅かす。

国会前で抗議する人たちの写真入りで、安保法制が衆院本会議で強行採決されたことを伝えた北海道新聞＝2015年7月16日

8月28日、北海道講演会450人（自治労会館）、翌29日、北海道集会3500人（札幌市、大通西11丁目）、7月18日と9月12日には函館市で大間原発反対闘争と結合した戦争法案反対集会が多く、市民が参加して開催された。

反対運動は、全国的にも大きく広がり、8月30日には約12万人の市民



戦争をさせない1000人委員会の集会に12万人が結集、国会を包囲した＝2015年8月30日、東京、国会議事堂前 戦争をさせない1000人委員会 提供

が結集した戦争をさせない1000人委員会主催による大集会が東京で開催され、国会を包囲して廃案を強く求めた。

道本部は、連合北海道や道平和運動フォーラム、戦争をさせない北海道委員会などの取り組みに結集し、集会や講演会をはじめ総がかり行動、街頭行動、全国署名運動の取り組みを進めていった。

参院でも強行採決

そして、参議院での法案審議が山場を迎えようとしていた9月14～18日には、札幌市大通西3丁目で行われた総がかり行動に連日多くの組合員が結集した。4日間でのべ約6000人の市民らが参加した総がかり行動は、札幌市のみならず、全道・全国各地でも連日行われ「戦争法案は憲法違反！今すぐ廃案にせよ」「戦争する国は絶対に反対」と多くの国民が声を上げ続けた。

しかし、安倍政権はそれらの声を無視し、9月17日夕、参議院安保特別委員会で強行採決、集団的自衛権の行使を可能にすることや、米軍への後方支援を大幅に拡大することなどを柱とする安全保障関連法が19日の参議院本会議で可決・成立した。

国の存立が脅かされる明白な危険などの要件を満たす場合、自衛隊が海外で武力を行使できることになり、日本の安全保障政策は大きく転換

された。安倍政権は「抑止力の強化につながる」と強調しているが、野党や憲法学者は憲法違反と批判した。

廃止を求め、たたかいは続く

道本部は、2015年9月の定期大会で、引き続き連合北海道、道平和運動フォーラム、戦争をさせない北海道委員会に結集し、戦争反対の旗を高く掲げ、戦争法の廃止を求めてより一層たたかいを強化するとともに、安倍政権を打倒し再び政権交代を実現していくことを改めて決意し合った。



戦争法強行成立に抗議し、今すぐ廃止を求めて900人の市民がデモ行進＝2015年9月25日、札幌市内

法案の強行採決後の9月25日、札幌市大通西3丁目で戦争をさせない北海道委員会総がかり街頭行動が開かれ、市民ら約900人が参加した。呼びかけ人の道平和運動フォーラム藤

盛敏弘代表は「安倍政権は、多くの国民の反対を押し切って戦争法案を強行採決、成立をさせた。絶対に許すことができない。同時に、この運動は終わったわけではない。これからが正念場だ。戦争法の廃止を実現するまで一緒に頑張ろう」と呼びかけ、さらに、憲法共同センターの今橋直弁護士、北海道生活協同組合連合会の麻田会長理事、室蘭工業大学大学院の清末准教授、北星学園大学の岩本教授からも、引き続きたたかう決意表明があった。最後に、小樽商科大学の結城洋一郎名誉教授が、「安倍政権に対し、多くの国民がたたかいにたちあがっている。憲法を破壊し対米従属の道をひた走る安倍政権に沈黙するつもりはない。これからもあきらめることなく不当な権力に対抗し、抵抗し続け、戦争を許さないために行動しよう」と呼びかけた。戦争法が可決・成立したが、廃止させなければならない憲法違反の法律であり、参加者一同が決してあきらめられないで長期にわたるたたかいを進めていこうという決意にあふれた

集会となった。その後も、戦争法廃止、平和と民主主義を守るたたかいは、途切れることなく継続された。

5 一道本部が北海学園大で特別講義

「地方自治体」「自治労」について講義

道本部は、北海学園大学で社会科学特別講義を開講した。

非正規公務員実態調査などで道本部と関りが深く、労働経済分野が専門の川村雅則准教授が企画した。地方公務員を志望する学生は多いが、自治体の仕事に対する理解が十分でないことや敬遠されがちな労働組合への理解を深める特別講義だった。テーマは「地方自治体の仕事と労働組合」だった。

講義は、4月10日から毎週金曜日に計15回、1部（全日）と2部（夜間）の学生に各90分間、講義した。

6月26日の第12回目では、山上潔執行委員長が、「労働組合について」の講義し、その後、藤盛敏弘、難波優両副委員長を交え学生とディスカッションした。山上委員長は「イギリス産業革命から労働組合の歴史

がはじまった。日本では明治維新後の近代的工業の発展に伴い、長時間労働など過酷労働の変革を求めてはじまった」と労働組合の歴史に触れた。

さらには戦前、戦後の労働組合への弾圧や公務員労働者への労働基本権剥奪の経緯に言及した。そして自治労の任務・役割について述べ「いつの時代も労働組合は必要」と話した。



学生達と活発にディスカッションする山上委員長（中央）、藤盛副委員長（右）、難波副委員長（左）＝2015年6月26日、北海学園大学内

学生「就職の参考になった」

ディスカッションでは、「自治体職場のどの様な現状から自治労は必要

か」「なぜ、選挙を労働組合がやるのか」などの質問が寄せられ、委員長と両副委員長が、自らの経験も交え丁寧に回答した。

また、学生からは「最低賃金について学び、バイト先で話したところ時給が上がった」などの実益につながったことが報告された。また「自分がイメージしていた公務員像と違い、就職先を選ぶ際の参考になった」「労働組合のイメージが変わった」などの好意的な感想も寄せられた。

川村准教授は「意義深い取り組みだった。引き続き連携を深め、継続して取り組みたい」と振り返った。



講義の最終回（15回）はグループ討議、学生の質問に答える道本部酒井総合研究室事務局長＝2015年7月17日、北海学園大学内

北海学園大学社会科学特別講義「地方自治体の仕事と労働組合」

【第1回】 4月10日(金)

「社会科学特別講義ガイダンス」 川村教授（北海学園大学）

【第2回】 4月17日(金)

「地方自治制度について」 西村准教授（北海学園大学）

【第3回】 4月24日(金)

「財政再建団体になるということ～財政破綻の背景と今の市民の暮らし～」

- 【第4回】 5月1日(金)
「地方財政の問題について」 西村准教授
- 【第5回】 5月8日(金)
「これからの地方自治」
佐藤多一律別町長・元津別町職執行委員長、山木企画総務部長
- 【第6回】 5月15日(金)
「北海道における原子力関連施設等の問題」
藤盛副委員長(フォーラム代表)、山木企画総務部長
- 【第7回】 5月22日(金)
「地域・住民に直結する公共サービスを考える」 大西組織部長
- 【第8回】 5月29日(金)
「誰もが助けて！と言える地域をつくる～生活保護制度と生活困窮者自立支援法が地続きとなって～」
櫛部武俊元釧路市職員・元釧路市ユニオン組合員、山木企画総務部長
- 【第9回】 6月5日(金)
「自治体の子育て支援と現状」
相内社福評特別幹事、山木企画総務部長、瀬戸自治体政策部長
- 【第10回】 6月12日(金)
「自治体の介護・福祉問題」 塚越社福評議長、山木企画総務部長
- 【第11回】 6月19日(金)
「自治体の医療現場」 居橋衛医評事務局長、山木企画総務部長
- 【第12回】 6月26日(金)
「自治体と労働組合」 山上執行委員長(講義)
質疑サポート：藤盛副委員長、難波副委員長
山木企画総務部長
- 【第13回】 7月3日(金)
「自治体と官製ワーキングプア」
川村北海学園大学教授、山木企画総務部長
- 【第14回】 7月10日(金)
「自治体と官製ワーキングプア」
相原久美子参議院議員、川村教授、山木企画総務部長

【第15回】 7月17日(金)

「公務員になるということ」

コーディネーター：川村教授

パネラー：櫛部賃金労働部長、竹中政治部長、酒井総合研究室事務局長、瀬戸自治体政策部長、山木企画総務部長

6 全国女子バレーボール大会 札幌市職連が2連覇

旭川、帯広は奮闘及ばず敗退

9月12日～14日、岡山県「桃太郎アリーナ」で第29回全日本自治体職員等女子バレーボール選手権の全国優勝大会が開かれた。北海道からは、旭川市職労（2015年全道優勝）、帯広市労連（2014年全道優勝）、そして前回優勝の札幌市職連の計3チームが出場した。



息の合ったチームプレーで相手を圧倒し、優勝した札幌市職連チーム（手前）＝2015年9月14日、岡山市桃太郎アリーナ

大会1日目は、予選グループ戦（札幌市職連は予選シード）帯広市労

連、旭川市職労とともに決勝トーナメント進出を決めた。

大会2日目は、決勝トーナメント、旭川市職労は、出雲市職連（島根県本部）と対戦、残念ながら0対2で敗退した。また、帯広市労連は太田市職労（群馬県本部）と対戦、一進一退の攻防の末、太田の粘りのバレーの前に0対2で涙をのんだ。

接戦の末、栄冠に輝く

大会2連覇をかけた札幌市職連は、1回戦は鹿児島市職労（鹿児島県本部）、2回戦は香川県職連合（香川県本部）、準決勝では強豪松本市職労（長野県本部）をいずれも危なげない試合展開で勝ち進んだ。決勝戦は、前回と同じ相手豊中市職（大阪府本部）と2連覇をかけた対戦となった。第1セット、第2セットとも接戦となったが、札幌市職連が競り勝って2対0で豊中市職を下し、全国女子バレーボール大会2連覇を達成、栄冠に輝いた。



みごと全国大会2連覇を達成した札幌市職連チーム＝2015年9月14日、岡山市、桃太郎アリーナ

7 一連合会長に全道庁労連の出村元委員長

政治センター幹事長に藤盛前副執行委員長

連合北海道は2015年10月、大会を開き、新たな執行体制を確立した。出村良平会長（全道庁労連）、藤盛敏弘政治センター

幹事長（函館市職労）をそれぞれ選出した。出村新会長は11年に連合北海道事務局長に就任、4年間、工藤和男前会長（情報労連）とともに連合北海道運動を牽引し、工藤会長の退任に伴い新会長に就任した。

自治労大会で川本淳新委員長を選出

8月の自治労金沢大会で役員改選が行われ、氏家常雄中央執行委員長（東京都本部）が退任、新たに川本淳中央執行委員長（中川町職労）が選出された。道本部出身者では5人目で大原義行元中央執行委員長以来13年ぶりであった。



就任のあいさつする川本新委員長＝2015年8月26日、石川県金沢市

後任の書記長には、全道庁労連の三浦和枝前書記長が選任された。道本部史上初の女性書記長の誕生となった。なお、難波優副執行委員長（富良野市労連）が留任、新たに和田英浩副執行委員長（砂川市労連）、山本紀彦財政局長（遠軽町労連）が選出された。

また、特別執行委員として全労済自治労共済道支部の木村美智留事務局長（全道庁労連）が就任した。なお、退任した山上前執行委員長は、全労済北海道本部の本部長に就いた。



就任翌年の連合北海道16春闘決起集会であいさつする出村会長＝2016年3月2日、札幌市・ニトリ文化ホール

また、道本部は、9月の大会で役員改選があり、6年間務めた山上潔執行委員長（全道庁労連）が退任、新たに大出彰良新執行委員長（名寄市職労）を選出した。

大出新執行委員長は11年に道本部書記長に就任、以来、4年間書記長として道本部運動の前進のため奮闘してきた。



新たに選出された道本部4役、左から山木財政局長、三浦書記長、大出委員長、難波副委員長、和田副委員長=2015年9月29日、ホテルポールスター札幌

山田剛元副委員長が逝去

道本部の山田剛元副執行委員長が、4月15日、札幌市内の病院で入院、加療中のところ逝去した。62歳。山田元副執行委員長は、全道庁上川総支部の旭川土木現業所支部の出身で総支部書記長を務めた後、道本部の組織指導部長を担った。その後、全道庁札幌総支部執行委員長に就任、石狩地本執行委員長、連合石狩地協および札幌地区連合会長を兼任した。いったん、職場復帰した後、連合北海道執行委員に就任、2003年から道本部副執行委員長、08年北海道平和運動フォーラム代表に就いた。



退任のあいさつをする山田剛元副委員長、愛称は「ごうちゃん」=2008年10月3日、ホテルポールスター札幌

この間、常に労働運動の第一線で活躍し、道平和運動フォーラムでは脱原発をはじめ、平和や憲法、民主主義を守るたたかいに市民の先頭に立って奮闘し続けてきた。12年に道平和運動フォーラム代表を退き、顧問となったが、体調を崩して翌13年に退任、以来療養に専念していた。あまりに早すぎる旅立ちであった。

地本の統合・再編へ議論加速

民進党の結党 参院選は与党が圧勝



江崎参議も飛び入り？して、機関紙「自治労北海道」新年号の写真撮影＝2015年12月21日、自治労会館

道本部は、旧5地区本部体制をベースとする13地方本部の統合・再編にむけ議論を加速、第13次の組織強化・拡大長期計画を決定した。春闘は3年連続ベアを獲得、人勤も連続で改善勧告となったが、実質賃金は低下した。

民主党は維新の党と合併、民進党を結党。参院選は改選議席を大きく減らし敗北したが、自治労組織内の江崎孝の再選と3人区の道選挙区で徳永エリ、鉢呂吉雄が当選した。一方、衆院道5区補選で野党統一候補池田真紀が善戦するも自民候補に惜敗した。

4月に熊本地震、8月には台風10号で上川南部、日高、十勝で甚大被害、道本部は被災した自治労の仲間へ災害救援カンパを取り組んだ。

民主党は維新の

2016[平成28]年

国内外の動き

- | | | | |
|-------|---------------------------------|-------|---|
| 1. 29 | 日銀、マイナス金利を初導入 | 5. 27 | オバマ大統領が広島を訪問、現職大統領では初 |
| 2. 26 | 2015年の国勢調査で初の人口減 | 6. 1 | 安倍首相、17年4月としていた消費税10%引き上げを19年10月に再延期表明（当初は15年10月） |
| 3. 9 | 大津地裁、関西電力高浜原発運転差し止め訴訟で運転停止命令の判決 | 6. 23 | 英国、国民投票でEU離脱支持過半数 |
| 3. 14 | 民主党と維新の党が合併、衆参156人で民進党を結党 | 7. 10 | 参院選投開票、改憲4会派、3分の2議席獲得 |
| 3. 21 | 米大統領、88年ぶりキューバ訪問 | 7. 22 | 政府、普天間基地の辺野古移設をめ |
| 4. 14 | 熊本地震、震度7、マグニチュード6.5、死者150人超 | | |
| 5. 19 | 沖縄で米軍属による女性殺害事件 | | |

ぐり、埋め立て承認を取り消したのは違法として沖縄県を提訴

- 7.26 相模原市の知的障害者施設で元職員が19人殺害、26人重軽傷
- 8.8 天皇陛下、生前退位の意向を示唆
- 11.4 地球温暖化対策の国際枠組み「パリ協定」発効
- 11.9 米大統領選で民主党のヒラリー・ク

リントンを破り共和党のトランプが勝利

- 11.15 南スーダン派遣のPKO自衛隊の「駆け付け警護」任務を閣議決定
- 12.21 高速増殖炉「もんじゅ」廃炉決定
- 12.27 安倍首相、ハワイで真珠湾攻撃犠牲者に哀悼の意を表明

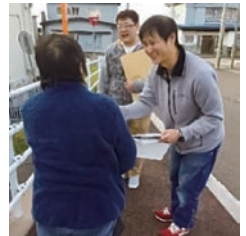
2016[平成28]年

道本部の動き

- 1.8-9 道本部春閣討論集会、斎藤勉連合北海道副事務局長が講演
- 2.4 川本淳自治労本部委員長を激励する会、京王プラザホテル札幌
- 2.5 道本部中央委員会、大出委員長「組織強化・拡大、自主福祉、政治闘争の3本柱で運動展開」とあいさつ
- 2.20 道本部の臨時・非常勤等連絡会議、紀伊国屋書店前で官製ワーキングプアの街頭活動
- 2.23 道市町村課に賃金・労働条件と男女平等に関する要求書を提出
- 2.29 道本部共済集会、新入組合員の加入対策でレーベン企画の南雲氏が講演
- 3.29 安倍内閣、安倍関連法施行を閣議決定、全国で抗議行動、国会内に3万7000人 **4.13~16** 安倍関連法(戦争法)廃止求め街頭行動
- 4.24 衆院道5区補選、池田真紀野党統一候補が猛追も自民候補に惜敗
- 5.9 道本部拡大闘争委員会、民主党の存続政党、民進党を協力政党として確認
- 6.3 道本部中央委員会、大出委員長「暴走する安倍政権NO」とあいさつ、江崎、徳永の勝利を決議
- 6.12 女性の力で政治を変える、江崎必勝、あいくみ女性ネット北海道集会
- 7.10 参院選、比例代表江崎孝、道選挙区徳永エリ再選、鉢呂吉雄当選
- 8.8 人事院勧告、月例給、一時金3年連続引上げ、配偶者扶養手当見直し強行
- 8.25-26 自治労長崎大会、川本委員長、

熊本地震への支援に感謝、青年部長に全道庁労連の佐藤良太氏

- 8.26 連合北海道憲法学習会、横路衆議が自民党改憲案について講演
- 9.11 夕張財政再建から10年、西村宣彦北海学園大教授の提言を機関紙に掲載
- 9.29-30 道本部大会、大出委員長「安倍政権の働き方改革は本質見抜く必要がある」とあいさつ
- 10.5 道消防協が結成40周年、ホテルポールスター札幌で記念祝賀会
- 10.7 道本部賃金担当者会議、人事評価結果の活用は交渉事項
- 10.8 泊原発再稼働反対、さようなら原発北海道集会、大通8丁目に2500人
- 10.15 道本部、指定管理者制度学習会、鬼木自治労本部総合公共民間局長が導入10年で「雇用不安、賃金劣化招いている」と提起
- 10.27 連合北海道大会、出村会長「働き方改革は働かせ方が問われている」
- 11.17 賃金確定闘争統一行動、年内差額支給単組9割超
- 11.19-20 町立松前病院医療機能の充実と医師が働きやすい環境求め町民への署名行動(写真)、4059筆、高橋知事に提出
- 12.8 戦争を繰り返さない北海道集会、フォトジャーナリストの安田菜津紀さん講演



1 — 春闘、3年連続で賃上げ 実質賃金はマイナス

新「3本の矢」は「やります感」

安倍首相は、2015年9月の記者会見で、アベノミクスの第2ステージとして、「1億総活躍社会」をめざし「強い経済」「子育て支援」「社会保障改革」を新3本の矢として打ち出した。

これは、12年12月、政権復帰時の3本の矢に継ぐ経済政策であった。第1ステージでは、確かに円安・株高を実現したが、輸入物価の上昇などで家計が圧迫され、国民生活の向上にはつながらなかった。15年11月の実質GDPで4半期連続

のマイナス、年率換算で0.8%マイナス成長を記録していた。また、政府の月例経済報告でも、景気は依然として厳しい状況だった。

つまり、アベノミクスは、デフレ脱却に失敗し、GDPもマイナスとなるなど、事実上成功しなかったのである。新3本の矢は、不成功に終わった第1ステージの十分な検証や総括もないまま、3%の経済成長を前提に国内総生産（GDP）600兆円の目標を設定するなど、最初から実現不可能なスローガンを掲げ、7月参院選に向けた「やります感」を演出したに過ぎなかった。

実質賃金はマイナス

実際、雇用状況は、正職員に限った有効求人倍率が0.77倍（15年10月）にとどまり、新規求人の約6割が非正規雇用であった。雇用環境は依然として改善されてい



道本部春闘討論集会で基調講演する連合北海道の齋藤副事務局長＝2016年1月8日、自治労会館

なかった^①。

また、14年から2年続けて賃上げが実現し、名目賃金は上昇したが、物価上昇分を差し引いた実質賃金は、依然として減少傾向を示していたのである。

	名目賃金	実質賃金
2012年	-0.8	-0.8
2013年	-0.3	-0.9
2014年	+0.5	-2.7
2015年	+0.1	-0.9

(厚労省、毎月勤労統計調査、いずれも再集計値)

自治労本部、道本部の春闘方針



全道から257人が参加した春闘討論集会。方針提案に真剣に聞き入る参加者=2016年1月8日、自治労会館

こうして、2016春闘は、安倍政権下で、3年連続の賃上げ獲得や労働環境の大幅改善をめざしてたたかいが展開されることとなった。

道本部は、連合、自治労本部の方針を受けて、1月8日に国民春闘討論集会を開催。春闘方針を提案し、各地本、単組・総支部からの意見を集約。自治労

本部へ意見反映し、道本部中央委員会で確認した。

道本部の賃金要求額は、アンケート結果を踏まえ、平均11,000円、2.81%以上とした。春闘期を年間の賃金闘争のスタートに位置づけ、連合・自治労に結集し、基本賃金の引き上げや同時並行で取り組む参院選勝利に全力をあげることにした。

春闘は、結果として民間大手を中心に3年連続のベースアップ回答を引き出すことができたが、前年を大きく下回った。5月9日時点では、

① 厚労省の「就業形態の多様化に関する総合実態調査」では、労働者に占める非正規の割合が2014年10月に初めて「4割」に達し、2015年9月の生活保護受給者数は216万3584人、受給世帯数は162万9598世帯で（厚労省・被保護調査9月分概数）、受給世帯が過去最多を更新し、格差の拡大にも歯止めがかかっていないことは明らかであった。



自治労本部中央委員会であいさつする川本委員長
=2016年1月28-29日、東京・TOC有明

景気の先行き不透明感から加重平均で5,915円（対前年比795円減）となった。一方、中小企業は、平均4,514円（対前年比331円減）、非正規労働者は時給18.21円（対前年比1.13円増）の引き上げとなった。また、一時金は、前年を上回る年間4.95月（対前

年比0.06月増）の回答を引き出した。

2015確定闘争から続く給与制度の総合的見直しに対する取り組みは、未導入単組（12単組）がこれまで粘り強く交渉を展開してきたものの、すべての単組で4月からの制度導入を余儀なくされる結果となった。しかし、国の制度や水準を上回る当局回答を引き出すなど、厳しい情勢の下で最後まで粘り強くたたかいを続けた。

給与制度の総合的見直しは、結果として地公給与水準の引き下げを招き、生涯賃金ベースでの水準確保（回復）が今後の大きな課題として残された。現給保障の確実な実施と実損額の圧縮、解消が求められた。

新たな人事評価制度の導入

また、2016年4月から新たな人事評価制度の導入が義務付けられたことで、多くの自治体、単組で検討・議論が急ピッチで進められた。一部の自治体においては、人事評価制度は管理運営事項であるとして交渉・協議を拒否し、総務省が示した自治体事例を模倣して試行期間も設けず、4月から人事評価制度を導入した。

評価制度は賃金労働条件に大きく影響するものであり、明らかな労使交渉事項であった。自治労方針の4原則（公平・公正性、透明性、客観性、納得性）2要件（労働組合の関与、苦情解決システムの構築）の確保にむけ、制度の見直しを含めて対自治体交渉が課題となった。



道公務労協の人事院道事務局長交渉＝2016年6月30日、札幌第三合同庁舎内

人事院、3年連続で月例給改善扶養手当は見直し

人勸期の重点課題は、月例給、一時金の引上げ、配偶者の扶養手当や超勤縮減等であった。

人事院は8月8日、3年連続の月例給・一時金の引き上げを勧告した。月例給708円(0.17%)、初任給1,500円、若年層も同程度の改定。それ以外は再任用職員まで400円引き上げた。また、本府省業務調整手当も改善、一時金は、0.1月引き上げとなった。

一方で、配偶者および父母等にかかる扶養手当は現行の13,000円から6,500円に減額、その減額した原資を子に係る扶養手当に配分し、5,000円から10,000円へ引き上げた。

配偶者に係る扶養手当は、厚労省の女性の活躍推進にむけた配偶者手当の在り方に関する検討会が検討を進め、配偶者に対する扶養手当の支給が「働けるのに働かない、女性の就労を制限している要因」と結論づけ、政府として人事院に国家公務員の配偶者扶養手当の見直しを要請していた。

しかし、北海道の雇用情勢、特に町村部の実態は、雇用の確保が大変厳しい状況で、子育てや家族の介護・看護などの問題もあり、仮に配偶者手当を廃止しても就労が増える現状にはなかった。女性の就労を促進させるには、まず子育て世代に対する支援と女性が働きやすい制度や環境の整備が先であり、自治労は公務員連絡会に結集し、民間の支給実態

を踏まえた対応を強く求めた。

賃金確定闘争の成果と課題

自治労本部は、この勧告に対し「3年連続の月例給・一時金の引き上げ改定と



地公三者共闘の北海道人事委員会事務局長交渉、勧告むけ要求実現を強く求めた＝9月12日、道庁別館

なったことは、この間の民間給与の動向を見ても当然のことといえる。また、この間厳しい措置がとられ続けていた再任用職員や高年齢層職員

を対象に俸給表の改定を行ったことは評価できる」とした。

しかし、今回の俸給表改定は、「総合的見直しによる現給保障期間であるため、俸給表をプラス改定しても原資を十分に活用できず、引き上げ効果が表れない結果となっており、さらなる俸給表等の引き上げで解消すべきである」また配偶者にかかる扶養手当の見直しについても「政府からの要請で、配偶者手当を削減する内容で、民間企業の支給実態からも乖離している」との見解を示した。

道本部は、11月17日をヤマ場として2016賃金確定闘争・現業公企統一闘争を展開した。給与法の改正が11月16日であったことから、山場（11月17日）以降も交渉を行っていった単組も数多く出たものの、11月末までに大半の単組で人勧どおりで決着することとなった。

また、焦点となった扶養手当について、大多数の単組で国に準じた見直しを強いられることとなったが、札幌市をはじめ一部の単組で、子育て世代への支援などを考慮して子に係る扶養手当額の増額を引き出すなど、国を上回る措置を獲得することができた。

一方で、給与原資（本府省業務調整手当）の活用は、国家公務員との格差解消をめざして当局に迫っていくこととしたが、総務省が自治体に

「賃金や諸手当で格差解消することは厳に慎むべき」との通知を出したことから、自治体当局との交渉が進展せず格差解消には至らなかった。



地公三者共闘の昼休み総決起集会＝2016年11月16日、道庁東側前庭

臨時・非常勤

等職員の処遇改善では、時給単価の引き上げを中心として改善を勝ち取ることができた。しかし、賃金の改定時期については遡及改定となっていないなど、正規職員との格差は依然として多く残されたままであり、改めて課題を整理し、引き続く17春闘での取り組みを強化していくこととした。

2 戦争法の廃止、脱原発のたたかい

安倍内閣、安保関連法施行を閣議決定

2015年9月に安倍政権の強行採決で成立した安保関連法（戦争法）は、集団的自衛権の行使を容認し、日本を戦争する国にしようとするものだった。その戦争法の施行日を3月29日とする政令を22日、安倍内閣が閣議決定した。この暴挙に対し、3万7000人の市民が結集した国会正門前の大集会をはじめ、全国各地で抗議集会が開催された。

札幌市内でも、戦争をさせない北海道委員会が抗議行動を実施した。集会のなかで、北海道平和運動フォーラムの山木紀彦代表は、「本日（3月29日）0時に安全保障関連法が施行された。しかし、戦争をする国には絶対にさせてはいけない」「防衛大学の卒業式では、任官拒否が過去



戦争法の施行に抗議したデモ、800人が参加＝2016年3月29日、札幌市内

最大の人数になったと報じられた。想定していなかった『人を殺す』『戦地に赴く』など、入学時には考えられなかったことが公然と行われ、納得できないのは当然である。私たちは自衛隊員を戦場には送らない。戦争は絶対に行わない」と表明した。

戦争法の廃止を求めて

政府が安全保障関連法の施行日を閣議決定した後も、たたかいは全国的に継続された。

札幌では、4月13日から4日間、市内7カ所で戦争させない北海道委員会による戦争をさせない総がかり街頭宣伝が実施され、戦争法の廃止を求める統一署名はがき付チラシの配布活動が行われた。



国会正門前集会に37000人の市民が集まり抗議行動＝2016年3月29日

街頭宣伝活動では、「戦争法案の廃止を求め、多くの市民との協同で取り組んだが、残念な



「平和な未来を切り拓こう」と訴えてチラシ配布を行う大出委員長＝
2016年4月13日、札幌駅西口

の支援と協力を呼びかけた。

この年は、戦争をさせない総がかり行動が計14回開催されたのをはじめ、連合の憲法学習会（3回）やフォトジャーナリストの安田菜津紀さんを講師に招き開催したWar is over！12.8北海道集会など、多くの取り組みや集会が行われた。

福島原発事故から5年

開かれ、約900人の市民が参加した。11年3月11日に発生した東日本大震災・福島第1原発事故から5年が経過したが、未だに終息の見通しもたたず、約10万人が避難生活を余儀

2016年3月13日札幌市共済ホールでフクシマを忘れない！さようなら原発北海道集会が



共済ホールに入りきれないほどの市民が参加したさようなら原発北海道集会＝2016年3月13日、札幌市

①「戦争させない、9条壊すな！総がかり行動実行委員会」が、全国2000万人を目標に2015年11月から開始したもの。署名内容は①戦争法である『平和安全保障関連法』をすみやかに廃止すること。②立憲主義の原則を堅持し、憲法9条を守り活かすこと、の2点を請願事項として、衆参両議長、内閣総理大臣に提出。道内でも、「戦争させない北海道委員会」の呼びかけで取り組まれた。2016年5月19日時点での集約状況は、全国1200万筆突破（内自治労936,000筆、全道78万6497筆（内道本部6万2638筆）。最終的には、全国約1580万筆（道本部7万2502筆）の署名が集約された。

なくされていた。

集会は、政府、電力会社に対して運転の差し止めなどの司法の決定を重く受け止め、原発再稼働を断念するよう強く求めるものとなった。

チェルノブイリ原発事故から30年

2016年は、チェルノブイリ原発事故から30年目の節目の年であった。

4月26日に30回目となるチェルノブイリデー全道集会在札幌市大通西6丁目で開かれた。



チェルノブイリ原発事故から30年目の集会、札幌市内をデモ行進=2016年4月26日、札幌市内

集会には、約400人の市民が参加し、福島からの避難者自治組織桜会の宍戸隆子代表が「福島原発が爆発して4月には学校が再開された。私は、入学したての子どもたちの下校指導に関わっていた。あの日の子どもの1人が、鼻血を出した。原発のせいだとは証明できないが、あの時のせいではないかと一生悔やみながら生きていかなければならない。チェルノブイリの人たちもきっと同じ思いだったはずだ」と述べ「原発は、故郷を一瞬で奪う瞬間湯沸かし器。一緒に歩み、原発を止めよう」と訴えた。

しかし、こうした原発事故の悲惨さを消し去るかのよう、15年の鹿児島県川内原発に続き、2月には福井県高浜原発3、4号機、8月には愛媛県伊方原発3号機が再稼働された。

また、高浜原発1、2号機が安全審査に合格し、40年廃炉ルール^①がますます形骸化されようとしていた。

泊原発をめぐるも、地震・津波対策がほぼ決着したことで原子力規制委の審査は合格にむけ大きく進んでおり、再稼働となる可能性が出てきていた（実際には再稼働は見送り）。



2500人の市民が参加したSTOP!再稼働、さようなら原発北海道集会＝2016年10月8日、札幌市・大通西8丁目

中長期の視点での脱原発運動

そうした中、一方では、高浜原発3・4号機について、大津地裁が運転の差し止めを命じる仮処分を出したのに続き、関西電力による執行停止の申し立てを却下するなど、再稼働に歯止めをかける画期的な司法判断も相次いで出された。

しかし、他方では、安倍内閣が経済成長戦略の一つとして原発輸出を

^① 福島原発事故後の2012年に改正された原子炉等規制法において、原子力発電所の原子炉が運転できる期間を40年と規定した。ただし、原子力規制委員会の認可を受ければ、1回に限り20年を超えない期間で延長できる。規正法の改正案は、当時与党だった民主党に加え、自民党・公明党の議員によって共同提出されたもの。（当時のアメリカのルールと同様であった）

掲げるなど、自民党が政権に復帰し、政府のエネルギー政策の後退が際立った。

道本部は、泊原発再稼働反対、大間原発建設阻止、そして北海道を核のごみ捨て場にさせないため、「さようなら原発1000万人アクション北海道」に結集して取り組みを進めてきた。

引き続き、国のエネルギー政策の後退を許さず、脱原発社会の実現にむけて「原発立地自治体の経済的自立」「再生可能エネルギーへの転換」「電源供給地の分散化」などの政策提言の強化や世論喚起の構築など、中・長期の視点や展望に立って、より一層脱原発運動を強化していくこととした。

10月8日にSTOP!再稼働 さようなら原発北海道集会が2500人の市民が参加して、札幌市大通西8丁目で開催されたのをはじめ、11月23日には31回目となる幌延デー北海道集会が、約800人の市民が参加し幌延町で開かれた。

3 一民進党の結党 参院選は与党が圧勝

5区補選、池田真紀が猛追も敗れる



第一声をあげる池田候補、「市民の力で政治を変えよう」と訴えたが惜敗=2016年4月12日、江別市

町村信孝前衆議院議員の死去に伴い、新人同士のたたかいとなった衆議院5区の補欠選挙は、夏の参院選の前哨戦として4月12日に告示され激しい選挙戦となった。

連合北海道、道本部が推薦し、野党統一候補の池田真紀は「暴走する安倍政権を止め、真の民主主義、立憲主義を取り戻す」と訴え、市民が主体の新しい形の選挙戦を展開し、自民党公認

の和田義明と互角のたかいを展開した。

4月24日投開票の結果、終盤に池田候補が激しく追いつけたが、わずか1万2325票差で惜敗した。残念至極の結果であった。この5区補選は、初めての野党共闘として、全国からも注目を集めた。敗れはしたものあと一步のところまで相手候補を追い詰めた価値あるたたかいとなった。

野党結集と民進党の結党

安倍政権は、特定秘密保護法の制定や歴代内閣が禁じてきた集团的自衛権の行使を可能とする安保関連法の強行など現行憲法の基本的理念に逆行する政策転換を推し進めてきた。こうした1強多弱の政治状況を打破していくため、野党の大同団結が強く求められていた。

こうしたなかで、民主党と維新の党が自民1強体制に対抗するため、2015年12月11日、衆参両院で統一会派を結成することで正式合意した。



民進党北海道結党大会、参院選にむけて決意表明する佐々木代表＝2016年5月14日、札幌市内

また、15年の安全保障関連法案をめぐる、国民世論・市民運動の高まりを背景に、法案の審議段階そして成立後も廃案を求める野党連携が強まった。16年2月19日には5野党が安全保障関連法の廃止法案を衆議院に共同提出するに至った。これに先立つ5野党の党首会談では、安保法

制の廃止と集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回を共通の目標とし、安倍政権の打倒にむけ国政選挙などあらゆる場面でできる限りの協力を行うことが確認された。

その後、共産党が参院選の1人区で独自候補を原則として取り下げる方針を表明し、社民党や生活の党も含めた5野党による候補者一本化にむけた努力が模索されていった。

そして、2月26日、両党は民主党を存続政党とし、維新の党が解党して合流する方式を採用、新党協議会を発足させ、党名、綱領、基本政策等について合意した。

3月27日、衆院96人、参院60人、合わせて156人が結集し民進党結党大会が開かれた。岡田民主党代表を新代表に選出し、綱領および基本的政策は、存続政党である民主党の綱領をベースとした。政党の立ち位置は、生活者、納税者、消費者、働く者の立場を明確にし、立憲主義を断固として守ること、原発に頼らない社会をめざすことなどを補強した。

民主党北海道は中央段階の合流を受けて、4月14日付で道選管に異動届を提出し、民進党北海道を発足させ、5月14日に結党大会を開催した。

道本部、民進党を支持し協力

自治労本部は、そもそも民主党は、1998年（民政党・新党友愛・民主改革



道本部中央委員会終了後に開催した相原久美子、江崎孝を励ます会＝2016年2月5日、ホテルポールスター札幌

連合) および2003年(自由党)にも、政策的な合意を基礎に民主党を存続政党とする他党との合流を経験してきているとして、この民進党結党を歓迎した。政策的にもこれまでの民主党の路線をほぼ継承し、脱原発、核兵器廃絶を新たに盛り込

んだことなどを評価した。3月30日開催の臨時県本部代表者会議で、民



相原参議を応援するあいくみ女性ネット北海道が江崎参議の必勝を誓い合った＝2016年6月12日、札幌市内

進党を協力政党と位置づけ、参院選闘争などの取り組みを進めることを確認した。

一方、連合も、働く者、生活者の立場に立った政策実現のため民進党との連携をはかり、参議院で改憲勢力・自公政権の3分の2の議席確保絶対阻止にむけ、比例代表組織内候補12人全員の必勝をめざし、全力でたたかいていくことを確認した。

道本部は、6月3日に開催した中央委員会で、今回の新党結成は、国民の多数派である穏健な政治意識に対応した中道リベラルな政治勢力の結集と評価、民主党を継承する政党である民進党を支持し、協力することを確認。そのうえで、再度の政権交代を見据えながら、目前に迫った参院選で、道選挙区徳永エリ、比例代表江崎孝の再選にむけて全力を挙げて取り組むことを決定した。

比例代表江崎孝、道選挙区徳永エリが再選

参議院は、憲法改正に前向きな自民、公明両党などの勢力が国会発議に必要な3分の2以上の議席(162)を確保するかが最大の焦点となり、暴走する安倍政権にNOをつきつけることができるか否かが問われた重要な政治決戦であった。安倍晋三首相は2016年7

月8日、自民党候補の応援で道内入りしたが、宿願の憲法改正には一切触れなかった。街頭演説では旧民主党政権3年3カ月の経済政策に攻撃の照準を定め、「あの暗黒の時代に戻るのか」と繰り返した。安倍政権下での賃上げなどの実績を強調することで、自民党を積極的に支援しないまでも「旧民主党政権よりまし」という有権者の心理を巧みにすくい取った。

一方、公示後に道内入りした民進党の岡田克也代表をはじめとする野党の党首は改憲阻止などを訴え、首相が選挙戦で話題に取り上げないことを批判してきた。それでも首相は改憲について語らず、旧民主党政権批判を繰り返し、経済政策アベノミクスの継続に争点を絞り、選挙戦は最終盤を迎えた。

7月10日の投開票で、自民・公明が議席増、改憲に前向きな勢力が国会発議に必要な3分の2議席(162議席)を確保する大勝利となった。安倍首相は政権を奪還した12年衆院選以降4回連続で大型国政選挙を制した。衆参両院で与党が多数を占める安定的な基盤がより強固となり、経済政策アベノミクスの継続に争点を絞り、有権者の関心を引きつける従来の手法が奏功し、首相が強気の政権運営に拍車を掛ける結果となった。



再選を果たし、選対本部役員と並んでインタビューに応じる徳永参議=2016年7月10日、札幌市内

これに対し、野党側は共産党が3議席増となったものの、民進党は改選43議席を下回る32議席にとどまり、全国32の改選1人区でも野党の11

勝21敗となった。野党間の候補者調整や民進党の結党が功を奏するものとはならず、またしても自公政権に敗北する厳しい結果となった。

また、はじめて18歳選挙権が導入・実施された選挙として注目されたが、10代の推定投票率は45%程度で全体平均より9ポイント超下回った。しかし、この数値は前回参院選での20歳代よりは12ポイント高く、30歳代とほぼ同水準であった。投票先では20代同様に自民党が多く、野党や自治労にも課題を投げかける結果であった。

道本部は、推薦した比例代表江崎孝、道選挙区徳永エリの必勝にむけ、組織の総力を挙げた。

道選挙区（改選数3）は、民進党の徳永エリが再選、同党新人の鉢呂吉雄が初当選した。今回から改選数が2から3へ増えたことで、自民党と旧民主党が1議席ずつ分け合う構図は崩れ、民進党が議席を上積みする結果となった。

徳永エリは、安倍政権下での憲法改正反対を主張し、民進党最大の支援組織である連合北海道の全面支援を受けながら、唯一の女性候補として、無党派層へも支持を呼びかけた。鉢呂吉雄は、衆議院議員を7期務めた経験をアピールし、知名度の高さと大票田の札幌を重視した選挙戦を展開した。

長谷川岳(45) 自民	64万8269票	徳永エリ(54) 民主	55万9996票
鉢呂吉雄(68) 民主	49万1129票	柿木克弘(48) 自民	48万2688票 次点
森 英士(38) 共産	23万9564票		※得票順、主要候補者のみ



再選を果たし自治労の議席を死守した江崎参議＝
2016年7月11日、東京・自治労本部

また、江崎孝は18万4187票（道内は2万9231票）を獲得し、自治労の議席を死守することができた。なお、得票は、民進党内全国7位であったが、前回（6年前）の13万3248票から5万939票、道内も前回の2万2478票から6753票それぞれ

れ上積みすることができた。

4 — 第13次長計 地本統合・再編へ議論を加速

担い手育成、新採・非正規の組織化
地本再編を重点課題

自治労本部は2015年8月、金沢大会で、次代の担い手育成、新規採用者の組織化、非正規労働者10万人の組織化を最重点課題とした第4次組織強化・拡大のための推進計画を決定した。

道本部は、この本部の新たな課題に加え、独自の課題である地方本部の再編・統合を加えた第13次長計^①策定にむけ議論を開始した。

6月3日に開催した第123回中央委員会において、第12次長計の継承や組織の現状と課題を組織討議案として提案、各地方本部の組織集会による議論を経て、9月の第58回定期大会で決定した。



第13次長計の討議案を採択した道本部中央委員会＝2016年6月3日、自治労会館

① 自治労北海道本部組織強化・拡大第13次長期計画、期間は2016年10月～20年9月までの4年間とし、前期2年（2016年10月～2018年9月）終了後に中間総括を行い、後期2年（2018年10月～2020年9月）の方針を補強。

第13次長計の概要（抜粋）は次のとおりである。

(1) 次代の担い手育成

採用抑制や団塊世代の大量退職で管理職登用の若年化などが進んだ。単組役員の世代交代が急激に進み、組合員全体の年齢構成比が若年化した。このため、若い世代が十分な運動経験もないまま基本組織の役員となり、組織運営の停滞や組織力の低下を招いている実態が明らかとなり、次代の担い手育成は急務の課題となった。

道本部・地方本部・単組・総支部が連携して、道本部学校を活用した学習会や各種セミナーへの参加体制の確立とフォローアップ体制の構築をはかる。

(2) 新規採用者の組織化

自治体職場では、新規採用職員数が増加傾向にあるが、その組織化^①は大変厳しい状況が続いていた。このため、組織総体の組織率向上にむけて単組・総支部で新規採用者の組合加入率100%を目標とする取り組み（新規採用職員加入促進月間の設定、新入組合員学校の開催、共済加入推進の取り組みなど）を展開する。

(3) 非正規労働者の組織化

正規職員の採用凍結や抑制で、自治体では臨時・非常勤等職員が増加し、自治労の2012年調査では、自治体の臨時・非常勤等職員数は概算で約70万人と推計されていた。全自治体の職員に占める割合は3割を超え、なかには全職員の5割を超えている自治体もあった。自治労にとって非正規労働者^②の組織化は喫緊の課題であり、自治体で働く臨時・非常勤等職員はもとより、すべての地域公共サービスに従事する非正規労働者の組織化を進める。

① 2015年に行った「第12回自治労組織基本調査」結果では、道本部総体の正規職員の組織率は82%、2割弱の約1万人が組合未加入者であった。また、新規採用者の組織率は総体で82%、そのうち自治体では83%（全道庁75%、政令86%、都市82%、町村89%）となっていた。

② また同調査では、公共民間を含む非正規労働者数は全国で55万7354人、臨時・非常勤、嘱託、パート職員のうち自治労に加入している組合員数は3万7704人。また、道本部における非正規労働者数は、2万9519人（うち自治体2万8602人）に対し組合員は2170人（うち自治体1888人）に過ぎず、組織率はわずか7.4%（うち自治体6.6%）にとどまっていた。



道本部の吉田組織拡大オルグを講師に非正規職員の組合加入について議論＝2016年2月2日、日高町

地本の統合・再編議論の経過

道本部の組織強化・拡大長期計画で
地本の統合・再編議論が提起されたの

は道本部第45回定期大会（2004年9月28-29日）の第10次長計であった。この中で地方本部再編を含めた集団指導体制の確立、地方本部体制と専従配置数の見直し検討が提案された。その2年次方針では地方本部の再編の検討要素として旧地区本部を基本とした再編などが補強された。しかし、市町村合併、支庁再編、道州制^①など、環境が大きく変化する要素が強いことから、議論は現段階では着手しないこととなった。

道本部の第49回定期大会（2008年10月2日-3日）決定の第11次長計では、あらためて地方本部体制と専従配置数の見直しについて提案した。

① 行政区画として道と州を置く地方行政制度。北海道以外の地域に複数の州を設置し、それら道州に現在の都道府県より高い行政権を与える構想。現在の47都道府県制が確立したのが、1900（明治33）年であるが、以来「外交と軍事以外の権限をすべて国家から地方に委譲して」「都道府県の広域連合の地方公共団体として」「連邦制として」等、さまざまな議論・検討がされてきた。直近では、2004年に召集された第28次地方制度調査会が、2006年に「道州制のあり方に関する答申」をおこない、都道府県の廃止と新設となる道州による道州制導入を打ち出した。しかし、賛否両論でまとまらず、当時の全国世論調査でも、賛成29%、反対62%であった。最近では議論そのものが停滞し、2018年には自党内に設置されていた「道州制推進本部」が廃止された。

具体的には、統合案（たたき台）の基本的考え方として、小選挙区体制とする案と運動の歴史的経過を踏まえた案の2つが示され、2010年11月を目途に新地本体制に移行するスケジュールが合わせて示された。



新採が増え「部員全員で新たな一歩」を踏み出すむかわ町職青年部＝2016年9月14日、むかわ町

しかし、道本部第51回定期大会（2010年9月28～29日）の第11次長計の中間総括・後期方針では、再編の姿・形の議論が先行してしまい、地方本部の課題克服や機関としてめざすべき姿、単組強化のための道本部・地方本部の役割の明確化といった議論が深化されていない、単組・総支部の切実な要請に応える道本部・地方本部の指導力・結束力が焦眉の課題とされ、地本再編は今後の継続議論とされた。

こうして、道本部第53回定期大会（2012年9月27～28日）決定の第12次長計では専従役員体制の確立をはじめ地方本部の体制強化を課題とし、再編議論は「地方本部の要望を踏まえた検討を進める」との表現にとどまった。

第13次長計、地本の統合・再編の具体化

しかし、専従者未配置の地方本部や、採用まもない

若い専従者の選出など、長年の輪番制が硬直化し、地方本部として非専従役員の任務分担やフォロー体制を含めた指導体制不足、運動の停滞など課題が山積していた。

さらに、1996年に約7万6000人であった道本部の組織人員が、2016年には約5万1000人と20年間で2万5000人減少し、今後も減少が続く見通しであり、道本部の財政状況や将来展望の側面からも、現行の13地方本部体制（19人の専従配置）の見直しが大きな課題であった。

こうして、道本部第58回定期大会（2016年9月29～30日）で決定された第13次長計は、地方本部の統合・再編にむけ、踏み込んだ議論が必要であることを確認し、具体的な方向性を次のとおり提起した。



圧倒的賛成多数で第13次長計を決定した第58回定期大会＝2016年9月30日、ホテルポールスター札幌

- 1 「地方本部の統合・再編」における枠組みのイメージ
 - ① 現行の13地方本部体制に移行する以前の5地区本部体制（札幌・旭川・函館・岩見沢・釧路）をベースとします。
 - ② 具体的には、札幌（石狩・後志）、旭川（上川・留萌・宗谷）、函館（渡島・檜山）、岩見沢（空知・胆振・日高）、釧路（網走・十勝・釧根）の旧地区本部体制による組み合わせとします。
- 2 「地方本部の統合・再編」後のイメージ
 - ① 専従者の配置は、複数配置を基本とします。
 - ② 書記局（事務所）は、旧地区本部体制時の所在地を基本としながらも、地理的要素を鑑みたくえで地方本部間の協議により検討可能とします。

- 3 地方本部内における「統合・再編」にむけた議論の構築
 - ① 基本的には、「統合・再編」を前提とした議論として進めます。
 - ② 地理的要素や専従者の配置体制を鑑み、地方本部内で、現行体制での組織運営を総括するなかから、構成単組全体で議論します。
- 4 地方本部間における「統合・再編」にむけた議論の構築
 - ① 地方本部内での議論と並行して、「統合・再編」の対象となる地方本部間の議論も進めます。
 - ② 旧地区本部体制をベースとした枠組みでの議論を基本としますが、それ以外の組み合わせによる議論についても柔軟な姿勢で対応します。
- 5 道本部における「地方本部の統合・再編」の取り扱い
 - ① 「地方本部の統合・再編」の議論経過・協議結果については、道本部組織強化委員会で協議することとします。
 - ② 「地方本部の統合・再編」の最終的な判断については、道本部執行委員会を経て、道本部定期大会で規約改正等の必要な手続きを行います。
- 6 「地方本部の統合・再編」の実施時期

「第13次長期計画」前期（2016年10月～2018年9月）期間中に議論・協議を進め、後期（2018年10月～2020年9月）期間中に具体的な手続きを終え、2020年9月に開催する第61回定期大会での規約改正をめざすこととします。



地本統合再編第1号となった道南地方本部結成大会、組合旗を掲げる川村道南地本委員長（写真左）と大出道本部委員長（写真右）＝2017年11月11日、函館市内

渡島・檜山両地方本部は、再編・統合にむけて両地本執行部をはじめ、単組・組合員による議論を積み重ね、2017年11月11日、道南地方本部がスタート。第1回定期大会（結成大会）が函館市で開催された。川村哲也道南地本委員長は「地本、単組の垣根を越え自治労運動を強化しよう」と呼びかけ、大出道本部委員長は「北海道初の地本統合、

運動の交流をはかり道本部運動を牽引してほしい」とあいさつした。

なお、その後、2020年11月30日に札幌地方本部が統合・結成されたのをはじめ、2021年1月29日に道北地方本部、2022年10月30日に道東地方本部、2022年12月3日に道央地方本部が、それぞれ統合・結成され、すべての地方本部の統合・再編が完了した。

自治労北海道 道央地方本部結成大会



道央地方本部結成大会、これで地方本部の統合・再編が完了した。団結ガンバローする高橋委員長（中央、苫小牧市職労）＝2022年12月3日、ホテルポールスター札幌

5 一支援あい、命、安心・安全守る

松前病院の医師確保にむけて署名行動



道保健福祉部に署名を手交する渡島地本・松前町労連役員＝2016年11月29日、道庁内

松前町労連と渡島地方本部は、町立松前病院の医療機能の充実と医師が働きやすい環境を求めて署名行動を行った。地本内各単組、連合渡島地協の協力で、11月19～20日、約150人が参加した。

署名は、町立松前病院が2016年10月、常勤医が7人から4

人に減少し、診療体制の変更などで何とか対応してきたものの、医師の勤務が過重となり医師確保が喫緊の課題となったことが発端であった。

道本部は、9月2日に公立病院対策委員会を立ち上げ、町立松前病院にかかる地域運動の取り組みについて協議。連合や渡島地本と連携して要求書の提出や署名行動、動員体制などについて決定した。

署名行動の実施にあたり、奥井松前病職委員長は「病院の組合員は現場の先生の疲労がよくわかっている。先生も職員も崖っぷちという気持ち。しかし、病職だけの取り組みは難しく、改めて自治労の組織力に感謝する」とあいさつした。

多くの町民から「ありがとう、がんばって」との感謝の言葉が寄せられた。また、医師が減ったことや病院存続への不安の声も多く寄せられ、署名行動を通じて「自治体職員への期待とともに、住民は職員との対話を求めている」ことを実感するものとなった。

その後も、松前町労連を中心に町民署名行動が継続され、最終的には4059筆（松前町民の約51.24%）の署名を集約した。11月29日、高橋はるみ知事に提出、道議会各会派へも同様の要請を行った。

道消協が結成40周年

2016年10月5日、札幌市ホテルポールスター札幌で北海道消防職員協議会結成40周年記念祝賀会が開かれ、全消協、各県消協の代表、民進党道民連合消防議連所属



道消協結成40周年記念祝賀会、団結ガンパローを行う沼田副会長＝2016年10月5日、ホテルポールスター札幌

議員、道本部など、全国、全道から関係者223人が出席した。定期総会に引き続いて開催された祝賀会では、菅原道消協会長が、「1977年9月に4単協443人で協議会を結成し、消防職場の環境を民主的で明るく風通しのよい職場にとの思いでスタートした。現在は58単協2438人まで

拡大し、消防職員が抱えるさまざまな課題に取り組んでいる。住民の安心と安全を守るという重要かつ困難な職務を遂行するにあたり、労働条件改善が必要である。そのためには団結権を回復することが喫緊の課題である。民主党政権下では着実に回復への道をたどったものの、安倍政権の元で途切れている。引き続き自治労と連携し団結権回復にむけてたたかいを進める。また、消防の広域化に伴う消防職員の賃金・労働条件の統一など多くの課題がある。自治体単組との連携を強め取り組みを進める」と力強く決意を述べた

熊本地震で災害特別カンパ

2016年4月14日21時26分、熊本県熊本地方でマグニチュード6.5の地震が発生し、熊本県益城町で震度7を観測した。その約28時間後の4月16日01時25分、同じ熊本県熊本地方で、14を上回るマグニチュード7.3の地震が発生し、熊本県西原村と熊本県益城町で再び震度7を観測した。



甚大な被害が発生した熊本城、堅牢な石垣のおかげで
かろうじて倒壊を免れた

2日間のうちに、同一観測点で2度も震度7が観測されたのは、気象庁の観測史上初めてのことであった。

一連の地震活動により、熊本県を中心に、死者267人（関連死含む）、重軽傷者2804人、全壊8673棟を含む20万5878棟の住家被害が生じた（18年4月13日現在、消

防庁）。名城熊本城も、天守閣をはじめ大きな被害にあった。避難所への避難者は、最大で熊本県18万3882人、大分県1万2443人に達した（17年4月13日現在、内閣府）。

自治労本部は、災害発生直後に「地震で亡くなられた方々のご冥福と、被災された住民、自治体、単組、組合員・家族の皆さんへのお見舞いを

申し上げるとともに、昼夜を問わず震災対応にあたられている現地関係者、組合員の皆さんに心から敬意を表します。」との声明を発表し、「災害特別カンパ」の取り組みを決定した。

道本部は、積極的に災害特別カンパを取り組むこととし、6月末までの限られた期間であったが、123地方本部・単組・総支部、842万4402円を集約した。また、カンパ金は、熊本県、熊本市、熊本県本部、大分県本部および熊本県本部内の被災した単組への支援金、連合本部緊急カンパへの自治労の拠出金として配分された。

なお、カンパ活動と並行して5月4日以降取り組まれた連合救援ボランティアに、道本部として高橋弘樹さん（名寄市職労）、澤田幸紘さん（士別市職労）の2人を派遣した。

台風10号 救援カンパ

この年は、7～8月にかけて北海道への台風上陸が多発した。



台風による水害発生現場、台風が去った後の青空の下で水に浸かったままの家屋と道路＝2016年8月31日、日高管内

台風が続けざまに、7号、11号、9号の順で北海道に上陸し、大きな被害が発生した（9号は本州に上陸した後の再上陸）が、1年に3回台風が北海道に上陸するのは、観測史上初めてのことであった。

また、その後8月30日から31日にかけて襲来した台風

10号は、これも観測史上初めて東北地方の太平洋側に上陸し、かすめた北海道を含む北日本一帯に大きな豪雨被害をもたらした。

特に、北海道では台風10号の接近に伴う記録的な大雨によって、河川の氾濫や橋梁が崩落し、死者3人、行方不明者2人という被害が発生した。

道本部は、被害にあった組合員・家族や関係自治体への見舞金、災害

復旧にあたっては、仲間への支援と激励などを目的に災害救援カンパを実施し、82地方本部・単組・総支部から483万7834円を集約した。

集約したカンパ金の取り扱いは、連合北海道で実施しているカンパへ拠出するとともに、被災された組合員への「災害見舞金」に充てることとした。

青山環ちゃん 心臓移植に成功

日高町職元執行委員長である佐々木光由さんの孫、青山環ちゃん（2



歳)は、心臓の機能が低下する進行性の難病である拡張型心筋症という重い心臓病を患い、一刻も早く渡米して心臓移植手術を受けることが必要

な状態だった。

しかし、米国で心臓移植手術を受けるには、3億2千万円の費用が必要なことから、両親の友人を中心にたまきちゃんを救う会が2016年2月に結成され、全国6地域での募金活動が展開された。

道本部は、日高町職からの要請を受け、支援カンパの取り組みを決定した。

支援カンパの取り組み結果は、53地方本部・単組・総支部（社保労連北海道含む）、203万9634円を集約した。

その後、渡米しドナーの提供を待ち、9月11日に心臓移植手術、無事成功した。

岡崎雫ちゃんを救うカンパ

自治労神奈川県本部・横須賀市職



労組合員である岡崎敏哉さんの長女、雫（しずく）ちゃん（7歳＝写真）は、原因不明の難病である左室心筋緻密化障害（心筋症）を患っており、米国で心臓移植手術を受けるには約3億円の費用が必要となることから、神奈川県本部からの要請を

受け、道本部として、支援カンパの取り組みを実施した。

カンパ結果は、2017年11月末で45地方本部・単組・総支部から129万7135円を集約した。また、全国的にも多くの市民・団体の賛同を受け、3億円に達する募金が集約された。

その後、2018年2月13日に渡米し、コロンビア大学病院で検査し入院。5月10日に心臓移植手術。手術は無事成功し、12月3日から小学校に復帰。元気に生活している。

安倍政治許さず 立憲民主党を結党

「男女がともに」基本計画を策定



リベラル派の受け皿として立憲民主党の結党を表明、記者会見する枝野幸男代表＝2017年10月2日、東京都内 民主党アーカイブ提供

小池東京都知事が希望の党を結成、民進党は合流をめざすが憲法観などで排除され、枝野元官房長官らが立憲民主党を結成、民進党は分裂した。10月の総選挙は自民党が大勝、安倍1強政治の継続となった。

米国でトランプ政権が発足。米国第一主義を掲げ、オバマ政権からの様変わりでは世界に大きな衝撃を与えた。

官製春闘は4年連続でベアを実現したが、実質賃金は低下し、その限界が明らかとなった。

「男女がともに担う自治労北海道計画」が20年を経過、未達成課題が多く「基本計画」を定める。地方本部の再編で渡島、桧山両地本が統合、道本部初の道南地方本部が誕生した。

2017[平成29]年

国内外の動き

- | | | | | | |
|-------|--|-------|------------------------------------|-------|----------------------------------|
| 1. 20 | トランプ氏、米大統領に就任、米国第1主義を宣言 | 1. 23 | TPP離脱の大統領令に署名 | 報道 | |
| 2. 17 | 森友学園への国有地売却問題で安倍首相「私や妻が関係したとなれば総理大臣も国会議員も辞める」と答弁 | 3. 10 | 南スーダンから陸自撤収決定 | 6. 1 | 札幌市のパートナーシップ宣誓制度はじまる |
| 3. 10 | 南スーダンから陸自撤収決定 | 4. 25 | 普天間移設で辺野古埋め立て開始 | 6. 9 | 天皇退位特例法成立 |
| 4. 25 | 普天間移設で辺野古埋め立て開始 | 5. 3 | 安倍首相、2020年を目標に9条に自衛隊を明記する憲法改正の意向表明 | 12. 8 | 天皇退位は19年4月末、閣議決定 |
| 5. 3 | 安倍首相、2020年を目標に9条に自衛隊を明記する憲法改正の意向表明 | 5. 10 | 韓国大統領に文在寅就任 | 6. 15 | 「テロ準備罪（共謀罪）」法、強行採決 |
| 5. 10 | 韓国大統領に文在寅就任 | 5. 17 | 朝日新聞、加計学園の獣医学部新設で「総理のご意向」政府内部文書を | 7. 2 | 都議選、小池知事率いる「都民ファースト」の会第1党、自民党は大敗 |
| 5. 17 | 朝日新聞、加計学園の獣医学部新設で「総理のご意向」政府内部文書を | | | 7. 5 | 九州北部豪雨で死者、不明者41人 |
| | | | | 9. 25 | 小池都知事、「希望の党」結成 |
| | | | | 9. 28 | 衆議院解散、前原民進党代表、希望の党への合流表明 |
| | | | | 10. 2 | 民進党 |

- 枝野代表代行、合流に反対する議員
で「立憲民主党」結成、民進党分裂
- 10.22 総選挙で自民圧勝、284議席獲得
- 11.1 第4次安倍内閣成立
- 12.13 広島高裁、四国電力に伊方原発の再

稼働差し止め判決

- 12.28 韓国文大統領、「慰安婦問題」で「2015年の安倍首相・朴大統領との合意では解決できない」との談話発表

2017[平成29]年

道本部の動き

- 1.9 道本部政治集会、石上自治労本部総合政治政策局長が「政治闘争の必要性」で講演
- 1.10 道本部春闘討論集会、井出慶大教授が講演「分断社会を終わらせる」
- 2.1 道本部青年部、出村連合北海道会長と「地域春闘」で対談
- 2.3 道本部中央委員会「1単組・1企画」全組合員が春闘参加、釧路生活福祉事務所嘱託職員ユニオンが新規加盟
- 2.21 足寄消防研究会、職場環境の改善めざし全国消防協に加盟
- 3.11 さようなら原発北海道集会、原発事故から6年、フクシマを忘れない！
- 3.21 共謀罪の閣議決定に抗議する総がかり緊急行動 **4.6** 「共謀罪」廃案！総がかり緊急行動、戦後最悪の治安立法許さないデモ、パレード **6.15** 法案強行採決に抗議、連合北海道道、道平和運動フォーラムがそれぞれ緊急街宣行動
- 4.7 北海学園大連携講座、3年目、7月21日まで15回



- 4.15 臨時・非常勤等職員連絡会議、紀伊国屋書店前で雇用安定、処遇改善求め街宣活動(写真)、自治体職員の3人に1人が非正規雇用
- 4.21-23 活動家育成講座(前期)21人参加

加、峰崎学監が労働運動史の講演

- 5.19-21** 後期、大出委員長が講演、23人参加
- 5.10 連合北海道、働き方改革シンポ、長時間労働は正全道キャラバン出発式
- 5.18 道本部共済集会、大出委員長「可処分所得確保、共済運動は第2の春闘」
- 6.2 道本部中央委員会、みんなが支えあい、担いあう組織づくりを確認
- 6.17-18 道本部福祉介護集会、岡部首都大学教授「社会保障のゆくえ」講演
- 7.8-9 青年部夏期交流集会、音更町、438人、「オカシイ、ツライことにアキラメず声あげよう」
- 7.12 沖縄平セン山城議長弾圧裁判勝利！辺野古新基地建設反対！連続現地行動に北海道から10人
- 8.28-30 自治労新潟大会、参院選に組織内岸真紀子(岩見沢市職)擁立決定、川本委員長2期目へ
- 9.29-30 道本部大会、大出委員長「中道・リベラル政治をめざす」参院選で岸真紀子推薦決定
- 10.10 道本部の大出委員長名で総選挙勝利の檄
- 10.25 賃金確定闘争、知事、市長会、町村会へ要求書
- 11.11 地本再編・統合、道本部初の道南地本が結成大会
- 11.13 道本部、道退手組に「見直しは重大な勤務条件の変更」現行水準維持を求め、要求書、署名1万5906筆提出
- 11.30 連合北海道大会、出村会長「残業代ゼロ法案、高度プロフェッショナル制度は反対」

1 クラシノソコアゲ春闘 賃金確定闘争は越年

かげりが見えた官製春闘

安倍晋三首相は2014春闘以降、経営側に賃上げを要請する官製春闘を続けてきたが、



1550人が結集した連合北海道2017春闘総決起集会、「月例給にこだわった賃上げを！」と訴える出村会長（写真上）＝2017年3月9日、札幌市・わくわくホリデーホール

17年も16年並みの水準の賃上げを期待と要請、またしても官製春闘を強く印象づけた。

アメリカのトランプ政権誕生^①など世界的な政治、経済の先行きが懸念され、収益改善にかげりが見られ、過去3年間で賃金水準が上昇、経営側は、ベースアップに慎重かつ厳しい態度を示していた。

連合は、「底上げ・底支え」「格差是正」による「クラシノソコアゲ」実現をめ

ざし、あくまで月例賃金にこだわるたたかいを進めた。定期昇給相当分を含め4%程度の賃上げを掲げた。中小企業労働者は賃金カーブ維持分を含めた10,500円以上、非正規労働者は誰もが時給1,000円の実現を掲げた。

春闘の結果と人勧期にむけたたたかい

春闘の結果は、民間大手を中心に4年連続のベースアッ

① 2016年11月のアメリカ大統領選挙で、民主党候補のクリントン氏を破って当選。2017年1月20日に第45代アメリカ大統領に就任した。アメリカ第一主義のもと強いアメリカを追求。国内外に対立と混乱、偏見と差別を生じさせたとされている。

プが実現した。引き上げは加重平均で5,806円（1.99%）、前年に比べ109円減となった。一方、中小企業労働者は、加重平均4,598円（対前年比84円増）、パートなど非正規労働者も時給20.27円（対前年比2.17円増）の引き上げを勝ち取った。しかし、一時金は、年間4.85月（対前年比0.10月減）の回答にとどまった。

総じて、安倍首相自ら賃上げを呼びかけても企業の姿勢は厳しい結果となった。賃上げ率は物価上昇率に追いつかず、実質賃金が低下し続けていたのである。官製春闘の限界は明らかであった。

公務員連絡会・自治労は、春闘における民間の妥結状況を踏まえ、俸給月額・一時金などを中心に引き上げを求めて人勧期のたたかいを進めた。



特に、プラス勧告の配分は、総合的見直しの経過

全国から3000人の組合員が結集した公務員連絡会2017人勧期中央行動＝2017年7月25日、東京・日比谷野外音楽堂

措置（現給保障）期間が2018年3月に終了することから、全年齢層を対象とした配分を求めた。また、民間との格差が広がる初任給引き上げ、住居手当、時間外勤務手当の割増率の引き上げなどを求めた。

月例給 4年連続引き上げを勧告

人事院は、8月8日、4年連続の月例給（0.15%、631円）および一時金（0.10月）引き上げなどを勧告した。4年連続の引き上げとなり、月例給の配分は、再任用者を含め幅広く引き上げ、すべての公務員に配慮した措置となった。

公務員連絡会は、組合員の期待に応える勧告と評価した。

一方、総務省は、全国人事委員会事務局長会議、全国人事担当課長・市町村担当課長会議を開催し、本府省業務調整手当見合い分として、合理的理由なしに給料表や他の手当に積み増しすることは厳に慎むこと国



人事院前での交渉支援行動、本田道本部青年部副部長（平取町職）が賃上げを強く訴えての決意表明＝2017年7月25日

では2018年3月末で廃止される経過措置（現給保障）を自治体で当分の間継続するとラスパイレス指数が上がるのが想定されること、国の給与法改正案の閣議決定に先行した給与改正条例を議会に提出することなどは厳に慎むべきであると自治

体への圧力を強めた。

こうした総務省の姿勢に対して、公務労協、自治労本部は「技術的助言と称した地方への不当な介入・指導であり、問題である。地方公務員の給与決定は、あくまで地方の自主的・主体的決定とすべき」として、国が不当な干渉を行うことのないよう、総務省・国会対策を強化した。

越年した賃金確定闘争

道本部は、2017賃金確定闘争を年内の条例改定および差額の完全支給などを重点課題とし、

11月17日を山場に1時間を上限とするストライキ戦術を配置した。

また、2月1日付の総務省通知で寒冷地手当を時間外勤務手当の算定基



山場にむけた地公三者共闘の副知事交渉、前列左から立蔵事務局長、3人目が蒲池議長＝2017年11月1日、道庁内

礎に含めるよう適切に対応するとしたことを踏まえ、賃金確定闘争での解決課題として取り組んだ。

ところが、安倍政権が、臨時国会冒頭で大義なき解

散に打って出たため、給与法改正案の成立が見送られてしまった。衆院選後の11月8日に特別国会が召集され、12月8日の参議院本会議においてようやく給与法改正案が成立した。このため、各単組における賃金確定闘争は難航した。道など、かなりの自治体で年内差額支給ができず、越年して1月以降に支給するなど、2年前と同様、異例の状況下での確定闘争となった。札幌市労連は、国の給与法改定を待たずに条例改正、12月22日に差額精算することで合意し、収束した。

臨時・非常勤の賃金改善で前進

また、給与制度の総合的見直しの際の本府省業務調整手当に配分された格差は、総務省から給料表や他の手当に積み増しすることは厳に慎むべきとの圧力のため、各自治体当局が国からのペナルティー措置を懸念した。このため、ほとんどの単組で格差解消議論が前進しなかった。しかし、7単組が、臨時・非常勤等職員の賃金改善、福利厚生費等への配分を引き出し、現給保障を対象者解消まで継続することなどを確認できた。



17賃金確定闘争山場、団体交渉中の網走市労連=2017年11月15日、網走市

また、労働基準法違反として是正勧告されていた時間外勤務手当の基礎額への寒冷地手当未算入問題は、粘り強い交渉の結果、すでに条例改正済みの7単組を含め、36単組で算入を勝ち取った。しかし、

77単組（継続協議含む）が実施せず、37単組が未協議となっており、横並びで道や他市町村の動向を見極めて対応した。

臨時・非常勤等職員の処遇改善では、賃金改定は24単組（前年32単組）で前進回答を引き出した。その要因は、4年連続のプラス勧告や最低賃

金の引き上げなどを背景には、各単組における継続した取り組みがあったのである。

会計年度任用職員制度の新設

また、2017年5月の地方公務員法、地方自治法の一部改正に伴い会計年度任用職員制度が新設されることとなった。

道本部は「法改正への対応は労使協議事項」「現在任用されている職員の労働条件の改善」などの要求を盛り込んだ。結果は、183単組中120単組、約66%で提出されたが、労使協議をはじめているのはわずか15単組にとどまった。

法施行日などを考慮すると、遅くとも18賃金確定闘争までには労使協議が必要であり、引き続き取り組みを強化した。

自治体の臨時・非常勤等職員は、自治体財政悪化の背景に増加し続けていた。一方で、自治体内での処遇改善や自治労への組織化が進まない状況があった。

総務省は、貧困問題などを背景に民間非正規労働者の処遇改善の法整備が進んでいる状況や、自治労からの強い要求、世論の高まりなどを受け、自治体非正規労働者の処遇改善に着手した。

09年の総務省通知では、任用根拠・業務の明確化のほか、手当見合いの報酬の支払いや休暇制度の見直しなど常勤職員との均衡に配慮するよう自治体に求めている。

さらに、14年には2009年通知の実効性を高める改正を通知し、法律の範囲内で処遇改善をはかるよう求めてきた。しかし、実効性が乏しいため、自治労は法改正を軸とした処遇改善を強く求めた。

16年5月、総務省は自治労および民進党の要請に加え、民間における同一労働同一賃金にむけた検討などを踏まえ、2014年通知のフォローアップ調査を実施した。さらに、研究会^①を設置して法的な検討を開始した。研究会は、12月27日に報告書を取りまとめ、総務大臣に提出、公

① 地方公務員の臨時・非常勤等職員及び任期付職員の任用等の在り方に関する研究会。

表した。この報告書では、特別職非常勤職員および臨時的任用職員の任用根拠を厳格化し、一般職非常勤職員としての新たな任用のしくみを整備することを提言した。また、新たな一般職非常勤等職員は給与、手当の支給対象とした。

課題が残った法改正

しかし、総務省の法改正作業で、この研究会報告から大きく後退した法案となってしまったのである。新たな一般職非常勤等職員は、勤務時間に関わりなく常勤職員と同様、給料および手当の支給対象とすることを想定していたが、短時間職員には報酬・費用弁償のほか期末手当のみを支給対象とした。また、任期は1会計年度内（最長1年）とされ、雇用の安定化にはつながらないものとなった。

こうして、17年3月7日、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が閣議決定され、国会に提出された。自治労本部は内容は不十分で課題も多いが、まずは法案成立にむけて取り組むとした。4月13日に参議院、5月11日に衆議院でそれぞれ附帯決議をつけ可決・成立した。施行期日は2020年4月1日となった。

2 退職手当水準見直しに対するたたかい

人事院が民間実態調査を実施

国家公務員の退職手当は、人事院の勧告事項ではないため、政府の要請に応じ5年ごとに民間実態調査を実施し、必要に応じ、見直されてきた。

2011年から5年が経過した16年8月、人事院は調査を実施し、17年4月、その結果と見解を政府に提出した。

調査の結果、民間が2459万6000円に対し、公務が2537万4000円、78万1000円（3.08%）上回るというものだった。人事院は、官民均衡の観点から、退職給付水準について見直しを行うことが適切との見解を表明した。



道退手当組合に要求書と要請署名を提出する道本部（右から二人目、千葉副委員長）＝2017年11月13日、札幌市内

道本部は退職手当の見直しは組合員の生活設計に大きな影響をあたえるため、公務労協、自治労本部に結集し、政府、内閣人事局との十分な交渉・協議、対策を強化した。

調整率87/100から83.7/100へ引下げ

公務労協と内閣人事局との交渉の結果、最終的には、基本額の調整率を87/100から83.7/100に引下げることとなった。

国家公務員退職手当法の改正案が成立し、12月5日に公布され、18年1月1日以降の退職者からの適用となった。

こうした事態を受けて、道本部は、北海道市町村職員退職手当組合（以下、道退手組合）への対応を強め、退職手当条例を独自で有している自治体当局との交渉・協議を進めた。

道本部は、2017年11月13日、道退手組合に対して、退職手当の見直しに係る要請書および署名（1万5906筆）を提出、翌14日には道退手組合の善岡雅文議員（砂川市長）に「退職手当の見直しに係る要請書」を提出した。



道退手組合から退手見直しの提示を受ける道本部執行部＝2017年12月12日、自治労会館

千葉利裕副執行委員長は、「地方公務員の退職手当は、国家公務員と到達級の違いがあり、実際の支給水準は国を下回っている」と指摘し、国と同様の措置を拙速に行うべきではないと強く申し入れた。さらに、退職手当は、重大な勤務条件

の変更であり、交渉・協議、合意が前提であると求めた。道退手組合は、「拙速に動くことはせず、組合と交渉・協議していく」と回答した。

道退手組合と交渉を強化

その後、12月12日に道退手組合から道本部に対し、退職手当条例の一部改正の提示があり、12月20日に交渉した。

道退手組合は「退職手当は、国家公務員退職手当法を基準とする条例準則に合わせており是正措置は止むを得ない」としながらも、施行期日は来年度当初の4月1日からとした。「年度末で退職する定年退職予定者等に配慮した」と説明した。

道本部は、施行期日を18年4月実施とし、国と異なる取り扱いとしたことは評価しつつ「国と同様の引き下げなどは不満である」とし、再検討を求めた。

道退手組合と最終交渉

18年1月17日、最終交渉を実施した。道本部は「官民比較対象企業規模などのルール化を全国協議会の場などで問題意識を共有できるか検討する」とした道退手組合の回答を受け止め、不満は残るが今日的な到達点と判断し、交渉を終結した。

並行して取り組んできた独自条例を有する自治体では、支給水準は国どおりとなったが、18単組中15単組、83%強（全国は53%）が、施行期日を2018年4月とさせ、年度内の退職者間の均衡を確保した。



道退手組合との最終交渉、右から樫野組織部長、永田賃金労働部長、千葉副委員長、奥山組織部長、中村臨時執行委員＝2018年1月17日、自治労会館

3－監視社会にNO!新共謀罪阻止のたたかい



新・共謀罪法案反対、戦争をさせない北海道委員会総がかり街頭行動、多くの市民が参加した＝2017年4月6日、札幌市・大通西8丁目

市民運動の萎縮効果を狙う

安倍内閣は、3月21日、テロ対策を口実にテロ等準備罪を新設する組織犯罪処罰法改正案（新共謀罪法案）を閣議決定し、国会に提出した。

犯罪を計画段階で処罰する共謀罪は過去3回廃案となり、この構成要件を変更したが、これまでと本質的に変わらず、人権侵害・監視社会につながるものだったのである。

組織的犯罪集団の定義は曖昧にし、平和や人権問題にとりくむ労働組合や市民団体も、組織的犯罪集団として認定される可能性があった。さらに、通信傍受や会話傍受も当たり前とされ、プライバシーが侵害され、市民団体や労働組合の正当な活動を萎縮、自粛させる効果を生じさせる狙いもあった。

連日の反対運動を展開

フォーラム平和・人権・環境などで2月27日に結成された共謀罪NO実行委員会は、緊急統一署名に取り組み、連日国会前などで反対集会を開催した。安倍内

閣を厳しく批判するとともに法案成立阻止に全力をあげた。



道連合、民進党道連、道農民連盟主催の新「共謀罪」強行採決反対集会、あいさつする道連高出村会長=2017年5月17日、札幌市・国際ビル前

連合北海道は憲法学習会や憲法問題連続講座（3月から6月で5回、約1000人参加）を開催した。

5月12日には、連合北海道、民進党道連、北海道農民連盟主催の新共謀罪の強行採決をさせない緊急集

会が開催され、約300人が参加した。

その後も、連合北海道など3団体による反対集会が連続して開かれ、5月3日に800人、17日300人、25日600人が参加した。27日には550人が参加した道平和運動フォーラムなどの主催による反対集会も開催された。また、戦争をさせない北海道委員会による反対集会も毎週開催され、衆・参の山場には連日反対運動を展開した。

道本部は、こうした中央、北海道段階のたたかいへ積極的に結集し、新・共謀罪反対のたたかいの一翼を担った。

高まる反対の声の中、強行採決

安倍内閣は、テロ対策を前面に打ち出し、国際組織犯罪防止条約の締結には新・共謀罪法が必要だと執拗に主張していたが、日弁連は現行法で十分対応できるとの見解を出していた。

また、自公維3党は、取り調べの可視化やGPS捜査の制度化の検討を盛り込むなど一部修正したが、それでもなお思想、良心の自由などを制約することになりはたなく、捜査権限の拡大で社会の監視が強まるものであった。

新・共謀罪法案は、5月23日衆院本会議で自民・公明・日本維新の会



「共謀罪」反対集会に多くの市民が結集＝2017年6月13日、東京・日比谷野外音楽堂

などの賛成多数で可決され、衆院を通過した。

しかし、その後も運動は止むことなく、連日のように中央・地方で反対集会などが展開されていった。

参議院での審議がはじまり、いよいよ政府・与党側の強硬姿勢が明らかになってきていたが、6月15日午前5時45分に再開された参院本会議で、自民・公明の与党と維新の会などが、法務委員会採決を省略、数の力で強行採決する暴挙に出た。

国会審議の焦点であった組織的犯罪集団の定義や運用について、参議院法務委員会の質疑においても明確な答弁がなく、一方的に審議を打ち切った。委員会採決をも省略して、本会議で直接採決を行う中間報告という禁じ手まで使って強行した。

国連も「プライバシーの権利など国民の自由の行使に深刻な影響を及ぼす」と指摘していた。これに対し、政府・与党は一方的に抗議するだけで論理立てた回答を一切行っていない。

新・共謀罪法の廃止まであきらめない

安倍政権の独善的な姿勢は、国際社会のなかで平和国家

として日本が築いてきた評価を著しく損なうものであり、憂慮すべき重大な事態であった。



右手を高々と掲げ、反対を叫びながら新「共謀罪」法案に反対票（青札）を投じる逢坂衆議＝2017年5月23日、衆議院本会議

にもかかわらず、安倍政権は人権侵害・監視社会につながる新・共謀罪法案の採決を強行した。

道本部は「我々は決してあきらめることなく、日本国憲法が掲げる国民主権・基本的人権・平和主義の三原則を守り、高めていくために、いつの日か新・共謀

罪法をはじめ、安倍政権が強行してきた戦争法や特定秘密保護法の廃止を必ず実現しなければならない」との声明を発表した。

4 一民進党分裂 立憲民主党を結党

安倍内閣、「森友」「加計」で支持率低迷

安倍内閣は、支持率が低迷した。報道各社の内閣支持

率は2017年2月に60%台だったが、下落を続け、7月下旬には危険水域とされる20%台に落ち込んだ。

国が森友学園^①に売却した国有地は、同学園が開校を予定した小学校用地で、首相夫人の昭恵氏が名誉校長に就任していた。首相が関与を否定したことから野党は役所の付度(そんたく)があったのではないかと追及した。

① 森友問題は2017年に公になった。大阪府豊中市の国有地が約8億円値引きされて学園に売却され、学園が開校を予定していた小学校の名誉校長に、安倍首相の妻昭恵氏が一時就任していたため国会が紛糾。安倍首相が「私や妻が（売却に）関係していれば首相も国会議員も辞める」と発言する一幕もあった。その後、売却に関する決裁文書を財務省主導で改ざんする不正も判明した。改ざんに加担させられたことを苦に、近畿財務局職員だった赤木俊夫さん（当時54歳）が18年3月に自ら命を絶った。

加計学園問題^①は、獣医学部新設で「総理のご意向」と記された政府の内部文書の存在が発覚した。7月には、防衛省で廃棄されたはずのPKO派遣部隊日報の保管が明らかになり、稲田朋美防衛相の辞任に発展した。

7月2日投開票の東京都議選で、自民は57議席から23議席へ議席を減らし惨敗した。小池知事が率いる地域政党都民ファーストの会が49議席を得て自民党に代わり第1党となった。12年に民主党から政権を奪回し、大型選挙で連勝を続け「1強」を築いてきた安倍政権にとって初めて大



枝野立憲民主党代表が来道、札幌市内の候補と街頭演説。4人（本多、池田、荒井、道下）全員が議席を獲得した＝2017年10月13日、札幌市・国際ビル前

憲法、安保で選別「希望の党」に失望

敗となった。政権に暗雲が漂いはじめた。安倍首相は、8月に入り、閣僚に野田聖子総務相、河野太郎外相などを配置し、第3次改造内閣を発足させた。内閣支持率が回復傾向を示し、解散総選挙の時期をうかがった。一方、民進党は都議選の敗北で蓮舫代表が辞任、後任には枝野幸男と代表選を争った前原誠司が就任、体制の立て直しをはかった。しかし、山尾志桜里衆議をめぐる週刊誌報道で幹事長内定を撤回、離党者^②が相次ぐなど、混迷が続いた。

一方、小池東京都知事は、9月25日、総選挙にむけて国政新党、希望の党を設立、代表に就任した。民進党の前原代表は同月28日、党を希望

① 学校法人「加計学園」は17年1月、52年間どこの大学にも認められていなかった獣医学部を新設する「国家戦略特区」の事業者に選定された。その際、加計孝太郎理事長が首相の「長年の友」であったため「特別の便宜」を疑われた。首相や政府は関与を否定したが、文科省は「総理のご意向」との記録を残していた。また、愛媛県職員が「柳瀬唯夫首相秘書官(当時)と面会し『本件は首相案件』と言われた」などと記録していた。愛媛県が国会に提出した文書にも、首相が15年2月に加計氏から獣医学部構想を聞き「いいね」と言ったとも書かれていた。首相は直後に、この加計氏との面会を否定。

② 都議選後、細野元環境相らが次々と離党、小池都知事らと国政新党の協議を進めた。

の党へ事実上合流させる方針を表明。民進党は、総選挙の公認、推薦を出さず、全員が希望の党から立候補することとした。しかし、希望の党側は全員の合流を認めず、憲法観や安全保障観で「排除」「公認選別」を表明したのである^①。

野党、とりわけ民進党内には、希望の党への失望が広がった。自民への対抗勢力ではなく非安倍結集の第2保守党路線に過ぎないことが明白となった^②。

リベラル結集、立憲民主党を結党

こうして、枝野幸男代表代行らが、希望の党への合流を拒否された民進党リベラル派の受け皿として、新党を結党する方針を固めた。10



野党共闘調印式、北海道は統一候補で自民と対決！市民団体が中心となって道内12選挙区中8選挙区で野党共闘が実現(5勝3敗)
＝2017年10月5日、札幌市内

月3日、立憲主義の順守、一日も早い原発ゼロの実現を旗印にまっとうな政治をめざし、立憲民主党が立ち上がった。民進党は分裂した。

安倍首相は、支持率が上向いたことなどから9月28

- ① 小池東京都知事は衆院選にむけた民進党との合流に関し、政策が一致しない民進党出身者は「排除する」と明言した。候補者選別について「安全保障、憲法観といった根幹部分で一致していることが政党の構成員として必要最低限だ。一人ひとりのこれまでの考えを踏まえて判断したい」と述べた。候補者選別の実務を担う小池氏側近の若狭勝前衆院議員は29日夜のBS番組で憲法改正や安全保障関連法に反対する民進党出身者は希望の党として公認しない方針を表明した。北海道新聞、2017年9月30日。
- ② 枝野氏は記者会見で「希望の党の理念、政策は私たちがめざす方向性とは異なる」と述べ、立憲主義を新党の主張の柱に掲げた。主な参加メンバーは、枝野幸男民進党代表代行、赤松広隆元衆院副議長、長妻昭選対委員長、辻元清美幹事長代行、海江田万里元民主党代表。北海道新聞、2017年10月3日。

日解散に踏み切り、10月10日公示、10月22日投開票で総選挙となった。

自民党が公示前勢力に迫る284議席を獲得して大勝、安倍1強政治の継続となった。野党の分裂で政権批判票が分散してしまった。野党側が候補を1本化していれば「安倍1強」に待ったがかかったとの分析もあった^①。

結党直後の立憲民主党は、超短期間の中でも市民の共闘を基礎とした反自民、反安倍層の受け皿となり、野党第1党となる55議席を獲得した。希望の党は安倍政権打倒、政権交代を言いながら小池代表が出馬しないなど失速、伸び悩んだ。

投票率は53.68%で、戦後最低だった前回に次ぐ低水準だった。

野党共闘で結果を残した道内のたたかい

道内では民進党道連と共産党道委員会が候補者一本化について水面下で協議していた。公示直前になって、立憲民主、共産、社民の野党3党による合意がまとまった。道内12小選挙区のうち8つで自民、公明両党対統一候補による事実上の一騎打ちとなる見通しとなった^②。



4期目の当選、喜びの組織内議員おおさか誠二＝2017年10月22日、函館市内

民進党道連も、希望の党が排除、選別を表明したことから、いったん決めていた合流方針を撤回し、大半が希望の党へ公認申請せず、立憲民主党へ結集することとなった。連合北海道や道本部もこうした野党共闘を踏まえ、選挙区は連合推薦候補、

① 289選挙区で野党と一騎打ちに持ち込めたのは56選挙区だけ。「自民・公明」「希望・維新」「立憲・共産・社民」の3つどもえの177選挙区で野党系候補2人の得票合わせると52選挙区で与党系を上回った。実施は40選挙区にとどまった。野党乱立型の51選挙区で野党側は3勝にとどまったが、野党系候補の票を合わせると32選挙区で逆転した。毎日新聞、2017年10月24日。

② 民進党道連幹部は「立憲民主党の責任者」としてテーブルに着いたという。民進の肩書を外すことで、希望の党入りした3人を対象から外した格好だ。互いの選挙協力について書かれた協定書にも「民進党」の文字は一切なく、荒井氏は立憲民主党の立場で、共産、社民、市民団体の代表者と調印式に臨んだ。北海道新聞、2017年10月6日。

比例代表は立憲民主党を基軸に、選挙闘争をたたかった。

立憲民主党は、1区道下大樹、11区石川香織が初当選し、10区神谷裕、5区池田真紀、4区本多平直が比例復活当選、3区荒井聡、6区佐々木隆博、8区逢坂誠二も勝利し、8人全員が当選を果たした^①。

組織内の逢坂誠二は、立憲民主党への参加を表明したが、総選挙は無所属でのたたかいとなった。政策協力議員の佐々木隆博も議席獲得を果たした。



大差で当選した政策協力議員のささき隆博＝2017年10月22日、旭川市内

選挙後、道内では民進党勢力の多くが立憲民主党での活動をめざして、組織づくりが進んだ。逢坂衆議は立憲民主党中央の政調会長代理、佐々木衆議は副代表、総務委員長の重責を担った。一方、民進党は、全国的に組織を残すこと決定し、道内総支部が残った。こ

この時点では参議院議員と自治体議員の多くが民進党のままで、衆議院議員では山岡達丸が希望の党に所属した。

自民党に対抗する政治勢力の再結集へ

立憲民主党の枝野代表は、民進党と希望の党はバラバラ

では安倍1強に対抗できないとして統一会派結成に動いた。

連合中央は、野党勢力が分散する状況のなかで政党支持をめぐり連合組織内議員・推薦議員を中心とした連合政策・制度推進フォーラム（略称：連合フォーラム）を設立した^②。

① 希望の党から立候補した9区山岡達丸は比例復活当選したが、2区松木謙公、4区高橋美穂、12区水上美華はいずれも落選した。

② 連合の神津里季生会長は、民進党との合流を巡り、民進党出身者の一部を「排除する」と発言した希望の党代表の小池百合子東京都知事を「政策の門、公認の門をいわずらに狭めたという感が強くある。罪は極めて大きい」と批判し、「小選挙区で与党1、野党1の図式がしっかりつくれず、与党を利することになったことは非常に残念と言わざるを得ない」と述べた。連合は、特定の政党を支持せず、推薦候補者を個別に支援していた。北海道新聞、2017年10月24日。

自治労本部も、組織内議員・政策協力議員の党所属が分かれたことから立憲民主党、民進党への支援・協力を基軸に、希望の党については、自治労の政策を理解する候補について支援、また社民党も支援とした。民主党の政権交代とその失敗、さらに民進党の分裂、野党はあらためて自民党に対抗する政治勢力の再結集が焦眉の課題として突きつけられたのであった。

相原参議の後継に岸真紀子を擁立

2019年7月の参院選に組織内の相原久美子参議が不出馬を表明した。自治労本部はその後継選考を進め、最終的に岩見沢市職出身で自治労本部の岸真紀子組織対策局長に決定し、8月28日の新潟大会で推薦を決めた。



岸真紀子（中央）の擁立を決めた新潟大会で必勝を誓う川本委員長と道本部の大出委員長＝2017年8月30日、新潟市内

決意表明で「公共サービスの現場に合った政策の実現」「組合員の暮らしを守る」の2つをあげた。「夕張市が全国唯一の財政再生団体となり、多くの職員が早期退職に追い込まれ職場を去った。残った職員も、生活への不安を抱えながら住民の生活を必死で守ろうとしている」として、「夕張だけでなく、国政に届いていない現場の声がある。自治労の

議席を何としても守る」と力強く語った。

道本部は、本部大会の決定を受けて、9月28～29日開催の定期大会で推薦決定、全単組・総支部、組合員が一丸となって奮闘していくことを誓い合った。また、岸の必勝をめざす後援会組織は、18年に入り、全国的には1月29日、北海道連合後援会は2月2日に立ち上がった。結成



参院選勝利にむけて固く握手、右が後援会長の峰崎元参議、左が幹事長の高柳元道本部委員長＝2018年2月2日、ホテルポールスター札幌

総会には、自治労OBを中心に約90人が参加し、参院選で岸真紀子の必勝を勝ち取るため、現退一丸となった取り組みを進めることを確認した。岸は「勉強不足で不安に感じられることもあると思うが、立候補を決断した時の熱い気持ちは変わっていない。地域をまわり、労働者が抱える悩み、思いが政治に届いていないと感じる。相原参議の議席を受け継ぐために、みなさんに育てていただきながら、期待の声にこたえられるように大きく成長していきたい」と力強くあいさつした。

また、これに先立ち、1月28日、札幌市内で「岸まきこ女性ネット北海道」が立ち上がった。自治労道本部OBL会や組織内議員などが呼びかけ人となり、北海道連合後援会と連携して女性のネットワークを生かした取り組みを進めることとした。岸は「私の自治労運動の原点は女性部運動。女性に視点を当てればみんなが生きやすい社会になる、現場の声をきちんと届け、自治労の力を信じ代表として頑張る」と決意を述べた。



「岸まきこ女性ネット北海道」は、全道各地から多くの女性役員、活動家、組織内議員等が結集して設立された＝2018年1月28日、自治労会館

5 「男女がともに担う」運動 年次から基本計画へ



男女がともに担う自治労北海道運動の推進にむけ、道本部内で開いた座談会、右から櫻野組織部長、三浦書記長、神成自治体政策部長、土田女性部長、松本臨時執行委員、谷川会計部長、森下企画総務部長＝2017年4月25日、道本部書記局

数値目標、多くは未達成、優先順位が低下

男女がともに担う自治
労北海道計画は従来の年

次による取り組みを見直し、戦略的な「基本計画」を定め、2017年から毎年の運動方針の中で目標実現にむけ具体的にすすめていく方式に改められた。新たな男女がともに担う自治労北海道基本計画は、第59回定期大会（2017年9月28～29日）で決定された。第1次男女がともに担う自治労北海道計画は、男女雇用機会均等法が改正された1997年に策定され、以降、第2次（2004年）、第3次（2008年）、第4次（2012年）と取り組みが積み重ねられてきた。

しかし、年次ごとに総括では、地本間に議論経過や取り組みに偏りがあり、推進体制の不十分だった。背景には自治労運動として取り組むべき課題が多岐ににわたり、男女がともに担う運動の優先順位が相対的に低下してきたこともあった。

第4次計画でも、取り組みを前進させた地方本部や単組がある一方で、

道本部総体としては数値目標に対して未達成が多く、積み残し項目の達成が課題となった。

基本理念

1. 性別役割から脱却し、男女がともに生活者の立場から社会をとらえなおす意識改革を進めます。
2. 男女がともに働き続けられる職場環境づくりや地域の変革をめざします。
3. 自治労産別運動の発展・強化にむけ、男女がともに自治労運動を担い、組合員だれもが参加できる丁寧な運動を構築します。

男女がともに担う自治労北海道基本計画

	道本部の目標	地方本部、単組・総支部の目標
(1)機関会議・各種集会等における男女平等参画	参加者の30%以上。 大会等役員は、3分の1以上を基本に選出。	女性参画30%以上を追求。 大会役員などへ積極的に女性を登用。女性の参加しやすい環境整備等を意識すること。
(2)執行体制における男女平等参画	女性役員30%以上の配置を追求。各種委員会についても積極的に女性を配置。	女性役員30%以上の配置を目標。複数配置から段階的な達成をめざす。
(3)教育研修制度の確立と人材の育成・発掘	基本組織の女性役員を担う人材を育成するための研修やより広範な女性組合員が参画できる学習機会を追求し、人材の発掘に努める。	男女平等の意識を啓発する学習の機会を追求。日常の活動から男女平等参画をはかり、人材の発掘に努める。
(4)女性部運動、青年部運動の強化	男女がともに担う自治労北海道の基本理念に基づき、女性部のみならず、自治労運動全体への積極的な参画をはかる。 青年部幹事会を男女同数とすることを基本目標とし、青年層の段階から男女がともに担う運動の基礎を築く。	

●各地方本部の推進状況（2016年度）

	委員会	計画	委員構成メンバー	執行部の女性割合			大会参加者		
				男性	女性	割合	男性	女性	割合
石狩	○	○	6人(男4・女2)組強委員長 =男女とも委員長	17	2	10.5%	72	24	25.0%
後志	○	○	8人(男4・女4)組強委員長 =男女とも委員長	13	3	18.7%	55	12	17.9%
上川	○	○	7人(男5・女2)みんなが担う運動推進委員会	15	4	21.1%	130	24	15.6%
留萌	×		組強委員会=男女とも推進委員会	14	2	12.5%	54	1	1.8%

宗谷	×		15	2	11.8%	36	5	12.2%	
渡島	×	組強委員会＝男女とも推進委員会	13	1	7.1%	64	6	8.6%	
檜山	×		20	1	4.8%	53	7	11.7%	
空知	○	○	6名(男3・女3)＋組強委員長オプ/男女とも委員長＝地本担当執行委員	19	3	13.6%	91	12	11.7%
胆振	○		11	3	21.4%	58	5	7.9%	
日高	○	7人(男3・女4)	14	5	26.3%	38	7	15.6%	
網走	○	12人(男5・女7)	14	5	26.3%	75	13	14.8%	
十勝	○	設置・未開催	20	3	13.0%	131	18	12.1%	
釧根	○	8人(男4・女4)組強委員・青年部・女性部より選出	16	4	20.0%	71	14	16.5%	
合計	9	4	201	38	15.9%	928	148	13.8%	

職場は女性職員が増加 組合員の4割は女性

一方、自治体職場では、女性職員の多くが、保育所や病院など本庁舎以外が中心だったが、ここ数年の新規採用者数の増加にともない、一般職における女性職員の採用が増加傾向にあった。臨時・非常勤等職員も総体の約8割が女性で占められ、職場全体での女性比率は高くなってきていた。

また、自治労組合員における男女比率も4割以上が女性となっていた。すべての単組・総支部において男女がともに担う運動をより積極的に進めていくことが強く求められていたのである。



第4次までの「男女とも計画」の総括議論を深めた推進委員会＝2016年1月21日、自治労会館

道本部は、こうして、2016年9月で計画期間が終了する第4次計画を1年延長した。全体で議論するなかから今後の具体的な取り組みを決定していくことを16年9月の第58回定期大会で確認し、「男女がともに担う自治労北海道推進委員会」（以下、推進委員会）の設置を決定した。

推進委員会メンバーは、三浦書記長を推進委員長に、地方本部代表を各1人、道本部専従役員、全道庁労連・政令市の代表など事務局を含めて総勢29人となった。

第1回推進委員会を16年12月16日に開催、以降、3回にわたって推進委員会を開催した。委員による活発な議論の末に、年次計画によらない運動の柱として新たに「男女がともに担う自治労北海道基本



機関紙「男女がともに担う自治労北海道運動月間特集」で地本女性役員と対談。写真左から小林十勝地本書記次長、三浦道本部書記長、森川上川地本副委員長、西野空知地本書記長
=2016年5月24日、自治労会館

計画」を策定することとなった。その達成にむけての具体的な取り組みを毎年の運動方針で決定、取り組んでいくとの結論に至った。

道本部青年部長に初の女性



長久保望新青年部長
=2017年9月29日、
ホテルポールスター
札幌

2017年9月17日の道本部青年部大会で、3年間青年部長を担ってきた斎藤信（苫小牧市職労）さんが退任し、新たに、長久保望（長万部町職労）さんが道本部史上初、女性の青年部長に選出された。

男女がともに担う自治労北海道基本計画を決定する年に実現した画期的なできごとであった。

働き方改革関連法が成立

高プロ制度は削除せず



衆議院での強行採決を受け、高度プロフェッショナル制度導入反対を訴える連合北海道＝2018年5月29日、札幌市内

残業時間の上限規制導入を柱とする働き方改革関連法が成立。連合が削除を求めた高収入の専門職を時間外規制の対象外とする高度プロフェッショナル制度は創設された。

道本部の国民春闘討論集会は参加者が頭打ちになっており地方本部単

位の開催に変更、改めて春闘への結集を強調した。賃金確定闘争は給与法改正の成立が遅れ、差額支給が越年するなど難航した

また、9月6日、道内観測史上初の震度7の胆振東部地震が発生。道内全域が停電（ブラックアウト）した。道本部は救援カンパを実施した。

2018[平成30]年

国内外の動き

- | | |
|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 1.30 旧優生保護法下で強制不妊手術を受けた宮城県の女性が初めて国を提訴 | 6.1 非正規労働訴訟で手当格差、一部不合理と最高裁が初判断 |
| 3.12 財務相、森友問題に関する公文書改ざん認める | 6.12 米トランプ大統領、北朝鮮金総書記、シンガポールで初の首脳会談 |
| 4.2 防衛相、存在しないとしてきた陸自イラク派遣時の日報発見を陳謝 | 6.14 東京電力が福島第2原発廃炉表明 |
| 4.4 相撲協会、人命救助中の女性に土俵から下りよう場内放送 | 6.28-7.9 西日本豪雨災害、14府県で死者220人超 |
| 4.10 愛媛県、加計問題で元首相秘書官の「首相案件」発言を公表 | 6.29 「高度プロフェッショナル制度」創設などの働き方改革関連法案が成立 |
| 4.27 南北首脳会談「半島の非核化」宣言 | 7.6 オウム真理教元代表の松本智津夫ら7人の死刑執行 |

- 9. 6 胆振東部地震発生、震度7、道内全域でブラックアウト、死者44人負傷者785人、最大避難者1万3111人、被害総額1648億円
- 9. 25 広島高裁伊方原発の運転差し止めの仮処分取り消し
- 9. 28 福島第一原発処理済み汚染水（タンク保管）の8割超（75万トン）が放射性物質の排水法令基準超過と判明
- 9. 30 沖縄知事選、玉城デニー氏当選
- 10. 30 韓国最高裁、第2次大戦中の元徴用工損害賠償請求訴訟で賠償命じる
- 11. 14 安倍首相、北方領土2島返還へかじ、ロシアのプーチン大統領とシンガポールで会談
- 11. 19 日産カルロス・ゴーン会長、金融商品取引法違反容疑で逮捕
- 12. 30 TPP、米を除く11カ国で発効

2018[平成30]年

道本部の動き

- 1. 23 道本部、退職手当水準見直しで道退手組合と最終交渉
- 1. 28 道本部女性政治集会、清末室工大准教授「憲法は公権力縛るもの」
- 1. 29 自治労中央委員会、働く者のための「働き方改革」求める
- 2. 2 道本部中央委員会、大出委員長「春闘要求書提出はタネまき」
- 2. 24-25 道本部青年部ステップアップセミナー「もの見方考え方」テーマ、59単組127人参加（写真）
- 3. 17-18 道本部現業公企都市交セセミナー、高柳元委員長が講演
- 3. 29 戦争をさせない北海道委員会「戦争法」施行2年、安倍内閣退陣求める総がかり行動
- 4. 21-22 道本部全道病院集会、診療報酬改定で小林苫小牧市立病院医事課長が講演、病院再編統合問題でパネル
- 5. 10 連合北海道、過労死ゼロ、クラシノソコアゲ応援団、全道キャラバン行動
- 5. 24-25 自治労中央委員会、岸真紀子は立憲民主党からの擁立を決定
- 5. 31 道地方自治研究所設立50周年記念講演会、西尾勝東大名学教授が講演
- 6. 1 道本部中央委員会、札幌地下鉄駅労組が新規加盟
- 6. 7 安倍9条改憲NO3000万署名第1次提出集会、衆院国際会議室、1350万筆集約、道本部は7万7653筆
- 6. 15 道本部非正規労働者組織化推進学習交流会、37単組83人参加
- 6. 23-24 道本部福祉介護集会、公共施設でバリアフリーチェックのフィールドワーク
- 7. 22 道本部憲法・政治学習会、改憲、国民投票法で飯島名古屋大教授が講演
- 8. 4-5 道本部全道保育集会、絵本の魅力について青田正徳（絵本専門店ちいさなえほんや ひだまりを経営）さんが実技講演
- 8. 10 人事院、65歳まで段階的な定年延長、5年連続給与引き上げ勧告
- 8. 23-24 自治労岐阜大会、千葉道本部副委員長、公立病院の課題などで発言
- 9. 13 胆振東部地震被災地支援カンパ、各単組への取り組み要請
- 9. 27 道本部大会、参院選道選挙区に勝部賢志氏を推薦決定



1－労働者のための働き方改革めざして

「3本の矢」と働き方改革

働き方改革は、2012年12月に安倍首相が政権に復帰した際に発表した3本の矢の第3の矢成長戦略の柱となる改革として位置付けられたものである。



働き方改革に真正面からむき合い働くことを軸とする安心社会の実現を協調した大出委員長(演壇)＝2018年2月3日、自治労会館

働き方改革により生産性を向上させ、その成果を働く人に分配（賃上げ）することで、成長と分配の好循環の構築につなげると説明されていた。15年の第3

次安倍内閣では、時間外労働割増賃金の削減、フレックスタイム制見直し、高度プロフェッショナル制度創設などを内容とする労働基準法等改正案が国会に提出された。サービス残業や過労死を助長するなどの反対があつて廃案となった。

16年9月26日、安倍内閣は、働き方改革実現会議^①を発足させ、翌17年3月28日、同会議で働き方改革実行計画が決定された。この計画に同一労働同一賃金の法制化と労基法改正による労働時間の上限規定が盛り込まれた。しかし、原則、月45時間、年360時間を罰則付の上限規制としたが、繁忙期は1カ月100時間未満、2～6カ月続くなら月平均80時間以内、年720時間以内を特例として認めるなど、長時間労働の助長につながる内容だった。さらに、連合が反対し働き方改革実現会議でも議

① 議長は安倍首相、関係閣僚と有識者で構成、神津連合会長も入った。

論されなかった高度プロフェッショナル制度（以下、高プロ制度）^❶、裁量労働制の拡大を含む労基法改正案の早期成立が盛り込まれた。

連合・自治労は残業代ゼロ法案に反対

2018年1月、安倍内閣は通常国会の最重要法案の一つと

位置づけ「働き方改革関連法案」を国会に提出した。

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律

- ①時間外労働の上限規制
- ②有給休暇の消化義務
- ③高度プロフェッショナル制度
- ④同一労働同一賃金の推進
- ⑤衛生管理の強化

関係法律＝労働基準法、労働安全衛生法、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法、じん肺法、雇用対策法、労働契約法、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の8本。



連合北海道「高プロ制度」反対緊急集会(車上は連合出村会長)＝2018年3月6日、札幌市・紀伊国屋書店前

連合・自治労は、政府に対して長時間労働抑制のための実効性ある制度改正を求め、上限規制を設ける一方で残業代ゼロ制度と揶揄された高度プロフェッショナル制度導入、裁量労働制の拡大に強く反対していくことを表明した。

安倍首相は、1月29日、衆議院予算委員会で「裁量労働制のほうが一般労働者より労働時間が短いというデータもある」と答弁した。ところがこのデータは捏造との疑惑が浮上、国会質疑が紛糾した。安倍首相は謝罪し答弁を撤回、裁量労働

^❶ 高度な専門知識を有し、年収1075万円以上、本人が同意していることなどが条件で、労働基準法に定める労働時間規制の対象から除外するしくみ。各企業の労使委員会による決議が必要。高度プロフェッショナル制度対象者の健康確保のため、年104日以上かつ4週で4回以上の休日取得を企業に義務付ける。「残業代ゼロ法案」と揶揄された。

制に関わる部分を法案から削除することになった。

連合・自治労は政府に対し長時間労働抑制のための実効性ある制度改革を強く求め、高プロ制度の導入反対の立場でたたかいを展開した。

しかし、立憲民主党や国民民主党が法案に反対して対案を提出したものの政府・与党などに否決され、5月31日の衆議院本会議で強行採決された。

道本部も、翌日の6月1日に開催した中央委員会で、改めて高プロ制度の導入に反対し、働く者の立場に立った働き方改革の実現を求めてたたかいを強化することを決議した。

高プロ制度残したまま法案が成立

攻防の場は参議院に移ったが、政府・与党側は何としても法案を

成立させるため、会期を大幅に延長（6月20日～7月22日、32日間）した。

それでもなお野党や連合などの反対運動が展開された。特に道内では連合北海道がクラシノソコアゲ応援団！RENGOキャンペーン全道キャラ

バン行動を実施した。5～6月にかけて、30日間6800kmを走破した。自治労をはじめ多くの産別や地協・地区連合が結集し、道民に高プロ制度はいらないと訴えた。

しかし、6月29日、参議院本会議で立憲民主党、国民民主党、日本共産党などが反対、政府・与党などの賛成多数で働き方改革関連法案が強行採決、成立、7月6日に公布された。



高プロ制度反対、国会山場にむけた連合北海道の緊急集会
＝2018年6月28日、札幌市・国際ビル前



労働時間の上限規定が高すぎることや高度プロ制度導入は過労死や過労自殺の温床になるなど、労働者の切実な思いは、やはり政府・与党には届かなかったのである。

いったい誰のための、何のための働き方改革なのか、強い疑念と憤りを禁じ得ない強行採決であった。

2 - 春闘 公務員賃金水準マイナス分の回復へ

道本部春闘討論集会は地本別開催

道本部は、例年開催している国民春闘討論集會を、地方本部



宗谷地方本部春闘討論集會で道本部の春闘方針案を提起する山木財政局長＝2018年1月27日、稚内市内

単位に変更し、道本部が積極的に関与する形とした。参加単組が固定化している、年明け早々に札幌まで来ることが単組の大きな負担となり、参加人員が頭

打ちとなっていることなどが理由だった。

過去の道本部春闘討論集會参加者の推移

2009年	127単組・総支部	279人
2010年	122単組・総支部	294人
2011年	130単組・総支部	293人
2012年	124単組・総支部	238人
2013年	127単組・総支部	261人
2014年	130単組・総支部	292人
2015年	133単組・総支部	299人
2016年	137単組・総支部	257人
2017年	121単組・総支部	212人

道本部が、各地方本部単位の春闘討論集會で春闘方針案を提起し、単組・総支部、組合員からの意見などを集約し、自治労本部に意見反映す

る。最終的に決定した本部方針を踏まえて補強・修正し、2月2日開催の道本部中央委員会で決定した。

2018春闘方針は、06年の給与構造改革以降、給与制度の総合的見直し導入によるマイナスからの回復と公民較差の解消、公務員賃金の底上げをめざし、人勧期、確定期までを見据えた賃金改善などの取り組み、働き方改革としての長時間労働・不払い残業の是正、臨時・非常勤等職員など非正規労働者の雇用安定、処遇改善と組織化を課題とした。

底上げ・底支え、格差是正の実現めざして

連合は5年連続の賃上げを要求し、中小企業労

働者の大手準拠・大手追従構造などの転換、労働者のための働き方改革・ワークライフバランスの実現をめざした。賃上げ要求2%程度（定期昇給相当分を含め4%程度）を掲げ、



連合北海道2018春闘総決起集会、全道から1300人が参加＝2018年3月5日、札幌市・教育文化会館

中小企業労働者は、連合加盟平均水準の2%相当額との差額を上乗せした総額10,500円以上^①を目安に賃上げを求めた。さらに、非正規労働者は「誰もが時給1,000円」を掲げ、底上げ・底支え、格差是正の実現をめざした。

これに対して経営側は前年と同様に経済や事業の先行き不透明感、過去4年間の賃上げによる賃金水準の上昇などを理由に極めて慎重な態度を示していた。

自治労は、臨時・非常勤等職員の処遇改善、組織化、賃金・労働条件

^① 賃金カーブ維持分4,500円に加え連合加盟中小平均25万円の2%、5,000円＋連合加盟平均30万円との差5万円の2%、1,000円を上乗せした金額6,000円の合計。



公務員連絡会の18春闘中央総決起集会、全国から450人が参加し人事院交渉を支援＝2018年3月15日、東京都・全電通ホール

の改善と職場からの働き方改革、質の高い公共サービスと社会的公正労働の実現を重点課題とした。

民間大手組合に合わせ、自治体闘争のヤマ場を3月16日に設定し、29分時間内食い込み集会を配置してたたかいを進めた。

一方、公務員連絡会も全国統一行動日を設定し、政府・人事院対策を強化した。

道本部は、春闘アンケート結果（平均10,701円）を踏まえ平均11,000円、2.92%以上を賃金要求とすることを決定し、地方本部と合同の全単組オルグを実施、単組・職場からのたたかいを展開した。

3月9日には、道本部重点要求で道市町村課長と交渉し、春闘期における道の姿勢を追及した。

5年連続の賃上げ

2018春闘の結果は、企業規模にかかわらず額・率ともに5年連続の賃上げを実現できた。

多くの民間組合が経営側の厳しい姿勢を跳ね返し、前年以上に月例賃金にこだわって交渉を展開した結果であった。連合の集計では、平均6,061円（2.09%）、前年比255円（0.10%）増となった。また、中小企業組合も平均4,942円（2.02%）、前年比344円（0.12%）増となった。4月末

時点の集計結果が2%を上回るのは21世紀に入り初めてのことであった。連合は、「中小組合が賃金水準にこだわり、大手追従・大手準拠という構造を転換する運動が定着・前進し、粘り強く交渉した成果と受けとめる」と表明した。

なお、5年連続で賃上げが実現し名目賃金は確かに上昇したが、物価上昇分を差し引いた実質賃金はマイナス、横ばいが続いていた。

また、ワークライフバランス社会の実現にむけた取り組みでは、多くの民間組合で前進回答を引き出すことができた。

「ワーク・ライフ・バランス社会の実現にむけた取り組み」結果（連合集計）

- ア) 長時間労働の是正、2465件（36協定の点検や見直しが657件、時間外・休日割増率引き上げが113件、健康・福祉確保措置が173件、年次有給休暇取得促進が659件など）
- イ) 職場における均等待遇実現、2047件（正社員への転換ルールの整備が161件、無期労働契約への転換促進が689件、同一労働同一賃金の実現が438件が258件など）
- ウ) 男女平等の推進、1979件（女性活躍推進法にもとづく事業主行動計画策定が357件、育児・介護に関する両立支援制度の点検・改善が363件など）



春闘の1単組1企画で、30人が参加し春闘学習会を開催した猿払村職＝2018年2月8日、猿払村

ストライキ批准投票の意義を再確認

ストライキ批准投票は、道本部として75.82%（前年76.17%）

の批准率となり、前年から0.35ポイント低下した。また、全国の批准率も75.02%となり、昨年と比較して1.07ポイント低下（前年76.09%）した。

道本部の投票率は81.64%で昨年より0.07ポイント上昇したが、賛成率は92.87%で、昨年より0.51ポイント低下した。この間、道本部は地方本部との合同オルグにより、単組に対し投票率・批准率などの引きあげにむけて助言などを行い、その結果、多くの単組で賛成率が90%以上の非常に高い水準を維持することができている。

一方で、大規模単組の投票率・批准率が改善されない状況が続いていた。

批准投票の意義は、これまで繰り返し確認してきたとおり、年間を通じて1波につき2時間を上限としたストライキを含む闘争指令権を、中央闘争委員会へ委譲することについて全組合員の承認を求めるものであり、また、争議権が否定されている公務員組合の春闘をたたかう意思表示ともなる重要な取り組みである。

多くの組合員の参加を勝ち取り、圧倒的な賛成と高い批准率を実現することが、春闘をはじめとする諸闘争勝利の前提条件なのである。すべての単組で改めてその意義を再認識し合い、批准投票を成功させていく必要がある。

●ストライキ批准投票（北海道および全国結果）

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
実施単組/全単組	202/218	196/223	201/223	198/223	196/218
道内投票数	4万2787	4万1370	4万2026	4万1534	4万0894
道内投票率	80.09%	79.38%	80.43%	81.57%	81.64%
道内賛成率	92.36%	92.04%	93.17%	93.38%	92.87%
道内批准率	73.97%	73.06%	74.94%	76.17%	75.82%
全国批准率	73.72%	74.41%	75.01%	76.09%	75.02%

2017賃金確定闘争継続課題で交渉

2017賃金確定闘争は、解散総選挙や国会日程などによって越年し

での決着、差額支給となった単組が多かった。そのため、18春闘で17賃金確定闘争からの継続課題で交渉した。

まず、06年の地域給与・給与構造の改革の現給保障は43単組で継続されていたが、うち7単組で廃止提案があった。3単組で継続協議、4単組で経過措置を確保した。また、15年の給与制度の総合的見直しの現給保障は91単組で継続となっていた。うち47単組で廃止提案があり、24単組で継続協議、20単組で国と同様の時期で廃止、3単組で経過措置を確保した。

国は18年3月末で現給保障を廃止したが、自治体の支給額は大きく、現給保障の確実な継続と実損額の圧縮・解消の取り組みが求められていた。



春闘の1単組1企画で春闘学習会を開催し20人が参加した留寿都村職=2018年2月5日、留寿都村

時間外勤務手当の改善は、17賃金確定闘争で、36単組が条例改正または改正予定となっていたが、67単組で寒冷地手当への算入を勝ち取ることができた。しかし、継続協議が53単組で、未協議も53単組となり、厳しい結果となった。

この問題は、労働基準監督署が是正勧告し、総務省が17年2月に「時間外勤務手当等の算出に用いる勤務1時間あたりの給与額の算定基礎に

ついて適切に対応するよう」通知したことがはじまりだった。自治体は早期に条例化すべきであるにもかかわらず、確定闘争・春闘と交渉を重ねても遅々として進んでいかなかったのである。すべての自治体で条例改正が必要だった。

人事評価制度は、すでに16年4月から自治体に義務づけられ運用されていたが、評価結果の活用は、多くの単組で処遇へ反映させないことを



51人が参加した室蘭市職労と室蘭嘱託職員協議会の会計年度任用職員制度合同学習会＝2018年2月26日、室蘭市

確認した。具体的な制度設計の遅れから労使協議がされていない単組もあった。賃金確定闘争、18春闘で、複数の自治体で評価結果の活用を勤勉手当に反映させる提案があった。

17年11月、総務省は勤勉手当の支給や昇給等について、人事評価の結果を反映させずに一律に行う等、法の趣旨に反する運用がある場合には、速やかに是正をはかることとし、人事評価結果の賃金への反映圧力がさらに強まることが想定されていた。

臨時・非常勤等職員の処遇改善は、より具体の要求項目を記載した新たな一般職非常勤職員制度（会計年度任用職員）に関する要求書の提出を取り組んできた。137単組で提出し、123単組で回答（文書118単組、口頭5単組）があった。しかし、制度整備にむけた労使協議については、9単組で開始済み、44単組で今後開始という状況にとどまった。賃金・

諸手当では39単組、雇用関係、休暇制度等で9単組が前進回答を引き出したが、公共サービスに従事する非正規労働者が40%を超え、依然として官製ワーキングプアが課題となっていたのである。

3 難航した賃金確定闘争

5年連続で給与改定勧告

人事院は、公務員連絡会との交渉（委員長クラス、書記長クラスなど）を経て、8月10日、月例給655円、0.16%（昨年631円、0.15%）、一時金を0.05月（現行4.40月→4.45月、勤勉手当に配分）引き上げる5年連続の勧告をおこ



公務員連絡会人勧期中央行動＝2018年7月26日、東京・日比谷野外音楽堂

なった。また、初任給を1,500円（昨年1,000円）、若年層職員も1,000円程度改定し、再任用を含むその他職員は400円を基本に平均で0.2%引き上げることとした。

住居手当は、民間の支給状況との乖離等から引き上げ期待が大きかったが、必要な検討を行うにとどまった。

公務の働き方改革、定年延長へ意見

一方、公務における働き方改革は、長時間労働の是正として原則1月45時間・1年360時間（他律的業務は1月100時間・1年720時間）が設定された。超過勤務職員の健康確保にむけた医師による面接指導や、

年休の計画的使用、パワハラ対策、非常勤職員の給与・休暇についての改善措置が報告された。さらに、定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出^①が示された。

しかし、定年の引き上げ時期の具体的な明記はなく、一定の準備期間を確保しつつ、速やかに定年の引き上げ実施が必要との記述にとどまった。

不当な総務省の介入・圧力

勧告を受けた総務省は、2018年8月の全国人事委員会事務局長会議、全国人事担当課長・市町村担当課長会議で自治体への介入・圧力を強めてきた。

地域の国家公務員や民間の水準を上回っている地方公共団体には、給与の引き下げ、改定の見送り、不適正な給与制度や運用の見直しなどの是正措置を求め、現給保障の経過措置についても、ラスパイレス指数の上昇要因につながることや国がすでに終了していることを理由に、速やかに期限を設けて早期の終了にむけて再度検討する必要があることなどを求めた。

加えて、国の給与法改正案の閣議決定に先行した給与改正条例を議会に提出しないことや、国の給与改正法施行前に給与改定を実施しないことを強調した。

こうした総務省の姿勢に対して、自治労・公務労協地方公務員部会は、技術的助言と称した地方への不当な介入であると批判し、給与の総合的見直し等による現給保障措置の一方的終了に反対した。地方公務員の給与決定はあくまで地方の自主的・主体的決定が原則であることを表明した。国が不当な干渉を行わないよう、8月20日の野田聖子総務大臣への申し入れ、確定闘争課題に係る総務省交渉でも追及した。

① ⑦定年年齢を段階的に65歳に引き上げ、その期間中は暫定再任用制度を存置する、⑧「役職定年制」を当分の間導入する、⑨希望者には「再任用短時間勤務制」を導入する、⑩60歳超職員の給与は、民間水準に鑑み60歳前の7割水準に設定する（暫定再任用職員の給与は、現行再任用職員と同様の取り扱いとする）、⑪俸給月額の水準と関連のある諸手当も、7割を基本に手当額等を設定する（扶養手当、寒冷地手当等は60歳前職員と同額）、など。

また、道本部は道市町村課に対して、道内自治体への不当な指導・助言を行うことがないよう強く申し入れた。

難航した賃金確定闘争

2018年10月24日に臨時国会が開かれたが、国会冒頭から入管難民法改正案などをめぐって与野党の激しい攻防が続き、一時、給与法改正案の閣議決定や法案成立の見通しが立たない状況となった。



勧告にむけて道人事委員会との交渉に臨む地公三者共闘交渉団＝2018年10月5日、道庁別館

自治労・公務労協は、国会、省庁対策を強め、勧告完全実施の早期閣議決定にむけた対策を強化した。その結果、政府は11月6日（昨年11月17日）に給与関係閣僚会議を開催し、勧告どおり実施する方針を決定、給与法改正案を臨時国会に提出、11月28日成立した。

地公三者共闘は給与改定の完全実施を要求し、11月16日をヤマ場に対道交渉を展開した。しかし、給与改定は勧告どおり実施、条例改正案を道議会第4回定例会に冒頭提案したが、差額支給は給与法成立の遅れが影響し越年となった。

各単組は、総務副大臣通知で自治体当局の姿勢が明確に示されず、交渉は難航した。

道本部は、10月29日賃金担当者会議を開催し、給与法案をめぐる情勢認識の統一をはかった。閣議決定をもとに各自自治体の労使交渉を強化し、自主的・主体的な給与改定、最低でも人事院勧告



多くの組合員が参加した18賃金確定闘争勝利！地公三者共闘全道昼休み総決起集会＝2018年11月15日、道庁東側前庭

どおり実施、年内差額支給にむけた取り組みを提起した。



全道から85単組・総支部136人が参加して開催された道本部賞金担当者会議＝2018年10月29日、自治労会館

19年1月21日時点で、165単組から報告があり、147単組で年内の給と改定、年内差額支給となった。また、12単組が年内改定、1月差額支給、3単組が2～3月差額支給、職場合理

化課題や北海道胆振東部地震対応もあり、3単組で改定・支給時期未定で継続協議となった。国からの圧力など厳しい情勢下での取り組みであったが、一定の成果を上げることができた。

これまでの継続課題

労働基準法違反で是正勧告された時間外勤務手当の基礎額への寒冷地手当等の算入は、春闘段階ですでに条例改正済みの67単組を含め、99単組で算入を勝ち取った。しかし、40単組（継続協議含む）が実施せず、26単組が未協議となった。法を守るべき自治体はその責務を放棄しているといわざるを得ない状況であった。

親族間契約の住居手当問題は、5月の札幌市を発端に道内7市で同様の不正受給が発覚。その後、当該自治体が親族間契約の手当廃止検討を表明するマスコミ報道が出された。道は、不正受給はなかったものの道民から誤解や疑念を招かないよう支給要件の厳格化をはかるとして、2親等以内の住居手当廃止を表明した。

一方、一部マスコミが親族間契約の住居手当問題と並行して、道内自治体の持家手当の支給状況（111自治体）を報道した。しかし、少子・高齢化、人口減少が加速化するなかで、各自治体が危機感をもって過疎化対策、定住促進策などの一つとして持家手当を維持していることも事実であった。

北海道が5月に実施した住居手当の実態調査においても、自治体当局が定住促進、民間住宅の不足、税収確保、危機管理などを理由として、持家手当を存続させており、道市町村課も親族間の不正受給と持家手当の課題は別問題であると表明した。



北見市労連、非正規職員を対象に学習会を開催（105人参加）、賃金確定闘争で臨時・嘱託職員の賃金改善を獲得した＝2018年9月12日、北見市役所内

各自治体への助言・指導と称した国からの圧力や、マスコミ報道による公務員バッシングを利用した便乗改悪を許さないため、道本部としても引き続き対策を強めた。

臨時・非常勤等職員の処遇改善は、会計年度任用職員制度への移行を契機に、18賃金確定闘争で常勤職員の賃金改善と連動した取り組みを提起した。その結果、賃金改定について29単組（前年24）で前進回答を引き出した。特に、足寄町職労では、給食センターの臨時・非常勤職員の賃金を年収ベースで2割増（18年12月から）とする成果をあげた。

人事評価制度は、真狩村、当別町で提案があった。これらの動きの背景には、3月に総務省がまとめた人事評価の人材育成への活用に関する研究会報告書で、地方自治体に対する給与等への活用を強く求めたことが影響していた。同報告書では、一般職への昇給・勤勉手当への活用について、全国都道府県で約9割、指定都市で約8割、市区町村で4割となっているのに対して、道内市町村は約1割にとどまっていることが強調された。11月に道主催による人事評価制度の運用等に関する研修会が

開催され、総務省が評価結果を給与に活用せずに、勤勉手当・昇給の一律支給を行うことは違法と判断される可能性が相当程度あると考えられるとし、また、09年に兵庫県宝塚市職員の勤勉手当等返還請求事件と同様の訴訟リスクが否定できないことなどを理由にあげた。人事評価制度を給与等へ反映しないと法令違反との圧力・締め付けをかけた自治体側に受けとめられたのである。

公務における働き方改革

道本部は、11月5日に実施した道市町村課長との交渉において、こうした総務省の動き（介入）に抗議するよう道側に申し入れた。道側は、圧力と受け止められるなどの誤解を招くことがないように、自治体に対し必要な指導・助言を行うことを確約した。



道本部と道市町村課との交渉、千葉副委員長（左から2人目）から申し入れ、確定闘争推進にむけ実施＝2018年11月5日、道庁内

通常国会において働き方改革関連法が成立し、19年4月以降、民間や公務の36協定適用職場は時間外労働の罰則付き上限規制が適用されることとなった。また、国家公務員は、19年4月から時間外勤務の上限を指針から

規則に格上げされた。

一方、地方公務員の36協定適用除外職場は、例外規定の労基法第33条3項の公務のために臨時的必要がある場合の条文が拡大解釈され、慢性的な時間外労働やサービス残業があたり前という実態にあった。このため、道本部は、自治体当局に対し、時間外勤務命令を原則1月45時間、年360時間とする上限規制の条例化や労基法第33条3項の厳格な運用を求めた。また、36協定の法適用全職場での締結、法適用除外職場でも36協定に準じた書面協定を締結し、改訂「過労死等防止対策大綱」での官

公署職場に過重労働の疑いがある場合は、首長が労働基準監督機関としての役割・機能を果たす、などを各単組段階から自治体当局に求めた。



鹿部町職労は、賃金確定闘争で年内改定・差額支給や時間外手当基礎額への寒冷地手当算入などを獲得した＝2018年10月16日、鹿部町

その結果、札幌市労連では、労基法の上限規制が適用にならない職場においても、法改正の趣旨を踏まえた条例規則の改正を行うとの前進回答を引き出した。しかし、多くの単組では、上限規制にかかる人事院規則の改正が行われていないことなどを理由に、当局から前進回答を引き出すには至らず、長時間労働是正にかかるその他の課題も継続協議にとどまった。

4－9条改憲NO!憲法生かす全国統一署名

安倍首相、2020年改正憲法施行を描く

安倍晋三首相は、現行憲法が施行70年を迎えた2017年5月3日、ビデオメッセージで憲法9条改正に言及し、1、2項を維持し、自衛隊の明記を提唱、2020年の改正憲法施行も例示した。そして、17年秋の解散総選挙で大勝したことで、憲法改悪が政治的な焦点となってきた。19年は統一自治体選や参院選の政治日程が立て込んでいることから、18年中の国会発議、20年改正憲法施行という日程を描いていた。

2017年12月、自民党憲法改正推進本部（細田博之本部長）がまとめた

4点の論点^①を軸に党内の意見集約を進め、3月25日の党大会に改憲案をまとめ、衆参両院の憲法審査会に提示して4月以降与野党協議を進める。通常国会中か秋の臨時国会で発議に持ち込み、60日から180日間の周知期間を経て年内か年明けに国民投票というのが最速のシナリオだった。

2017年12月20日	自民党憲法改正推進本部が全体会合、論点整理
18年1月	通常国会召集
～6月ごろ	自民党が改憲案を国会に提出、発議
9月	自民党総裁選
秋	臨時国会召集
	自民党が改憲案を国会に提出、発議
19年1月	通常国会召集
～6月ごろ	自民党が改憲案を国会に提出、発議
7月	参院選
20年	改正憲法施行？

しかし、3月25日の自民党大会では当初想定していた改憲4項目の条文は示されず、了承の手続きもなかった。直前の憲法改正推進本部で戦力の不保持を定めた2項を維持し、9条の2を新設して自衛隊の存在を明記する安倍首相の案への賛同が多数を占めたが、条文の文言の取り扱いを細田本部長に一任するにとどまり、先送りされたのである。

現行の憲法9条と自民党改憲条文案

■現行憲法

- 9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- 2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しな

① 9条への自衛隊明記は1、2項を維持する案と、2項を削除し自衛隊の目的や性格を明確化する案の両論を併記、緊急事態条項については《1》国会議員の任期延長など《2》政府への権限集中や私権制限—の2案を提示、教育無償化・充実強化と参院選「合区」解消は、党内の意見がおおむね一致、改憲発議へ各党から具体的な意見・提案があれば真剣に検討。

い。国の交戦権は、これを認めない。

■自民党改憲条文案（細田博之本部長が想定する案）

9条の2（新設） 前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。

（2）自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

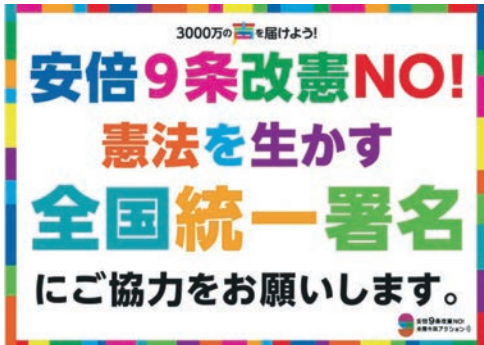
※原文のまま

（北海道新聞、2018年3月23日）

9条改憲に反対、全国300万署名運動

こうした改憲の動きに対し、2017年秋、安倍9条改憲NO！

全国市民アクション^①（以下、市民アクション）が立ちあがった。改憲発議、国民投票に反対し、全国300万筆を目標とする安倍9条改憲NO！憲法を生かす全国統一署名が取り組まれた。



フォーラム平和・人権・環境は、

150万筆、各県人口の15%を目標に、参加団体に協力要請し、自治労本部は産別として積極的に署名行動を展開した。道本部は、18年当初から組織内外に幅広く署名を呼びかけて取り組みを展開した。6月7日の第1次国会提出分は195地方本部、単組・総支部から、7万6743筆を集約、本部に送付した（最終的には201地方本部、単組・総支部、7万7653筆）。自治労本部は、全国から75万2646筆の署名を集約し、市民アクションに提出した。

① 戦争法反対などで共闘してきた「戦争をさせない1000人委員会」などが呼びかけ、安倍改憲に反対する党派を超えた93団体、各界各層242人の呼び掛け人、613人の賛同人が参加した。



1350万筆の署名提出

6月7日午後、衆院議員会館の国際会議室で安倍9条改憲NO! 憲法を生かす全国統一署名の第一次提出集会が開催された。

会場には、全国からの署名用紙を収めたダンボール箱約260個（1350万筆）が積み上げられ、参加した市民で会場は埋めつくされた（写真、平和フォーラム 提供）。集会では、市民アクションの高田健共同代表のあいさつ、改憲問題対策法律家6団体連絡会をはじめ、宗教者9条の会、全日本視覚障害者協議会、安全保障関連法に反対する学者の会などから、署名を取り組んできた理由や具体的な活動が紹介された。

これを受けて、立憲民主党の枝野幸男代表、日本共産党の志位和夫委員長、無所属の会の岡田克也代表、自由党の小沢一郎代表、社会民主党の照屋寛徳国会対策委員長、沖縄の風の糸数慶子代表が、1350万人を超えた署名の取組みへの敬意と、市民と野党の共闘で9条改憲を許さない決意を表明。出席した各党・会派の24人の国会議員とともに正面に集合し、請願署名を受け取った。

署名は、この時点で集計中のものをプラスしてすでに1500万人を超え

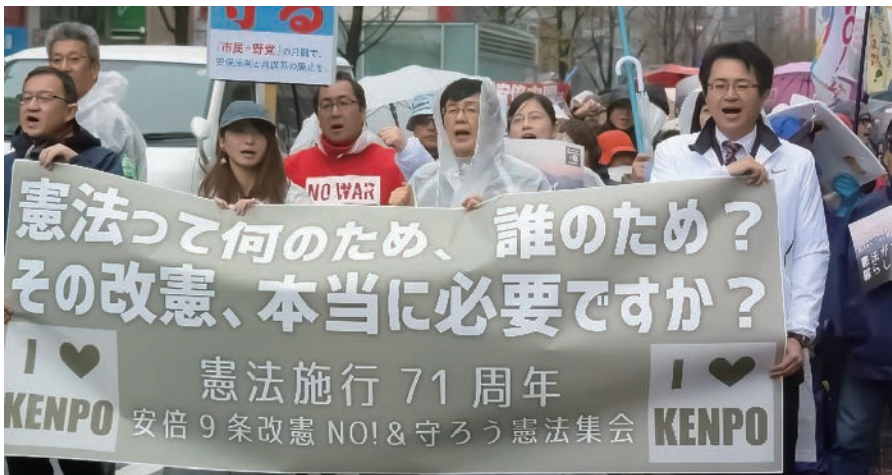
ていた。その後、市民アクションは9月5日、東京都文京区民センターでさようなら安倍政権、めざそう300万署名集会を開き、約400人参加した。安倍政権を打倒するまで署名を継続することを確認し、20年8月末の安倍首相の退陣まで続けられ、菅政権移行後も名称を変えて継続した。

安倍内閣の支持率低下、改憲策動はとん挫

長期にわたって数の驕りによる独善的な政治を

続けてきた安倍晋三政権は、その歪み、ほころびが一気に噴出してきた。

野党は、森友学園問題や加計学園問題などで安倍首相を連日追及、その疑惑は深まる一方だった。福田淳一財務次官によるセクハラ問題も発生し、本人のみならず問題をまったく認識していない財務省や政府の対応で、国民の不信感が一気に高まった。



「安倍 9 条改憲 NO! 守ろう憲法集会」に雨の中、700人の市民が参加＝2018年 5 月 3 日、札幌市内

安倍内閣の支持率は急落し、3月の報道各社の世論調査^①では大半が30%台に下落した。

① ●朝日新聞、支持率31%（前回2月調査は44%）、不支持率48%（同37%）●毎日新聞、支持率33%（前回2月調査は45%）、不支持率47%（同32%）●NNN、支持率30.3%（前回2月調査は44.0%）、不支持率53.0%（同37.3%）●共同通信、支持率38.7%（前回3月3～4日調査は48.1%）、不支持率48.2%（同39.0%）。

一強、盤石と見られていた政権基盤が揺らぎ、安倍首相が意図した憲法改正スケジュールに影響を与えた。安倍首相は、5月3日の憲法記念日に「改憲議論はいよいよ煮詰まっている」と強弁したが、20年新憲法施行からは明らかにトーンダウンしていた。改憲の先鋒役を務める保守系メディアが「年内発議は絶望的」（産経新聞、5月3日）と危機感を表明した。

19年7月の参院選で、改憲発議に必要な3分の2以上の議席を与党・改憲派に与えないことが必要であり、立憲民主党を中心とする野党勢力の一大結集と多くの市民・労働者との共闘・協力を実現していくことが求められていた。

5 一胆振東部地震でブラックアウト

平成最悪の水害 西日本豪雨

2018年6月28日から7月8日にかけて台風7号や梅雨前線の影響による豪雨災害が西日本地域に発生し、いたるところで甚大な被害が発生した。

この豪雨で河川の氾濫や浸水害、土砂災害が発生、被災地での死者が14府県200人に上った。1982年に300人近い死者・行方不明者を出した長崎大水害以降、平成最悪の被害となった。避難指示、勧告対象は最大で23府県、約863万人におよんだ。

道内観測史上初の震度7 胆振東部地震

9月6日午前3時8分ごろ、道央を中心に北海道の広い範囲で強い地震が発生した。胆振管内厚真町で震度7、同管内安平町などで震度6強を観測した。札幌市東区、千歳市、日高町、平取町でも震度6弱を観測した。道内で震度7が観測されたのは初めてで、16年の熊本地震以来、国内では6例目となった。

厚真町などで大規模な土砂崩れが発生し、住民が巻き込まれた。地震による犠牲者は41人に上った。札幌圏でも道路の陥没、住宅の損壊など

厚真震度7 道内全戸停電



地震発生と被害状況を伝える発生翌日の北海道新聞朝刊＝2018年9月7日

深刻な被害が発生し、都市機能が停止した^①。特に、清田区里塚地区では強い揺れで広範囲に液状化による地盤沈下が発生した。また、道内全域295万戸で停電し、ブラックアウトとなった。全面通電まで1週間かかった^②。

特に被害が大きかった3町（厚真町・安平町・むかわ町）では、9月10日から道庁および近隣自治体による行政支援、職員派遣が実施され、全道的な支援体制がとられた。

支援カンパ金、2931万円集まる

道本部は、各自治体における支援行動へ積極的に協力するとともに、

① 札幌市内の避難者数は6日午後9時現在、計約6800人。道によると午後10時現在、札幌市を除く室蘭市、厚真町など道内16市町の避難所には計約2700人が避難した。

JR北海道や札幌市営地下鉄、札幌市電は、いずれも始発から全路線で運休。北海道中央バスなど札幌と近郊の路線バスも全線運休した。

② 北海道電力によると、地震で道内6カ所の火力発電所が運転を停止し、道内で初めて全戸が停電。6日午後1時すぎに、砂川発電所（砂川市）が稼働を再開し、札幌市などの一部で電力供給が再開された。

安倍首相は、停電に関し「7日朝までに全体の3分の1に当たる100万世帯を超える供給再開をめざす」と述べた。経済産業省は「早ければ7日朝にも全道の夜間の基礎需要量の300万キロワットの供給が可能になる」との見解を示した。菅義偉官房長官はこれに先立つ記者会見で、全面復旧に1週間程度を要するとの見方を示した。

災害対応にあたっている組合員の労働条件確保と被災された組合員・家族の支援に全力をあげることにした。また、被害にあわれた組合員・家族や関係自治体への見舞金などを目的に災害救援カンパの取り組みを決定した。

自治労本部は、すでに決定していた西日本豪雨被災地支援災害特別カンパに、北海道胆振東部地震支援カンパを加え、取り組んだ。

道本部は、西日本豪雨カンパに72地方本部、単組・総支部から465万246円を集約、本部に送金した。

胆振東部地震災害救援カンパは114地方本部、単組・総支部から699万3118円を集約した。カンパ金は、本部の見舞金1750万円、他県本部、単組からの見舞金481万8736円を合わせて、総額2931万1954円に上った。

カンパ金は、連合北海道が実施した連合北海道胆振東部地震カンパに300万円を拠出、特に被害が甚大だった3自治体（厚真町・安平町・むかわ町）へ見舞金として各500万円を支出した。残金1131万1954円は、自宅全壊など被害の大きかった組合員に対して、所属単組の証明を根拠に見舞金として交付した。

岸真紀子 初陣飾る

公務の働き方改革 時間外の上限規制



15万7849票を獲得してみごと初当選を果たし、満面の笑顔を見せる岸真紀子=2019年7月21日、東京都内

参院選は、自治労組織内岸真紀子のみごと初陣を飾り、相原久美子の議席を守った。道選挙区は勝部賢志が初当選。連合は政党支持をめくり課題が残った。知事選は、16年ぶりの新人対決となったが、石川知裕は惜敗。札幌市長選は、秋元克広が再選を果たした。

春闘、人勧は賃上げ、プラス改定が続いてきたが、実質賃金は低下が改善されず、アベノミクスの破綻が明白となった。

公務の働き方改革は単組で時間外労働の上限規制、36協定締結が進んだ。道本部は、新たに千葉執行委員長体制がスタートした。

2019[平成31—令和元]年

- 1. 11 毎月勤労統計調査の不適切な取扱いで雇用保険や労災保険の過小給付が500億円以上、厚労省が公表
- 1. 17 日立が英国の原発建設計画の凍結を決定、原発輸出ゼロに
- 2. 14 同性婚を認めないのは違憲、同性婚カップル13組が国を提訴
- 2. 24 沖縄・普天間飛行場の辺野古移設を問う県民投票で反対票が7割超
- 4. 1 改正出入国管理法に基づき「特定技能」外国人労働者の受け入れ開始
- 4. 1 新元号「令和」と発表
- 4. 7 道知事に新人で前夕張市長の鈴木直道が当選

国内外の動き

- 4. 18 東電による外国人労働者の福島第一原発の廃炉作業受け入れ方針判明
- 4. 19 アイヌ民族を先住民と位置付けたアイヌ新法成立、補償は明記されず
- 4. 30 令和へ代わり、明仁天皇が退位
- 5. 1 徳仁天皇が即位
- 7. 15 道警、安倍首相の演説批判の市民排除
- 12. 4 排除された男性が札幌地検に告訴状
- 7. 18 京アニ放火殺人で、36人死亡
- 7. 21 参院選、自公勝利も改憲ライン割る
- 9. 9 台風15号、千葉県内で甚大被害
- 10. 21 台風19号、関東甲、東北で記録的豪雨

- 9.20-11.2 ラグビーW杯、日本で開催、アジアで初、列島が熱狂
- 10.1 消費増税10%、5年半ぶり、食料品等には軽減税率導入
- 10.31 沖縄県首里城、正殿など焼失
- 11.4 元徴用工問題で安倍首相と韓国文在寅大統領が対話、打開糸口探る

- 11.20 安倍首相、歴代最長の在職2887日、「桜を見る会」をめぐる疑惑も表面化、政権にほころび
- 12.4 アフガニスタンで中村医師銃撃死
- 12.10 中国武漢で最初の新型コロナウイルス患者確認
- 12.12 英国、混乱の末、EU離脱へ

2019[平成31—令和元]年

道本部の動き

- 1.13 道本部春闘討論集会、ハラスメント対策、会計年度任用職員制度で討議
- 1.21 胆振東部地震カンパ、699万3118円集約 **1.29** 被災3町(厚真町、安平町、むかわ町)に大出委員長が届ける
- 1.25 道本部OBL会総会、代表に大原義行元自治労委員長
- 2.2 道本部女性交流集会、石川香織衆議がワークライフバランスで講演
- 2.3 道本部女性政治学習会、相原参議が講演
- 2.3 道本部自治体財政セミナー、正木道自治研研究員、公契約条例について報告
- 2.4 道本部中央委員会、大出委員長、岸真紀子の必勝を訴える
- 3.5 連合北海道の春闘総決起集会、出村会長、知事選、参院選の完勝を訴える
- 5.17 都市連夏季交流集会、函館市、結城代表、岸、勝部の勝利に全力あげる
- 6.1 全道3評労働者集会、岸真紀子が決意表明、政治闘争の必要性討議(写真)



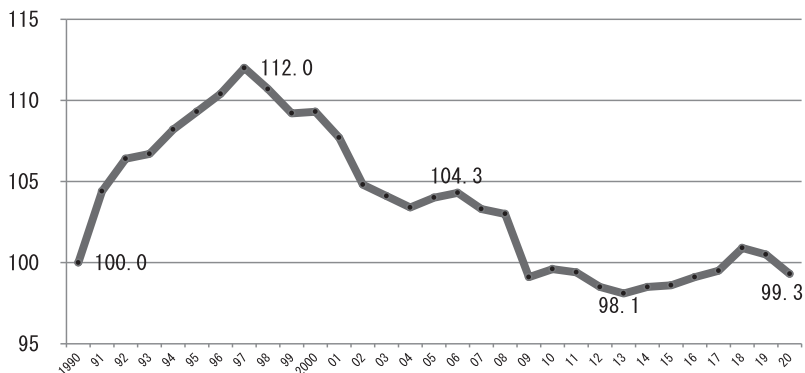
- 6.5 広尾町国保病院労組結成、自治労加盟
- 6.29 道本部町村連全道学習会、札幌市、川本自治労委員長が講演
- 7.21 参院選、岸真紀子が初当選
- 7.25 人勤期中央行動、川本委員長、会計年度任用職員制度で「完全な制度ではない、条例化でより良い制度を確立しよう」
- 8.3-4 全道保育集会、高木道保健福祉部子ども子育て支援課長が講演
- 8.7 人事院、6年連続で月例給・一時金改善、時間外労働、パワハラ防止の報告
- 8.27-29 自治労福岡大会、川本委員長体制3期目へ
- 9.14 剣淵消防協、全国消防協に加盟
- 9.26-27 道本部大会、大出委員長が退任、千葉新委員長体制がスタート、運動史編集準備室を設置 相原前参議労う集い
- 10.7 道本部賃金担当者会議、会計年度任用職員制度の取り組み方針を討議・確認
- 10.29 連合北海道大会、出村会長退任、杉山新会長、藤盛新事務局長就任
- 11.9 全国護憲大会、函館市内で開催、安倍政権の7年を問うトークセッション
- 11.13 自治労本部の夕張財政再建対策委員会、夕張市で開催、再建計画の再見直し必要
- 11.13 北村英人元委員長が逝去、86歳
- 11.23 幌延デー、2028年までの研究延長は容認できない、町内をデモ
- 12.11 中澤健次元衆議が逝去、85歳

1 - 2019春闘 賃上げと格差是正

20年以上上下がり続けた実質賃金

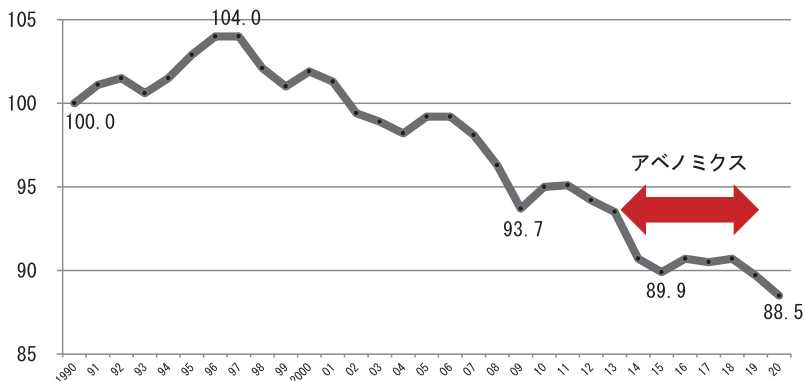
2013年以降、アベノミクスによって景気は回復しつつあると安倍首相は強調し、5年連続で賃金が引き上がっていると説明した。確かに、13年以降名目賃金は5年連続で上昇した（名目賃金指数の推移）。しかし、その引き上げ率は1.8~2.0%であり、大手の定期昇給程度であった。（春

名目賃金指数の推移（1990年=100）



厚労省「毎月勤労統計」各年分結果確報から作成
現金給与総額の前年比(%)の推移(事業所規模5人以上、常用労働者(パートタイム労働者を含む))

実質賃金指数の推移（1990年=100）



厚労省「毎月勤労統計」各年分結果確報から作成
現金給与総額指数を消費者物価指数で除して算出

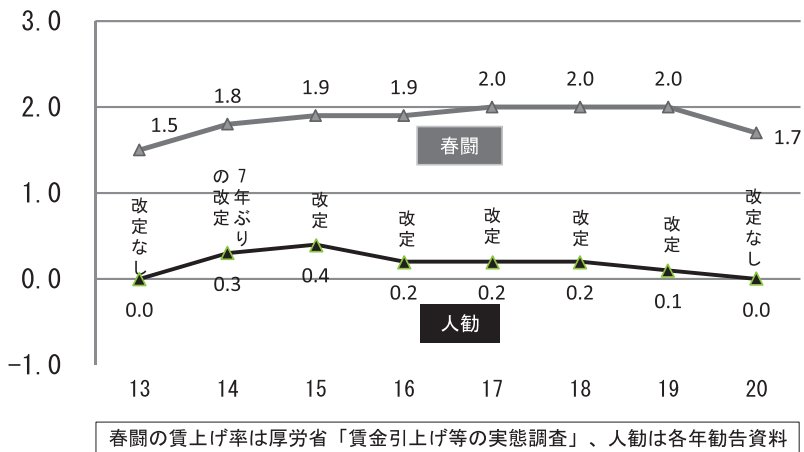
闘・人勸の賃上げ推移)。定期昇給は、賃金カーブの維持であり、新たな賃金原資を必要としないので正確な意味での賃上げではない。実際、この名目賃金から消費者物価上昇分を差し引いた実質賃金は16年と18年に微増したが、マイナスが続いた（実質賃金指数の推移）。

そして、驚くべきことは、この実質賃金の低下傾向が1998年をピークに22年間続いていることで、15.5ポイントも下落しているのである。

一方、公務員賃金も同様に連続で引下げ、または改定見送りが続いていたが、14年に7年ぶりに俸給表がプラス改定され、19年まで6年続いたが、0.1～0.4%の微増にとどまった。しかも、引き上げ原資の配分は初任給や若年層に限定された。地方公務員給与も、民間賃金同様、長期にわたるマイナス基調に歯止めがかかっていないのである。

一方、企業の利益の蓄積である内部留保（企業の内部留保の推移）は20年度末で484兆3648億円だった。12年度以来、連続して低下する賃金

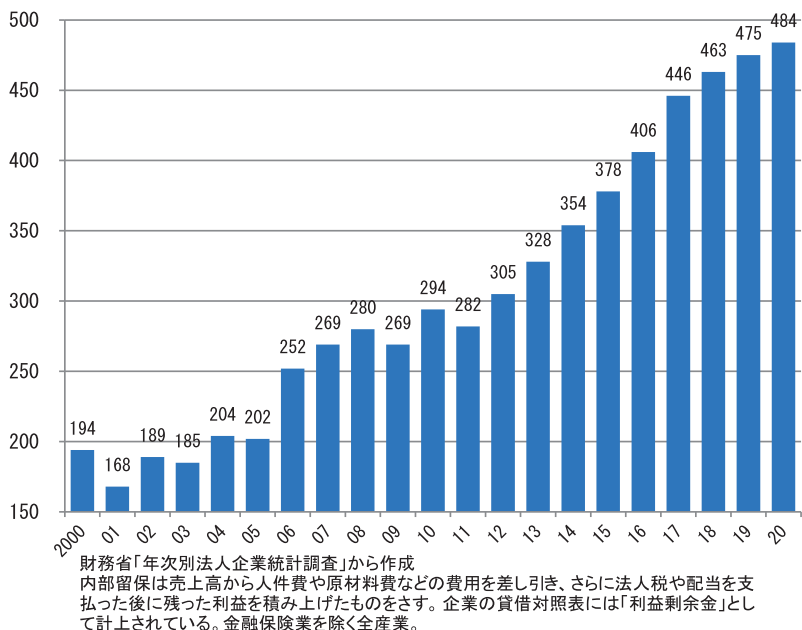
春闘・人勸の賃上げ推移



に反比例し、9年連続で過去最高を更新しているのである。仮に、春闘で非正規を含むすべての労働者に一律1万円の賃上げを実現したとしても、約7兆円程度^①であり、内部留保金の1.4%に過ぎない。

① 雇用労働者数を約6000万人とし、年収12万円の引き上げとして計算。

企業の内部留保の推移



12年から20年までに内部留保は約200兆円積みあがっており、毎年同様の賃上げをしてきたとしても約3分の1、63兆円にすぎなかったのである。労働者の生み出した価値の多くが企業内に滞留し、新たな設備投資や賃金・雇用の拡大にむかっていない現れであった。アベノミクスのトリクルダウン理論がまったく破綻していることが明らかになった。

全道討論集会を再開、春闘の意義を確認

連合は、こうした情勢を踏まえ、春闘を、国民生活の維持・向上をはかるため、労働組合が社会・経済の構造的な問題解決をはかるけん引役を果たす闘争と位置づけ、6年連続のベア獲得をめざした。

賃上げは2%程度を基準とし、定期昇給相当分を含め4%程度とした。自治労本部は、改めて自治労春闘の意義の再確認と労使関係ルールの確立、産別闘争と一体となつての組織強化について提起した。労働運動全体の後退傾向、産別・単組力量の弱体化などにより賃金闘争の停滞や形



再開した道本部春闘討論集会、全道から126単組・総支部239人が結集し、討論・学習に参加した=2019年1月13日、自治労会館

骸化が進んでいるとして、なぜ春闘に結集するのか、統一闘争とは何か、いかに単組・組合員の結集を勝ち取っていくのかなど、多くの困難な課題で共通認識に立ち運動の前進を

はかつていこうとするものであった。

道本部は、全道規模の国民春闘討論集会を再開することを決定し、春闘の位置づけ、産別統一闘争の意義、重要性を改めて確認した。

春闘賃金要求額は、平均11,000円(昨年と同額)、2.94%以上とした。

また、4月の統一自治体選、7月の参院選と結合し、たたかいを進めた。



道本部中央委員会、大出委員長は冒頭あいさつで「すべてのたたかいのスタートは春闘、」と訴えた=2019年2月4日、自治労会館

6年連続ベア、実質賃金は1.1%低下

19春闘の妥結状況は、企業規模にかかわらず、額・率とも

に前年を上回り、6年連続で賃上げが継続した。

連合集計では、平均で6,217円(2.10%)、前年比156円(0.01%)増となった。また、中小企業組合平均4,925円(1.99%)、前年比17円(0.03%)減と若干下回ったが、100人未満の組織は前年を上回り、賃上げの流れは維持されたといえる。

一方、パートなど非正規労働者の賃上げも、時給はもとより月給も、2.08%の賃上率で、前年を上回り底上げのすそ野が広がっていると判断できるものとなった。

しかし、6年連続のベアが獲得されたが、実質賃金は鈍化していた。



連合北海道2019春闘・統一地方選・参議院選勝利!!全道総決起集会、全道から1380人が結集した。また集会には、石川知事候補予定者・秋元札幌市長をはじめ統一地方選、参院選をたたかう多くの議員・候補者予定者、支援組織代表も参加した=2019年3月5日、札幌市・わくわくホリデーホール

給与総額)の前年比が1.1%減となった。

安倍首相自らが賃上げを呼びかけたものの、企業の賃上げ結果は、実質賃金が依然として物価上昇率に追いつかず、アベノミクスの限界がまたしても露呈した。

18賃金確定闘争の継続課題

2015年給与制度の総合的見直しの現給保障経過措置について、総務省が国が18



人事院北海道事務局長との春闘期交渉、前列中央に三浦書記長(道公務労協事務局長)=2019年3月7日、札幌市・札幌第三合同庁舎

するよう各単組段階で交渉した。この結果、札幌市人勸で現給保障の廃止に言及させず、27単組で廃止提案をさせない成果を上げた。

2月の毎月勤労統計調査(事業所規模5人以上)によると、現金給与総額の前年比は0.8%減となり、その内訳は所定内給与が0.1%減、所定外給与が0.5%減で、消費者物価指数が対前年同月比0.2%増となったことから、実質賃金指数(現金

年3月末で廃止することで、より長い期間を設ける団体は再検討する必要があるなどと、地方への圧力を強めた。これに対して道本部は、昇給などですべての組合員が解消するまで経過措置を継続

時間外勤務手当の寒冷地手当の算入問題は、総務省が労働基準監督署の是正勧告を受け、17年2月に各自治体へ適切に対応との通知を出し、道本部は17春闘以降条例改正を求めてきた。その結果、108単組で算入が実現した。

継続協議は30単組、未協議も19単組となったが、総務省通知は職員の不利益解消につながることから、全単組での算入にむけて引き続き取り組みを進めていくこととした。

人事評価制度は、16年4月から制度導入、運用された。その評価結果の活用では処遇への反映は行わないことを多くの単組で確認してきたが、ある自治体で、当局側が制度を悪用し、職員に分限降格処分を一方的に行った事例が発生した。月3万円近い賃金が引き下げられた。また、18年3月の総務省の人事評価の人材育成への活用に関する研究会報告書では、給与等への人事評価制度活用を、特に道内の自治体に強く求める内容となっていた。このため、道本部は、道に対し、評価の活用は自治体の判断で決定すべきであり、自治体に必要な助言を行うよう要請、確認した。

臨時・非常勤等職員の処遇改善は、賃金・諸手当の改善が28単組（前年39）、雇用関係・休暇制度等で5単組（前年9）が前進回答を引き出してきたが、不十分な状況だった。喫緊に迫った会計年度任用職員制度の整備・条例化にむけて、労使協議の強化と非正規労働者の組織化が強く求められた。



千葉副委員長から北海道市町村課へ重点要求書を提出し、課長交渉を実施した＝2019年2月20日、道庁内

諸戦術の行使状況

春闘段階の諸戦術は、春闘要求書（独自主要求書を含む）の提出は151単組（前年152）。文書回答129単組（前年134）に対し、口頭6単組（前年4）、回答なし15単組（前年14）であった。一方、要求書を提出できなかった単組は19単組（前年14）で、5単組増加、未提出単組が固定化し増加傾向となった。交渉は、103単組（前年115）での実施にとどまり、未実施も58単組（前年52）と増加し、深刻な状況であった。春闘は1年のたたかひのスタートであり、道本部全体の統一闘争としての意義を再確認する必要があった。統一自治体選と重なった影響もあり、道本部・地方本部の意図を十分に単組に伝えきれなかった。



19春闘方針を圧倒的賛成で決定した道本部中央委員会＝2019年2月4日、自治労会館

また、労使交渉の確認事項を文書で交わすことができた単組は35、前年（43）と比較しても大幅に減少した。労使関係ルール^①の要求書を提出した19単組のうち、文書による回答は14単組にとどまり、

口頭による回答も3単組であった。さらに、労使関係ルールの書面確認も7単組のみにとどまった。これまでの労使関係を崩す懸念から、なかなか書面確認を要請することが難しいとの報告もあった。

3月15日の自治体統一闘争への結集は、32単組（前年29）にとどまった。戦術通告を行った単組は50（口頭43単組、文書7単組）にとどまり、

① 職員の賃金・労働条件に関する基本的な集团的労使関係ルールの確認を使用者側に要求したものの。内容は、「1. 賃金・労働条件の決定にあたっては、労使交渉・協議の実施とそれに基づく合意によるものとし、労使による自主決着をすること。2. 職場の存廃や業務の委託、人事評価制度および等級別基準職務表の運用・導入、級別・職制上段階ごとの職員数の公表等、職員の賃金・労働条件にも大きな影響を与える事項については、適切に、事前に労使協議を行うこと。」となっている。

112単組が戦術通告も行わずに春闘をたたかっているという実態が浮き彫りとなった。前段戦術は、組合旗掲揚が103単組(前年104)、腕章着用が29単組(前年31)、超勤拒否14単組(前年22)、出張拒否12単組(前年14)、その他取り組みとして27単組(リストバンド15単組、団結デスクマット2単組、三角柱2単組など)で単組独自の諸戦術が取り組まれた。



全国町村職総決起集会後の都内デモ行進(国会議員請願行動)、前列中央は岸真紀子参議候補予定者と山木財政局長(全国町村評議長)、全国から732人、内北海道133人参加=2019年2月22日、東京都内

2 一人勸 月例給・一時金増、住居手当見直し

月例給改定は若年層に配分

公務員連絡会・自治労は、2019年人勸期にむけ、人事院への要求書を6月19日



公務員連絡会人勸期中央行動、集会後のデモ行進(人事院前での交渉支援行動)、全国から3000人(内北海道13人)が参加=2019年7月25日、東京都内

に提出し、3次にわたる全国統一行動を配置、山場には3000人規模の中央行動を展開し、人事院や総務省との交渉を実施した。

道本部も、全国統一行動に結集しながら、道公務労協や地

公三者共闘と連携し、道や道人事委員会と交渉した。

人事院は8月7日、月例給387円、0.09%、一時金0.05月の引き上げを勧告した。月例給は、較差が小さく原資不足のため、民間の初任給との水準差の解消に配分された。総合職試験、一般職試験(大卒程度)は1,500円、一般職試験(高卒者)は2,000円の初任給を引き上げ、若年層が在職する30歳台半ばまでの号俸に限定して改定した。また、一時金は、4.45月から4.50月へ0.05月引き上げた。しかし、再任用職員の改定を見送った^①ことや、その配分も6年連続で勤勉手当に配分されるなど極めて遺憾なものとなった。

一方、住居手当は、公務員宿舍使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限(基礎控除額)を4,000円引き上げ(現行12,000円→16,000円)た。これで生じる原資は手当額の上限を1,000円引き上げ(現行27,000円→28,000円)に充当した。しかし、この改定で減額となる職員が生じるなど問題が残った。手当額が2,000円を超えて減額となる場合は1年間の経過措置が講じられたが、家賃の低い層には若年層や単身者が多く、特定の職員にリスクが生じる見直し勧告であった。

さらに、勧告(報告)は、6カ月以上の任期のある非常勤職員の夏季休暇(連続3日)の新設、定年引き上げの早期実現、ハラスメント防止



地公三者共闘による道人事委員会交渉＝2019年10月3日、道庁別館

① 2007年勧告で定年前職員が4.45月→4.50月に引き上げの際、再任用職員は据え置き、09年勧告時、定年前職員▲0.35月引き下げ、翌10年▲0.2月引き下げ、再任用職員はそれぞれ▲0.15月、▲0.1月引き下げとなった。人事院は、「上がる時も下がる時も一定の基準に従って改定しなければならない」と表明した。道本部の再任用組合員は、約1500人。

対策などに言及した。

札幌市人事委員会は、9月18日に勧告した。しかし、公民較差(0.03%)が極めて小さいことから月例給の改定を見送り、一時金は人勧同様0.05月(計4.50月)引き上げた。なお、住居手当は、「慎重に検討していく必要がある」として見直し勧告を見送った。

道人事委員会は10月4日、月例給、一時金を人事院勧告に準じて引き上げを勧告した。住居手当は、地公三者共闘が「国と異なる道職員の実態」を交渉で厳しく追及してきた結果、家賃額の下限(12,000円)と手当額の上限(27,000円)をそれぞれ1,000円引き上げる勧告となった。

年内条例改正、差額支給めざして

道本部は、月例給・一時金の年内条例改定・差額の完全支給、住居手当は、地域事情に応じた改善・見直しなどを重点課題として19賃金確定闘争を取り組んでいくこととした。



道本部は大会で19賃金確定闘争方針を決定。千葉新委員長のもとで団結ガンバロー＝2019年9月27日、ホテルポールスター札幌

10月4日に開会された臨時国会は、日米貿易協定承認案や憲法改正にむけた国民投票法改正案などをめぐり、冒頭から与野党の激しい攻防が予想されていた。自治

労本部は勧告完全実施の早期閣議決定にむけ、公務労協や組織内国会議員と連携し、国会対策、省庁対策を強化した。

その結果、政府は10月11日に給与関係閣僚会議を開催し、人勧どおり実施する方針を決定、その後の閣議で「公務員の給与改定に関する取扱い」を決定のうえ、給与法改正案を臨時国会に提出した。

しかし、前年より早く法案が国会上程となったものの、その後に経産

相および法務相の進退問題や文科相の「身の丈」発言などをめぐり国会が紛糾、給与法案の成立が遅れていった。最終的には、公務労協による国会対策が功を奏し、11月7日に衆議院本会議で、11月15日に参議院本会議で、給与法改正案が可決・成立し、11月22日に公布された。

地公三者共闘は、給与改定勧告の完全実施を重点要求として11月15日をヤマ場に交渉を展開した。給与改定は勧告どおり実施としたものの、差額はまたしても4定議会で条例が可決された場合には越年支給するとなった。



副知事最終交渉、多くの組合員が参加するなか、道側を追及する地公三者共闘＝2019年11月14日、道庁内

一方、住居手当は、家賃額の下限の引き上げを1,000円とした人事委員会勧告どおり行うとした。

19賃金確定闘争における各単組の交渉到達状況は、164単組からの報告で153単組が年内給与改定・差額支給、8単組が年内改定・1月差額支給、12月改定・2月差額支給が1単組、1月改定・2月差額支給が1単組という結果であった。

住居手当をめぐる単組段階の攻防

住居手当の見直し問題が、賃金確定闘争の単組段階における大きな課題となった。道本部は、10月7日に賃金担当者会議を開催し、宿舍の設置状況や手当の支給実態等が国と地方では異なることから、人事院

勧告に基づく見直しに反対を確認、地域事情に応じた十分な交渉・協議、合意に基づく改善・見直しをはかるよう提起した。

各単組が精力的に労使協議を進めていった結果、132単組中57単組が見直しせず、12単組が国と異なる見直し、44単組が国どおり、19単組が継続協議となった。



道本部賃金担当者会議、開会あいさつをする千葉委員長、68地方本部・単組・総支部114人が参加＝2019年10月7日、自治労会館

さらに、自治体独自の計算方法である32単組のうち、21単組が見直しせず、6単組が見直しあり、5単組が継続協議という結果となった。継続協議の単組が24単組

となったことから、引き続き20春闘において対策をはかっていくこととした。

また、青年部は、今回の見直しが家賃の低い若年層など特定の職員に影響が生じる内容であったことから、2019人事院勧告における住居手当の削減に断固反対する要請書行動を展開するとともに、労使交渉に青年部が参加して当局に実態を訴え、前進回答を得るなどの成果を上げた単組もあった。

時間外勤務手当の基礎額への寒冷地手当等の算入問題は、すでに19春闘期までに条例改正済みの110単組を含め、127単組で算入を勝ち取ってきた。しかし、総務省通知から3年が経過するにもかかわらず、24単組（継続協議含む）が実施せず、13単組が未協議となっていた。道本部は、引き続き20春闘において、地方本部・単組と連携しながら、道市町村課および市長会、町村会対策を強化し解決をめざしていくこととした。

3 公務の働き方改革 時間外労働の上限規制

他律的業務の縮小・廃止

人事院は、時間外労働の罰則付き上限規制が2019年4月からスタートするため、国家公務員の時間外労働の上限を原則1月45時間以下、年360時間とする人事院規則を2月に改正、4月に施行した。道本部は、各自治体が国に遅れることなく上限規制の条例・規則化がはかれるよう、対自治体交渉を進めた。19確定闘争期までで125自治体で人事院規則どおり条例・規則化、12単組で協議継続、24単組で協議予定となった。一方で、42単組が取り組まなかったことが判明した。

人事院規則改正後の総務省通知等の発出は施行日間近だった。このた



春闘期に合わせ、36協定締結の必要性を訴えた連合北海道アクション36緊急街頭集会＝2019年3月6日、札幌市・紀伊国屋書店前

め、上限時間に加え他律的業務^①や特例業務（大規模災害対応など）の範囲・設定を規定する規則改正等について、提案・交渉が間に合わなかつ

① 人事院規則では「他律的業務の比重の高い部署に勤務する職員」は、原則（1月45時間以下、1年360時間以下）を超えることができる（1月100時間未満、複数月平均80時間以下、

た。結果として、かなりの自治体で人事院規則と同様の条例・規則改正が行われてしまったのである。

道本部は、自治体当局との協議を速やかに進め、時間外労働の上限規制を定めると同時に、上限規制の運用をチェックした。特に「他律的業務」の見直し、縮小・廃止、上限時間引き下げの規則改正に取り組んだ。

11月5日の道市町村課長交渉で、「他律的業務の範囲は、総務省通知で必要最小限とされており、長時間労働の削減とあわせて、会議等の場を活用し、自治体に対して説明を行って参りたい」との回答を得たことから、引き続き具体的な対策を進めた。

36協定締結の取り組み

36協定締結は、すでに全職場で締結済みだが60単組、今回、全職場で締結したが79単組、29単組が一部の職場で締結、協議中が27単組だった。また、適用除外職場は、すでに締結済みが7単組、締結にむけて協議が26単組となったが、



自治労春闘討論集会であいさつする川本委員長(演壇)＝2019年12月12日、東京・TOC有明

月45時間超は年6カ月まで、1年720時間以下)とされた。道本部は、各自治体において「他律的業務」を設定させない、仮に設定する場合であっても必要最小限とする確認を労使協議の大きな課題に据えた。

「他律的業務」とは、業務量、業務の実施時期、その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務とされ、例えば中央省庁では国会関係、国際関係、法令協議、予算折衝などの業務とされた。しかし、他律的な業務かどうかは、各省庁が決定することになっているため、実際にはほとんどの業務が他律的と認められ、「長時間労働が解消されないのではないか」と危惧されていた。

95単組で取り組まなかった。

しかし、労働基準法「別表第1^①」該当職場は、協定締結なく時間外労働の場合は労基法違反で、速やかに取り組む必要があったのである。

また、36協定は、過半数労働組合との労使協定締結が必要とされている。過半数労働組合には直接雇用関係がある全労働者(正規職員、臨時・非常勤職員、管理職など)が分母となるため、労働組合が過半数代表とならないケースも自治体単組では見受けられた。このため、臨時・非常勤等職員の組織化が極めて重要であり、会計年度任用職員制度の確立と並行して組織化の取り組みを強化していく必要があった。

適正な勤務時間管理

適正な勤務時間の管理は、7単組でP Cのログイン・ログアウト、20単組でタイムカード、9単組でI Cカードとなった。一方で、33単組で自己管理、63単組で特に管理していない、20単組でその他(時間外管理簿で管理など)という実態であった。19年4月から労働安全衛生法(第66条の8の3)が改正・施行され、事業者はすべての労働者の労働時間を客観的方法で把握しなければならないとされた。しかし、多くの自治体で法違反の状態となっており、早急に解決すべき課題として残った。

4 一知事選 道政奪還ならず

石川知裕元衆議を擁立

道知事選は、2018年12月、高橋はるみ知事が参院選への出馬を表明し、後継として自民・公明は夕張市長の鈴木直道を擁立、19年1月29日、出馬表明した。一方、16年ぶりに道政奪還をめざす立憲道連、連合北海道は、逢坂誠二衆議など複数の人物を軸に民主連絡調整会議^②で選考作業を進めていたが、難航。2月8日になって、ようやく元衆議院議員の石川知裕が決意を固め、

① 公務では、病院、施設、土木事業所などの管理部門を除く職場が36協定対象職場となる。

② 16年ぶりの道政奪還にむけて、立憲民主党北海道連合、国民民主党北海道、連合北海道、北海道農民政治力会議の四者により設置され、知事候補の選考作業を進めた。

出馬を表明した。

連合北海道は2月12日、道本部は2月13日の執行委員会および拡大闘争委員会で推薦決定した。すでに3月21日の告示まで37日、投開票日まで51日という、4年前と同様の超短期決戦となった。

超短期決戦 知名度でリード許す

選挙戦は、16年ぶりに新人同士の一騎打ちのたたかいとなった。



野党統一候補として北海道知事選に立候補した石川知裕（中央）、札幌街頭大演説会＝2019年3月31日、札幌市・大通西3丁目

両者とも2月に入っの立候補となったが、8年余、全国唯一の財政再生団体、夕張市長を務めた鈴木直道が知名度を生かし終

始リードする展開となった。

石川知裕は、「北海道独立宣言」をキャッチフレーズに中央依存体質からの転換、カジノに依存しない観光振興、JRの路線存続、原子力に頼らないエネルギー政策など道政上の重要政策に明確な姿勢を示した。また、介護や子育て支援など「誰もが安心して暮らせる豊かな自治の実現」を訴え、精力的に全道を駆けめぐった。しかし、支持母体である連合北海道の支持者獲得運動も、告示日までの約1カ月では組合員への十分な浸透を図ることが難しかった。

候補の早期擁立という教訓

4月7日投開票の結果、残念ながら石川知裕は敗北した。

鈴木直道（38）新 162万1171票 自民・公明・大地推薦

石川知裕（45）新 96万3942票 立民・国民・共産・自由・社民推薦

道知事選は、大阪や福岡などと並んで全国的にも注目されたが、道議選で46選挙区中21選挙区が無投票となったことも影響し、道民の関心は



100万弱の票を獲得するも、善戦およばず敗れた石川知裕候補
=2019年4月7日、札幌市・合同選対本部

低く投票率は58.34%と前回(59.62%)を1.28ポイント下回り、過去最低を更新した。

道本部は、前回の知事選での反省から早期に候補を擁立するよう、連合北海道をつうじて民主連絡

調整会議に求めてきたが、残念ながら今回も候補擁立が遅れてしまった。

民主党北海道、連合北海道は、これまでの知事選で候補者決定の遅れが敗北の大きな要因であると総括してきた。しかし、今回も大幅に遅れ5連敗となった。厳しく言えば、何度も同じ失敗を繰り返してきたということである。



組織内候補の推薦を決定した道本部中央委員会=2019年2月4日、自治労会館

立憲民主党も16年ぶりの新人対決となったが、候補擁立が大幅に遅れたことが最大の敗因と振り返った。前回(15年)の知事選の総括^①を生

① 4年後の知事選で、現職の5選はない。絶対に道政奪還をするとの覚悟のもと、公募制の採用・各層からなる選考委員会の設置・党内での予備投票など、思い切った選考方法で道民に見える候補擁立をする必要がある。知事選をたたかううえで、道議選の空白区解消は最重点課題であり、道連と各総支部の連携や定期的な選挙対策委員会の開催をつうじて、課題を克服していく。とした。

かすことができなかつた。その要因として民主党から民進党の結党、そして民進党の分裂、立憲民主党の結党へと至るこの4年間の野党再編、離合集散をあげた。

知事選の司令塔たる立憲民主党道連は、18年4月に結党となり、擁立作業に影響し、思い切った候補選考ができなかつた。この反省に立って、23年の知事選にむけては、具体的な候補者早期決定のしくみを考える必要があるとして、21年4月には選挙対策本部を設置、1年前または遅くとも半年前に必ず候補者を決定することを確認した。

各級首長・市町村議選の結果

道議選は、立憲民主党が推薦3人を含め27人が当選し、民主・道民連合は



大差で再選を果たした秋元克広＝2019年4月7日、札幌市・選対本部

第2会派を維持した。組織内は、現職9人に新人4人を加えた13人全員が当選した。議席を失っていた旭川市では松本将門、北見市では鈴木一磨が議席を奪還し、同じく新人で武田浩光(札幌市西区)、壬生勝則(釧路市)が初

当選した。

札幌市長選は、現職の秋元克広市長に自民党が相乗りし、幅広い支持を得て63万票を獲得、圧勝した。しかし、立候補表明からわずか1カ月の共産党推薦の渡辺達生が26万票を獲得した。相乗りや秋元市政への批判票もあったと思われる結果となった。

札幌市議選は、西区、中央区、南区、白石区の4選挙区に組織内が立候補、全員が当選した。特に、白石区は新人の漆原直子が自民党現職を破って当選を果たした。

首長選は、夕張市の厚谷司、足寄町の渡辺俊一は新人同士の対決を制

し、赤平市では畠山渉が現職を破って当選を果たした。砂川市を含め組織内は4市町となった。

市町村議選は16市23人、12町村12人が組織内として立候補した。帯広市で現職が落選したが、残る28市町村34人が当選した。恵庭市、江別市、名寄市、留萌市、稚内市、美瑛町、洞爺湖町、上士幌町で8人の新人議員が誕生した。

5 — 参院選 岸真紀子が初陣飾る

民意軽視し傲慢政治 安倍長期政権

民主党から政権を奪還した安倍政権はすでに6年半が経過し、



5・3憲法集会後、「平和憲法を守れ」「憲法改憲阻止」を訴えて札幌市内をデモ行進＝2019年5月3日、札幌市内

国政選挙で勝ち続け安定政権を保ってきた。「もりかけ」「公文書の改ざん・隠ぺい」問題では説明責任を放棄したため、支持率が急落したが、野党の分裂騒動のなかで2017年の総選挙を乗り切り安

倍1強体制を維持した。

また、改憲に強い意欲を示し、15年、安全保障関連法（戦争法）、17年共謀罪を含む改正組織犯罪処罰法を強行採決、18年には20年改正憲法施行を描くなど戦争できる国づくりを着々と進めるなど、立憲主義を否定し民意を軽視する傲慢な政治を続けてきた。

そして、安倍首相の通算在職日数が11月20日で2887日となり、歴代最

長になろうとしていた。しかし、19年5月に首相主催の桜を見る会^①をめぐる疑惑が表面化、長期政権のおごりや緩みとして批判をあびた。

また、自治体の現場でも、インセンティブ改革などの導入や水道法の改正など、公共サービスの産業化を推し進め、地方自治の根幹・公共の福祉を脅かす事態となっていた。

さらに、経済政策のアベノミクスによって企業の内部留保は増え続ける一方で、労働分配率は下がり続け労働者の実質賃金は減り続けてきた。

まさに、参院選はこうした安倍長期政権を、これ以上許すのかどうか問われていたのである。

一方、対抗する野党は、定数1の選挙区における野党統一候補の擁立などを進めた。しかし、17年の民進党分裂により連合推薦候補が立憲民主党と国民民主党に分かれて選挙戦に挑むこととなるなど、足並みの乱れが生じた。

自公勝利も改憲ライン割る

参院選は、2019年7月4日公示され、圧倒的多数を誇る与党政権に風穴を開けるべく、野党の果敢なたたかひが展開された。しかし、12年に一度自治体選挙と重なる亥年選挙は投票率が低下する傾向にある。結果として史上2番目の低投票率となり、盛り上がり欠ける選挙戦となった。

7月21日に投開票され、自民、公明両党が改選124議席の過半数の71議席を獲得し勝利した。ただ、自公に、憲法改正に前向きな日本維新の会や無所属を加えた改憲勢力は、改憲原案の国会発議に必要な参院の3分の2（164）を割り込んだ。

非改選の改憲勢力は自民56、公明14、維新6、無所属3の計79。3分

①「桜を見る会」は、国の予算を使って首相が主催する花見行事。その前夜祭を2013年から安倍晋三後援会が主催、都内のホテルで開いていた。会費は1人当たり5000円。安倍氏側は2015年～19年の5年間で、総額約2300万円をホテル側に支払った。一方、参加者から集まった会費は計約1400万円にとどまり、少なくとも800万円以上を安倍氏側が負担したとみられた。補填額の大半は、政治資金収支報告書に記載されておらず、安倍氏は「事務所が補填した事実はまったくない」「収入、支出は一切なく、政治資金収支報告書への記載は必要ない」などと繰り返し否定した。

の2には改選議席で85が必要だったが、4議席足りなかった。改憲に執着する安倍首相は改憲原案の協議入りと呼びかけたが、野党は応じなかった。協議の環境を整えるため自民党が先の臨時国会で成立をめざした国民投票法改正案は継続審議となった。首相の自民党総裁任期は2021年9月まで。安倍首相は在任中の改憲をめざすものの、日程は厳しくなった。

道選挙区 勝部賢志が初当選

立憲民主党は改選9議席を倍増させ17議席を獲得、前回から8議席増の32



厳しいたたかいを勝ち抜き、初当選を飾った勝部賢志（右端）
＝2019年7月21日、札幌市・選対事務所

議席としたが、野党共闘として臨んだ全国32の改選1人区は野党の10勝22敗で厳しい結果に終わった。しかし、野党が一本化していなければ、さらに議席を減らしていたことは明らかであった。勝利した

10議席のうち7議席は現職を破っての議席獲得であった。

比例代表は、自公が3年前の前回選挙から約340万票減らし、2425万票、立憲・国民は、約35万票減の1140万票だった。共産は約448万票、社民が約105万票、維新は約25万票減の約491万票となった。

これに対して、消費税廃止などを訴えたれいわ新選組（山本太郎代表）が約228万票、NHKに受信料を払わない国民を守るとするN国党（立花孝志代表）は約99万票を獲得し、新党が躍進した。

道選挙区（3人区）では、勝部賢志が初当選した。

開票結果は次のとおり。

高橋はるみ（65） 自民 82万8220票

勝部 賢志 (59)	立民	52万3737票
岩本 剛人 (54)	自民	45万4285票
畠山 和也 (47)	共産	26万5862票
原谷 那美 (35)	国民	22万7174票

※得票順、主な候補者のみ

一方、国民民主党から出馬した原谷那美は、残念ながら及ばず、自民党が3議席中2議席を確保した。勝部と原谷の合計得票は、16年の参院選で民進党（徳永、鉢呂）が獲得した105万票から30万票も減らした。逆に、自民党は前回より15万票増やした。候補擁立の問題や野党共闘のあり方など、次の衆院選や3年後の参院選に大きな課題を残したのである。

岸真紀子 立憲比例トップで当選

道本部は、岩見沢市職出身で自治労組織内比例代表・岸真紀子を

組合員1人ひとりに浸透させるための最低3回の声かけ運動などを実践し、道本部の総力をあげて取り組んだ。結果は15万7849票、道内は3万4915票で立憲民主党のなかでは第1位、初陣を飾った。前任の相原久美子が12年間守ってきた自治労の議席を死守した。道内では、10年の江崎2万2479票、13年



道本部青年部主催による総決起集会であいさつする岸真紀子候補予定者、全道各地から700人が結集した＝2019年6月29日、札幌市・ロイトン札幌

の相原 3万3611票、16年の江崎 2万9231票を上回る 3万4915票で、組合員 4万7000人の75%を獲得した。しかし、全国的には、13年の相原 23万5636票、2016年の江崎18万4187票を下回る15万7849票で、組合員 79万人の20%にとどまり、連合候補10人中 5位という厳しい^①結果となった。

連合 複数政党支持、野党共闘のあり方で総括

連合本部は、こうした結果を受けて、

19年大会の選挙総括で連合組織内比例代表候補 2人を国会に送り出せなかった^②ことは、連合組織全体としての大きな損失であり、正に痛恨の極みである。約700万人の組合員を有する連合の得票が約180万票にとどまったことは重く受け止めなければならないとした。同時に、民進党分裂がもたらした負の影響は大きかった、特に、異なる政党からの比例代表候補者の擁立は、地方連合会の取り組みと構成組織の取り組みの双方にさまざまな制約を生じさせたことは否めないと言及した。

そのうえで、次のとおり総括した。

- ①候補者調整に関する課題として、立憲民主党と国民民主党間の調整に時間と労力が割かれ、選挙戦の展開に遅れが生じた、
- ②野党の連携に関する課題として、共産党も他党と同列とした「野党共闘」での候補者調整は、「左右の全体主義を排する」とした連合結成時からの方針などに影響を与えた、
- ③立憲民主党と国民民主党の協力体制に関する課題として、いずれかの党から立候補することになり、選挙区と比例代表で異なる政党への支持を組合員に訴えなければならない事態が生じた

また、静岡選挙区における両党の対立や主導権争いは有権者の期待を

① 立憲民主党は比例区 8議席獲得で連合候補 5人全員が当選を果たしたが、国民民主党は 3議席の獲得にとどまり、連合推薦候補 5人のうち 2人が落選してしまった。立憲民主党と国民民主党をあわせた得票率は、前回の民進党を 2ポイント近く上回ったものの、獲得議席は前回の民進党と同じ11議席であった。

② 国民民主党比例の電機連合とJAMの候補者は、立憲民主党比例候補者の得票をいずれも上回ったが、国民民主党の政党得票が立憲民主党より少なかったため当選できなかった。

失ったこと^①、2年後の衆院選にむけた政権構想に共産党が枠組みに入ることは連合として容認できない、とした。

立憲民主党が野党第1党として野党共闘を追求したが、連合が「また裂き状態」に陥ったことや、丁寧で相互理解が深まるような努力が不足していたといわざるを得なかった。国民民主党との関係を今後どうしていくのか、統一をめざすのか新たな連携を模索するのか、早急に検討・協議が求められていたのである。

紹介カードに拒否反応

道本部は、2017年定期大会で、岸真紀子を推薦して以降、闘争本部を設置し、地方本部・単組での推薦と闘争委員会の設置を進めた。また、全開発、全農林、全水道、全建総連、全自交、運輸労連、森林労連、全労金、労済労連、政労連、JR総連、ヘルスケア労協、道学組などの産別労組から推薦をいただいた。さらに、北海道連合後援会、自治体退職者会の積極的な取り組みも展開された。

単組の推薦は、235単組・総支部中225で決定できた。しかし、支持者紹介カード組員×5人の取り組みは5万8770人にとどまった。

住所や電話番号の記載が必要な支持者紹介者カードは、個人情報への懸念を懸念し拒否反応を示す組員が増えていたのも事実で、紹介カードによる電話がけが時代に合っていないとの議論もあることから、道本



岸さんをモデルに作成

① 静岡選挙区（定数2）では、国民民主の現職榛葉賀津也氏に立憲民主が徳川家康の宗家19代目という異色の出自を持つ新人徳川家広氏をぶつけ、政権批判票を奪い合う構図となった。国民民主は共倒れを避けるため現職を優先するよう立憲民主に要請していたが、静岡では応じなかった。背景には国民民主で参院幹事長を務める榛葉氏が、国会対応を巡る対立や野党第1会派争いの中心にいたことがあるとされた（2019年7月7日、北海道新聞）。連合静岡は榛葉氏を推薦決定、立憲民主支持の産別労組にも「榛葉」と指示したが、連合内に混乱が生じた。「つぶし合いをしていたら、与党を利するだけじゃないか」との批判がでた。結果は立憲の徳川氏が次点だった。

部として今後の選挙闘争参加のあり方を検討していくこととした。

深刻な政治意識 半数が自民党政権を容認

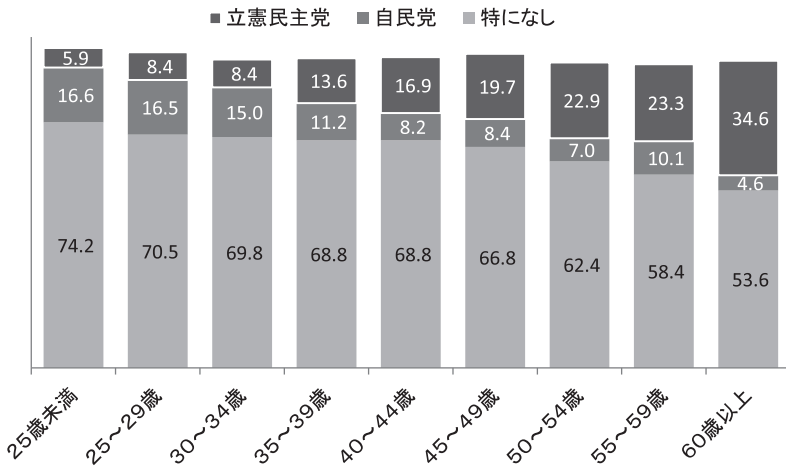
また、組合員以外には声かけができない単組が

多いことも判明し、家族、管理職、退職者などへの広がりも低調に終わった。

また、連合北海道の機関紙「MONTHLYれんごう」号外や道本部機関紙「自治労北海道」家庭版が、組合員に配られていない単組もあった。

政党支持 34歳以下は自民が1位

(道本部意識調査 2019年6月)



機関紙の配布と組合員への声かけは、選挙の時だけでなく日頃の配布活動と声かけが重要となっている。

一方、6月に実施した組合員意識調査では、組合員の約半数が参院選に関心を持っていないことが明らかとなった。また「今後は縮小すべきもの」として、政治闘争や反戦・平和・脱原発課題など政治的課題をあげる組合員が多かった。さらに、政党支持では、34歳以下組合員は自民党が1位だった。しかも、組合員の約半数は安倍政権を容認していることが判明した。

政治闘争を進めるうえで、道本部はかつてなく多くの課題を抱えていると言える。

道本部は、単に政治離れという言葉で済ませられる問題ではなく、政治意識の多様化のあらわれであると同時に、日常的な組合員との往復運動が実践しきれていないことが原因であるとした。この深刻な事実をそのまま見過ごさず、必要な学習や討論を組合員とともに深めていかなければ、私たちがめざす働く者・生活者のための安全・安心な社会を実現することはできない、道本部、地方本部、単組・総支部が一体となって組織強化を進めながら、政治闘争をたたかう基盤を確実につくっていかねばならないと総括した。

6 幌延深地層研究センター 際限なき計画延長

2028年以降も再延長の可能性

2019年8月2日、原子力機構・幌延深地層研究センター^①は21年以降の研究計画案を道と同町に提出した。

1998年の当初計画で01年から20年間程度としていた研究期間を延長する方針を明記。28年度までをめどとするが再延長の可能性が指摘された。機構によると、第4期中長期計画（22～28年度）で地層処分技術の確立をめざし、最終年度近くに同センターでの研究



深地層研の計画延長案を報じた北海道新聞＝2019年8月3日

① 日本原子力研究開発機構が2001年に開設した。原発の使用済み核燃料の再処理で生じる高レベル放射性廃棄物を、地下深くに埋めて処分する技術を研究している。現在は地下350メートルまで掘削した坑道で、模擬廃棄物の埋設試験や、岩盤、地下水調査など行う。同機構、幌延町、道との間でセンターに放射性物質を持ち込まない「3者協定」が結ばれている。

終了の可否を判断する。研究の進展状況により、再び期間を延長する可能性があるとした。同センターでは21年度以降、放射性物質の漏れを防ぐ人工バリアーの性能試験など、主に従来の研究を継続して行く。これまで同様に放射性廃棄物は持ち込まないとした。計画案に対し、鈴木直道知事は今後、幌延町とともに申し入れ内容を精査するとコメント。野々村仁町長は町議会議員に説明し、どのように協議していくか決めると語った。町側は地域への経済効果などから研究継続を好意的に捉えており、地元が計画案を受け入れれば、道も容認する方向に傾くことが濃厚だった。

知事、受け入れ表明 連合北海道も批判

こうした動きに対し、北海道新聞が「期間延長は約



11・23幌延デー北海道集会、「研究計画延長」反対を訴えて全道から900人の市民が結集した＝2019年11月23日、幌延町・共進会場

束違反だ^①」とする社説を掲載、北海道平和運動フォーラムも将来に禍根を残す延長反対を表明するなど、多くの道民が延長反対の声を上げた。住民団体核廃棄物施設誘致に反対する道北連絡協議会^②

は20年程度で研究終了する約束を守るべきだ。ずるずると延長が続けば核のごみの最終処分場となる可能性が近づくと危機感を表明した。

- ① 「約束通りなら、21年ごろに終了するはずだったが、提出された計画案は従来の研究課題に引き続き取り組む意向を表明し、3者協定を事実上ほごにした。計画案を見ると、研究期間が9年ほど延長になると読み取れるが、具体的な年次は記されていない。研究内容も期間を伸ばしてまで行う根拠は希薄だ。埋め戻しの時期に至っては『地層処分の技術基盤の整備の完了が確認できれば』との条件付きで、さらに先延ばしにする姿勢が透けて見える」2019年8月4日
- ② 1984年に「貯蔵工学センター計画」が表面化して間もなく、幌延町と周辺地域の住民・市民グループが設立。長年にわたる反対運動を牽引してきた。代表委員は豊富町の酪農家で工房レティエ(チーズとジェラート)経営の久世薫嗣氏。

しかし、その後、道と町は9～11月に5回の確認会議を開催して内容を審議し、12月6日には、鈴木知事、野々村町長、日本原子力研究開発機構の児玉理事長による会談が行われ、同月9日には、野々村町長が受け入れを表明した。

20年1月24日、鈴木知事も3者協定に則った研究の実施や確認会議を毎年度開催して状況報告することを条件に、積極的な情報公開等を申入れたうえで、計画案を受入れると回答した。

連合北海道は1月10日、研究期間の延長を容認した鈴木知事を批判する藤盛敏弘事務局長の談話を発表した。市民団体4団体^①も抗議や容認撤回を表明した。藤盛事務局長は道民の懸念・不安が払拭（ふっしょく）されない段階で最終判断を下すことは、拙速のそしりを免れないと指摘し、仮に研究期間の延長を容認するのであれば、最低限、研究終了時期と埋め戻しの工程について明確にするよう付帯条件をつけるべきだとした。

7 一道本部 千葉利裕委員長体制がスタート



就任あいさつをする千葉委員長(手前)、後列左から森下財政局長、山本書記長、佐藤副委員長、三浦副委員長＝2019年9月27日、ホテルポールスター札幌

① 生活クラブ生活協同組合、核廃棄物施設誘致に反対する道北連絡協議会、市民ネットワーク北海道、NPO法人北海道ワーカーズ・コレクティブ連絡協議会

大出委員長、出村連合会長が退任

道本部は、9月26－27日開催の定期大会で役員を改選し、大出彰良執行委員長（名寄市労連）が退任、後任に千葉利裕前副執行委員長（全道庁労連）を選出した。佐藤環樹副執行委員長（札幌市職連）が再任され、三浦和枝前書記長（全道庁労連）が副執行委員長となった。新書記長には山木紀彦前財政局長（遠軽町労連）、新財政局長に森下元前企画総務部長（八雲町職労）が就いた。

なお、大出前委員長は、7月にこくみん共済coop北海道推進本部長に就任した。

10月の連合北海道の大会で出村良平会長（全道庁労連）が退任、20年6月に北海道労働金庫理事長に就任した。また、15年から連合北海道政治センター幹事長に就いていた藤盛敏弘元副執行委員長（函館市職労）が新事務局長に選出された。



連合北海道事務局長に就任し、あいさつする藤盛さん＝2019年10月29日、札幌市・ロイトン札幌

北村英人元委員長が逝去



道本部結成50周年「歴代委員長リレーエッセー」のインタビューで、一句「50年 自治労の旗 凜として」＝2013年1月、自治労会館

道本部顧問の北村英人道本部元執行委員長が2019年11月13日、札幌市内の病院で入院加療中のところ逝去した。86歳だった。

全道庁の出身で、全道庁委員長、道本部副執行委員長を経て、1985年から道本部の第4代執行委員長に就任した。

全道庁委員長時代の83年、道知事選で24年ぶりの横路革新道政実現に貢献。また、道本部委員長時の86年7月には、衆参同日選挙で道本部初の組織内衆議中澤健次の当選に尽力した。現役引退後は、道労金常務理事、全労済道本部常務理事などを歴任した。

地域では9条の会活動に参加、平和運動にも身を注いだ。川柳を愛し、道本部の新年旗開きで披露するなど、反戦・平和を題材とした多数の作

品を残した。2011年には、道新の「どうしん川柳」入選句が200に達したのを記念し、句集「蒔のとう」を自費出版した。13年度には北広島市文化奨励賞を受賞している。

中澤健次元衆議が逝去



議員を勇退した翌年に開催された「中澤健次前衆議院議員を労う会」であいさつする中澤さん。道内外から多くの知友人が出席した＝2004年2月2日、札幌市・ホテルノースシティ

道本部顧問の中澤健次元衆議が2019年12月11日、札幌市内の自宅で療養中のところ逝去した。85歳だった。

夕張市職労の出身。市職労書記長を経て、道本部書記長、副執行委員長を歴任、1983年の横路革新道政誕生に尽力した。

86年には、道本部副委員長を辞して衆参同日選挙となった衆議選に旧北海道4区から立候補、みごと初当選した。夕張を含めた炭鉱の多くが閉山し、産炭地の復興や、炭鉱労働者の失業対策などに力を注いだ。

4期務め2003年に勇退、故郷夕張市の財政再建団体問題に精力的にかかわるとともに、相原久美子参議の後援会長などを務めた。

また、2014年に出版した著書「ささえていただいた80年の歩み」の中のがあとがきで、最大の政治テーマは、戦争か平和かをめぐる歴史的なたたかひが目前に迫っているということであるとし、「何としてでも支持する民主党の再建をめざし、労働組合の政治闘争力を回復し、組織力を一段と強くしなければならぬと痛感する。私自身も経験したことのない局面であり、前途は多難である。しかし、立ち止まることは許されない。未来にも責任を持つ若い人たちが、勇気をもって労働運動を基軸に民主党の再建を果たし、新しい地平をめざし未来を切り拓いてほしいことを切望してやまない。と結んでいる。

新型コロナが猛威振るう

会計年度任用職員制度が施行



9月の道本部大会は、札幌市（ホテルポールスター札幌、写真）、旭川市（旭川トーヨーホテル）、函館市（函館アリーナ）、帯広市（とかち館）の4会場をウェブでつなぐ異例の開催となった。

新型コロナが猛威を振るい、政府は緊急事態宣言を発令、全国に拡大した。道本部は「3密」回避のため、予定していた諸会議・集会を相次いで中止した。ウェブ会議の導入など、運動スタイルは変容、それらを活用した組織強化・拡大を追求した。4月から、新たな非正規公務員制度である会計年度任用職員制度が

施行、一層の処遇改善と組織化に取り組んだ。

安倍首相は、持病の再発を理由に辞任、菅内閣が発足。立憲民主党は国民民主党と合流し、新・立憲民主党を結党した。原発から出る核のごみの最終処分場選定にむけた文献調査に寿都町が応募、神恵内村は受諾。道本部は応募反対を表明、核のごみを持ち込ませない道民運動が展開された。

2020[令和2]年

国内外の動き

- | | |
|---|---|
| <p>1.16 新型コロナ、国内初確認、中国・武漢の帰国者 2.5 ダイヤモンドプリンセス号乗客乗員10人感染確認</p> <p>1.31 英国がEU離脱</p> <p>2.26 道警ヤジ排除、札幌地検、告発された警察官を不起訴処分 7.3 排除された女性、検察審査会に申立て</p> <p>2.28 鈴木知事、道独自の「緊急事態宣言」発表、2月27日から3月4日まで道内全小中学校の臨時休校を要請</p> | <p>3.24 東京五輪・パラ、1年延期、安倍首相とバツハ会長が一致</p> <p>4.1 会計年度任用職員制度が施行</p> <p>4.7 安倍首相、新型コロナ感染拡大で緊急事態宣言を発令 4.30 国民に一律10万円を配る特別定額給付金、順次給付 5.16 政府が全戸に布製マスクを郵送「アベノマスク」と揶揄される。連合北海道、不要マスク回収ポスト設置 5.25 「宣言」</p> |
|---|---|

- 全面解除 **7.22** 観光支援事業「Go To トラベル」スタート **11.24** 札幌、大阪を除外 **12.14** 菅首相、全国で停止
- 6.17 札幌市、オータムフェスト中止、21年の雪まつり縮小、大雪像中止決定
- 6.18 東京地検特捜部、河井前法相夫妻を買収の疑いで逮捕
- 8.10 春・夏の高校野球大会が中止、救済措置として交流試合、プロ野球は6月19日開幕、無観客。
- 8.28 安倍首相、持病悪化で辞任 **9.16**

菅政権発足

- 9.15 立憲民主党と国民民主党が合流、新・立憲民主党を結成
- 10.1 学術会議推薦の新会員候補6人を菅首相が任命見送り
- 10.9 寿都町の片岡町長が「核のごみ」最終処分地選定文献調査に正式応募
- 10.23 J R 鶴川・様似間のバス転換、沿線7町長が同意 **21.4.1** 廃止
- 11.3 米大統領選で、民主党のバイデン氏が勝利、トランプ大統領は法廷闘争
- 12.22 道2区の吉川元農水相が議員辞職

2020[令和2]年

道本部の動き

- 1.12 道本部春闘討論集会、松上隆明月刊労働組合編集長が講演、会計年度任用職員制度の取り組みで討議
- 1.24 道本部OBL会総会、山上元委員長が代表に就任
- 1.26 女性政治学習会で岸参議が講演、終了後、岸まきこ女性ネット総会
- 2.2 出村良平元連合会長を労う集い
- 2.3 道本部中央委員会、結成60周年・運動史(第3巻)編集委員会を設置
- 2.18 新型コロナで自治労本部、3月中の諸集会中止を決定 **2.19** 道本部も3月中の集会を中止・延期 **3.10** 4月以降も状況次第で中止・延期 **4.17** 道本部書記局、半数在宅勤務体制 **4.18** 9月定期大会までの集会・会議等を中止 **4.20** 9月の自治労スポーツ大会、1年延期、全道大会も延期 **4.28** 「新型コロナに対する道本部の決意」発表
- 5.1 全道メーデー、式典・パレード中止
- 5.20 野田信彦顧問弁護士が逝去
- 6.3 後藤森重元委員長が逝去、85歳
- 6.27 道本部中央委員会を中止、拡大地方本部代表者会議をウェブで開催
- 7.16 岸真紀子1周年、立教大の首藤若菜教授と「労働組合と政治」で対談

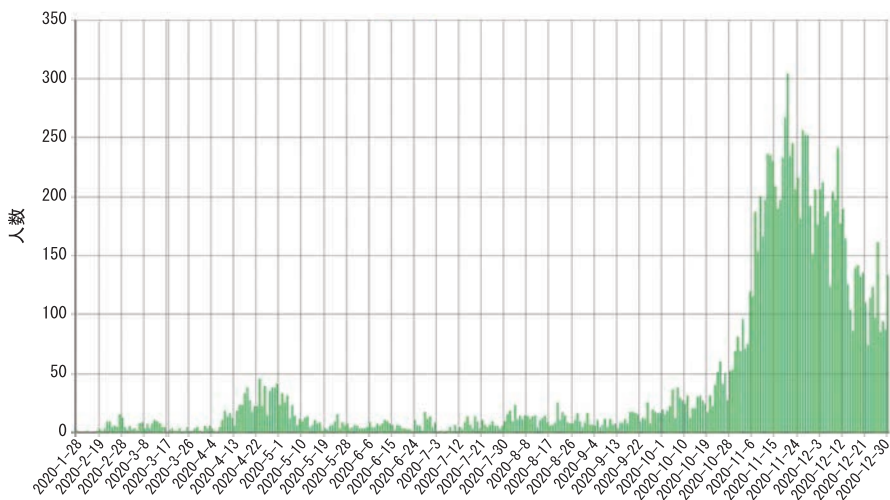
- 8.12 寿都町の片岡町長、核のごみ最終処分場選定文献調査に応募表明 **8.25** 道平和運動フォーラム、片岡町長に白紙撤回の申し入れ
- 8.26 自治労大会、ウェブで代表代議員会議を開催
- 9.28 道本部大会、4会場をつなぎウェブで1日開催(写真=帯広会場)



- 10.4 やめるべ大間原発北海道集会、函館市で開催、新型コロナでデモはなし
- 10.7 人勧、新型コロナで民調遅れ、月例給に先行して一時金を0.05月減額 **10.28** 月例給を追加勧告、改定なし
- 10.18 道平和運動フォーラム「さようなら原発北海道集会」 **10.25** 「高レベル放射性廃棄物シンポジウム」開催
- 11.30 石狩と後志地域が統合し、札幌地方本部が結成、書面で承認

1 —新型コロナが変えた労働組合運動

2020年の道内感染者の推移（道のホームページ）



注意：1月29日から2月11日までは値に変化がないため省略

感染拡大で緊急事態宣言

2019年末、中国・武漢で新型コロナウイルスが確認され、世界保健機関（WHO）は2020年3月11日、パンデミック（世界的大流行）を宣言した。国内では、1月16日、武漢からの帰国者の感染が初めて確認された。

安倍晋三首相は4月7日、新型コロナの感染拡大を受け、緊急事態宣言を発令した。外出の自粛や人との接触機会を7～8割減らすように求め「3密（密閉・密集・密接）」などへの警戒を呼びかけた。5月25日にはいったん全面解除となった。先行して2月26日にスポーツや文化イベントの開催が制限され、同宣言解除後、段階的に緩和された。政府が設けた専門家会議はマスク着用、手洗い、換気、身体的距離の確保（ソーシャルディスタンス）、在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議の推奨など「新しい生活様式」を提言。国民に一律10万円を配る特別定額給付金は道内では4月30日から順次、給付された。

一方、政府が全戸に郵送した布製マスクは「アベノマスク^①」と揶揄された。7月22日にはじまった観光支援事業「Go To トラベル」キャンペーンは、感染拡大や医療逼迫を受け11月24日に札幌と大阪を除外。12月14日には菅義偉首相が全国を対象に28日から一時停止する方針を表明した。

国内の感染者は2020年12月末、20万人を突破。死者は3000人を超えた。

道内、クラスター多発

道内での初確認は、武漢から道内旅行に來っていた中国人女性で1月28日だった。2月上旬の札幌雪祭りを経て感染が急拡大し、鈴木直道知事が2月28日、国に先立ち独自の「緊急事態宣言」を發表、道内小中学校へ臨時休校を要請した。3月17日には約1カ月ぶりにゼロになり、3月18日に解除された。しかし、再び感染者が増加、4月17日、道は、国の緊急事態宣言を受け、外出自粛、施設の使用停止、イベント開催停止等の感染対策を相次いで発表した。5月25日には解除となり、段階的に各種制限措置は緩和された。しかし、10月下旬以降、感染拡大が深刻化、札幌市を中心に飲食店の休業・時短要請を中心とする対策を実施した。旭川や札幌で医療・福祉施設の大規模クラスター（感染者集団）が広がった。旭川では慶友会吉田病院と重症心身障害児（者）施設の北海道療育園に対し陸上自衛隊が医療支援を行った。自治体職場でもクラスターが発生、役場を閉鎖する事態となった^②。鈴木知事は、経済活動との両立を強調し、飲食店への休業要請や外出自粛



道は独自の「緊急事態宣言」を發表＝2020年2月28日

- ① 安倍首相の経済政策アベノミクスになぞらえて語音転換された。不織布マスクよりもサイズが一回り小さく、実際に着用した安倍首相も口と鼻を完全に覆えていなかった。総額260億円とされ、その後、8300万枚ほどが倉庫保管され、岸田内閣は廃棄方針を表明した。
- ② 十勝管内清水町役場は町職員16人が感染、11月24日から窓口業務の停止、大半の公共施設を閉鎖した。奥尻町役場は、11月29日までに計16人が感染、庁舎の閉鎖、臨時町議会を中止した。また、全道庁労連は、11月6日、クラスターが確認され、本部は18日、札幌総支部は14日から、書記局をそれぞれ閉鎖した。

要請が長期化したのが、踏み込んだ対応が取れなかった。道内の感染者は12月末、1万3442人、死者は448人となった。

新型コロナは、誰もが感染者になりうる可能性を認識しなければならなかったが、感染者や医療従事者への差別やいじめが相次いだ。こうし



たなかで、滝川市は「新型コロナウイルス差別防止宣言」を8月24日に出し(写真)、思いやりをもって、正しい情報に基づく冷静な行動、医療従

事者らへの感謝などを明記した。北見市労連も、市が同じように宣言できるよう取り組みを組織内議員へ要請した。病院や福祉職場を組織する道本部としても、組合員を差別や偏見から守る強い決意と行動が求められた。

道本部の決断

自治労本部は、2月18日、3月末まで、諸集会中止を決定^①、道本部も翌19日、同様に中止・延期を決定した。4月17日からは、道本部書記局の半数在宅勤務体制がはじまった。4月18日には、9月定期大会までの集会・会議等の中止・延期を決断、同月28日、「新型コロナに対する道本部の決意」を発表、諸集会中止と感染対策の最前線で働く組合員



道本部書記局からライブで応答する佐藤青年部長(左)と吉田専門員=2020年4月18日

を支え、公共サービスを守る決意を明らかにした。

自治労本部は、5月7日、緊急事態宣言が延長されたことを受け、川本淳中央執行委員長のメッセージを発表、「人を集める、人が集まるこ

① 連合本部は2月20日、3月末までの集会・イベントを中止・延期を決めた。連合北海道も同様に決定、5月1日の全道メーデーも式典・パレードを中止した。

とが困難な中、自治労運動の真価が問われている」「一堂に会することができなくても一人ひとりの思いと現場の力を自治労の旗のもとへ集めたい」と述べた。

マスク、地域活動支援

新型コロナの感染急拡大で、自治体の医療・保育現場はマスクが不足していることが判明



治療・検査の最前線に立つ病院職場・労組へ道本部はマスクの支援を決定。札幌病職労の荻原書記長（右）へ届ける千葉委員長＝2020年5月13日、市立札幌病院内

した。道本部は不安を抱え業務に従事する組合員、現場・職場に寄り添う取り組みとして、独自のマスク支援を決めた。限りがあるためすべての職場にいきわたらなかったが、感染病棟のある単組に2万枚、公立病院のある単組に2万枚、保育、学童、老健施設がある単組に1万5千枚を届けた。

また、コロナ禍で疲弊する地域経済を支える単組・総支部の取り組み

に道本部が必要経費の80%を助成することを決めた。こうした地域自治研活動と結合した取り組みは、過去にも足寄町職労の地域商品券購買運動などが先進事例としてあったが、全道的に広がった。道南地方本部では、2020年7月17日現在、1総支部11単組で、地域商品券配布、飲食店利用で食事券の提供、組合員へのマスク提供などが行われた。石狩地方本部でも、北広島市職労、千歳市職労がそれぞれ市内の飲食店利用に一定額を助成する事業を取り組んだ。

ウェブ会議、テレビ会議の活用

大きな諸集会は中止となったが、各評議会等では必要最小限の参加者、

広い会場の確保、換気・消毒の徹底など感染に配慮した取り組みが試行錯誤で続けられた。青年部はインターネットを活用した拡大幹事会で、吉田組織拡大専門員の講演ビデオを各幹事に送信、フェイスブックで質



ウェブ会議システムを利用した女性部の組織内議員との意見交換会(左から佐々木江別市議、大浦女性部長、漆原札幌市議)モニターは鈴木副部長(左)、岸参議=2020年5月28日、道本部書記局



ウェブ会議システムを利用した拡大地方本部代表者会議=2020年6月27日、自治労会館

疑、リアルタイムで回答した。また、LINEのグループテレビ通話機能を活用した幹事会も開くことができた。衛生医療評議会はテレビ会議用アプリケーション・Zoomを使って学習会を開催、真壁英治臨時執行委員が講演し、17人が参加した。石狩地方本部もZoomを使い、書記長会議を開催した。

6月の道本部中央委員会は中止、ウェブ会議システム^①を利用し、拡大地方本部代表者会議を開催した。事前に議案を送り、自治労会館3階中ホールの道本部執行部と全道13地方本部の代表者がモニターと音声

①当初は「LiveOn」システムだったが、次第に簡単で使いやすい「Zoom」に移行、セキュリティも改良された。

でつながり議事を進行した。9月の道本部大会は、札幌市（ホテルポールスター札幌）、旭川市（旭川トーヨーホテル）、函館市（函館アリーナ）、帯広市（とちち館）の4会場をウェブでつなぐ異例の開催となった。

新型コロナで、集まり、報告しあい、学びあう伝統的な運動スタイルが難しくなり、多数が集まる諸会議、諸集会、機関会議は中止・延期となった。その行動制限を補完したのがインターネットやウェブ会議の活用だった。モニター越しにライブ映像で学習、意思疎通できることがわかった。もちろん、対面での顔が見える運動にはおよばないが、最低限の運動スタイルを追求することができたのである。特に、北海道の広域性や冬季の交通事情などを考えると、有効な運動ツールだった。新型コロナが変えた道本部運動だったが、その検証を進め、今後に活かしていくことが必要である。

2 - コロナ禍の2020春闘

異例の2020春闘

道本部は、1月12日に2020国民春闘討論集会を開催し、その後、地方本部別の議論を経て、2月3日の中央委員会で、国民春闘方針を決定した。しかし、新型コロナの影響で、3密回避のため、単組段階での学習会、北海道公務労協や連合北海道、地域の春闘総決起集会、地域街頭演説行動などが中止となる異例の春闘となった。

特に、児童館、図書館、保育所などの公共施設の閉館、休業等で、日給制の臨時職員等が勤務できず、収入が途絶える事態となった。道本部は、道市町村課に対し、臨時・非常勤等職員への特別休暇等の措置を要求するとともに、公務労協や自治労本部に対し、人事院や総務省対策を強く求め、国の「職務専念義務免除」、「特別休暇(出勤困難休暇)」などを自治体でも取得、運用できるよう申し入れた。4月には「緊急事態宣言」が全国に拡大し、2020春闘は極めて厳しい情勢下でのたたかいとなった。

連続賃上げにブレーキ

連合は、7年連続のベースアップの流れを
継続・定着させ、定期昇給分(定昇維持相当分)

2%に2%程度を加えた4%程度を目標に設定した。同時に、すべての組合が時給1,100円以上をめざす「企業内最低賃金協定」の締結を掲げた。中小企業労働者は、賃金カーブ維持分4,500円を含む総額10,500円以上を目安とした。

これに対して経営側は、新型コロナの影響によるリスク、不確実性、中長期的なコスト負担などを理由に、賃上げに対する慎重な姿勢を示した。民間大手の集中回答では一部大手でベアゼロとなるなど、2014年から6年連続の賃上げにブレーキがかかる厳しい結果となった。

連合の集計では、加重平均で5,683円、1.93%となっており、前年同時期比マイナス534円(マイナス0.17%)となった。パートなど非正規労働者の賃上げは、加重平均で時給28.49円、月給5,692円となり、ともに昨年同期をそれぞれ上回り、底上げのすそ野が広がった。さらに、一時金は、年間4.92月、前年同期比0.04月増だった。

賃上げと同時に取り組んだ「働き方改革」では、連合が5月11日に公表した「ワーク・ライフ・バランス社会の実現にむけた取り組み」によると、多くの民間組合で労働環境の改善による働き方改革実現にむけた回答・妥結が報告された。



北海道人事院事務局と春闘要求で交渉する山木道本部書記長＝2020年2月28日、札幌市・人事院北海道事務局

道本部、公務員連絡会の取り組み

道本部は、春闘アンケート結果、平均10,593円を踏まえ、平均11,000円、2.97%以上とすることを決定し、連合、自治労の春闘に結集した。

道本部は、2月の中央委員会以降、ストライキ批准投票の成功、地方公務員の給与水準の維持・改善にむけた賃金モデルラインの作成、働き方改革としての長時間労働・不払い残業の是正とワークルールの遵守にむけた労働時間の適正把握、36協定および準ずる協定の締結、職場チェックリストの活用、会計年度任用職員制度の改善と非正規労働者の組織化、人事評価制度の運用の検証と改善、労働基準法違反として是正が求められている時間外勤務手当単価への寒冷地手当等の算入などを解決課題とした。

春闘期の人事院および総務省の最終回答は、新型コロナウイルスへの喫緊かつ最重要な課題への対応が求められ、公務員連絡会の意見を聞く姿勢を確認したものの、要求に対して明確には応えていなかった。今後の人事院勧告期にむけ、自治労・公務員連絡会として闘争態勢を堅持・強化した。

2019賃金確定闘争の継続課題

春闘期の2019賃金確定闘争継続課題、基本給の改善、賃金合理化に対する取

り組みの結果は次のとおりである。

借家の住居手当見直しは、140単組で妥結した一方、24単組が継続協議となっていた。道本部は、「見直しせず」または「国と異なる見直し」を決めた約100単組のたたかいに学び、地方本部を経由して単組指導にあたった。大きな影響を受ける青年部員などの実態を訴え、改善・見直しをめざした。その結果、8単組で地域の実情に応じた見直しを勝ち取り、「見直しせず」または「国と異なる見直し」とさせた単組が約110単組に達した。結果は「国準拠」でも、多くの組合員が参加した運動は今後につながる成果であった。

時間外勤務手当単価への寒冷地手当等の算入は、総務省が2017年2月に給与情報15号として、寒冷地手当等を時間外勤務手当の基礎額に算入するよう文書を発出して3年以上が経過した。

道本部は、道市町村課長交渉で、労使交渉を進めている単組を除き、

未算入の自治体名を具体的にあげて、労基法違反の是正を指導・助言するよう求めた。その結果、新たに4単組が加わり合計129単組79%となった。

人事評価制度の処遇等への反映をめぐることは、道内自治体の一般職では、昇給に未活用の団体は148団体、勤勉手当に未活用の団体は146団体、都道府県別の順位では昇給の活用は下位から3番目(16.9%)、勤勉手当の活用は下位から5番目(18.0%)であると総務省が公表した。さらに「今後、人事評価結果の未活用団体名を公表することもあり得る」と「助言」した。この結果、3単組で昇給・勤勉手当への反映が提案され、実施または継続協議となった。道本部は、道との交渉(3月6日)



道市町村課(手前)と交渉する道本部(左から瀧口組織部長、永田賃金労働部長、三浦副委員長、新山組織部長) = 2020年3月6日、道庁内

で、各自治体に対し機械的に処遇へ反映させるような助言は行わない、人事評価制度は労使協議事項である、総務省に対して、未活用団体名の公表を行わない旨の働きかけを行うこ

と求め、それぞれ確認した。

昇給・昇格の運用改善の課題では、2006年の給与構造の改革や2015年の給与制度の総合的見直しで国家公務員と道内自治体職員との給与格差は、月で約6万円、年間で約70万円にも拡大していた。全国では、ラスパイレス指数100超の自治体は、1788団体中280団体(2019年12月:総務省公表)で、道内自治体は5団体(2017年:10団体、2018年:6団体)に過ぎなかった。このため道本部は、3月6日の道市町村課長交渉で「各自治体の判断により、給料表・諸手当の改定を検討・決定していく過程においては、職員団体とよく協議をし、双方が納得して進めることが重要で

ある」との認識を示させ、道として技術的助言と称した自治体へのしめつけは行わないことを確約した。

コロナ禍の賃金合理化に警戒

賃金合理化、独自削減は、2008年4月のピーク時、117単組、約64%に達していたが、民主党政権時代に地方交付税の総額確保がはかられたことから、その後減少し、19年4月1日には24単組、13%まで減少した。

しかし、近年、深刻な赤字が続く自治体立病院を中心に給与削減の動きが強まった。芦別市では、4年間の独自削減（一般職、月例給の3%）が提案され、1年間のたたかひの末、20年1月から2年間の実施となった。奥尻町でも当初一律5%の月例給削減提案を、20年4月から2年間、1級削減なし、2級4%、3級～6級5%とさせた。また、江別市では、市立病院の経営再建にかかる集中改革期間となる20年7月から3年間、4級以上の月例給を一律2.5%削減する提案があった。滝川市では市立病院の累積赤字を解消するため、新たな財政健全化計画策定にむけた財源確保として、事業の見直しと給与の独自削減を、20年4月から7年間、月例給3%、期末手当の削減などが提案された。一方、市立函館病院は3年間、期末・勤勉手当の削減計画だったが、労使の経営努力により、1年間の削減にとどめた。江差町では、実質公債費比率の悪化を理由に、02年度から18年間、給与削減や通勤手当の1/2削減などが行われ、単組の粘り強い交渉の結果、20年4月からすべての削減が解除された。さらに、羅臼町では19年度に続き、20年度の独自削減も行わない旨を確約させることができた。

なお、新型コロナの影響に関して、国会議員の歳費2割削減、神奈川県知事が職員の人件費削減に言及し、また、北海道知事が自身と特別職の給与を削減する考えを表明し、さらに、広島県知事は発言こそ撤回したものの、国民に一律給付される10万円をめぐり、県職員への給付分をコロナ対策費に活用したい旨の発言を行うなど、感染収束後、国民世論を形成して地方公務員の給与削減を模索している動きに警戒と監視を

強めることとなった。

3 コロナ禍の賃金確定闘争

新型コロナで遅れた人事院勧告

新型コロナの影響で、人事院の民間給与実態調査が大幅に遅れた。

例年より2カ月遅れ、10月7日、一時金を先行して勧告した。0.05月、2010年以来、10年ぶりに引き下げた。また、月例給は、さらに遅れて、10月28日に勧告した。官民較差はマイナス0.04%、マイナス164円で、僅かな較差であり、給料表の改定を見送った。

また、新型コロナが甚大な影響を及ぼしているとして、時差出勤、妊娠中の女性職員の業務軽減等、常勤職員、非常勤職員とも出勤困難な場合の特別休暇(有給)の対象とすることに言及した。定年の引き上げは、あらためて、早期の実現を要請した。ハラスメント防止対策は、2020年4月、パワー・ハラスメントの防止等の人事院規則制定^①を踏まえ、支援に言及した。

総務省は、10月7日の全国人事委員会事務局長・人事担当課長・市町村担当課長会議で、人事院勧告が遅れたため、給与法改正案の成立を待たず、条例改正案を議会に提出することもやむを得ないとした。道内の一部自治体では、労使協議もせずに、条例改正の動きがあり、道本部は、自治労本部に対して、総務省対策の強化を申し入れた。その結果、総務省からは、労使協議のプロセスを経ることは重要であり、地方公務員が新型コロナ対策の中心として頑張るなかで、維持すべき給与水準を決める大事なプロセスでもあるため、しっかりと対応してほしいとの認識を示させることができた。また、道本部は、道町村課に対して、同様に、道内自治体に対する不当な指導・助言を行うことがないよう対策を強め

① 各省庁の長の責務、パワハラ禁止、苦情相談への対応等を規定、「懲戒処分指針」を改正し、パワハラを行った場合の処分を標準例に追加、セクシュアル・ハラスメントおよび妊娠、出産、育児または介護に関するハラスメントに係る人事院規則も禁止規定に改正。

た。

道本部の闘争課題と態勢

道本部は、10年ぶりとなる一時金のマイナス勧告を受け、次の重点課題を設定した。

- ①賃金到達目標を設定し、月例給の賃金水準の引き上げ
- ②一時金の0.05月減は、生活を維持できる水準確保とし、独自削減と相殺する、実施時期を12月1日の基準日以降とする
- ③会計年度任用職員の一時金について、勤勉手当が支給されておらず、均衡・権衡をはかる必要がある。期末手当の引き下げは行わず、現行月数(2.6月)を維持すること
- ④新型コロナウイルスに便乗した財政不足を理由とした給与等の独自削減は行わないこと
- ⑤人事評価結果の給与等への反映は、労使協議事項であることを確認し、安易な昇給、勤勉手当ならびに分限への反映は行わない
- ⑥長時間労働の是正にむけた時間外労働の上限規制を定めた条例・規則の遵守、他律的業務および特例業務の厳格化、労働時間の適正な把握、不払い残業を一掃すること

これらの要求実現にむけて、11月20日をヤマ場とし、1時間を上限とするストライキ戦術を配置した。

例年開催の賃金担当者会議は、新型コロナを考慮し見送った。代わりに地方本部単位で開催する単組・総支部代表者会議、賃金担当者会議等を開催した。道本部役職員が直接参加し、闘争指標、方針を提起した。各地方本部では、9月5日～10月17日、159単組・総支部303人が参加し意思統一をはかることができた。道本部は、リーマンショック翌年の2009年、2011年の東日本大震災による「臨時特例法案」による給与削減の教訓を踏まえ、コロナ禍で想定される次年度のマイナス勧告にむけて、2020年の賃金確定闘争は極めて重要なたたかいになることを強調した。

一時金引き下げの結果と課題

政府は、11月6日(昨年は10月11日)、給与関係閣僚会議を開催、人事院勧告どおり実施する方針を決定、給与法改正案を臨時国会に提出、11月19日に衆議院、11月27日に参議院で可決・成立した。



公務員連絡会は、河野国家公務員制度担当大臣と交渉、人勸の取扱いで政府の検討状況を質した＝2020年11月6日、東京都内

10年ぶりとなる一時金の引き下げ勧告は、自治体交渉での大きな争点となった。道本部は、まず、最低限、一時金の独自削減が行われている5単組は相殺する。独自削減がない単組は、実施時期を12月1日の基準日以降とさせるなど、可能な限り臨時的に国を上回る一時金水準を確保するよう提起した。仮に、人勧どおりでも、初任給改善、国の級別資格基準(5級到達「高卒18年」「大卒13年」)との格差解消をめざした。さらに、どんなに厳しい場合でも、感染対策用の備品購入など、組合員に報告できる結果にこだわった。

また、道本部青年部は単組交渉に青年部が参加することを提起した。「毎月の奨学金の返済やローン支払いもあり、今の賃金では足りない」「月例賃金では足りず、一時金を生活費に充たり、親から借金して生活している」などの切実な実態を訴えた。

全体的には、独自削減が行われている単組も含めて、人勧準拠の姿勢を崩すことができず、次年度のたたかいにむけた課題として残った。しかし、東川町では、2009年に続き、12月手当は現行どおりとし、2021年度から人勧どおりとさせた。いくつかの自治体では、新型コロナの影響

で臨時議会が開催できず、12月手当は現行どおりとなった。また、月例給の独自削減が実施中の奥尻町職は、粘り強い交渉で次年度以降、仮にマイナス勧告となった場合は考慮したいとの姿勢を示させたことは成果だった。昇給・昇格基準の改善にむけた労使協議など、今後の改善につながる足がかりを得た単組もあった。新型コロナ対策で防疫等作業手当の新設を勝ち取った単組など、多くの単組で前進回答を得たことは成果だった。

会計年度任用職員の一時金は、そもそも、勤勉手当が支給されず、期末手当の支給月数も正規職員と同一ではなく、基礎となる月例給(報酬)も正規職員と均衡していないため、支給月数の現行維持を求めた。仮に引き下げざるを得ない場合でも、12月は1.3月、21年度以降の変更とした。

11月12日、道市町村課長と交渉し、0.05月の削減を実施しない場合の特別交付税の制裁(ペナルティ)に関し、「ペナルティのような措置はないもの」との考え方が示され、全単組に周知した。

会計年度職員への一時金は165単組中、75単組で人勧どおりとなったが、26単組で12月は現行どおり、21年度から人勧、59単組が現行どおりとなった。もともと支給月数が、2.6月未満の単組もあった。勤勉手当の支給と合わせ、会計年度任用職員の処遇改善と組織化が課題となった。

時間外単価への寒冷地手当の参入

労働基準法違反として是正勧告

されている時間外勤務手当の基礎

額への寒冷地手当等の算入は、新たに10単組が加わり、計141単組(85.9%)となった。12単組(継続協議含む)が未実施、10単組が未協議だった。地域的には、空知管内(11)の自治体を中心に未算入が顕著となっていた。

特に、寒冷地手当に追給・返納制度がある市町村は、労働基準法違反となるため、速やかな改善を求めた。総務省の全国市町村担当課長会議でも「昨今複数の団体が労基署からは是正勧告されており、寒冷地手当を

支給する団体は、時間外勤務手当の基礎となる給与に算入を頂くようお願いする」との要請を踏まえ、引き続き、全単組での実現をめざした。

なお、一括支給されている寒冷地手当、分割支給を迫られている単組や級地区分の見直し、持家手当の廃止が提案されている単組もあった。道本部は、あくまでも労使協議・合意に基づく見直しとなるよう道市町村課および市長会、町村会に対する対策が求められた。

初任給・昇給・昇格基準の改善等

2006年の給与構造改革や15年の給与制度の総合的見直しによる中央省庁を中心とした国家公務員と道内自治体職員との賃金格差の解消は、初任給、昇給、昇格基準の改善が課題であった。札幌市労連は粘り強い交渉の結果、札幌市人事委員会が2021年4月から初任給基準を2号俸引き上げた。釧路市役所ユニオンは、中途採用者の3級昇格＝主任発令年齢の短縮を勝ち取った。また、労使による7級制導入にむけた学習会、在級年数の短縮など「種をまく」ことができた。

2015年の給与制度の総合的見直しに係る現給保障の廃止は、昨年同様、札幌市人勧で現給保障の廃止を言及させなかったことなど、26単組（都市職6単組、町村職20単組）で廃止提案をさせない、または再延長を勝ち取る一定の成果を出した。

コロナ禍の独自削減

道本部は、妥結基準の1つとして、新型コロナ禍に便乗した財政不足を理由とした給与等の独自削減を行わないことを確認するよう各単組に求めた。その結果、109単組で確認、43単組で確認できず、7単組で削減実施中、2単組で新たに提案となった。

江別市は、2021年1月から月例給、3級以下0%、4級2.0%、5級2.25%の提案があった。滝川市も、2019年11月、7年で11.2億円が提示された。士別市は、2021年4月から3年間、月例給1～2級3%、3級以降5%、期末手当0.25月の独自削減がはじまった。

一方、新型コロナによる財源不足を理由とした職員人件費の削減、「要

請」「協力」に名を借りた「自主的な寄付行為等の依頼」などが懸念されたが、道内では、特別職、議員の報酬等の削減が約50、新型コロナに便乗した独自削減が岩内町職でおこなわれた。影響を受ける飲食業への支援の財源確保が理由だった。当初提案を圧縮し、3カ月間だけの時限的な削減で終了した。

当局の経営責任を追及し、独自削減を安易に提案する自治体当局の姿勢を内外に明らかにし、短期間での経営再建策、財政の見直しなどを明確にさせるたたかひの強化が求められた。

人事評価制度 給与への反映

人事評価制度の昇給・勤勉手当等への反映は、6単組(新篠津村職、黒松内町職、帯広市労連、平取町職労、枝幸町職、標茶町職労)で提案があった。これは氷山の一角だった。すでに、厚真町、厚沢部町、さらに道南地本管内自治体で動きがあった。総務省調査(2020年12月公表)では、道内自治体で、昇給未活用141団体、勤勉手当未活用132団体、分限未活用120団体となっており、全国の自治体と比べて未活用が多い状況だった。

道本部は、11月12日の道市町村課長交渉で人事評価結果の活用は、職員団体と協議し、双方が納得して進めることが重要との認識を示させ、必要な助言を再確認した。

賃金への反映は労使協議事項であることは、102単組で確認、22単組で確認できず、29単組がすでに反映中、8単組が「労使協議中」となった。

評価結果を賃金に反映させないよう、事前協議がない場合でも、4原則(公平・公正、透明、客観、納得)2要件(労働組合の関与、苦情解決制度の構築)を基本として取り組んでいくことをあらためて確認した。

職場の新型コロナ感染防止対策

コロナ禍で、自治体職員は、エッセンシャルワーカーとして、地域住民に対する安心・安全な地域公共サービスの提供のため日夜奮闘していた。道本部は、5月に北海道知事、北海道市長会、町村会に「新型コロナウイルス感染症対策にかかる要請書」を提出した。このなかで、感染

防止策として、職員用マスクや消毒液の確保、全職員へのマスク着用の徹底、窓口等における飛沫感染防止のための措置（ビニールシートやアクリル板の設置など）を徹底、時差出勤・在宅勤務など集団感染防止対策、近隣市町村との広域的な連携、妊娠中の女性職員や基礎疾患を抱える職員への配慮、防疫等作業手当の特例に準じた手当の支給などを求めた。



職場の感染対策で道市町村課に要請・交渉する道本部＝2020年5月28日、道庁内

道本部は、一時金が減額されるため、感染対策用の備品購入やテレワーク用のパソコン、Wi-Fiなどの整備も含め、何らかの前進回答を引き出すことを強調した。

その結果、10単組（北見市労連、和寒町職労、浜頓別町職労、枝幸町職、中頓別町職、せたな町職、釧路町職、広尾町労連、士幌町職、池田町職労）で、特殊勤務手当（防疫等作業手当の特例に準じた手当）の新設・拡充を12月議会で条例改正させたことは成果だった。また、3単組で、同手当を措置する方向で検討・再協議とさせた。さらに、感染防止対策では、富良野市労連で庁舎内への顔認証検温器（3台）を設置、下川町職労で消毒液を確保、豊富町職労で職場にアクリル板を設置、中頓別町職で業務で使用するマスクを町が購入、福島町職労で新型コロナ対策として庁舎内・診療所含め空気清浄機の導入などを獲得した。

諸戦術の行使状況と課題

公務員連絡会の全国統一行動の時間外職場集会等は、機関紙等の作成・配布が行われた単組が増加したものの、集会の開催が一部単組を除き、ほとんど実施されなかった。新型コロナ、自治体議会開会日との関係なども影響し

ているが、統一闘争の意義を丁寧に単組段階へ伝えていくことが課題となった。

「1地本・単組1企画」は学習会や職場集会を中心に40単組（前年37単組）で実施（予定含む）できた。テーマは、自主福祉（共済）学習会が11単組と多く、公立・公的病院学習会や自治体財政学習会なども複数の単組で開催された。

また、組合員の意見・要望を把握するために、組合員一要求運動として「組合員アンケート（職場満足度調査含む）」や「職場オルグ」などを実施した単組が12あった。組合員に身近な施設整備・職場環境の改善などを把握し、独自要求に結びつけることができたことは特筆すべき点であった。

特に道南地方本部、上川地方本部では、闘争期間中に道本部合同オルグとは別に、地本独自に全単組オルグを実施し、各単組の取り組み状況を把握し、課題へのアドバイスをを行うなど、全地方本部において共有すべき取り組みであった。

春闘段階で、交渉未実施単組が71単組あったが、一方で交渉経過を組合員へ周知した単組が昨年（86単組）より増加し、104単組となった。新型コロナウイルスの影響で職場集会やオルグは23単組にとどまったものの、教宣紙や回覧などの工夫により交渉経過を組合員に周知した単組が81もあったことは特筆すべき事項であった。個別単組の事情を把握し、その力量にあわせた方針やきめ細かな指導が求められた。

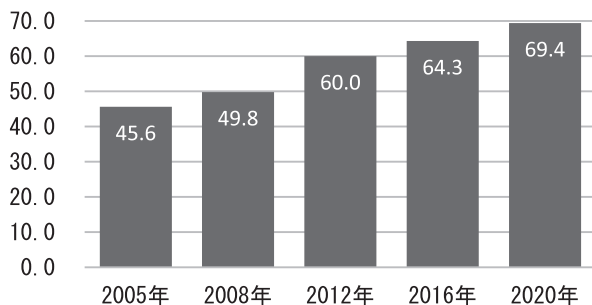
4 一 会計年度任用職員制度の施行

非正規公務員は69万人、15年間で24万人増

総務省は、地方公務員の臨時・非常勤等職員の

実態調査をこれまで5回実施している。1回目の2005年調査では、全国の臨時・非常勤等職員は45万6000人だった。2008年には49万8000人、3回目の2012年には60万人となり、7年間で15万人増えた。4回目の2016

臨時・非常勤等職員数の推移



総務省「地方公務員の臨時・非常勤職員に関する実態調査」から作成

年には64万3000人、2020年には69万4000人^①に達した。2005年比で24万人増となった。(グラフ参照) 総務省の調査によれば、2020年の地方公務員数、つまり正規公務員は276万人であるので、臨時・非常勤等の非正規公務員は20%、5人に1人ということになる。団体別にみると市区町村等に集中しており、28%が非正規公務員である^②。05年から20年で、正規公務員は304万人から276万人へと30万人減少し、特に一般行政部門で12万人、教育部門11万人、合わせて23万人が同期間で削減されている。

このふたつの部門が、非正規公務員の大半を占めることから、24万人増加した非正規公務員が正規公務員の減少分を代替してきたとみなすことができる^③。

道内非正規公務員の割合

一方、道内の非正規公務員は3万人、正規公務員16万人となっており、その非正規率は18%である。札幌市を除く市町村では30%を超えている。道の集計には警察が含まれており、知事部局だけの割合は高くなる。(表参照)

	非正規職員	正規職員	非正規率
総数	2万9536人	13万5674人	17.9%
道	1782人	6万3051人	2.7%
札幌市	3260人	2万2631人	12.6%
市	1万2913人	2万9506人	30.4%
町村	1万1581人	2万0486人	36.1%

「北海道自治研究」2021年3月号、北海道学大の川村雅則教授の「道内の会計年度任用職員等の臨時・非常勤職員の任用実態」に基づき作成

- ① 任用根拠別では、会計年度任用が62万人で全体の9割を占め、臨時的任用が7万人、特別職非常勤が4千人となっている。また、任用が6月未満、週19時間25分未満の臨時・非常勤等職員は調査対象外であり、2020年調査ではその数43万1000人、合計すると非正規公務員は100万人を超えることになる。職種別では、一般事務職が最も多く18万人、次いで技能労務職6万人、保育士6万人などとなっている。「その他」18万人となっているが、消費生活、交通事故などの相談員、交通安全、国民年金などの指導員がここに括られている。
- ② 市区町村等の非正規公務員53万人、正規公務員136万人。いずれも2020年の総務省の調査。
- ③ 上林陽治、「欺瞞の地方公務員法・地方自治法改正」自治総研2017年5月号

なお、自治労本部の調査による会計年度任用職員の比率は38.3%、道内は27.2%と報告されている^①。

広がる格差、官製ワーキングプアの進展

地方公務員は、1994年の328万人をピークに2016年まで一貫して減少を続け、2020年には276万となった。この36年間で52万人が削減されたのである。こうした背景には、旧自治省、総務省主導による地方行革の推進^②と地方交付税の削減等による自治体財政の危機^③があった。退職後の不補充、新規採用の抑制が進行した。定数・人員が減少しても、事務・事業が減っていけばこれほどの非正規公務員の増加現象は起きなかったはずである。しかし、自治体の現場は人員不足が深刻化し、正規職員が臨時・非常勤等職員に置き換わったのである。その最大の要因は人件費、賃金の相対的な低さである。

2016年の総務省の調査では、一般事務職員の時給は919円^④で、1日8時間、月20日働くとして、年収は176万円である。一方、正規公務員は時給換算で2074円^⑤、年収は298万円となる。つまり、非正規公務員は休みなくフルタイムで働いたとしてもその年収は正規公務員の6割程度に過ぎない。後述のように、会計年度任用職員制度が新設され、諸手当の支給範囲が拡大したが、この格差に大きな変化はみられない。しかも、非正規公務員の仕事は補助的な業務とされるが、保育士、給食調理員、図書館職員などは、ほとんど正規職員同様の勤務実態となっているのである。

① 2020年度会計年度任用職員の賃金・労働条件に関する調査、全国781自治体、道内10自治体の抽出調査。

② 1985年「地方行革大綱」策定、95年「新たな行政改革大綱」指針策定、97年「行革大綱」の実施計画策定、2005年「集中改革プラン」の公表、06年「総人件費改革」「民間委託」の推進などが総務次官（自治事務次官）通知で自治体へ強要が続いた。

③ バブル崩壊後の国の景気対策に自治体財政が動員され、多額の地方債を発行、2000年代、その返済が重荷となった。さらに、小泉政権下の三位一体改革による地方交付税の大幅削減が財政危機に拍車をかけた。

④ 一般職非常勤の事務補助職員の平均時給額。

⑤ 行政職給料表（一）適用職員の平均俸給月額、2016年人事院勧告。。

2000年代の人員削減と財政危機が自治体現場にもたらした官製ワーキングプアの進展は、地域公共サービス労働者の処遇改善と組織化をめざす自治労の焦眉の課題となった。

変質した地公法・自治法の改正

相原久美子参議が、官製ワーキングプアを国会で取り上げたのが12年前の2008年3月だった。公務の臨時・非常勤等職員がパートタイム労働法^①の適用除外となっており、法整備の必要性を求めたのである。自治労本部の自治研作業委員会が、いつのまにか自治体職場に非正規職員が増えているとして実態調査したのが08年6月だった。全国の自治体に非正規職員が約60万人いると推定した。

総務省は05年に臨時・非常勤の実態調査をはじめて実施し、研究会を立ち上げ、そのあり方などを検討してきたが具体化しなかった。法整備は16年、安倍晋三内閣が「ニッポン1億総活躍プラン」を掲げ「同一労働同一賃金」を打ち出したことがきっかけだった。江崎孝参議は非正規公務員へのパート労働法の適用をめぐり安倍首相を追及、「臨時・非常勤職員の必要な処遇の確保に取り組む」との答弁を引き出した。16年7月、総務省の地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等の在り方に関する研究会が発足した。16年12月にはこの研究会報告書^②を受けた総務省が地方公務員法、地方自治法の改正案をまとめた。その基本的な内容は、研究会報告どおり、非正規公務員を新たな一般職非常勤職員とし、勤務時間の長短にかかわらず地方自治法204条職員とし、給料とすべての手当を支給するものであった。

ところが、翌17年3月に閣議決定された地方公務員法、地方自治法の改正案は、勤務時間によって諸手当に差を設けるというもので「同一労働

① 同じ会社で同じ仕事をする正社員とパートや契約社員、派遣社員などの非正規労働者との間で、「基本給」や「賞与」などのあらゆる待遇の不合理な格差を禁止している。公務の臨時・非常勤は適用除外となっている。

② 特別職非常勤、臨時職員は厳格な制限を徹底し、一般職非常勤職員は新たな会計年度任用職員に統一し、勤務時間の長短、任期にかかわらず、常勤職員同様の給料および諸手当を支給。

働同一賃金」実現の政府方針からは逸脱、当初原案は変質してしまったのである^①。こうして、新たな一般職非常勤である会計年度任用職員制度は、16年5月11日に衆議院で可決・成立した。自治労本部は、この法改正を受けて福島嘉人書記長の談話を発表し「課題可決にむけた第1歩として評価できる」としつつ「任期を1会計年度とするなど雇用の安定につながらない」「短時間職員は従来の報酬・費用弁償に加え期末手当のみ支給とし、不十分といわざるをえない」とコメントした。

会計年度任用職員制度の残された課題

2020年4月、改正された地方公務員法・地方自治法が

施行。これまで任用根拠が曖昧だった臨時・非常勤等職員の法的な位置づけが整理された。特別職非常勤と臨時的任用職員は任用を制限・限定化し、その要件に当てはまらない職員と一般職非常勤が会計年度任用職



会計年度任用職員制度の実態を交流した臨時・非常勤等連絡会議の全道交流会＝2020年9月4日、自治労会館

① 表向きの理由としては、地方自治体から「手当支給で財政負担が増加」「議会の理解が得られない」「国レベルの手当に限定」の意見が寄せられたからである。上林陽治「非正規公務員のリアル」日本評論社、2021年。

員に移行した。2020年の総務省の調査では全国69万人の臨時・非常勤の9割、62万人が会計年度任用職員となった。そのうち約9割がパートタイムである。道内は98%、約3万人が会計年度任用職員である。町村では2割がフルタイムであるが、多い順に、保育士、一般事務、技能労務、看護師などとなっている。

会計年度任用職員には、正規職員同様、諸手当の支給が可能となった。しかし、それはフルタイムのみで、圧倒的多数のパートタイムには期末手当のみの支給となった。この差別的取り扱いは制度導入後の解決すべき最大の課題となった^①。

また、これまでは任用根拠が曖昧なため、単年度任用とされながらも事実上、雇用の継続が担保されていた自治体が多かった。しかし、新制度は名称が示すとおり1会計年度内の有期雇用とされている。衆参両院での付帯決議で、再度の任用、更新が可能とされたが、任用時の「試験制度」など不安材料も多い。自治労本部の調査では、任用期限の上限がない自治体が全国では3～4割^②を占めるが、道内は7割弱^③だった。都市より町村に多い。人材の確保が難しく、簡単に雇止めできない地域事情がある。一方、上限を設定している自治体は自動更新2回、3年限度が多かった。国の非常勤職員の任用上限、労基法の契約期間の規程に準拠したものである。上限が条例上に明記されていない自治体もあり、3年後の2023年3月末にむけた再度の任用・雇用の確保が課題となった。

「同一労働同一賃金」に基づく道本部の取り組み

道本部は、「会計年度任用職員制

度の整備状況チェックリスト」を作成し、不当な待遇差がある場合は「同

① 自治労本部は、勤勉手当の支給を求める全国署名を取り組み、2022年11月25日、55万2017筆（うち道本部2万4731筆）を総務省に提出し、交渉した。また、2023年1月23日の北海道新聞は、総務省が、勤勉手当の支給にむけ、地方自治法の改正案を23年の通常国会に提出、早ければ24年度から適用する方針を固めたとしている。

② 自治体会計年度任用職員の賃金労働条件制度調査報告書、2020年6月。

③ 吉田雅人、道内自治体における会計年度任用職員制度導入後の概括と課題、北海道自治研究、2022年9月。

一労働同一賃金」、「職務給・平等取り扱いの原則」を踏まえ、取り組みを進めた。

特に、国の非常勤職員(期間業務職員)との均衡で、年間1.9月の勤勉手当の支給、有給休暇(結婚、夏季、病気)、子看休暇や忌引き休暇の適用範囲の拡大を課題とした。

道本部の調査では、一時金が2.6月以上の自治体は74.2%、有給の病気休暇52自治体(都市13、町村38、北海道1)、有給の子看護休暇は32自治体などとなっていた。こうした道内の実態を明らかにしながら、単組交渉を支援した。

また、道本部は、2020年11月12日、道市町村課長交渉で、常勤職員との均衡・権衡に基づき、以下の改善を求めた。

- ①一時金が2.6月未満や昇給が4号俸未満の改善
- ②財政上の理由によるフルタイム(7時間45分)からパートタイム(7時間30分)への切り替え反対
- ③無給の病気休暇や子看休暇の有給化
- ④国の非常勤職員(期間業務職員)や常勤職員に措置されている勤勉手当の支給

これに対して道は「不適切な事例があれば適正な任用、勤務条件の確保をはかる」「合理的理由がないフルタイム任用の抑制は適正な運用をはかる」よう助言すると回答、休暇等は「各自治体の実情を踏まえ適切に判断すべきもの」とした。勤勉手当の支給は「要請を総務省に伝える」との姿勢を示した。

2020確定闘争段階では、マイナス人勧に準拠しない前進回答を引き出した単組や、北見市労連、網走市労連など複数の都市単組で、病気休暇の有給化を勝ち取ることができた。旭川市職労や苫小牧市職労では昇給号俸の引き上げ、公務傷病休暇の有給化や取得対象の拡大などを勝ち取った。これらの単組は、いずれも、当事者を組織化していることが改善につながった。

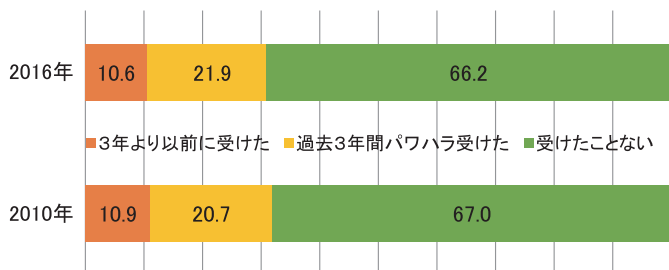
5 —あらゆるハラスメントの防止・禁止対策の強化

3人に1人がパワーハラ被害

自治労は、2009年の熊本大会でメンタルヘルスの不調の要因として問題視されるようになってきたパワー・ハラスメント（以下、パワーハラ）をとりあげ、職場におけるいじめ・暴力の禁止と防止を方針化した。その実態を把握するため、10年に10万人の抽出調査をはじめて実施し、6年後の16年には第2回目を実施した。その結果、職場のパワーハラは依然として深刻な実態にあることが明らかになった。パワーハラの被害はほぼ6年前と変わらず、3年より以前を含めると3人に1人、31.6%がパワーハラを受けたと回答、過去3年間でも20.7%で5人に1人となっている。（グラフ「パワーハラの被害」）

また、パワーハラの主な行為者は、直属の上司が57%、仕事上の先輩27.4、その他上司18.0%となっており、職場で優位な立場にある上司などとなっている。この傾向もこの6年間に大きな変化がみられない。

パワーハラの被害(自治労パワーハラ実態調査)



一方、パワーハラは重大な人権侵害、職場全体の人間関係を悪くするとの認識は9割に達し、その弊害は広く共有されている。今後の対策と

しては、管理職研修、相談窓口の設置を求める一方、厳しい処分を求める回答も5割を超えた。

パワーハラ防止法の施行

女性活躍・ハラスメント規制法^①が2019年5月に成立し、企業にパワーハラ防止対策を

① 労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法など5本の法律を一括改正。

義務づけた。20年6月、改正労働施策総合推進法^①（パワハラ防止法）が大企業を対象に施行され、中小企業は努力義務としてはじまり、22年4月に義務化される。パワハラ防止法で「パワハラ」とは、職場での、①優越的な関係を背景とした言動であって②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの3つの要素をすべて満たすものと定義された。

さらに、事業主にパワハラを防止するための具体的措置を義務付け、就業規則などでパワハラをしてはいけないことを周知することや、相談体制の整備、被害者のケアなどを求めた。パワハラ行為に対する罰則を伴う禁止規定はないが、違反企業には行政が勧告でき、従わない場合は企業名を公表できる。

パワハラ防止で人事院規則を制定

こうした民間職場におけるパワハラ防止対策の動きに呼応して、

人事院パワハラ防止検討会が、2020年1月、報告書をまとめた。人事院は、この報告を受けて、6月に新たな人事院規則を制定した。パワハラ の定義や具体的措置は基本的にパワハラ防止法を公務職場に適用した内容となっているが、「懲戒処分に付されることがある」と明記、制定と同時に懲戒処分の指針を一部改正した。

さらに、パワハラ防止法でも「身体的な攻撃」や「過大な要求」など具体的に類型化しているが、人事院の「運用」通知では、パワハラになりうる言動として以下を例示している。

①暴力・傷害

- ア 書類で頭を叩く。
- イ 部下を殴ったり、蹴ったりする。
- ウ 相手に物を投げつける。

②暴言・名誉毀損・侮辱

- ア 人格を否定するような罵詈雑言を浴びせる。

^① 正式名称は「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」。職場におけるパワーハラスメントの防止が義務づけられ、パワーハラスメント対策の強化がはかられたことにより「パワハラ防止法」とも呼ばれる。

イ 他の職員の前で無能なやつだと言ったり、土下座をさせたりする。

ウ 相手を罵倒・侮辱するような内容の電子メール等を複数の職員宛てに送信する。

(注) 「性的指向又は性自認に関する偏見に基づく言動」は、セクシュアル・ハラスメントに該当するが、職務に関する優越的な関係を背景として行われるこうした言動は、パワー・ハラスメントにも該当する。

③執拗な非難

ア 改善点を具体的に指示することなく、何日間にもわたって繰り返し文書の書き直しを命じる。

イ 長時間厳しく叱責し続ける。

④威圧的な行為

ア 部下達の前で、書類を何度も激しく机に叩き付ける。

イ 自分の意に沿った発言をするまで怒鳴り続けたり、自分のミスの有無を言わず部下に責任転嫁したりする。

⑤実現不可能・無駄な業務の強要

ア これまで分担して行ってきた大量の業務を未経験の部下に全部押しつけ、期限内に全て処理するよう厳命する。

イ 緊急性がないにもかかわらず、毎週のように土曜日や日曜日に出勤することを命じる。

ウ 部下に業務とは関係のない私的な雑用の処理を強制的に行わせる。

⑥仕事を与えない・隔離・仲間外し・無視

ア 気に入らない部下に仕事をさせない。

イ気に入らない部下を無視し、会議にも参加させない。

ウ 課員全員に送付する業務連絡のメールを特定の職員にだけ送付しない。

エ 意に沿わない職員を他の職員から隔離する。

⑦個の侵害

ア 個人に委ねられるべき私生活に関する事柄について、仕事上の不利益を示唆して干渉する。

イ 他人に知られたくない職員本人や家族の個人情報を言いふらす。

(注) ①から⑦までの言動に該当しなければパワー・ハラスメントとならないという趣旨に理解されてはならない。

道内自治体の状況と道本部の取り組み

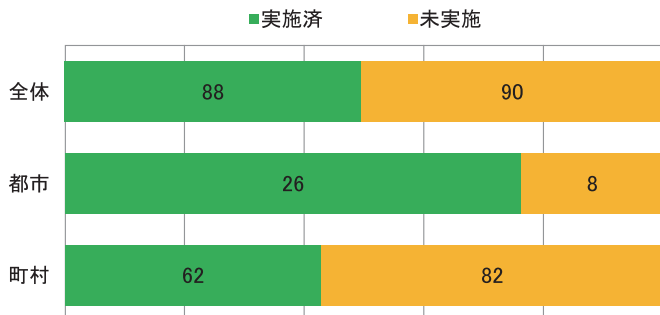
地方公務員職場には、原則として民間の労働法制が適用

されることから、パワハラ防止法とその指針の遵守が求められる。一方で

は、国家公務員との権衡を踏まえ、パワハラ防止の人事院規則に基づく具体的な措置も必要となっている。総務省は、こうしたパワハラ防止法および人事院規則の制定を踏まえ、各自治体に対し「技術的な助言」を行った。

総務省の調査によれば、道内でパワハラの内容とパワハラがあつてはならない旨を文書で明確化している自治体は88となっており、約半数程度にとどまっている。都市は34自治体で8割に近い自治体の実施済みだが、町村は62自治体で4割強である^①。(グラフ) また、パワハラ行為者は人事院規則で懲戒処分の対象とされたが、厳正に対処する旨を文書で規定している自治体は94あり、半数を超えた。

パワハラ防止方針明確化(文書)の道内自治体



パワハラ防止を文書で明確化している自治体数。道、札幌市を除く道内178自治体。2022年6月現在、道市町村課調べ。

2020年秋期闘争の事前オルグ点検では半数以上の単組で「ハラスメントがあつた」「ハラスメントを目撃したことがある」と回答した。また、道が2022年11月に実施したアンケート

トでは直近5年間で道職員の3割がパワハラを経験したと回答した^②。道本部のハラスメントに関する組合員意識調査も急務である。

さらに、道内自治体ではパワハラが原因で休職、退職、自殺に追い込まれるケースも発生している^③。自治体職場におけるパワハラは想像以

① パワハラ防止法で義務付けられた具体的な措置を文書の有無を含め調査。文書に記載されていない自治体を加えると110、6割を超える。何も実施していない自治体は都市で6、町村で62となっている。

② 会計年度任用職員含む1万4千人を対象、4895人が回答。北海道新聞、2022年12月13日。

③ 清里町の役場庁舎で2021年2月、男性職員が自殺。町は第3者の弁護士に調査を依頼、上司だった課長(当時)のパワハラを認定した。行為者は定職6カ月の懲戒処分、町長、副町長も減給処分とした。また、亡くなった職員は公務災害に認定され、遺族に基金から遺族補償年金が支給されている。

上に深刻な状況であり、道本部、地方本部、単組役員が、その発生原因とメカニズムを正確に理解し、根拠に基づく対応が求められる。

道本部は、あらゆるハラスメント防止にむけて、まず、自治体首長が、すべてのハラスメント禁止のトップメッセージを発信することを前提とし、パワハラ、セクハラ、カスハラの総合的な対策を単組交渉課題に設定し、発生の抑止と被害者救済対策に取り組んでいる。

道本部のハラスメント根絶宣言

また、道本部は、2021年10月1日、自らの職場である道本部書記局、各級機関書記局で働くすべての役員、書記、事務職員等を対象に、ハラスメント防止・禁止にむけて「自治労北海道本部ハラスメント根絶宣言」を決定した。

このなかでは、以下の行為を例示した。

<パワーハラスメント>※優越的な関係を背景として行われたもの

- ①暴行・傷害等身体的な攻撃を行うこと
- ②脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言等精神的な攻撃を行うこと
- ③隔離・仲間外し・無視等人間関係からの切り離しを行うこと
- ④私的なことに過度に立ち入ること
- ⑤業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害を行うこと
- ⑥業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと

<セクシュアルハラスメント>

- ①性的な冗談、からかい、質問を行うこと
- ②わいせつ図画の閲覧、配付、掲示を行うこと
- ③性的な言動により社員等の就業意欲を低下させ、能力発揮を阻害すること
- ④性的な噂を流布すること
- ⑤その他、他人に不快感を与える性的な言動を行うこと
- ⑥性的な言動に対して拒否等を行った部下等従業員に対して不利益な取扱いを行うこと
- ⑦身体へ不必要に接触すること
- ⑧交際、性的な関係を強要すること

<妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント>

- ①部下または同僚による妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置の利用を阻害する言動を行うこと
- ②部下または同僚が妊娠・出産等したことに不利益な取扱いをすること

さらに、ハラスメントの行為者は、就業規則や懲戒規程により処分されることがあるとした。また、自治労本部顧問弁護士を含む相談窓口を設置した。

4分の3の職場でカスタマーハラスメント

自治労本部は、2020年10月、職場における迷惑行為、悪質クレームに関する調査¹⁾を実施し、21年8月にその報告書を公表した。民間の職場でもいわゆるカスタマーハラスメント（以下、カスハラ）が問題となっているが、自治体の職場でも4分3の職場でカスハラが発生し、迷惑行為を受けた職員が強いストレスを感じていることが明らかとなった。この迷惑行為は「暴言や説教」「長時間のクレームや居座り」「複数回のクレーム」が多く、暴力行為や金品の要求など刑法違反も発生している。また、「暴力行為」は公共交通、児童相談所、病院で多く見られる。

しかし、カスハラに関する法的な規制はなく、したがって、自治体首長にもその措置義務は課せられていないのが現状である。2020年のパワハラ防止法および人事院規則では、パワハラ防止「指針」あるいは「運用」のなかで「顧客」や「利用者」からの「著しい迷惑行為」「不合理なクレーム」などを列記し、使用者や各省庁の長の責務を示しているに過ぎない。総務省も同様の趣旨で「通知」を发出している。

自治労は、厚労省や人事院の定義を参考として、カスハラを「公共サービスの利用者等（労使以外の第三者）による必要かつ相当な範囲を超える言動によって、労働者の就業環境が害されること」と定義し、次の4つに類型化した¹⁾。

¹⁾ 自治労本部総合労働局編「カスタマーハラスメントのない良好な職場をめざして」2023年2月。

カスハラの種類

- ①明らかに必要性のない言動
- ②目的を大きく逸脱した言動
- ③手段として不適当な言動
- ④当該行為の回数、行為者の数等、その様態や手段が社会通念に照らして許容できる範囲を超える言動

また、アンケート結果をもとに、①身体的な攻撃（殴る、蹴る）②精神的な攻撃（侮辱、差別的言動）③暴言（大声で恫喝、罵声）④脅迫など20のカスハラの該当事例を示した。

道本部は、こうした自治労本部のカスハラ予防・対応マニュアルを活用して、自治体におけるカスハラ防止のための具体的措置を当局に求めていく。

愛別町議会の議員ハラスメント防止条例

愛別町議会は2022年3月16日、議員による町職員や

同僚議員らへのハラスメントの防止をめざす「愛別町議会ハラスメント防止条例案」を全会一致で可決した。道内では愛別町が初めてである^①。

条例では、ハラスメントの例として、①言葉などで苦痛や不快感、不利益を与える、②職務上の地位などを背景に苦痛を与える、③性的志向や性自認の暴露で相手を傷つける、などを列挙。こうした行為をしたり受けたりした場合、議会による事実解明や審査会、懲罰委員会の開催などを求めた。議長が議員によるハラスメントを認定すれば、名前を公表する。

愛別町に続き、恵庭市が道内2例目となる恵庭市議会ハラスメント根絶条例を22年10月に可決^②。また、登別市議会でも、ハラスメントを禁

① 全国的には東京都の狛江市が2018年11月に初めて施行、愛別町は10番目。2022年4月24日、北海道新聞。

② 恵庭市議の伊藤雅暢（まさのぶ）氏（64）が国際交流事業をめぐり、退職した市職員に行った言動の一部がハラスメントに当たると認定された問題で、市議会の第三者委員会は市議によるハラスメントに関するアンケートの結果をまとめた。回答した市職員192人のうち、24%に当たる46人が、伊藤氏以外にも含めた市議からハラスメントや不当な要求を受けたと回答。第三者委は市議会に再発防止を求めた。2023年3月15日、北海道新聞。

止する項目を盛り込んだ市議会議員政治倫理条例の一部改正の動きがある。

あらゆるハラスメントを禁止し、必要な措置をとることを使用者に求めていくことが課題となっている。

6 一核のごみ最終処分場 応募反対の取り組み

文献調査に20億円の交付金

2020年8月13日、国が進める原発から出る高レベル放射性廃棄物（核のごみ）

の最終処分場選定^①の第1段階となる文献調査に、寿都町が応募を検討していることが分かった。片岡春雄町長は文献調査を受けると最大20億円の交付金が出ることから町財政の改善を理由に挙げた。住民の意見を聞いたうえで、早ければ9月にも正式に表明することもわかった。寿都町は国が2017年に処分地の適性を示した「科学的特性マップ」で「適地」とされた。町では19年から国のエネルギー政策の勉強会を開き、20年6月からは毎月、原子力発電環境整備機構

(以下、NUMO)による核のごみ地層処分の勉強会を開いてきた。07年、高知県の東洋町が処分場候補地に応募したが、住民の反発で撤回した。また、道には都道府県で唯一、核のごみを「受け入れ難い」とする条例



寿都町の文献調査応募検討を伝える北海道新聞＝2020年8月13日

① 原発の使用済み核燃料を再処理した後に残る放射能の極めて強い廃液をガラスと混ぜて固め、地下300メートル以深に坑道を掘って処分場とし、埋設する計画。自治体から応募があった場合、文献調査、概要調査、精密調査の3段階の調査を計20年かけて行う。文献調査に依るだけで、自治体には2年間で最大20億円が交付される。

もある。

片岡町長への抗議と白紙撤回申し入れ

こうした動きに、翌々日の
8月15日、北海道平和運動

フォーラムが文献調査反対の声明を発表、連合北海道も反対を表明した。道本部は「住民の不安をよそに、調査受け入れを検討すること自体、寿都町はおろか北海道全体の将来を国に差し出す最悪のスタンダードプレー」と厳しく批判した。道平和運動フォーラムは原水爆禁止日本国民会議（原水禁）と原子力資料情報室（C N I C）が呼びかける団体署名と寿都町長あての抗議打電の取り組みを構成組織に要請した。道本部は直ちに各地方本部・単組に取り組みを指示した。反対署名は、わずか1週間で、全国829団体、道内は541団体（うち道本部関連225）、道外288団体から集まった。8月25日に直接、片岡寿都町長に届けた。道平和運動フォーラム代表と道本部の立場を兼ねて佐藤環樹副執行委員長、道本部の柿崎克之公共サービス政策部長、反核平和の火リレー実行委員長で道本部の佐藤岳瑠青年部長が出席した。



片岡町長（写真右）に白紙撤回を申し入れる佐藤副執行委員長と柿崎公共サービス政策部長＝2020年8月25日、寿都町役場内

道本部の佐藤副執行委員長は「北海道ブランド、第一次産業に与える影響が極めて大きい。また、幌延の深地層研究計画が延長されたよう

に、一度はじまった国策は止めることは難しい」と文献調査応募検討の白紙撤回を強く求めた。

これに対し、片岡町長は「核のごみは寿都にいらぬという声は聞かされているが、原子力を使っている以上、最終処分議論は必要。現状はその議論に蓋がされている。そのことを住民に説明した上で、文献調査

の可否を判断してもらいたい」と述べた。文献調査に臨む意志は固く、調査を強行したいとする姿勢は一貫して変わらなかった。

白紙撤回か強行かをめぐり、佐藤代表は、「100-0（ヒャクゼロ）のたたかい」と述べ「寿都町民の総意が反対となるよう運動を進めたい」とし拙速な判断をしないよう重ねて求めた。

町職員「容認6割」は誤り

2020年8月26日、報道各社が寿都町職員の過半数は文献調査に容認と報道した。このアンケートは、応募検討が表面化する前の8月7日、原子力発電環境整備機構（NUMO）のエネルギー政策研修会の終了後に実施したものだ。しかも、設問と回答の選択肢が意図的に作られていた。まず、町の将来人口、財政状況を大変厳しいと感じているかを聞いたうえで「処分場の建設に直結しないことを踏まえ、交付金を活用した財政運営についてどう思うか」と質問しているのである。応募の可否を直接質問したものではない。最初の設問と併せて20億円の交付金の活用に誘導しようとする意図に基づいたものと言わざるを得なかった。

一方、寿都町職が応募表明後の21日の独自アンケートでは、まったく逆の結果となった。「財政の立て直しの一つとして、交付金目的の文献調査に応募することについて、今、あなたは賛成か反対か」を質問し、反対の回答が7割以上となった。多くの組合員は、応募検討の報道で回答が変わったのではないと答えており、町のアンケートの設問に問題があることを裏付けた。

寿都町職は、組合員が町の現在と将来を担っていく立場にあり、文献調査がこれからの町の姿をどのように変えてしまうのか心配し、学習を重ね、町長へ意見を述べていく動きを模索した。

神恵内村も受諾、文献調査がはじまる

寿都町が応募検討を表明してから、1カ月後の9月12日、神恵内村商工会が村の応募を求める請願を村議会に提出、村議会は、10月8日、議長を除く5対2の賛成多数で採択、高橋昌幸村長が調査の応

募を表明した。その翌日の10月9日経済産業省が神恵内村に文献調査の実施を申し入れ、高橋村長が受諾した。同じ日に寿都町の片岡町長は、原子力発電環境整備機構（NUMO）を訪れ、応募書を提出した。こうして、11月17日、両自治体で正式に文献調査がはじまった。

10月18日、さようなら原発北海道集会在札幌市の大通公園で開かれ、寿都町と神恵内村による核のごみ最終処分場の文献調査受け入れに反対する市民400人が参加した。



文献調査応募に反対したさようなら原発北海道集会＝2020年10月18日、札幌市・大通公園

北海道大学の小野有五名誉教授は「核のごみを放っておくことは無責任だという人もいるが、最初から分かっている電力会社はやったこと。莫大な利益を得た電力会社が自分の敷地のなかで管理するのが当然。今、核のごみは管理できている。あと200年保管したなら放射能レベルはかなり下がり、人間の技術も進歩する。その時点で処分を考えるべき。現時点で埋めることは無責任」と電力会社を批判。

室蘭大学大学院の清末愛砂准教授は「菅政権による日本学術会議会員の任命拒否は、学問の自由を侵害している。大日本帝国の暴走を教訓に、専門的知見から政権を止める機関であり、これを放置すれば、原発の問題でも政府の顔色を伺う御用学者だけになる。私たちの生命と権利に係わる重大事件」と訴えた。



核のごみ反対の署名48万筆を提出＝2020年11月13日、道庁内

北海道平和運動フォーラムは、生活クラブ生活協同組合、核廃棄物施設誘致に反対する道北連絡協議会、NPO法人ワーカーズ・コレクティブ連絡協議会、市民ネットワーク北海道とともに、「北海道を核のごみ捨て場にしないことを強く求める署名」運動を取り組み、11月13日、鈴木

北海道知事に提出した。署名は45万2263筆となり、10月6日に提出した第一次分3万635筆と合わせ、48万2898筆となった。道平和運動フォーラム代表で道本部の佐藤環樹副執行委員長は「自治体の財政難は寿都町や神恵内村に限ったことではなく、多くの市町村が漁業や観光など、知恵を働かせて創意工夫で乗り切ろうとしている。そこに核のごみ予算を使うべきではない。安易に交付金が使えるというだけで手を挙げる自治体を増やしてはならない」と主張した。応対した道の経済部の佐藤隆久環境・エネルギー局長は「法律上、文献調査応募に対する意見を申し上げることは明記されていないが、北海道条例の趣旨を踏まえて遵守したい。概要調査へ仮に進んだ時には反対という意思を早い段階から示している。対話を積み重ねていくとともに条例の趣旨を広めていきたい」と回答した。

7 一新・立憲民主党の結党と道本部の政治闘争

1 強多弱政治の打破にむけた模索

2020年8月29日、安倍晋三首相は健康問題を理由に辞任を表明した。自民党総裁選を経て、9月16日の臨時国会で新しい首相に菅義偉元官房長官が選出された。菅首相はこの7年8カ月、安倍内閣を官房長官として支えてきた重要閣僚であり、これまでの政権運営とその手法を継承した。

一方、野党は民主党政権の崩壊後、野党再編を繰り返し、1強多弱の

政治状況が続いていた。特に、民進党の分裂、立憲民主党の結党を経て、自民党に対抗できる政治勢力の再結集が課題となっていた。連合も19年の参院選で立憲民主党と国民民主党に支持政党が分かれたことで組織内比例代表候補全員の当選を実現できなかった。自治労本部も立憲民主党と社会民主党との関係を含め支持政党のあり方に課題を抱えていた。

立憲民主党は、社会民主党、国民民主党にそれぞれ、合流にむけた協議を公式、非公式に続けていた。9月15日、立憲民主党と国民民主党が合流し、新たな立憲民主党が結党された。代表には枝野幸男衆議が就き、衆議107人、参議43人の150人規模の野党第一党となった。しかし、合流協議に連合が仲介して立憲民主党と国民民主党との3者で共有する「理念」が合意されていたが、国民民主党の一部議員が不参加、新たに結党された国民民主党や無所属で活動することとなった。「原発ゼロ社会」政策などに反発したものとされている。

また、社会民主党は党存亡の危機の中、合流にむけて揺れ動いていたが、11月14日の臨時党大会で、合流を希望する議員や地方組織が個別に離党することを決めた。4人の国会議員のうち、福島瑞穂党首、照屋寛徳衆議が残留、吉田忠智幹事長と吉川元副党首が離党し立憲民主党と合流、事実上分裂した。

道内は3年ぶり旧民主勢力が再結集

一方、道内では、約3年ぶりに旧民主党勢力が再結集した。

9月26日、新・立憲民主党道連の結党大会を開き、旧立憲道連代表の逢坂誠二衆議が代表に就任した。国会議員13人、地方議員178人が道連に加わった。逢坂代表のほか、徳永エリ旧国民道連代表と本多平直・旧立憲道連代表代行が代表代行に就いた。逢坂氏は大会で合流新党の意義について「野党が分裂し小さなままでは、国民の皆さまから信用されない」と強調。共産党など野党間での候補者一本化については、大会後の記者会見で「政策の一致点を探りながら連携していく」と述べた。

新・立憲民主党の綱領は「多様性を認め合い互いに支え合う共生社会」、

「人を大切にしたい幸福を実感できる経済」、「危機に強く信頼できる政府」を掲げ、その政策の具体化が求められた。

しかし、世論調査で、合流した新・立憲民主党の支持率は7.0%だった^①。9月上旬の調査では旧立憲は10.7%。単純比較できないが、めだった合流効果は見えなかった。

道本部は、来る解散総選挙への準備と改めて野党の幅広い連携・共闘への働きかけに取り組み、立憲民主党を基軸とした「リベラル」「中道」勢力の結集をめざした。

自治労本部は、2019年の参院選終了後の9～10月、組合員アンケートを実施した。抽出調査であったが、政治闘争に関する課題が浮き彫りになった。

政治闘争たたかう基盤づくり

組織内候補への投票は、2016年の前回調査に比べ、組合役員は69.1%で2ポイント増加したが、一般組合員は34.0%で7ポイント減少した。一般組合員に浸透させることの難しさが明らかとなった。投票率は、オルグ活動などの日常的な組合活動を行っている単組は高く、できていない単組は低い傾向にあった。候補者の情報は、ホームページ、ブログ30.2%で、2016年調査に比べるとTwitterやYouTubeが比率を伸ばした。24歳以下では約5割がTwitterを挙げた。特に若年層で、組合からの働きかけの希薄な層ほどインターネットによる情報の浸透が進んでいた。

こうした傾向や結果は道本部の実態と必ずしも一致するものではないが、政治闘争を取り組む上で多くの示唆を与えた。日常的な組合活動が決定的に重要であり、組合員と双方向の活動を職場から構築し、より幅広い年齢層、多様な組合員の参加と協力を模索していくことだった。

新型コロナで、私たちの暮らしや仕事は政治と密接不可分の関係にあることをあらためて認識せざるを得なかった。自治体の現場を理解する組織内議員の存在が、私たちの賃金・労働条件を守り、つまりは質の高い公共サービスの実現に寄与していくのである。

^① 北海道新聞、2020年9月18日

コロナ禍「できる運動」を追求

ウェブ会議活用 生活と権利を守る



アクリル板越しに地公三者の最終副知事交渉＝2021年11月19日、道庁内

新型コロナの猛威が続き、政府の場当たり的なワクチン接種など自治体現場は混乱。道本部は、道などに職員の負担軽減対策を要請。エッセンシャルワーカーが注目され、自治体の「公共サービスにもっと投資を！」キャンペーンに取り組んだ。

道本部運動は、ウェブを活用した諸会議・集会が続いた。集まらないからこそ「できる運動」を追求し、組織強化をめざした。定年を65歳とする地公法改正案が成立、自治体条例・規則の整備が課題となった。

菅首相が、突然の辞任、岸田内閣が発足。解散総選挙は自民が単独過半数。立憲民主党は新代表に泉健太、支持率の低迷が続いた。

2021[令和3]年

国内外の動き

- | | | | |
|-------|--|--------|--------------------------------|
| 1. 6 | トランプ支持者が議会占拠 | | ンスー・チーさん拘束 |
| 1. 7 | 新型コロナで東京など首都圏に緊急事態宣言、発令と解除を繰り返す | 3. 14 | 核ごみ問題を考える北海道会議設立集会、ウェブと対面で150人 |
| 2. 19 | ワクチン、医療従事者へ先行接種開始 | 3. 23 | 公選法違反で河井克之元法相辞職 |
| 5. 16 | 道、緊急事態措置、札幌市などの飲食店に休業・時短等要請、その後、まん延防止等重点措置などを繰り返し、9月30日に終了 | 4. 7 | 鈴木道政支持85%、感染対策8割が評価、道新世論調査 |
| 1. 15 | 衆院道2区の吉川元農相が収賄罪で在宅起訴 | 4. 13 | 政府、原発処理水、海洋放出決定 |
| 1. 20 | バイデン米大統領就任 | 4. 16 | 履歴書の性別記載「男・女」の選択から任意に、厚労省が様式案 |
| 1. 22 | 核兵器禁止条約が発効、米、ロは参加拒否、日本も否定的 | 4. 25 | 衆院道2区補選で立憲の松木謙公が当選、投票率は30.46% |
| 2. 1 | ミャンマーでクーデター、アウンサ | 5. 18 | 佐々木隆博、荒井聡両衆議が引退表明 |
| | | 12. 21 | 鉢呂吉雄参議が23年夏の参院選に不出馬表明 |
| | | 7. 23 | 新型コロナで1年延期の東京五輪・ |

パラ開会式、無観客で8月8日まで
8.5～8 札幌で初の夏季五輪競技、マラソン大会開催

- 8.15 アフガニスタン、タリバンが政権掌握、民主政権瓦解
- 9.3 菅首相、突然の退陣表明 **10.4** 岸田文雄内閣が発足、就任会見で解散総選挙を示唆
- 9.12 士別市長選、牧野市長後継松ヶ平哲幸、惜敗、市議選で元道本部組織部長の奥山かおりさんが初当選(写真、道本部に立候補のあいさつ=9月2日)
- 10.26 核のごみ文献調査争点の寿都町長選で現職の片岡氏が6期目の当選
- 10.31 解散総選挙で自民が単独過半数、立憲は14議席減、維新が躍進。組織内の逢坂誠二、政策協力の石川香織当



選、立憲の福山幹事長が辞意 **11.2** 枝野代表、辞任 **11.30** 代表選、逢坂誠二を破り泉健太が新代表

- 11.19 大谷翔平「二刀流」でMLB最優秀選手(MVP)に初選出、イチロー以来2人目
- 12.2 メルケル独首相退任、政界を引退
- 12.24 22年度政府予算108兆円、10年連続で過去最大更新、地方交付税は4年連続の増で04年以降の最高額

2021[令和3]年

道本部の動き

- 1.9 国民春闘討論集会、第1回拡大地方本部代表者会議に変更、ウェブ併用で開催、地本から33人が参加
- 1.28 自治労本部中央委員会、ウェブ開催、初めて「e投票」導入
- 1.29 道北地方本部が結成大会、書面決議
- 2.8 連合北海道など、コロナ禍で困窮する学生を応援する「ほっかいどう若者応援プロジェクト」1人暮らし、学生に食料支援 **4.23** 第2弾、6月まで札幌市と近郊の8大学
- 2.9 道本部中央委員会、第2回拡大地方本部代表者会議に変更、ウェブ開催
- 2.13 道本部自治体財政セミナー、ウェブ開催、政治フォーラムなど146人参加
- 2.19 全国町村職総決起集会、自治労会館5階にサテライト、ウェブで参加体制、午後、町村連学習会
- 2.28 北海道に核のごみはいらない北海道集会、ウェブ開催
- 3.8 道本部、夕張再生課題で道に要望書
- 3.11 道本部、春闘で道市町村課と交渉
- 3.12 公共サービスにもっと投資を！キャンペーン、動画とマスク付きチラシ

でアピール、地下歩行空間

- 3.13 福島原発事故から10年、私たちは忘れない！さようなら原発北海道集会ウェブ併用で開催
- 3.20 道本部青年部ステップアップセミナー、初めてウェブで開催
- 4.19 1年ぶりに合同専従者会議を開催
- 5.1 全道メーデー中止、式典はYouTubeで配信
- 6.4 道本部中央委員会、ウェブ開催、中央委員の出席確認と採決に初の「e投票」を導入
- 6.11 道本部男女平等集会、大正大の田中俊之准教授が「性別にとらわれない多様な生き方の実現」ウェブ講演
- 8.10 人勤、月例給改定なし、一時金0.15月減
- 8.25～26 自治労大会、完全ウェブ2日間、川本委員長体制4期目へ
- 9.10 地公三者、道人事委員会と交渉
- 9.26 道本部大会、1日開催、対面とウェブで開催
- 10.1 道本部、ハラスメント根絶宣言
- 10.6 連合会長に初の女性、芳野友子氏

1 — 新型コロナ 猛威続く

「宣言」発令、解除を繰り返し ワクチン接種が進む

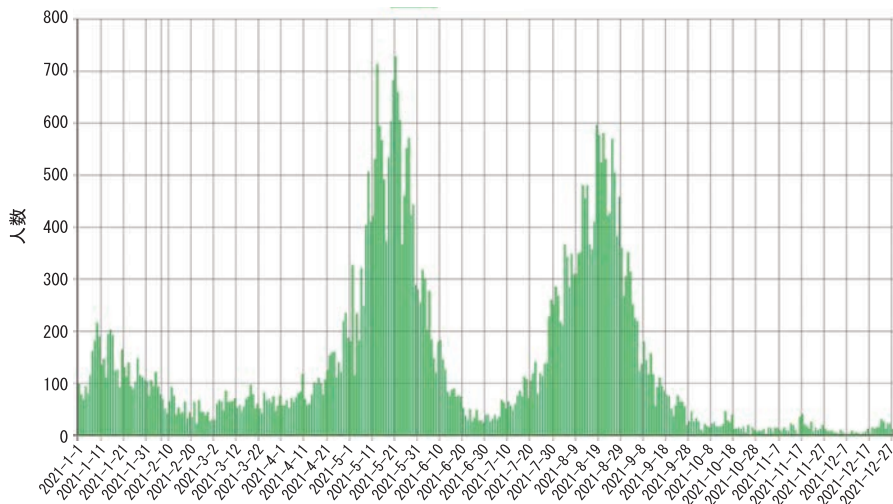
新型コロナウ
イルス感染症拡

大は、夏のデルタ株に続き、年末にはオミクロン株の広がりが明らかになり、欧州や米国を中心に再び状況が深刻化した。

先進国では、オミクロン株にも効果的とされるワクチン追加接種の動きが加速。一方で、アフリカでは1回目の接種も済んでいない国が多く、世界保健機関（WHO）はワクチン供給の不平等を解消しないと、パンデミック（世界的大流行）は終わらせられないと警告した。

国内では4月以降の第4波とデルタ株による夏の第5波を中心に感染が拡大。8月には全国の新規感染者数が1日2万人を超えるなど病床が一層逼迫（ひっばく）し、入院できない自宅療養者が急増して医療崩壊が現実のものとなった。一方、ワクチン接種が夏以降急速に進んだ。秋には感染が減少し、飲食店の営業や旅行など行動規制が緩和された。し

2021年の道内感染者の推移(道のホームページ)



注意：1月29日から2月11日までは値に変化がないため省略

かし、年末にはオミクロン株流入の懸念が強まり、政府は水際対策を再強化したが、12月22日には大阪府で国内初の市中感染事例が発表された。

緊急事態宣言は1月、首都圏4都県に発令され、その後発令と解除を繰り返した。酒類提供の飲食店には休業要請が行われ、観光業とともに深刻な打撃を受けた。

道内、感染最多更新

道内では4月以降の第4波を受けて5月16日～6月20日に緊急事態が宣言された。デルタ株拡大による第5波では8月27日～9月30日にかけて、再度、宣言が発令された。

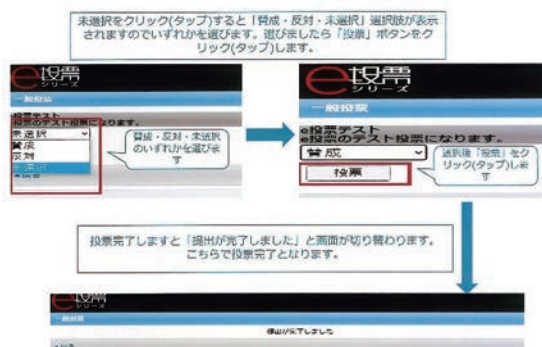
第4波の5月21日には、新規感染者数が最多の727人にのぼった。医療機関や宿泊療養施設の待機患者は一時3000人を超え、札幌市内では自宅に待機していた患者7人が亡くなった。

一方、ワクチン接種は、札幌に大規模会場を設けるなど、夏以降急速に進んだ。道は11月1日、飲食の時短や人数制限、移動の自粛要請を緩和。12月8日には感染状況の目安と対策を定めた新たなレベル分類の運用をはじめ、年末には5段階中2番目に安定している「1」となった。

ウェブを活用した諸会議・集会が続く

新型コロナウイルスの感染拡大が2年目に入り、集まれないからこそ「できる運動」を進めた。ウェブを活用した諸会議・集会の模索が続いた。「顔の見える運動」は、労働組合活動の基本だが、ウェブを活用した学習会、会議、オルグ、そして動画配信なども「どこにいても、いつでも、仲間とともに」気軽に参画できるツールとして機能した。多くの組合員が活動に参加できる環境をつくった。

1月28日、自治労本部の中央委員会は初めてウェブ形式で開催された。各県本部は開催地に集まらず、ZoomやYouTubeで参加した。出欠確認、採決等は、スマホ、タブレット、ネット環境のあるパソコンを活用した電子投票システム「e投票」が初めて導入された。機関会議のあり方が変化するはじまりとなった。



参加者はスマホ等で中央委員生証に記載のQRコードを読み込み、主催者に欠出連絡、「e投票」では賛成、反対を操作する＝画像は参加者側のマニュアル

しかし、札幌市を含む10市町村の緊急事態宣言を受け、9月26日、ウェブと対面で1日開催に切り替え、「e投票」を活用し、議事の効率的運営と時間短縮をはかった。

一方、全道メーデーは、2020年、全道一律に中止となり、2021年も、感染拡大防止と密集・近距離会話を回避するため、組合員の参加は求めず、パレードは中止となった。無参加者による式典は開催しYouTubeでライブ配信した。

2ーコロナ禍 2年目の春闘

ワクチン接種で緊急要請

ワクチン接種がはじまり、その最前線の自治体現場は不安を抱えながらの対応となった。道本部は、21年2月、ワクチン接種業務の本格化を想定して道などに要請書を提出していた。夏以降、ワクチン接種が急速に進み、7月30日、あらためて現場の負担軽減を求めるため、北海道、北海道市長会、北海道町村会に緊急要請に取り組んだ。

道は小玉俊宏副知事が対応した。千葉委員長は「国からの情報不足やワクチンの供給不足に振り回される一方で、早期接種の圧力ともいえる



小玉道副知事に要請書を提出する千葉執行委員長＝7月30日、道庁内

働きかけが大きなストレスとして自治体にのしかかっている」と実態を訴えた。ワクチン接種業務は道民の生命や健康を守るため重要な業務であると前置きし「ワクチン接種で現場の負担が増大。一部では過労死ラインを上回る超過勤務などの実態が報告されている」として、自治体職員の健康・労務管理の徹底や負担軽減

を強く求めた。

小玉副知事は「接種業務が自治体の大きな負担になっていると承知している」と述べ「適切な助言と速やかな情報提供に努め、市町村の意見を国に対して意見反映し、現場で従事する職員の健康を守り、負担を軽減できるよう対応したい」と答えた。

また、各自治体単組も、同様の要請を各首長に実施した。

道本部春闘方針 ウェブ併用で討議

道本部は、2021国民春闘討論集会と2月の中央委員会をウェブ

による拡大地方本部代表者会議に切り替え、討論の場を確保した。賃金・労働条件の改善、職場からの働き方改革、会計年度任用職員の処遇改善と組織化を中心とする方針を決定した。

コロナ禍だからこそ、地域公共サービスの果たしている役割を広くアピールし、医療、介護、福祉、公共交通などの現場で働くエッセンシャルワーカーの組合員に依拠し、職場環境の改善につなぐ取り組みを重視した。

地方本部や単組・総支部でも、学習・討論の場である機関会議や集会の規模を縮小し、ウェブ会議、書面決議など運動スタイルの試行錯誤が続いた。

連合、自治労の春闘方針

新型コロナは人の往来を抑制したため、観光・飲食・鉄道・航空など特定の産業に大きな影響を及ぼした。感染のリスクと隣り合わせの医療・介護、インフラに関わる構築・保守、食料品など生活必需品の製造、小売り、物流などいわゆるエッセンシャルワーカーは、その働きの価値に見合った水準となっていなかった。

また、賃上げをめぐる環境は例年とは大きく異なるものの、経済の先行きの不確実性を踏まえると、個人消費の拡大が景気の底上げに欠かせないことは明かだった。2021春闘は、そのために、雇用の維持・確保、賃上げの流れを継続することが求められた。



ウェブで開催した道北地本の単組代表者会議＝2021年2月3日

連合は、日本の平均賃金が先進国のなかで唯一停滞を続けていることやデフレ下で広がった企業規模間・雇用規模間の格差是正を課題とし、定期昇給相当分（賃金カーブ維持相当分）の確保を大前提に、2%程度の賃上げ要求を掲げた。

自治労本部も、新型コロナの影響で、2021年の賃金闘争は相当厳しくなるとの情勢認識にたつて、人勸期・確定期の土台としての春闘をしっかりと取り組むことを確認した。賃金改善、会計年度任用職員等の処遇改善と組織化、職場からの働き方改革を柱に、職場・地域点検と組合員参画の要求づくりを積極的に進めた。

2021春闘の結果と課題

2021春闘の妥結状況は5,347円、1.81%、前年比で336円減、0.12%減だった。パート

など非正規労働者も、時給21.88円、前年比で6.61円減、月給4,442円、同1,250円減、引き上げ率は概算でそれぞれ2.13%、2.03%となった。一時金は、年間月数で4.70月、前年比で0.22月減、いずれも前年を下回った。

賃上げと同時に取り組んだ「働き方改革」では、長時間労働の是正、65歳までの定年引き上げなど、多岐



日高地本の春闘討論集会で、道本部書記局からウェブで方針提起する長能企画総務部長＝2021年2月5日

にわたる項目で前進回答を引きだした。

自治労・公務員連絡会は、人事院総裁、総務大臣と春闘期における交渉を展開した。総務大臣は、2021年度の地方財政計画に、保健師や児童福祉司の増を見込み、その所要額を適切に計上、地方公務員給与は、国民・住民の理解と納得が得られるよう必要な助言を行う姿勢を示した。

また、パワー・ハラスメント防止は、未実施の地方自治体へ要請するなど、実効性が確保されるよう、積極的に助言すると回答した。会計年度任用職員への勤勉手当の支給は、18年7月時点の国の期間業務職員に対する支給割合は、9割を超えているが、地方自治体の期末手当の定着状況なども踏まえ、検討すべき課題と受け止め、必要な財源を確保すると回答した。また、定年引き上げは、22年4月1日だが、国家公務員法

等改正法案が成立後、地方自治体で円滑に移行できるよう、丁寧に助言し支援すると述べた。

公務員連絡会は、20年の勧告がコロナ過で大幅に遅れたことから、21年は、19年以前のスケジュールに沿って取り組むことなどを確認した。

定年の引き上げは、政府側の姿勢を評価しつつ、法案の再提出と継続審議となっている地公法改正案の早期成立にむけ、国会対策を強化するとの見解を明らかにした。

公共サービスにもっと投資を！キャンペーン

新型コロナの影響が
続かなかで、エッセン

シャルワーカーと呼ばれる人々が注目を集めた。必要不可欠な労働者という意味を持つ。日常生活に欠かせない、医療・福祉、保育、公共交通などで働く労働者は、感染のリスクを負いながら働いており、感謝の気持ちを表す動きも生まれた。

しかし、重要性が広く認識され、そのニーズが高まっているものの、人手不足や劣悪な労働環境が問題視され、日本の医療や福祉の脆弱さを



チ・カ・ホで市民に公共サービスの再構築を訴える道本部執行部（右から、千葉委員長、長能企画総務部長、根本次長）＝2021年3月12日

露呈した。特に、01年の小泉政権以降、市場原理や経済効率を重視する新自由主義改革で、地域公共サービスは大きく弱体化した。

自治労は、コロナ禍にあって、あらためて、地域住民の安心・安全の確保のために、持続可能な公共サービスの拡充をめざす「公共サービスにもっと投資を！キャンペーン」の全国展開を決定した。地域公共サービスを担う人員確保、そのための自治体財政の点検と要請行動を柱に各単組段階から取り組んだ。

人員確保は、22年4月にむけ、21春闘期からスタートさせた。道本部は人員確保闘争の進め方を作成し、単組で職員配置等に関する要求書を提出・交渉、要求実現をめざした。道本部は、人員確保に特化した学習会等への講師を派遣、日高地方本部では単組・総支部役員学習会が開催された。83単組で自治体の役割に見合う積極的な人員確保についての種をまいたと報告された。

自治体財政の点検と要請行動では、自治労本部と道本部開催の地方財政セミナーに多くの単組が参加した。年間を通じて自治体財政を意識した運動をめざした。

また、道本部は、連合北海道の社会的キャンペーン行動のなかで、エッセンシャルワーカーを含む地域公共サービス労働者に対し、コロナ禍に便乗した給与等の独自削減をしないよう、自治体首長に対する要請行動を展開した。

自治労本部は職場からのアピール動画「公共サービスにもっと投資を！」を募集、全国34県本部・1社保労・1消防協から102作品の応募があった。道本部からは、道本部、札幌市交通労組（優秀賞）、富良野市労連が制作し、視聴は総計4万4000回におよんだ。

また、この動画を全国統一行動日である3月12日に、札幌駅前通地下歩行空間(チ・カ・ホ)で上映、マスク付きチラシを配布し、地域公共サービスの重要性を市民にアピールした。

HBCの取材に対し、道本部は「公共サービスは、医療や介護、保育、

給食、清掃、交通など、地域の生活に密着したサービスを担っている」「限られた人員のなか職員は感染の危険と隣り合わせの状態働き、その処遇は働きに見合っていない」「公共サービスの価値を再評価し、安心・安全のためにもっとお金をかけるよう、政策を転換すべき」と訴えた。このようすはニュースで報道された。

現業・公企統一闘争 公共サービス確立の全国署名

自治労本部の
現業評議会は、



自治労本部、総務省に署名（写真下）を提出
＝7月5日、総務省内

地域の公共サービスとエッセンシャルワーカーとして奮闘する現場の労働者を守るため「自治体現場力による質の高い公共サービスの確立と職場環境・労働条件の改善を求める署名」に取り組んだ。全国で40万3984筆（うち北海道2万9686筆）を集約した。



2021年7月5日、総務省に提出、コロナ禍で脆弱性が明らかになった公共サービスの充実、職員の賃金・労働条件の確保、地方財政計

画の充実などを求めた。また、同日、自治労本部は自治労政策協力国會議員18人（道本部関係は、逢坂誠二衆議、佐々木隆博衆議、石川香織衆議、岸真紀子参議の4人）に対しても同趣旨の要請を行った。

種をまき、芽を育て、そして刈り取る

どのような要求も一朝一夕では実現しない。粘り強い

たかひのなかで少しずつ前進していくものである。このため、道本部は、長い間、春闘を年間闘争の出発点として位置づけ、夏の人勧期、秋の賃金確定期、そして翌年の当初予算期へと闘争サイクルの構築をめざしてきた。言い換えれば、春に種をまき、夏に育て、秋には刈り取れるよう、

生育管理していこうということである。もちろん、秋に種をまき、春に刈り取る場合もある。

2021春闘でも、いくつかの刈り取りや種まきをすることができた。

ここ数年の重要解決課題であった時間外勤務手当単価への寒冷地手当等の算入は、2単組(苫前町、大空町)で回答があり、合計144単組(87.8%)となった。

休暇・諸手当等の改善は、清里町職で男性の育児参加休暇の制度化、士別市労連で夏季休暇の取得期間延長で試行、音威子府村職では育児参加特別休暇を男性職員への拡大、網走市労連と鷹栖町職で子看休暇の適用範囲を拡大(小学校就学前→中学校就学前)、南富良野町職、中札内村職では子看休暇を拡大、斜里町労連で夏季休暇の期間拡大など、決着や「種まき」ができた。

また、諸手当は、北斗市職労、清里町職、上川町職労で新型コロナ禍における特殊勤務手当(防疫等作業手当)の新設および規則改正、美幌町職労では継続協議、美深町職は、持家手当の現行維持を確認した。

コロナ禍における労働条件の確保(防疫等作業手当、感染した場合の職専免等)は、51単組で、2021賃金確定闘争にむけた「種まき」ができた。

人事評価結果の給与等への反映は、74単組で、労使協議として確認しており、これまで確認した92単組とあわせて、多くの自治体単組で確認した。

一方、道内自治体のラスパイレス指数100超の自治体は、3団体(2017年:10団体、2018年:6団体、2019年:5団体)に過ぎず、初任給の改善、昇給・昇格の運用改善が重要な取り組みとなっていた。3月11日の道本部と道市町村課長との交渉で、道は規則に基づく運用は当然であり、職員団体と協議し、双方が納得して進めることが重要との認識を示させた。

2021人勧期・賃金確定期にむけた「種まき」は、107単組で確認できた。この種を、人勧期から交渉や事務折衝を重ね、「芽を育てる」ことが極めて重要であった。一方、「種をまく」ことができなかった単組も夏の人事院勧告前に、昇給・昇格基準の改善にむけて「種がまけるよう」当



道市町村課と春闘要求で交渉する道本部（左から原田組織部長、永田賃金労働部長、三浦副委員長、瀧口組織部長）＝2021年3月10日、道庁内

局に要求していくことが急務であると総括した。上川町職労では、春闘期に「7級制導入にむけた労使合同の学習会」を開催し、4月に、道本部役員を講師にウェブ学習会を開催した。

賃金の独自削減は、滝川市で、人件費削減(給与3%、一時金0.05月の削減、持家手当の廃止)提案があったが、単組の粘り強い交渉の結果、提案を撤回させることができた。しかし、網走市では、一時金の職務加算の2分の1凍結について、2021年6月まで継続された。また、鹿部町では、自治体首長の独断で自家用車使用の通勤手当の改悪(2km未満不支給→5km未満不支給)を労使合意なく一方的に議会に提案し、条例改正されたという前代未聞の事態が発生した。単組として、地方本部と連携し、組合員アンケートを実施、その結果を踏まえて取り組んだ。

2021年4月1日現在、道内では11単組・自治体で給与等の独自削減が実施されていた。士別市労連は21年4月から独自削減がはじまることから、学習会を開催し、士別市財政健全化実行計画への監視と意見反映に役立てた。

会計年度任用職員等の賃金・労働条件の改善については、名寄市労連では、22年4月にむけて、賃金、休暇制度全般について検討を約束させ、

旭川市職労では、月額賃金、休暇制度など処遇全般について秋に検討結果を示すこととなった。子の看護休暇は、南富良野町職、鷹栖町職、和寒町職労、音更町職で有給化とさせることができた。また、剣淵町職労で有給化にむけて継続協議、斜里町労連では病気休暇の条件付き有給化、美深町職で、現町長の任期中に正規職員に切り替え、伊達市労連で、夏



公務・公共に従事する労働組合として、新型コロナで明らかとなった脆弱な行政体制の再構築をアピールする公務労協の中央集会、YouTubeでリアルタイム配信された＝2021年6月4日、東京都内

季休暇、忌引き休暇の付与を確認した。一方、組織化は、20年11月末現在、62単組、2455人、7.1%が組織化され、目標の8%に近づいたが、まだまだ不十分であった。足寄町職労で組織化が進んでいるのは、単組が組合員に寄り添い職場に組合活動があるからであった。当事者の声を聞き、粘り強い取り組みが求められた。

「特例業務」「他律的業務」の明確化・点検、縮小・廃止では、「限定されていない」「範囲が明確化されていない」単組が、大幅に増え、賃金確定闘争期にむけて、継続的に取り組む必要があった。36協定の新たな締結はなかったが、労働基準法「別表第一」に該当する事業場では、

協定の締結なく時間外労働が行われている場合は法令違反であるため、速やかに締結にむけた労使協議が求められた。長時間労働の是正と不払い残業の撲滅にむけた取り組みでは、3月11日の道市町村課長交渉で、不払い残業の撲滅にむけて、振替・代休が勤務8週間後までに取得できなくても時間外勤務手当を支給しない運用となっている自治体があることを指摘し、速やかに是正するよう自治体を指導・助言するよう求めた。

道からは「未払い超勤や振替・代休の不適切な運用を行っている自治体が存在するのであれば、法律に違反するものとして重く受け止めなければならない。実態を適切に把握したうえで、事前命令と事後確認の徹底や必要な予算の確保など適切に対応するよう引き続き助言する」と回答した。日常的な点検を強化し、特に予算枠があつて、不払いとなっている自治体にあつては、予算枠の撤廃や補正で予算を確保させるなどの取り組みを強めていった。

21春闘で、53単組が確定期にむけた「種まき」ができた。その芽を育て、2021賃金確定闘争で「刈り取る」ことができるよう、職場の実態・組合員の声を把握していくこととした。

新型コロナ対策への対応などで、運動の基本である要求書の提出、労使交渉、戦術配置、組合員の賃金実態の把握などが不十分な結果となった。一方で、コロナ禍で、集まることができない単組でも、ウェブによる会議や単組オルグの導入によって、運動の幅が広がったことは特筆すべき取り組みだった。対面による運動を基本としつつ、ウェブを有効活用した顔の見える運動展開も模索した。あらためて、春闘を1年の賃金・労働条件闘争のスタートとし、要求—交渉—妥結（書面化・協約化）のサイクルを定着させ、組合員の声・実態を要求に結びつけ、人事院勧告期・人事委員会勧告期、賃金確定期にむけて、最低限必要な課題や要求事項を整理し、自治体当局に認識させることが重要である。

3－異例の賃金確定闘争

一時金の0.15月引き下げを勧告

人事院は8月10日、俸給表の改定見送り、一時金の0.15月引き下げ(4.45月から4.30月へ)を勧告した。民間水準の反映とはいえ、コロナ禍のなかで住民の生命と生活を守るために懸命に奮闘している組合員の努力を踏まえると容認できるものではない。特に勤勉手当が支給されていない会計年度任用職員の処遇悪化につながる可能性があった。

また、人事院は妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援、長時間労働の是正、ハラスメント防止対策、心の健康づくり、定年の引き上げなどについても勧告、報告した。



地公三者の北海道人事委員会交渉（手前から三浦道本部副執行委員長、蒲池全道庁労連委員長、山谷北教組書記長）＝2021年9月10日、道庁別館

札幌市と北海道の人事委員会も、それぞれ、国と同様の勧告をおこなった。

12月期末手当の支給日が迫るなかで勧告に対する政府の取り扱いが注目されたが、10月14日、衆議院が解散、31日投開票となった。第2次岸田文雄内閣が発足し、11月12日に給与関係閣僚会議が開催された。一時金引き下げの調整方法について、二之湯智国家公務員制度担当大臣は「来年6月のボーナスから減額することで調整を行う」と発言したが決定しなかった。すでに、人事委員会がある都道府県や政令市単組では、21年12月の一時金で調整するところも出てきた。

一方、総務省は、11月15日、給与能率推進室長が、各都道府県の市町



新型コロナウイルスの影響で1日開催となった道本部大会、対面とウェブで団結ガンパロー＝2021年9月26日、ホテルポールスター札幌と各単組をZoomでつないだ。

村担当課長に電話、「引き下げ相当分は22年6月の期末手当から減額する可能性が極めて高い状況」と伝えた。これを受け、道市町村課は各自治体へ同様の内容をメール送信した。総務省は、これまでも人勧の取り扱いは国に準じた対応を市町村に求めており、閣議決定の前に、人事委員会のない市町村が都道府県や政令市に追随することへの危機感があった。このことは、自治体単組、当局を当惑させ、交渉協議に水を差すものであった。道本部は北海道市町村課に対して、自治労本部は公務労協をつうじ総務省に対して、強く抗議した。

一時金の減額めぐる道本部の対応

道本部は「あくまでも人事院勧告は参考であり、賃金決定は労使交渉が原則」との立場をこれまで一貫して堅持してきた。6月一時金での調整は、不利益不遡及の原則^①に反するとし、実施時期は12月1日基準日以降、2022年6月一時金調整反対を確認した。そのうえで、もし、単組が今年12月一時金での減額調整を余儀なくされる場合は、賃金水準

① 法の不遡及（ほうのふそきゅう）とは、法令の効力はその法の施行時以前には遡って適用されないという法体系における理念の一つである。

や休暇制度の改善などを求めることとした。

このほか、会計年度任用職員は勤勉手当が支給されておらず、今回の引き下げ勧告を反映させないことや、その他、賃金労働条件の改善、定年の引き上げ、人事評価結果の給与等への反映は労使協議事項、長時間労働の是正にむけた時間外労働の上限規制を定めた条例・規則の遵守、他律的業務および特例業務の厳格化、労働時間の適正な把握、不払い残業を一掃することなどを重点課題・妥結基準として掲げた。

道本部が賃金確定闘争の対策のため例年開催している賃金担当者会議は、昨年度同様、地方本部単位に開催した。10月2日～10月22日に、148単組・総支部362人が参加した。

岸田内閣は、11月24日、引き下げ相当分を22年6月の期末手当から減額することを閣議決定した。同日、総務省は「国家公務員の取扱いを基本として対応」と各自治体に通知した。しかし、改正給与法案は、12月臨時国会には提出されず、越年となった。自治労本部と内閣人事局との協議も年明けとなった。

この過去に例のない事態のなかで、自治体当局も対応が定まらず、全国では、すべての政令市単組、都道府県職の3分の2が、12月一時金での調整で妥結した。道内も、札幌市、道が同様の対応となり、32単組が年内に妥結した。しかし、釧路町職を含む4単組で新年度からの支給率改定のみとしたことをはじめ、7割以上の単組は、改正給与法後に再度協議など、全国的にも道内においても多くの単組が未決着となった。



なお、道本部青年部は、一時金の引き下げ反対の要求書行動を取り組んだ。全道庁労連青年部では役員が、学習会や組合員一人ひとりに直接会いながら、取り組みの意義や必要性を丁寧に伝え、組織の強化につなげた。また、名寄市労連青年部では実

損額を計算したステッカー行動で、当局交渉（写真）の際に貼り出し、減額調整をさせない結果につながった。

賃金水準、休暇等で前進回答

2021賃金確定闘争では、春闘期からの継続交渉課題などの諸要求で多くの

単組が前進回答を獲得した。

2017年以来の課題である時間外勤務手当単価への寒冷地手当等の算入は、新たに2単組が加わった。しかし、17単組（継続協議含む）が未実施で残った。空知管内、釧根管内を中心に未算入が多く、取り組みが求められた。

昇給・昇格基準の改善は、網走市労連、苫小牧市職労、室蘭市職労、釧路町職で、到達級改善や昇給年数の短縮を実現した。また、上川町職労は労使による7級制導入にむけた学習会を開催し「種をまく」ことができた。

道内の自治体では、10自治体で、赤字補填・経営再建策の一環として独自削減が続いていた。特に、コロナ禍に便乗した独自削減に警戒しながら取り組みを進めた。旭川市職労では、人事院勧告の取り扱いにあわせ、抑制されていた2号俸の昇給を回復させた。

会計年度任用職員制度がスタートして2年目の闘争となった。同一労働同一賃金、職務給・平等取り扱いの原則等を踏まえた処遇改善が求められた。一時金の減額を勧告に準拠しないなど常勤職員との均衡・権衡を考慮した改善という成果をあげた単組は32単組にとどまった。

人事評価制度の昇給・勤勉手当等への反映は、労使協議事項とする確認を妥結基準とした。その結果、104単組で「確認した」、23単組で「確認できず」、26単組が「すでに反映中」、14単組が「労使協議中」となった。

定年引き上げは、2023年に60歳となる職員への情報提供・意思確認を22年度中に行う必要があり、21年12月議会または22年3月議会での条例改正をめざして、交渉・協議を進めた。

以上のように、2021年賃金確定闘争は、異例のたたかいとなった。こ

のため、道本部は、逐次、国公の給与改定の情報を地方本部に発信し、共有化に努めた。地方本部専従者ともウェブを活用した連絡会議を複数回開催し、リアルタイムに情報を提供した。

あらためて、春闘を1年のたたかひのスタートとし、年間の交渉サイクルを確立していくことが、今後の人勸期、賃金確定期での取り組みにもつながり、そのことが賃金・労働条件の改善を実現していくと総括した。

4 一定年、段階的に65歳へ引き上げ

定年年齢→ 生年月日↓	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度
	定年60歳	定年60歳	定年61歳	定年61歳	定年62歳	定年62歳	定年63歳	定年63歳	定年64歳	定年64歳	定年65歳	定年65歳
	2023.3.31 退職	2023.3.31 退職	退職者 なし	2025.3.31 退職	退職者 なし	2027.3.31 退職	退職者 なし	2029.3.31 退職	退職者 なし	2031.3.31 退職	退職者 なし	2033.3.31 退職
1961年度生まれ 1961/4/2~1962/4/1	60歳 退職	61歳 預立再任用	62歳	63歳	64歳	65歳						
1962年度生まれ 1962/4/2~1963/4/1	59歳	60歳 退職	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳					
1963年度生まれ 1963/4/2~1964/4/1	58歳	59歳	60歳	61歳 退職	62歳	63歳	64歳	65歳				
1964年度生まれ 1964/4/2~1965/4/1	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳 退職	63歳	64歳	65歳			
1965年度生まれ 1965/4/2~1966/4/1	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳 退職	64歳	65歳		
1966年度生まれ 1966/4/2~1967/4/1	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳 退職	65歳	
1967年度生まれ 1967/4/2~1968/4/1	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 退職

※制度完成までの間、暫定再任用制度により1年の任期を更新して65歳まで働くことができる
※60歳に達した日以後、退職して定年前再任用短時間勤務職員となることができる(任期は定年退職日まで)

2021年6月4日、参議院本会議で「国家公務員法等の一部を改正する法律案」および「地方公務員法の一部を改正する法律案」が可決・成立した。60歳定年後の再任用短時間勤務など不安定雇用が深刻化してきたが、雇用と年金を接続するための課題であった定年の引き上げがようやく

く実現した。

2013（平成25）年度定年退職者から報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に65歳へと引き上げられ、2021（令和3）年度に65歳となった。無収入期間が生じないよう雇用と年金を接続するため、再任用制度が運用されてきた。

新たな制度は定年を60歳から65歳に引き上げるもので、23年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げて、32年度末（33年3月31日）で完成させる（図表）。この期間中、65歳まで、現行の再任用制度（フル・短時間）が暫定的に適用される。給与は61歳以降、7割水準となる。また、60歳以後、定年前に退職した場合、週5分の2から5分の4の範囲内で勤務する「定年前再任用短時間勤務」が可能となった。給与は退職前の勤務時間割で再任用同様の諸手当が支給される。

法案成立に先立ち、両院内閣委員会および総務委員会では、附帯決議^①が合意された。法案は当初の予定より1年遅れ、23年度からの施行となり、地方公務員は、法改正を踏まえた条例・規則の改正が必要となった。

道本部は、地方本部、単組が連携をはかり、各自自治体で混乱なく円滑に定年の引き上げが運用されるよう取り組みをすすめた。さらに、改正高年齢者雇用安定法^②の適用を受ける公共民間職場等における定年の引き上げも喫緊の課題となった。

菅首相が辞任、岸田内閣が発足

憲政史上最長となった安倍内閣は、2020年9月16日に幕を閉じ、菅義偉内閣が発足した。発足当初は高い支持率だったが、日本学術会議の任命

① 定年年齢の引き上げ期間中における新規採用の継続、管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）で降任した職員の職務のあり方、公務における65歳以降の雇用のあり方等、地方自治体における関係条例の整備、施行日が2023年4月1日に変更・修正されたことにもない定年の引き上げ年齢が繰り下げとなる職員の雇用と年金の接続、定年前再任用短時間勤務の希望による選択等。

② 事業主に、70歳定年、定年制廃止、70歳までの継続雇用、70歳まで継続的に業務委託契約を締結、70歳まで継続的に従事できる社会貢献事業などのいずれかの措置を努力義務としている。

拒否問題^①や東北新社役員による総務省幹部接待問題^②、さらには新型コロナウイルス対応の遅れで支持率が著しく低下した。新型コロナウイルス対策に全力を尽くすとして、自民党総裁選に出馬せず、21年9月3日、退陣した。

自民党総裁選は、河野太郎、岸田文雄、高市早苗、野田聖子の4人の争いとなり、岸田文雄内閣が発足した。「新しい資本主義」「分配重視」などを看板政策として打ち出し、新政権ということで内閣支持率は上昇した。

臨時国会は、首班指名のみで、10月14日に解散、31日投開票という戦後最短、異例の選挙戦へ突入した。

5 — 総選挙 自民単独過半数 立憲は泉新代表へ

総選挙にむけた野党共闘の模索

2017年の衆院選は、民進党が分裂し、立憲民主党が立ち上がり、自民党はこの野党分裂の隙をみて、解散総選挙に踏み切った。安倍政治の批判票が分散し、自民党が圧勝、安倍1強政治の継続を許す結果となった。

野党側が候補を一本化していれば安倍1強に待ったがかかった可能性が指摘された。このため、この総選挙後、安倍自公政権に対抗する野党勢力の結集が模索された。20年9月、連



総選挙にむけて声明を発表した市民連合と野党の党首＝2021年9月15日、東京都内 市民連合ウェブサイト提供

- ① 2020年9月、菅首相が、日本学術会議が推薦した会員候補のうち一部を任命しなかった問題。その理由を明確にしなかったため、野党は、学問の自由を脅かす重大事態と批判した。
- ② 2021年2月、菅首相の長男を含む東北新社の役員が、監督官庁である総務省の幹部職員を接待していた問題。

合が橋渡し役となり、立憲民主党と国民民主党が合流、新・立憲民主党が結成された。しかし、連合組織内議員の一部は新しい国民民主党を結党、連合の支持政党問題は依然として残された。道内は連合の推薦議員全員が、立憲民主党に移行した。

野党第一党の立憲民主党は、野党間の連携をさらに進め、21年4月の参院長野補欠選挙、参院広島再選挙、衆院道2区補欠選挙で、野党統一候補がすべて勝利した。

さらに、総選挙が迫る中で、野党共闘に動きがあった。連合は立憲民主党、国民民主党に対し、候補者調整と連携協力を求め、8月17日、両党の選対委員長間で覚書が成立した。一方、市民連合^①は、衆院選にむけた野党共通政策を野党各党に提案したが、国民民主党は参加せず、立憲民主党、社会民主党、共産党、れいわ新選組の4党の合意となった。その後、9月30日、立憲民主党の枝野幸男代表と国民民主党の玉木雄一郎代表が会談、連合との政策協定および両党選対委員長の覚書に基づく政策実現と選挙協力を確認した。

こうして、立憲民主党が中心となり進めた野党共闘で、最終的には全289選挙区のうち75%にあたる217選挙区で候補者の一本化が実現、多くの選挙区で激戦となった。

維新が躍進、立憲は議席減らず

解散総選挙は、自民党総裁選直後の国政選挙で、野党共闘の動きもあり注目されたが、有権者の関心が低く、投票率は小選挙区で55.93%、比例代表で55.92%、戦後3番目に低い水準となった。

激戦区が多く、自民党は公示前の276議席から261議席と議席を減らしたものの、僅差で接戦を制し、単独過半数を獲得した。立憲民主党は小

^① 安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合の略称。憲法違反の安保法制の廃止と立憲主義の回復を求め、「戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会」「安全保障関連法に反対する学者の会」「安保関連法に反対するママの会」「立憲デモクラシーの会」「SEALDs」の5つの団体の有志の呼びかけによって2015年12月に発足した。山口二郎法政大教授、中野晃一上智大教授、福山真劫自治労元書記長などが運営委員。



新たに自治労の政策協力国会議員となった石川香織衆議と道本部の千葉委員長＝2020年12月24日、道本部書記局

選挙区で議席を増やしたが、比例代表で議席を減らし、公示前から14議席減らす96議席にとどまった。野党共闘が実現した217選挙区は、無所属を含めても62人（29%）で、公示前の51人から大きな上積みはなかった。比例代表では立憲と国民の得票は計約1400万票にとどまり、前回、17年の旧立憲民主党と希望の党の計約2000万票を大きく下回った。

日本維新の会が、公示前の11議席から41議席と大きく躍進し、第3党となった。野党第1党の立憲民主党が政権政党として、有権者からの信頼を得るには、まだまだ政策と運動の蓄積が足りなかった。

立憲、道内も議席減らす

道内も、投票率は、小選挙区で58.79%と全国平均より若干上回ったが、戦後3番目の低さとなった。

小選挙区は、立憲民主党が5議席、自民党が6議席、公明党が1議席、比例代表では立憲民主党が3議席、自民党が4議席、公明党が1議席となった。立憲民主党は10議席から2議席減らした、野党共闘で与野党対決の構図をつくり、接戦区が増えたが、その効果は限定的となった。自治労組織内の逢坂誠二（8区）、新たに自治労政策協力議員となった石川香織（11区）が、ともに小選挙区で勝利した。

自治労は、公共サービスの充実と平和で安心して生活できる社会を实



初当選し、あいさつする大築紅葉衆議＝2021年12月23日、道本部書記局

現するため、「中道・リベラル」勢力の結集をめざしてきた。そのためには推薦議員との接点や政治学習会の開催などを日常的な組合活動に融合させる取り組みが求められた。

枝野代表が辞任、新代表を選出

立憲民主党の枝野幸男代表は選挙結果を受けて辞任を表明、新たな代表を党員・サポーター・パートナーズの全員投票で行う代表選挙を実施した。4人が立候補、組織内の逢坂誠二衆議と泉健太党政務調査会長（北海道出身）の決選投票となり、泉新代表となった。



代表選に臨む、左から、西村智奈美（新潟1区）泉健太（京都3区）小川淳也（香川1区）逢坂誠二（道8区）の各氏＝立憲民主党ウェブサイト 提供

6 食料を支援 ほっかいどう若者応援プロジェクト



新型コロナは、働く者だけでなくあらゆる人々の生活に及び、道内の大学生にも深刻な影響を及ぼしていた。対面授業やゼミがオンラインとなり、必要なパソコンやタブレット

の通信環境の整備費がかさんだ。同時に教授や学生同士のコミュニケーションが少なくなり孤独感を抱える学生も増えた。また、アルバイト先では営業時間の短縮やシフトを削られ、収入が減少し、生活が苦しくなった。授業料等の支払いに窮し、退学を考えている学生も少なくなかった。

このため、連合北海道（杉山元会長）、北海道労働者福祉協議会（出村良平理事長）、北海道生活協同組合連合会（麻田信二会長）や大学生協事業連合北海道地区が中心となり、ほっかいどう若者応援プロジェクトを設置し、道内で学ぶ若者に「食の支援」を実施した。

2021年1月の設立以来、道内の企業、団体、個人から約3300万円にのぼる協賛寄付が寄せられ、さまざまな支援物資も届いた。

これらの寄付金でコメなどの食料品を調達し、21年2月、北海道大学で1人暮らしの学生への支援を皮切りに、4月は札幌大学、天使大学、12月まで、のべ36大学45キャンパス、さらに22年1月以降、9大学など、総数で1万5000人分を超える「食の支援」を取り組んだ（写真）。

道本部は、連合北海道からの要請で産別として寄付、単組・総支部、組合員にもカンパの賛同を呼びかけ、それぞれがプロジェクト事務局に送金した。



ほっかいどう若者応援プロジェクトは、約1年間の活動を終え、「学生たちから寄せられた喜びと感謝の声、困難な状況に立ち向かう彼らの姿、そして皆様から頂いた温かいご支援を心に刻

み、ほっかいどう若者応援プロジェクトは、新たな視点でこれからも若者・学生を応援します」とし、継承組織として「ほっかいどう若者応援連絡会議」を設置。構成4団体による代表者を置かない団体参加方式とし、年2回程度の定期的な情報交換を行いながら、「若者応援団」として、コロナ禍におけるキャンパスの現状、学生の修学や生活面の変化と課題などを共有しながら、各団体が行う事業への協力や政策提言活動などに連携して取り組んだ。

参院選 鬼木、徳永がともに当選

安倍元首相、銃撃され死亡



7月の参院選で、全国比例代表自治労組織内の鬼木誠、道選挙区の徳永エリはともに当選を果たした。しかし、選挙結果は、与党の圧勝に終わった。(写真、自治労本部の青木副委員長から花束を受ける鬼木誠、7月10日、東京都内) 遊説中の安倍元首相が銃撃され死亡。多額の献金など旧統一教会をめぐる問題に注目が集まるきっかけとなった。

2月24日、ロシアがウクライナに軍事侵攻した。プーチン大統領が繰

り返す核威嚇に国際社会は戦慄した。子どもを含む多くの市民が犠牲となった。

道東および道央地方本部が結成され、地本の再編・統合がすべて完了。

2022[令和4]年

国内外の動き

- 1. 27 道、オミクロン株感染拡大でまん延防止等重点措置 **3. 21** 18都道府県のまん延防止措置解除 **9. 15** オミクロン株対応ワクチン接種開始
- 2. 17 連合、参院選で支持政党明示せず立憲、国民と連携、共産との共闘否定 **4. 18** 芳野友子会長、自民党の会合に出席
- 2. 24 ロシアがウクライナ侵攻、「特別軍事作戦」と正当化 **3. 4** ロシア軍、ザポリージャ原発制圧 **5. 15** 北欧フィンランドが北大西洋条約機構(NATO)への加盟申請
- 4. 1 育児休業法改正、男女とも仕事と育児を両立する産後パパ育休制度(出生時育児休業)創設、雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化
- 4. 6 21勧告で先送りしていた国公一時金0.15月減額の給与法改正成立
- 4. 23 知床半島沖で観光船「KAZUI(カズワン)」が沈没、乗客20人死亡、6人が行方不明、ずさんな安全管理体制発覚 **6. 1** 網走港に陸揚げ、乗船家族らが献花
- 5. 26 吉川元農相、500万円の賄賂認定、執行猶予付懲役2年6カ月の有罪判決
- 5. 31 札幌地裁、泊原発運転差し止め判決、福島事故後3例目、廃炉は命じず **7. 13** 東京地裁、東電株主が元会長ら旧経営陣4人に13兆円の賠償命令、個人責任認める初判決 **12. 22** 原発建て替え、運転延長へ転換、最長60年から停止期間除外、超えて運

転可能

- 7. 8 遊説中の安倍元首相、銃撃され死亡
9. 28 日本武道館で国葬、世論の賛否割れる **10. 24** 山際経済再生相、統一教会と関係相次ぎ更迭 **10. 25** 野田元首相、国会で安倍元首相の追悼演説 **12. 8** 旧統一教会の被害者救済法、衆院で可決
- 7. 10 参院選、自民単独過半数超、改憲勢力3分の2を維持
- 9. 19 英国史上最長の70年7カ月在位のエリザベス女王国葬、各国から500人参列
- 10. 1 円安、資源高で値上げラッシュ、32年ぶりに1ドル151円台
- 10. 3 ヤクルト村上、22歳最年少で三冠王、日本選手最多の56本塁打を達成

- 10. 5 エンゼルス大谷、投打で規定数到達、1903年以降で初の快挙
- 10. 23 中国で習近平政権3期目発足
- 10. 23 高校生平和大使派遣から10年、広島
の被爆ピアノ演奏会、道内4市で開催
- 10. 29 韓国で雑踏事故、158人死亡
- 11. 18 北朝鮮、相次ぎミサイル発射、11月
末までに80発以上
- 12. 2 自公、自衛目的で相手のミサイル発
射拠点たたき「反撃能力」保有で合
意
- 12. 6 30年冬季五輪開催地決定、24年に先
送り **12. 12** 賛否問う住民投票、
市議会が否決 **12. 22** 23年度実施
の意向調査で、秋元市長、反対多数
なら「前に進めない」

2022[令和4]年

道本部の動き

- 1. 8 道本部国民春闘討論集会、対面ウェブ併用
- 2. 4 道本部中央委員会、ウェブ開催
- 2. 5 岸参議、初の政治セミナー、ウェブで鬼木候補予定者と対談
- 2. 17 自治労本部、保健所職員らにアンケート、1771人が回答、過労死ライン2割経験、うつの症状36%、人員増不可欠
- 3. 8 連合北海道春闘総決起集会ウェブ開催
- 3. 27 元道本部執行委員の杉原太氏（59）七飯町長選で初当選
- 4. 4 鬼木誠、28日まで道内遊説
- 4. 18 合同専従者会議、統合の3地本専従者が活動報告
- 5. 13 全道女子バレー、北見市労連24年ぶり2度目の優勝
- 6. 3 道本部中央委員会、書記局定数見直し組織討議案、佐呂間町職の脱退承認
- 7. 11 参院選、鬼木、立憲比例代表で2位、道選挙区は徳永エリが接戦制す
- 8. 28 自治研全道集会、留萌市でウェブ開催
- 8. 30～31 自治労千葉大会、幕張で開催、山

木書記長、大村女性部長が発言(写真)



- 9. 29～30 道本部大会、対面200人超とウェブで3年ぶりに2日間開催
- 10. 30 網走、十勝、釧根地本が道東地方本部を結成、書記局は帯広市 **12. 3** 空知、胆振、日高地本が道央地方本部結成、書記局は自治労会館
- 11. 1 道本部、1962年結成から60年周年
- 11. 8 高レベル放射性廃棄物シンポジウム、学園大の小田清名誉教授が講演
- 11. 21 春闘アンケート、紙以外のウェブ調査4単組（北見、日高、当別、札幌大）で実施、1977年開始以来初
- 12. 1 道本部奨学金借換資金融資制度、自治労奨学金借換ローン受付開始、2025年9月まで
- 12. 8 戦争をさせない北海道委員会、都立大の木村草太教授が講演、450人
- 12. 18 戦争をさせない北海道委員会、敵基地攻撃能力保有反対抗議集会、札幌市大通西8丁目で開催、終了後デモ

1－春闘、コロナ禍のたたかい続く



コロナ禍、3年ぶりの春闘討論集会、あいさつする千葉委員長（左側）＝1月8日、自治労会館

3年ぶりの春闘討論集会

道本部は、コロナ禍で2年間開催していなかった道本部春闘討論集会を対面とウェブ併用で開催した。2022年1月8日、全道から130単組・総支部5人（うち女性17人）が参加した。

千葉委員長は冒頭「この瞬間においても多くの自治労組合員が感染防止、医療確保、生活支援に従事するなど、地域住民の生命と生活を守る最前線で奮闘している。心から敬意を表し、誇りに思う」と述べた。来賓の参院選全国比例代表組織内候補予定者の鬼木誠は、必勝にむけてたたかう決意を表明し、支援を訴えた。

その後、松上隆明元月刊労働組合編集長が「22春闘を取り巻く情勢と私たちの課題」で基調講演。引き続き、道本部から21秋期闘争総括、22国民春闘方針を提起し、討論を行った。

連合、自治労の春闘方針と春闘相場

連合は、2022春闘を経済・社会の活力の原動力となる人への

投資を積極的に求める「未来づくり春闘」と位置付けた。雇用の確保を大前提に、賃上げで分配構造転換の突破口とした。

一方、自治労本部は、「06年の給与構造改革、15年給与制度の総合的見直しで、地方公務員の賃金水準が引き下げられ、地域間の賃金格差が拡大してきている。」とし、人勧準拠だけでは、組合員の生活を維持・防衛できる賃金水準が確保されないため、運用改善等による賃金水準の維持・改善を自治体当局に求めていくこととした。



ウェブ開催の自治労中央委員会、団結ガンパローする川本委員長＝2022年1月28日、東京・自治労会館

具体的には、20年4月実施の全国自治体の賃金等制度調査を活用して、自治体の昇給・昇格に係る規則と実際の運用に乖離がないかを点検し、運用改善を求めていくことを方針化した。

連合、自治労の春闘方針を受けて、道本部も、新型コロナの影響で、22年の人事院勧告が厳しい内容になることが想定されるため、運用改善等による賃金水準改善の取り組みを重点的に取り組んでいく方針を決定した。

具体的には、ストライキ批准投票、全国賃金等調査を活用した運用改善、長時間労働・不払い残業の是正とワークルールの遵守、会計年度任用職員等の賃金・労働条件の改善と組織化など、21春闘からの継続課題や確定闘争期にむけた「種まき」と位置づけ、対当局交渉を促していくこととした。

22春闘は、大手が平均6160円（2.10%）、前年比813円増（0.29%増）となり、中小も昨年を上回った。また、パートなど非正規労働者は、時給

2.39%、月給2.33%増となった。

なお、ストライキ批准投票は、道内も全国も前年より、2ポイント前後減少した。クラスターが発生や、病院職場で投票ができなかったり、担当者が自宅待機など、コロナ禍が影響した。

春闘期 単組交渉の成果と課題

春闘期に、各単組は継続課題で前進回答を引き出し、都市2単組、町



北海道町村会に春闘要求書を提出する道本部（右から柿崎賃金労働部長、長能副委員長、原田組織部長）＝2022年2月25日、札幌市・自治会館内

村4単組で、21年の12月期末手当の減額調整しないことを確認した。

国どおりの単組でも、会計年度任用職員や再任用職員には適用させなかった。

一時金の給与法改正が

4月にずれ込み、春闘段

階では146単組が決着、16単組が未決着となった。

時間外勤務手当単価の寒冷地手当等への算入は、新たに芦別市職労が22年4月から算入、合計149単組に達した。また、名寄市労連で初任給および1、2級の4号改善や、非管理職の5級到達を勝ち取るなど、12単組で昇給・昇格基準の改善を実現した。39単組で再任用職員の賃金・諸手当の改善目標を掲げ、賃金確定闘争にむけ「種まき」ができた。

道本部は、道内自治体のラスパイレース指数が全国に比べて低い^①ことから、初任給の改善を求めて、3月10日、道町村課長と交渉した。

総務省の地方公務員給与実態調査では、大卒程度で国(1級25号俸)より高い自治体が40都府県、341市、147町村にもおよんでいた。

また、21年の道人事委員会の民間給与実態調査では、大卒初任給が、

① ラスパイレース指数100超の自治体が全国的には1788団体中239団体(2021年12月・総務省公表)だが、道内(169自治体)では3団体(2018年:6団体、2019年:5団体、2020年:3団体)に過ぎない。

1万8000円、高卒1万2000円、それぞれ道内民間を下回っていた。

道市町村課は、「初任給を独自に設定している都府県や市町村が相当数あることは承知している」とし、「職員団体とよく協議して、各自治体が判断すべきもの」との見解を明らかにした。自治体への圧力、締め付けは行わないことも確約した。さらに、「ラスパイレス指数が100を超えた自治体に対する財政上の減額措置(ペナルティー)は、過去も含め講じたことはない」と述べた。



春闘期の道市町村課長交渉、厳しく追及する道本部、右から江本組織部長、長能副委員長、柿崎賃金労働部長、原田組織部長＝2022年3月10日、道庁内

また、会計年度任用職員等の賃金・労働条件の改善についても、市町村課長を追及した。一時金の支給月数2.55月を下回っている自治体が74、フルタイム任用時間(38時間45分)未満としている自治体が101あることを指摘し、どのような「指導・助言を行っているのか」と質した。

市町村課長は「関係法令および総務省マニュアルを踏まえ、業務内容に即した適正な勤務条件を適切に決定すべき」とし、「振興局をつうじ市町村への助言を依頼している」と回答した。

一方、一時金の引き下げを会計年度任用職員に反映させない取り組みは、25単組で適用せず、58単組で引き下げ相当分の減額調整をさせなかった。

また、網走市労連で、子の看護休暇の取得要件を中学校修了までに拡



北見市青少年課長と交渉する北見市職労児童厚生員支部（北見市児童館に勤める会計年度任用職員で組織）、処遇改善にむけ前進回答獲得＝2021年12月15日、北見市内

充、北見市労連は昇給の上限を改善させた。足寄町職労では、寒冷地手当の支給について、常

勤職員の7割相当額を支給することで妥結した。

定年引上げの条例整備

地方公務員の定年は、23年度から段階的に引き上げられることとなった。総務省は、各自治体に必要となる条例等の整備を求めた。

道本部は、各単組に対して、条例事項に関する最低限の獲得目標を設定、少なくとも春闘段階で獲得目標を労使確認したうえで6月議会での条例改正をめざし、対象者への説明、意向確認のスケジュールを当局側から示させ、実態を踏まえた対応となるよう提起した。

また、条例事項以外の運用課題は、春闘以降も継続し、自治労本部が5月に設けるヤマ場での決着をめざした。

しかし、人事院規則の公布や条例例が遅れ、当局側の動きが鈍化、具体的な制度開始にむけた整備が進まず、春闘段階では労使協議が行われた単組は39単組にとどまった。

総務省の条例整備予定調査でも、全国の8割の団体が9月議会までの整備と回答、全国的にも制度設計の遅れが判明した。

道本部は、9月議会までの決着を見据えた具体的な闘争スケジュールを再度提起、各単組は道本部が示した獲得課題^①に沿って取り組みを強化した。

① ア) 高齢になっても働き続けられる職場環境の整備、イ) 管理職から降任・転任した職員の職務と配置の検討、ウ) 職員の長期的な人員構成の想定と計画的な新規採用の確保などにむけた検討、協議、エ) 中堅層職員の昇格（ポスト）確保や定数管理の柔軟対応、オ) 定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員の働き方、職務、級の格付けなどの抜本的見直し。

人事評価制度に対する取り組み

総務省は、定年の段階的引き上げを前に、人事評価結果の活用(勤勉手当、昇給、昇任・昇格、分限)について圧力を強めた。道も20年秋頃から各振興局を経由し、各自治体に技術的助言という圧力を強めていた。

道本部は、あらためて22春闘で、人事評価結果の反映は、給与・処遇等に影響を及ぼすことから交渉事項であることを、労使で確認するよう提起した。

3月10日、道市町村課との交渉で、「技術的助言」はこの間の道本部との8回にわたる交渉経過(17春闘～21確定闘争)を反故にす

ることに他ならないと厳しく指摘し、各自治体に対し機械的に処遇へ反映させるような助言は行わないこと、人事評価制度は労使協議事項であることを、追及、確認した。

国公法の改正附則では、「60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう、人事評価について検討を行い施行日までに所要の措置を講ずる」としていることから、道本部は、一方的な給与への反映を許さない取り組みを一層強化していくこととした。



人員確保は組合存続をかけた取り組み、稚内市労連は「春闘お菓子付きアンケート」を実施、職場実態の把握と人員要求作りを進めた＝2022年、稚内市・市労連書記局

2 賃金確定期のたたかい

2022賃金確定期のたたかい

人事院は8月8日、月例給0.23%、921円の改定勧告を行った。配分は、20歳台半ばから30歳台半ばまでとなった。また、初任給は総合職試験および一

一般職試験（大卒程度）は3000円、一般職試験（高卒者）は4000円引き上げた。一時金は、0.01月引き上げ、4.41月となった。

道本部は、確定闘争の方針を次のとおり掲げた。

- ①生活を維持・向上できる賃金到達目標を設定し、給料表の改定は人事院勧告の内容を最低限として、4月に遡って改善、年内差額支給とすること。特に、一時金については、すべての職員を引き上げをめぐす。
また、人事院勧告を適用するだけでは、国との給与水準の格差を解消しきれず、初任給水準の改善や、在級・在職期間の改善を取り組んでいく。
- ②会計年度任用職員についても、人事院勧告における月例給・一時金の引き上げのほか、給料・報酬、諸手当の改善をめぐす。
- ③賃金や職場合理化に対するたたかい、人事評価結果の賃金などへの反映問題への課題、働き方改革や長時間労働是正などについて、単組の状況を踏まえながら取り組みを進める。
- ④要求実現にむけて、11月17日をたたかいのヤマ場と位置づけ、1時間を上限とするストライキ戦術の配置、要求書の提出・回答、重点交渉期間や地方本部ごとの統一交渉日の設定、各単組における交渉情報の全体化などを重点的に取り組む。

確定闘争の結果と課題

札幌市は、市の人事委員会勧告をめぐって、市労連の協議・交渉が展開された。

月例給、一時金については、国と同様の決着となった。物価高騰への対応として、自動車などを利用して通勤不便な勤務先に通う場合の加算を、22年度に限り500円/月増額、4月から12月分は給与の差額とともに支給。再任用職員の3級から5級の給料月額を、国公と同額に引き上げを確認した。さらに、会計年度任用職員の一時金を、0.1月分引き上げることになった。会計年度任用職員制度導入で賃金の経過措置適用者は、期末手当を引き下げていないので改定しなかった。

定年の引き上げを23年度から導入し、このうち、定年前再任用短時間勤務の任期を1年ごとの更新ではなく、定年退職日に相当する日までとした。また、職員採用は毎年一定数の採用数を確保。60歳に到達した係長は、新設する「副主幹」として係長のサポートや、後進の育成などの役割を担う柔軟な希望降任が認められることとなった。

また、暫定再任用の格付は、一般職で4級まで到達し退職した場合と係長職で退職した場合は4級、課長職で退職した職員は5級と、現行の再任用格付けよりも引き上げることとなった。

地公三者共闘会議は、道当局との労使協議・交渉を進め、結果は、月例給、一時金が勧告どおりで、差額支給は23年1月となった。一方、会計年度任用職員は、月例給、一時金ともに据え置きとなった。しかし、



勧告を前に道人事委員会と交渉する地公三者共闘＝2022年9月14日、道庁別館

一時金は、引き続き協議をしていく姿勢を確認した。

また、定年の引き上げは、23年度からの導入を確認した。退職手当のピーク時特例は、60歳時点の手当額より定年引き上げ後の手当額が低い場合、60歳時点の手当額を保障することを勝ち取った。さらに、全道庁労連は、再任用職員の4級格付け、フルタイム・短時間の選択を可能とする運用について継続協議を確認した。

道内自治体の月例給、一時金の引き上げ改定は、161単組で人勧どおりで決着した。このうち、小樽市職労および滝川市職労では、21年の給与改定（マイナス0.15月）が継続協議となっていたが、当局が提案を取り下げ、減額調整させなかった。

個別継続課題の獲得状況

会計年度任用職員に勤勉手当が支給されないことや一会計年度の任用であることを理由に、一時金改定なし、月例給は翌年度改定という提案が相次いだ。

道本部は、会計年度任用職員制度の趣旨や常勤職員との均衡の観点^①から、常勤職員に準じた引き上げをめざして取り組んだ。

① 11月10日の参議院内閣委員会における、国公の期間業務職員（臨時・非常勤職員）の引き上げ改定を常勤職員に準じるとした河野国公担当大臣の答弁を各単組に情報提供した。

結果は、月例給を引き上げ、差額を支給した65単組のうち一時金も引き上げたのは37単組、一時金引き上げなしが111単組となった。

初任給等の改善は、網走市労連が、3級昇格要件を4年短縮する回答を引き出した。斜里町労連でも、23年1月から2年短縮、浜頓別町職労も23年4月から1年短縮、苫小牧市職労でも23年1月から1年短縮を勝ち取った。



組合員からの「一人一言」メッセージを集約し室蘭市長に提出した室蘭市職労非常勤職員協議会＝2022年9月5日、室蘭市庁舎内

賃金の独自削減問題では、旭川市職労が、独自の昇給抑制を停止し、完全回復を果たした。

一方、賃金合理化提案も相次いだ。北広島市職労では新規採用者に対する赴任旅費廃止、当別町職や幕別町職では持家手当の廃止が提案された。梓外号俸廃止や55歳以上昇給停止、係長職の格付けの引き下げが提案され、継続協議となっている単組もあった。

諸手当、休暇制度、職場環境改善では、さまざまな改善を獲得した単組があった。

石狩市職労は特地勤務手当の支給対象者の拡大、名刺の公費負担、恵庭市職労は業務用のスマートフォン導入、ナチュラルビズ（通年のノーネクタイ）実施、冷房設備導入にむけて前進回答を引き出した。根室市職労は、寒冷地手当の時間外勤務手当基礎額への算入にあたり、2年分遡及して算入した。

休暇関係では、広尾町労連では年間2日のリフレッシュ休暇を勝ち取った。また、足寄町職労は妊娠通院休暇の対象者拡大、新型コロナの特殊勤務手当の拡大、冬期休暇拡大を継続協議とした。道北地方本部の

留萌ブロックでは、冬期休暇の整備要求を統一して取り組み、遠別町職
で今年度からの冬期休暇を勝ち取った。

確定期の定年引き上げの取り組み

定年引き上げ課題では、9月議会
までに妥結した単組で、引き続き課

題の決着をめざしてきた。

苫小牧市職労は短時間の再任用職員の賃金格付をフルタイムと同一に
引き上げ、網走市労連では再任用職員の本人希望によるフルタイム移行
について、定年引き上げ制度の運用のなかで検討することを確認した。

斜里町労連では、再任用の格付けについて4級まで適用できるよう見
直した。根室市職労は、役職定年にかかる降格について係長職とし、若



名寄市労連、青年層を対象に賃金制度について学ぶランチ学習
会、のべ149人が参加＝2022年12月14～22日、名寄市役所庁舎内

年層職員の昇格機会
を阻害しないよう職
名の整理をはかった
ほか、暫定再任用の
格付けについて主査
(係長職)を現行再
任用で格付している
3級から4級に引き

上げ、高齢者部分休業の整備も勝ち取った。

また、旭川市職労や北見市労連、帯広市労連、伊達市労連、富良野市
労連、留萌市労連、松前町労連などは、12月議会で条例改正とし、再任
用職員の賃金格付けなどは継続協議となった。

このほか、木古内町労連や知内町職、浦幌町職などでは、役職定年者
の格付けを確立したうえで、制度導入について妥結した。

一部自治体では、12月議会での条例改正を3月議会に変更する意向を
示すなど、制度開始のスケジュールが先送りされた。そのなかでも浜頓
別町職労では、退職者が出ない年度でも職員を採用、制度設計にあたり
合理化を行わない、当事者への説明を行う、労使合意なしで条例化しな

いことを確認した。

3 一厚岸町当局、賃金合理化を提案

級格付け見直し、通勤手当の改悪

10月12日、厚岸町当局は町職に対し職員制度の見直しを提案した。その内容は、主査職は4級から3級、主任職は3級から2級へ格付けを見直し、通勤手当の支給上限を引き下げるといったものだった。事前協議もなく、1カ月後の11月16日が回答期限とされた。

級格付けの見直しについて、当局は「主査職の現状は係長級と同等の職務内容・職責とは言えず適切ではない」と説明。通勤手当引き下げは、「災害発生時の対応に支障がある。住民からも批判があり、職員の町外居住を抑止するため」とした。組合員へ説明する期間も考慮しない、極めて不誠実な対応であった。

分限処分に相当する不当な提案

厚岸町職は直ちに対応を協議し、主査、主任の級格付け見直しは事実上分限処分並みの見直しであり、通勤手当の引き下げも違法性が疑われるものと判断し、直ちに地本、道本部へ支援を要請するとともに、道本部の顧問弁護士へ照会することを決定した。

また、提案された見直しは、最も影響の大きい職員で年額50万円、生涯賃金では1千万円超の賃金削減となることが明らかとなった。

厚岸町職の青年部はアンケートを実施した。提案が実施されたなら退職を検討するとの回答が多数を占めた。

職場集会には、対象者の95%が参加。「主査職だけが賃金削減され納得できない、生活できなくなる」など、当局への不満、批判が相次いだ。町職は、提案を容認せず、団体交渉には全組合員が参加することなどを決定した。

町職支援のため、道東地本は管内の単組にステッカー行動を呼びかけ、



道東地本単組から195枚の抗議ステッカーが集まった

道本部青年部は激布行動を提起し、支援は全国に広がった。

浅野高宏自治労顧問弁護士は、級格付け見直しは「平等取扱いの原則(地公法第13条)、国や他自治体および民間給与との均衡原則(同24条)などに違反する。また、極めて重要な労働条件の変更であり、

十分な説明と労使交渉期間の保証もなく、団体交渉権の侵害になりうる」とし、通勤手当の改悪は「憲法第22条が保証する居住移転の自由を侵害する。災害発生時の対応に支障が出るか否か不明であり、町内に居住しなければ職務を全うできないという住民の批判も、合理的理由は見出しがたい」との意見書を示した。

当局、提案取り下げへ

厚岸町職は組合員の怒りの声と弁護士の意見書、自治労の全国規模の支援を背景に合理化阻止闘争を展開し、当局の申し入れを最後まで容認せず、撤回を求めた。こうした取り組みの結果、当局は、1度も職員に対する説明会を実施しないまま、翌年1月16日に提案を取り下げた。

厚岸町職の内柴執行委員長は、2023年2月3日開催の道本部臨時大会で発言、「元々、厚岸町職は結集力の弱い単組だが、教宣紙や職場集会以で組合員と問題意識を共有し、組合の



闘争結末を決めた町職全体集會には、多くの組合員が結集した
=2023年1月20日、厚岸町・役場庁舎内

考え方を理解してもらえるよう努めた。あきらめずに活動したことで、当局側に組合の運動に対する恐怖感を植え付け、これが合理化の阻止につながった」と報告。全道・全国から寄せられた支援に感謝を述べた。

また、「このたたかいをとおして、組織率が約14%アップして45.9%となり、組合員が40人増加して114人となった」ことも報告され、職場・職員に依拠した組合運動の重要性を、改めて確認することができたたたかいであった。

道東地方本部の中村執行委員長も同大会で発言し、「当局の不当な申し入れに対し、組合が一体となって反対運動を展開した。道本部・地方本部も一丸となって取り組み、自治労のスケールメリットを示すことができた」と総括した。

4ーロシアがウクライナへ軍事侵攻



ウクライナに侵攻したロシア軍の即時撤退を求めて、戦争をさせない北海道委員会主催の集会、約400人の市民が結集＝2022年3月19日、札幌市・国際ビル前

ロシアのプーチン大統領は、米国や北大西洋条約機構（NATO）の脅威が迫っているとして、ウクライナ東部での「特別軍事作戦」の実施を宣言し、2022年2月24日、ウクライナへの全面的な軍事侵攻を開始した。

14年、クリミア半島のロシア連邦への併合以来、ドンバス地方と呼ばれる東部2州のうちルハンシク州とドネツク州での親ロシア派の暴動や反乱（独立運動）など、ロシアとウクライナで続いてきた緊張関係が、

ついに全面的な軍事侵攻にまでエスカレートした。

これに対し、米国や欧州から軍事支援を受けたウクライナ軍は抵抗し、ロシア軍の東部制圧は足踏み状態が続いた。

ウクライナ軍は8月以降、南部や東部で領土の奪還を進めたが、プーチン大統領は9月、占領したウクライナ東部・南部の4州を併合すると一方的に宣言した。

道本部は、2022年3月2日、道平和運動フォーラムと連携、戦争に反対しロシア軍の早期撤退を求めて、全地本、単組・総支部からロシア・プーチン大統領に抗議する打電行動を取り組んだ。

ウクライナへの軍事侵攻に対し、国連でロシア非難が決議され、アメリカ、日本など西側諸国が次々と経済制裁措置を表明した。

ウクライナ国内では、子どもや老人を含む多くの市民が犠牲となった。民間人の死者は、国連の22年12月28日発表では、7000人以上となっている。また、両軍兵士の死傷者は、約20万人（2022年11月11日、米軍トップの発言）とみられている。戦争終結のめどが立たず、いずれの数字もさらに増加し続けている。

この戦争で、世界的な食糧不足、エネルギー不足が深刻化してきており、日本国内でも物価が高騰し生活不安が増加している。

道本部千葉委員長は、6月3日の中央委員会で「いかなる理由があろうとも、侵略行為は許されない」とし、ロシアを強く批判。また、「ウクライナ侵攻を機に国民の不安をあおり、軍備増強、敵基地攻撃能力の保有などが声高に叫ばれている。今こそ、日本国憲法の平和主義に基づく解決をめざす必要がある」と表明、政府・自民党の軍拡姿勢を厳しく批判した。

軍事侵攻したロシアが、まずはウクライナ国内から撤退し、両国の交渉・協議のテーブルを設け、過去からの歴史的諸問題を含めて和平への道を真摯に議論し直すべきである。これ以上の犠牲者を出さないために、停戦にむけ冷静で賢明な両国の判断が強く求められている。

同時に、一日も早い戦争終結と世界平和の回復にむけ、多くの国々と

人々の英知を結集して、両国に働きかけていく必要がある。

5－安倍元首相 銃撃され死亡

異例の国葬に賛否割れる

2022年7月8日午前11時半ごろ、奈良市で参院選の応援演説中だった安倍晋三元首相が銃撃され死亡した。逮捕された山上徹也容疑者は、世界平和統一家庭連合（旧統一教会）に恨みがあり、つながりがあると思って安倍氏を狙ったと供述。多額の献金や2世信者など、旧統一教会をめぐる問題に注目が集まるきっかけとなった。

岸田文雄首相は事件後、首相経験者では吉田茂氏以来55年ぶりとなる異例の国葬を表明。しかし、多額の費用や安倍氏に対する評価などをめぐって世論の賛否が割れた。共同通信は「反対」53%、「賛成」45%、日経は「反対」47%、「賛成」43%などとなった。

確かに、安倍元首相は首相在任期間が歴代最長で、アベノミクスと称して日本経済の転換をめざしていたことは事実であった。しかし、一方では、2014年に解釈改憲で集団的自衛権行使を容認、15年には憲法違反の安保法制を強行する等、平和憲法否定の強引な政治姿勢が世論の批判を浴びた。

疑惑もつきまとい、森友、加計学園、桜を観る会など説明責任を果たさない人物とみられていた。

旧統一教会と自民党の深い間

さらに、この事件は意外な展開を見せはじめた。

山上容疑者は取り調べに対し、「母親が旧統一教会^①の信者で、教会

① 旧世界基督教統一神霊協会＝旧統一教会。1994年に名称を世界平和統一家庭連合に変更（日



事件を報じる2022年7月8日の北海道新聞夕刊

への多額の献金で破産、家庭が崩壊した」と供述。また、安倍元首相が2021年9月に韓国で開催された天宙平和連合（旧統一教会の関連団体）主催の集会に送ったビデオメッセージを見て、「安倍は旧統一教会と深くつながっており、絶対に殺さなければいけないと思った」と犯行動機を供述した。

旧統一教会の教祖、故文鮮明は、若い頃（戦前）の日本留学時代から反日、反共思想家であったが、1968年1月、教会の下部組織として政治団体「国際勝共連合」を韓国で設立。4月には、日本でもA級戦犯容疑者だった自民党の岸信介や右翼活動家の児玉誉士夫らを発起人に、同団体を設立した。

このころから、すでに、教会の原理運動^②による家庭崩壊、学業放棄が社会問題となっていた。75年に出された文鮮明の送金命令で、日本の旧統一教会は過酷な献金、違法な商売（靈感商法）で得た資金をアメリカ、韓国等の活動に提供した。

しかし、靈感商法で多くの被害者が発生、刑事、民事の裁判で違法判決が多数出た。また、多額の献金が家庭崩壊につながる事例も多発し、容疑者の犯行動機とされる母親の1億円献金もその一例であった。

旧統一教会は、1986年から日本の政治家に接近する政治方針をかかげた。元立憲民主党の参議でジャーナリストの有田芳生氏によれば、「1990年3月25日の『思想新聞』（勝共連合機関紙）には『勝共推進議員』として麻生太郎、森喜朗、安倍晋太郎など105人の名簿が掲載され、『勝共

本では、靈感商法問題等で遅れ、文化庁が改称を認証したのは2015年）。1954年に韓国で設立された宗教団体（教祖、故・文鮮明）で、キリスト教の一宗派と主張。信者数は、韓国30万人、日本10万人、世界に330万人194カ国に協会がある（教団発表）。靈感商法や洗脳による信者の度を越した献金、合同結婚式等が知られている。政治部門には、1968年に岸信介らと文鮮明で設立した、反共運動で有名な保守系政治団体「国際勝共連合」（勝共連合）がある。

② 旧統一教会の布教活動をいう。その教えは、宇宙の根本原理たる神の存在を知り、その原理を解明することによって全宗教を統一し、地上に平和な世界を建設できると説いた。高校生・大学生を中心に原理運動が行われたが、原理研究会が寄宿生活を通じて行われることから家庭に帰らぬ者が増大し、原理運動対策父母の会（1962年）や原理運動被害者父母の会（1975年）が発足するなど社会問題となった。

推進議員』は、教会の研修に出ることなどを条件に選挙の応援を受ける」と述べた。具体的には、教会側が公設・私設秘書の派遣や、電話がけ、チラシ配布等を行い、議員側は広告塔的な役割を担い、両者の信頼（癒着）関係が築かれていった（2022年9月29日、立憲民主党へ寄稿）。

特に、安倍元首相は、祖父の岸信介の時代からはじまり、父親の安倍晋太郎と3代にわたる深い関係が続いていた。

癒着の実態解明へ

2022年12月10日、参議院で「法人等による寄付の不当な勧誘の防止等に関する法律（略称＝旧統一教会被害者救済法）」が成立した。

与野党が協議を重ねた末に、なんとか法案化にこぎつけたものであったが、実効性を高めていくことが求められた。特に、二世信者からの「それでも私たちは救われない」との訴えは、その不十分さを強く物語っていた。

しかも、安倍元首相や細田衆院議長と教会との関係は、明らかになったとはいえなかった。さらに、閣僚の辞任まで発展した旧統一教会と自民党の深い関係の実態解明もほとんど進まなかった。

特に、教会と政治との癒着関係を断ち切ることや、献金ノルマ等に苦しむ信者、二世信者の負担解消のためにも、政府、自民党の逃げ隠れをこのまま許してはならない。

6—参院選 与党圧勝 立憲伸びず

鬼木、徳永の勝利めざして

2月にロシアが隣国ウクライナに軍事侵攻したことで、世界的な食料、エネルギー危機と物価高騰が発生した。国内でも、原材料価格が高騰。電気・ガス料金、灯油、ガソリン価格、食料品等、急激な値上げが続いた。

また、周辺国との有事を想定した軍備拡大、敵基地攻撃能力の保有、改憲の動きも強まっていた。さらに、なかなか収束の見通しが立たない新型コロナウイルスへの新たな対応策も、喫緊の課題であった。



参院選比例代表自治労組織内・鬼木誠候補の第一声＝6月22日、東京都内

こうした情勢下で7月の参院選がたたかわれた。道本部は、課題解決のためには、自公政権にかわる政治勢力の結集が必要であり、立憲民主党を中心とする野党勢力の拡大にむけ、生活者・労働者のための政治をとりもどす重要なたたかいと位置づけた。

具体的には、全国比例代表自治労組織内の鬼木誠と道選挙区の徳永エリの必勝にむけ取り組んだ。

自民圧勝、改憲ライン超え
民意軽視し傲慢政治 安倍長期政権

投票日を目前に安倍元首相が遊説中に銃撃されて死亡、騒然とするなかで投票日を迎えた。

立憲民主党は、改選23議席を大きく下回る17議席に終わった。非改選を加えても45議席から39議席に後退した。自民党は、単独で改選過半数を上まわる63議席を獲得した。自公では、公明党が1議席減らしたものの、非改選を加えて過半数の126議席を大きく上回る146議席（自119、公27）を獲得した。また、自公に日本維新の会を加えた改憲勢力が、参院の3分の2（164）を上回った。

国民民主党は改選議席を守れず、2議席減の5議席（非改選5）となり、共産党も、改選議席を2議席減らして4議席（非改選7）となった。社民党は、1議席（非改選0）を守った。日本維新の会は、選挙区では4人にとどまったものの、比例代表で野党第一党の立憲民主党を上まわる8人が当選し、改選6から倍の12議席（非改選9）へと躍進した。

2019年の前回、1人区の32選挙区では、野党の10勝22敗であったが、今回は野党間の選挙協力が不調に終わり、与野党対決選挙区が11にとどまり、4勝28敗となった。

比例代表の獲得票は、自民が3年前の前回選挙から約54万票増やし、約1826万票、公明は約618万票（約36万票減）、立憲は約677万票（約115万票減）、国民は約316万票（約32万票減）だった。共産は約362万票（約87万票減）、社民は約125万票（約21万票増）、維新は約294万票増の約785万票となり、大幅増となった。

また、れいわ新選組は約232万票（約4万票増）を獲得し、NHK党は約125万票（約27万増）を獲得、それぞれ3議席、1議席を獲得した。新たに、諸派の参政党が、約177万票を得票して1議席を獲得した。

投票率は、前回3年前よりは3.25ポイント上昇したものの、史上4番目の低投票率となった。

鬼木誠が初当選 徳永エリは3期目へ

今回の参院選は、自治労にとって、現在の選挙制度（1983

年の参院選から）になってから、47全県本部、社保労連の推薦を受けた初の全国比例代表統一候補が実現してのたたかいだった。

その統一候補としてたたかった鬼木誠は、獲得目標30万票に対し、全国で17万1619票（道内で2万2090票）と目標を大きく下回る得票に終わった。

しかし、立憲民主党内で第2位、連合候補では第1位となり、江崎孝が12年間守ってきた自治労組織内の議席を守り、初陣を飾った。

道内の得票は、13年の相原3万3611票、16年の江崎2万9231票、19年の岸3万



厳しいたたかいの北海道選挙区、道民に支持を訴える徳永候補＝2022年7月3日、札幌市・大通3丁目

4915票だったが、鬼木はそれらを下回った。全国では、13年の相原23万5636票、16年の江崎18万4187票には及ばなかったが、19年の岸15万7849票からは、1万3770票上回った。

また、立憲民主、国民民主両党の連合候補のなかでは9人中4位だった。道選挙区（3人区）は、徳永エリが厳しい選挙戦を勝ち抜き、3期目の当選を果たした。

結果は次のとおり。

当選	長谷川 岳 (51)	自民	59万5033票
当選	徳永 エリ (60)	立憲	45万5057票
当選	船橋 利実 (61)	自民	44万7232票
次点	石川 知裕 (48)	立憲	42万2392票
	畠山 和也 (53)	共産	16万3252票

※得票順、主な候補者のみ

しかし、石川知裕は、42万票を獲得したものの次点。自民党が2議席を確保した。

参院選の総括

連合は、この参院選で、組織内比例代表9人、選挙区46人を推薦、当選者はそれぞれ8人、14人計22人とどまり、非常に厳しい結果となった。

2022年の年次大会では、「比例代表選挙で個人名票が約150万票にとどまったことは重く受け止めなければならない。

前回2019年の参院選に続いて現職を落選させてしまい、痛恨の極みである」と総括した。

道本部の取り組みは、コロナ禍でかつてないものとなったが、単組の推薦は最終的には92%（前回95.7%）に達した。



ウェブ開催となった全道メーデー集会で参院選の連合組織内候補を、鬼木の桃太郎旗、持ち手は山木書記長＝2022年5月1日、札幌市・大通西6丁目

また、全国的に取り組んだラグビーボール型メッセージカード作成を全単組で実施し、青年部、女性部、各評議会等も加わって、約5000枚を集約した。

その他、4月に全道オルグ、5～6月に都市連、町村連のオルグ、6月4日の鬼木誠・徳永エリ総決起集会、鬼木誠LINE登録（全国7410件、北海道803件）、機関紙「自治労北海道」（家庭版）の発行など、組合員・家族への浸透、政策の周知等、支持拡大を進めた。



青年部、女性部の企画による「鬼木まこと、徳永エリ総決起集会」に全道から350人が結集、必勝を誓い合った＝2022年6月4日、ホテルポールスター札幌

しかし、支持者紹介カードは、様式の改良、支援確実者の紹介、回収時の声掛けなど工夫を重ねながら進めたが、個人情報の取り扱いが慎重になっていることなどから

回収率があがらなかった。道本部として、あらためて今後の取り組み方法などの検討を進めることとした。

また、今回の参議選では、運輸労連をはじめ、全農林、全水道、全建総連、全自交、森林労連、全労金、労済労連、政労連、JR総連、農団労、道季労、ティグレフォーラムからご支援をいただいた。

さらに、現退一致の方針のもとに退職者会と連携し、消防協も学習会、単協推薦、紹介者活動等を展開した。

7 敵基地攻撃能力の保有へ

聞いているだけの「聞く力」

2022年1月17日、岸田首相は通常国会の施政方針演説で「新しい資本主義」の実現、「外交、安全保障」の推進等を表明した。

安倍、菅内閣の新自由主義的な考え方を批判、格差や貧困を克服し、持続可能な経済社会の実現を強調した。成長と分配の好循環による「新しい資本主義」を実現し、豊かで生き生きと暮らせる社会をつくっていくと述べた。しかし、「新しい資本主義」は理念先行にとどまり、実質賃金の低下傾向には歯止めがかからず、独自色は見えなかった。

10月の臨時国会では、岸田内閣の主要閣僚に旧統一教会との接点が発覚した。「死刑ハンコ」発言、政治とカネの問題も追及され、約1カ月に3人の閣僚（山際経済再生大臣、葉梨法務大臣、寺田総務大臣）が辞任に追い込まれた。その後も、政治とカネの問題や旧統一教会との接点問題で国会での追及を受けていた秋葉復興大臣が、12月27日に辞任した。

「聞く力」を標榜してきたが、聞いているだけであつた。賛否が割れた安倍元首相の国葬では、安倍派への配慮を優先、決定したことを説明するだけであつた。国会軽視、国民への説明も後手に回つた。

某週刊誌が実施した「期待はずれだった歴代首相」は、岸田首相が第1位となった。因みに2位は鳩山由紀夫、3位が菅義偉だった。その理由は「政治家の話しか聞かない人だった。国葬に使うお金があるなら国民に10万円配ってほしかった」「国民のことを考えていない。自分と自分の家族のことしか考えていない」などとなった。

首相の聞く力は国民には働かず、家族や特定の政治家等にだけ発揮される「偽物」だと、多くの国民から思われているというしかない。

国葬が行われた9月頃から、内閣支持率が急落。「直近の世論調査か

ら^①」の発表では、7月の参議選時に56.4%だった支持率が、12月時点では32.6%まで下落、不支持が53.1%となり、支持・不支持が逆転した。

敵基地攻撃能力の保有を閣議決定

2022年12月2日、自民・公明両党は、敵基地攻撃能力を保持する

ことに合意した。ロシアのウクライナへの軍事侵攻、北朝鮮のミサイル問題、中国による周辺国への軍事的脅威の増大、中台関係の悪化など、明日にでも、ロシア、中国、北朝鮮から攻撃されるのではないかという国民の気運が高まっていた。

歴代自民党政府は、専守防衛の立場から、敵基地攻撃能力は政策的に保有しないとしてきた。しかし、岸田内閣は、戦後日本の防衛政策（専守防衛）の大転換を、国会閉会後の12月16日、閣議決定してしまった。

安保三文書（国家安保戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画）は、反撃（敵基地攻撃）能力の保有、国産長距離ミサイルの増産などが明記された。同時に、自衛隊の装備拡充が必要として、アメリカ製巡航ミサイルトマホークの配備、攻撃型無人機の導入、弾薬の製造・備蓄の強化、サイバー部隊の大幅増員などが盛り込まれるなど、自衛の範囲を明らかに逸脱していた。

しかも、2027年度に防衛費とその関連経費を合わせGDPの2%とする予算措置や、5年間の防衛力整備の水準を43兆円程度とすると明記した。この財源確保、増税論議は来年度に持ち越しとなった。

立憲民主党や日本維新の会などは増税反対を表明、年明けの通常国会から専守防衛のあり方や敵基地攻撃能力の保有の是非等の問題を含め、論戦が交わされることとなった。

しかし、首相は、翌年の通常国会で提案、説明する前の2023年1月14日、アメリカのバイデン大統領と会談し、敵基地攻撃能力の保有や防衛費の大幅増を決めたことを説明。バイデン氏は全面的な支持を表明した。

①北海道地方自治研究所が、2012年度より国政選挙・地方選挙にかかる世論調査の分析を主な目的として「北海道世論調査会」を設置し、現在まで活動。活動の一環として「世論調査評論会」を月1回開催し、「直近の世論調査から」を発表している。

国民の命に関わる重要な問題にもかかわらず、国会の議論を経ないで既成事実化を進めた首相の姿勢に、自民党岸田派の関係者が「米国は大喜びだろうが、異常だ」と漏らした^①。

立憲民主党の泉健太代表は、「防衛増税も防衛力の抜本的な強化も、国会審議や国民の納得もないまま米大統領らに説明した。国民主権の原則に照らしても、国民への説明と国会論戦が先だ」と批判した。

なお、国内世論は、12月16日の閣議決定を境に、防衛費の増額規模や増税による財源確保方針が報道されると、防衛費増額賛成派が減りはじめ反対派が逆転した。

原発政策も大きく転換

岸田首相は、8月24日、政府の第2回グリーン
ントランスフォーメーション（以下、GX^②）

実行会議（議長 岸田総理大臣、有識者構成員として芳野連合会長が参加）で、原発推進姿勢を鮮明にした。

ウクライナ危機も踏まえたエネルギー安定供給の具体策として、既存原発の再稼働と運転期間の延長、次世代革新炉の開発・建設などを表明し、年末に具体的な結論を出すよう、GX実行会議に検討加速を要請したのである。

また、10月4日の臨時国会でも、GXへの投資とその前提となるエネルギー安定供給にむけ、「10数基の原発の再稼働、新たな安全メカニズムを組み込んだ次世代革新炉の開発・



「被爆ピアノコンサート」が札幌をはじめ全道4カ所で開催、戦争の悲惨さと平和の大切さを訴えた＝2022年10月23日、ホテルロイトン札幌

① 2023年1月15日、東京新聞。

② GX=脱炭素社会の実現にむけた取り組みをつうじた、経済社会システム全体の改革。経産省が提唱。定義としては、2050年カーボンニュートラルや、2030年の国としての温室効果ガス排出削減目標の達成にむけた取り組みを経済の成長の機会と捉え、排出削減と産業競争力の向上の実現にむけた、経済社会システム全体の改革がGXであるとしている。

建設などについて、専門家による議論の加速を指示した」と表明した。

しかし、福島第1原発事故で、原発は安くて安全という神話はすでに過去のものになっており、再生可能エネルギーの活用も拡大してきている。

自然災害が頻発する日本において、原発の安全性確保は極めて困難であり、安全保障上の重大な脅威となることも明らかである。

政府による安易な原発推進に歯止めをかけ、再生可能エネルギー活用の拡大によって、原発ゼロ社会の実現を求めていく取り組みを強化していかなければならない。



脱原発社会実現、エネルギー政策の転換、北海道への核の持ち込みを許さない、11.23脱原発デー北海道集会＝2022年11月23日、幌延町

8 退職者会 新会長に大場博之元委員長

斎藤会長は顧問へ

2022年10月24日、自治労会館4階ホールで開催された自治体退職者会北海道本部（以下、退職者会）定期総会で、斎藤譲会長（札幌市職連）が勇退し顧問に就任。



退職者会定期総会で団結ガンパローを行う大場新会長＝2022年10月24日、自治労会館

新しい会長に、大場博之元道本部委員長（札幌市職連）が就任し、新たな体制で運動がスタートした。

これまで退職者会は、多くの諸先輩が結集し、政治闘争を中心に自治労運動を支え続け、高い評価を得てきた。また、年金、医療など高齢者の生活向上をはじめ、国連平和大使派遣カンパ・署名、反戦・平和、反核など、現退一致の方針の下で、積極的な運動を展開してきた。



会長を退任し、新たに退職者会顧問に就任した齋藤前会長＝2022年10月24日、自治労会館

退職者会の歴史は、1984年7月6日、自治体退職者会北海道協議会として発足、40年を数える。当初の加入退職者会は、7単位退職者会、4447人にすぎなかった。

その後、96年11月14日の第13回定期総会で、協議会から自治体退職者会北海道本部に名称変更、組織拡大が前進。20年前の2002年10月23日の第19回定期総会時点では、30単位退職者会、9895人になった。さらに、その20年後には、2022年5月31日時点で43単位退職者会、1万621人にまで拡大した。（別記）

この間、自治体に退職者会がない地域を考慮し、個人でも加入可能な組織形態（日高地方本部退職者会等）を整えてきた。

ここ数年は、入会者の減少や会員の逝去等により会員数の漸減が続いており、17年の1万1640人から、22年までの5年間で1019人減った。

なお、20年間の退職者会歴代四役（会長、副会長、事務局長、事務局次長）は、歴代名簿を参照いただきたい。

単位退職者会別会員数

2022年5月31日現在

	単位退職者会の名称	加盟している地区退職者連合	会員数
1	全道庁労働組合退職者会		2,362
2	札幌市役所労働組合退職者会	札幌地区退職者連合	578
3	札幌市役所職員組合退職者協議会	札幌地区退職者連合	903
4	函館市役所職員労働組合退職者会	函館地区退職者連合	795
5	釧路市役所組合退職者の会	釧路地区退職者連合	703
6	苫小牧市役所退職者の会	苫小牧退職者連合	540
7	旭川市職員退職者会	旭川地区退職者連合	814
8	小樽市職員労働組合退職者協議会	小樽地区退職者連合	180
9	赤平地区自治体職員退職者の会		276
10	留萌市役所労働組合退職者の会	留萌地区退職者連合	116
11	紋別市労連〇Ｂの会	紋別地区退職者連合	121
12	厚岸町職員組合退職者の会		20
13	北見市職員労働組合退職者の会	北見地区退職者連合	376
14	室蘭市役所職員労働組合退職者会	室蘭地区退職者連合	160
15	八雲町職員労働組合退職者会	八雲地区楯職者連合	134
16	網走市役所退職者の会	網走地区退職者連合	239
17	滝川市職員労働組合退職者の会	滝川地区退職者連合	28
18	富良野市労連退職者の会	富良野地区高齢者・退職者連合	134
19	旭川市立学校職員退職者の会	旭川地区退職者連合	65
20	士別市職員退職者の会	士別地区退職者連合	246
21	帯広市労連退職者会	十勝地区退職者連合	372
22	名寄市職員労働組合退職者の会	名寄地区退職者連合	270
23	三笠市職員労働組合〇Ｂの会		80
24	稚内市退職者の会	稚内地区退職者連合	129
25	長万部町職員〇Ｂ親睦会	長万部地区退職者連合	75
26	木古内町職員労働組合退職者会		40
27	江差町職員退職年金者協議会		24
28	遠軽町職員労働組合退職者会	遠軽町退職者連合	87
29	根室市職員労働組合退職者会	根室退職者連合	29
30	中標津町退職者会	中標津地区退職者連合	45
31	札幌病院労働組合退職者協議会	札幌地区退職者連合	74

32	足寄町職員労働組合退職者会		31
33	自治労十勝地方本部退職者会	十勝地区退職者連合	37
34	上士幌町職員退職者会		33
35	上湧別地区退職者会		14
36	深川市職員組合退職者会		112
37	北海道自治体退職者会の会		105
38	別海町退職者の会		30
39	自治労新得町退職者の会		19
40	札幌市交通局退職者協議会	札幌地区退職者連合	168
41	上川町職員労働組合退職者会		22
42	森町職員労働組合退職者会	森地区高齢退職者連合	18
43	自治労日高地方本部退職者会		17
	合 計		10,621